

文部科学省研究補助金特定領域研究(平成17～21年度)  
A02 科挙班  
「中国科挙制度からみた寧波士人社会の形成と  
展開」  
研究成果報告

研究代表者

近藤一成(早稲田大学文学学術院 教授)

研究分担者

森田憲司(奈良大学文学部 教授)

櫻井智美(明治大学文学部 准教授)

鶴成久章(福岡教育大学教育学部 教授)

研究協力者

飯山知保(早稲田大学文学学術院 助教)

党宝海 (北京大学歴史系 副教授)

## 目次

[TOP](#)[00 総論](#)[01 近藤一成](#)[南宋地域社会の科举と儒学](#)[-- 明州慶元府の場合 --](#)[02 近藤一成](#)[鄞県知事王安石と明州士人社会](#)[03 近藤一成](#)[宋末元初湖州呉興の士人社会](#)[04 近藤一成](#)[黄震墓誌と王應麟墓道の語ること](#)[-- 宋元交替期の慶元士人社会 --](#)[05 近藤一成](#)[宋代中国士人社会研究の課題と展望](#)[-- 明州寧波士人社会と豊氏一族 --](#)[06 森田憲司](#)[系譜史料としての新出土墓誌](#)[-- 臨海出土墓誌群を材料として --](#)[07 櫻井智美](#)[元代カルルクの仕官と科举](#)[-- 慶元路を中心に --](#)[08 櫻井智美](#)[元代慶元の士人社会と科举](#)[09 鶴成久章](#)[明代の科举制度と朱子学](#)[-- 体制教学化がもたらした学びの内実 --](#)[10 鶴成久章](#)[明・張朝瑞撰『皇明貢挙考』の資料価値について](#)[11 飯山知保](#)[稷山段氏の金元代](#)[-- 11～14世紀の山西汾水下流域における「士人層」の存続と変質について --](#)[12 党宝海](#)[元代江南学田と地方社会](#)[-- 碑刻にあらわれる学田訴訟事件を中心として --](#)[13 森田憲司](#)[2009年奈良大学図書館展示「陞官図 -- 中国の出世スゴロク」解説](#)

## 00 総論

科挙班は、申請書において大略以下のような見通しで計画を遂行すると記した。すなわち宋・元・明における士人社会の形成と展開を、北宋＝「近世」科挙制度の確立と士人社会の形成、南宋＝科挙制度の定着と士人社会の熟成、元＝科挙制度の不在ないし実質的不在と士人社会の対応、明＝科挙制度の改変・復活と士人社会の完成・爛熟という歴史的段階に分け、中央の施策と地方の反応という枠のなかで、寧波を対象に通時的な考察を行う、というものである。さらに、この通時的考察を可能とするには、従来、研究蓄積の薄い元代への対策および当該時期の史料構築が不可欠と考えてメンバーを構成し、また比較の対照として華北における士人社会問題を視野に収めることにした。

具体的には、代表の近藤が北宋と南宋の士人社会を、元は二名で分担し森田が史料学について、櫻井がモンゴル政権による中国統治の視点から慶元士人社会を、鶴成が明の科挙を中心にそれぞれ分担し、研究協力者として飯山が金元代の華北を担当することとした。

従来から科挙受験者および受験を目指す者、さらには受験能力ありと認められた者たちを総称して士人というが、本課題でいう士人社会とは、これに加えて、科挙合格者や郷居ないし寄居する官人からなる北宋の科挙制度確立にともない出現した地域社会を指す。士人は、中国の伝統的支配－被支配の区分である士－庶の士に属する階層であるが、官と民の中間にあつて王朝の存立基盤を形成した。宋元明清約一千年の中国王朝体制を理解するキーワードの一つが、この士人社会である。科挙を契機として出現した士人社会は、それ故、上昇下降の厳しい競争社会となり、士－庶の区分は流動化する。しかしそれが逆に、王朝体制の安定と再生産の継続をもたらすことにもなった。

計画研究は、まず宋代明州の科挙合格者数の変遷を検討することから始まった。北宋では一桁台で推移していた進士合格者は、南宋中期に入ると10人を超える年が記録されるようになり、後半の理宗朝には45名を出した二回を最高に増加する。この南宋後半にピークを迎えるパターンは台州や温州にもみられ、逆にピークが南宋前半にあつて、その後は減少に転ずる常州や湖州と好対照をなす。長江下流域の江蘇から両浙・福建にかけての中国東南部各州における南宋進士合格者数の変遷は、このように漸増型、漸減型とそれ以外の一定(不定)型に分けられ、それぞれが地域士人社会の形成過程を反映した結果であると考えた。とくに前二者は東南沿海部と浙西太湖周辺部に集中し、新興開発地と開発先進地の違いが士人の科挙への対応の差となったといつてよい。この点を、湖州を例に検討すると、北宋時から多くの名族・著名士大夫が移住・寓居し、「園池・琴書・歌舞」を楽しむ士人社会においては、科挙受験に齟齬するより、恩蔭による出仕で官としての地位を目指す傾向が強く、上昇志向に捉われない風潮があつた。一方、南宋の明州は、史氏一族から3人の宰相を出すなど、高氏、袁氏、樓氏を始めとする名族は高位高官を輩出し、科挙合格者の急増は明州慶元の中央官界での立場の急上昇と連動していた。その背景に、南宋後半期の明州士人社会の確立をみるところは容易であろう。

既に黄寛重氏らによって、南宋明州名望家の起家の経過や経済基盤、教育と学術の展開、姻戚関係、社会・文化活動については詳細がほぼ明らかにされているが、それらをふまえて北宋から南宋末にいたる明州士人社会の形成と確立を展望すると、北宋仁宗期の「慶曆五先生」など、主に清初の著作によって我々がイメージする明州先賢像は、南宋後半期の慶元士人社会が紡ぎだした自らの由来の物語であることが明らかとなる。ここに本研究課題は、明州士人社会の自己認識、いわば「記憶と記録およびその伝達」の問題を取り込むことになり、「慶曆五先生」像については、南宋後半「慶曆五先生」言説の出現→宋末元初 王應麟による言説の定型化→元中期 袁桷『延祐四明志』による言説の定着→清初『宋元学案』の言説流布という経緯を明らかにし得た。

宋末元初は既存文献史料の乏しい時期で、本課題に最も有効な史料は各種墓誌銘である。明州を代表する学者官僚黄震と王應麟の子孫には幸い墓誌銘が多く残され、それらの利用から元代慶元士人社会の一側面を窺うことができるのみならず、『玉海』や『黄氏日抄』など現在の研究に必須の重要文献の編纂・刊行過程を検証できたことも成果であつた。しかし実は、これら当該時代の墓誌銘を歴史史料として扱うには未だ基本的な考察ができていない。これに対し本課題での

史料構築の作業は、石刻史料の「同時間性」、「個別性」に加え、碑文などと異なる「存在の遍在性」という要素を加えて、歴史史料としての墓誌の有効性と限界を検討し、宋元墓誌史料学の基本項目を整理した。

その上で、近年刊行の『臨海墓誌集録』の出土墓誌南宋54件、元6件を分析の主要対象にして、台州臨海県という県レベルでの士人社会の姻戚関係や科挙への対応とその結果、そこから生ずる各家の盛衰を跡付けた。台州は、温州とともに明州を含む宋元期のSub Regionを構成していたというのが本課題でみえてきた結論であるが、鹿、応、王、陳、徐、朱、[呉]氏といった家同士の重層的な姻戚関係は、明州の名族間での様相と基を一にする。違いは、明州が『文集』などに収録される名族の墓誌からの帰結であるのに対し、臨海県は、それより下の県レベルの一般士人社会層であり、『文集』収録の墓誌は少なく、出土によって初めて明らかとなった部分が多い。寧波でも近年、いくつかの出土石刻資料目録が刊行されているが、題目に止まり録文のないものが大多数である。一日も早い現地での墓誌整理を希望する。

一方、寧波(元代には慶元路)の士人たちが元代の科挙とどのように関わったのかについては、まず色目人カルルクが多数存在する慶元路の政治・社会状況、および慶元路を中心とした元代における色目人の科挙対応について検討した。慶元路の進士合格者は5名、郷試合格者も延べ14名に止まったが、5名の進士中、3名がカルルクであった。カルルクの本貫南陽との比較やカルルク家系図の復元などを通して、南陽より科挙に有利な慶元路の特質がみえてくる。その結論を踏まえ、カルルクなど色目人をも包含する慶元路の士人たちが持つ「科挙意識」について、次に考察を進めた。元代前期においては科挙が行われず、その中では科挙制度を客観的に評価する意見が見られるとともに、科挙以外のルートから官界入りを果たす現実的な対応がとられた。しかし、約四十年後の1313年に科挙開始が決定すると、慶元路の士人たちはすぐさまそれに対応した仕官を目指した。元代中期、科挙に登第したのは、宋代史氏の子孫など少数であったが、その背景には、宋代以来連続する「科挙をあるべきもの」とする士人に共通する一貫した意識の存在を確認できた。元代後期にいたっても科挙登第を目指す動きは継続するが、元代の政治の中枢においては科挙官僚が活躍する場面が限られていたこと、科挙のシステムが官吏登用制度に占める割合が相対的に小さかったことなどが原因となり、科挙を絶対無二と考える姿勢は時期を追うごとに小さくなっていったと考えられる。

以上から、宋代以来の「科挙意識」の継続を支えた中国の持続的な文化風土と、モンゴル政権による科挙の位置づけの間で、士人たちが試行錯誤しつつ現実的な対応をしていったことが明らかになる。同時に、彼らの科挙に対する持続的な関心が明代の科挙における慶元路の優位的な位置を生み出したことも指摘できよう。本研究を通して、元代慶元路が持つ特殊性をも加味した当地の士人社会の様相が輪郭を持って見えてきたと考えている。また、科挙以外の多様な出仕ルートは、南宋時の金代華北の特色でもあり、士人社会の様相は中国南方地域とは当然のことながら大きく異なった展開をみせた。

明代の科挙制度は、宋元の科挙制度を土台にして作り上げられ、その上での特質をもつ。本研究は、明代科挙を概観する作業の一環として、明代士人の朱子学的教養と科挙制度との関係を巡る考察に、まず取り組んだ。朱子学が科挙制度に取り込まれ官学化したことにより、士人達の読書の実態にどのような変化が生じたかという問題につき、明代士人文化に対する科挙制度の影響を実証レベルで考察できたと考える。また、明代寧波の科挙合格者データベース作成作業の一貫として、張朝瑞撰『皇明貢舉考』の資料価値について考察するとともに、北京図書館蔵『皇明浙士登科考』や各種題名録、及び地方志を利用してデータベース作成のための基礎作業を行い、これは継続中である。

2006年の『天一閣明代科挙選刊・登科録』刊行は、本課題にとり一大事件であった。これについては、前年から着手していた明・張朝瑞撰『皇明貢舉考』の資料価値についての考察が大いに役立つ。さらに、天一閣の創始者范欽と寧波士人社会との関係についての考察を進めるとともに、彼が各種科挙録を収集した動機やその文化的背景を探る研究の一環として、明代における状元文化をめぐる問題についても調査を開始した。加えて、明代寧波において進士を輩出し続けた宗族を抽出し、その社会的背景と文化的背景とについて考察した。また、『天一閣明代科挙選刊・登

科録『天一閣明代科挙選刊・会試録』の詳細な分析と、その蒐集者であった范欽と寧波士人社会との関係についての考察も継続しており、さらに、明代寧波の科挙文化と士人社会との関係について、状元という観点からアプローチすべく、『明状元図考』『皇明歴科状元録』『明三元考』等についての研究を現在行っている。

宋元明の寧波士人社会の通時的考察という当初掲げた最終目標に対して、現在の段階での回答は、明中期の豊坊の歴史的な位置づけにある。「慶暦五先生」の一人、樓郁に受業し進士合格、高官を歴任した豊稷を祖とし、連綿と進士を輩出し続けた寧波豊氏の終着点である。そのスケールと深さにおいて圧倒的な経書への造詣は、しかし豊稷以来の祖先の名に仮託した大量の偽経制作に費やされ、若き進士合格者は、奇行と破滅型人生の末、蘇州で野垂れ死にする。にもかかわらず当代を代表する書家としての名声は世を覆い、かれ一代で失われた万巻楼の蔵書は、一部が天一閣に帰したといわれる。

豊稷以降、坊に至る15代の系譜は、全祖望「天一閣蔵書記」の記述によって大筋が分かる。しかし仔細を考証すると、その系譜は決して一本で繋がっているわけではない。そこには江西九江から鄞県に帰還し、豊氏の伝統を復活した豊慶の存在を抜きにして豊坊への伝統の継承はあり得なかった。「記憶と記録の伝達」は、この慶によって再生成就されたと理解できる。

臨済宗妙智院住職策彦周良は、大内義隆が派遣した勘合貿易船の副使として寧波に滞在、明の著名な文人からの序跋を希望し、江心承董との合作である城西聯句を日本から持参していた。豊坊の名声を聞き、その弟子であり交流のあった柯雨窓の紹介で序を求め入手する(日本重文)。次に正使として再度入明した策彦は、豊坊の家を訪れ、かれの号に因む「謙齋記」を贈られる。策彦が日本に将来した中国文人文化の粋は、宋以来の寧波士人社会の「伝統」の産物であった。

## 01 近藤一成「南宋地域社会の科挙と儒学 -- 明州慶元府の場合 --」

### はじめに

筆者は、「宋代科挙社会」について以下のように考えている。前近代中国社会を構成する二つの要素、支配者と被支配者、統治する側と統治される側を士と庶に区分けすることは、中国の歴史に一貫していた。科挙社会とは、科挙合格者を頂点に、応試者、さらには応試の能力ありと自称する者をも含めた人々が、庶民と区別される士人として認知され、庶人層とは異なる士人層を形成する社会をいい、そのうち科挙官僚は、とくに士大夫とも呼ばれる。これは、11世紀に確立した宋代科挙制度が、中国の伝統的な統治-被統治の概念である士-庶関係を、科挙に関わるか否かにより新たに区分けし再構成したことを意味する。士人は、最低限、識字能力と詩らしき韻文作成能力を要求されるが、実際に科挙へ参加するためには、高度なレベルの古典学の習得が必須であり、それを可能にする学力や経済力の保持が前提となる。これらは、ほぼ従来の通説と同じ見方といえよう。しかしまた筆者は、こうした宋代の士人層の形成に、蔡京の科挙・学校政策が少なからざる役割を果たしたと考える。蔡京は、科挙に替えて学校出身者を官僚に登用する政策を進め、従来の科挙応試者を学校に誘導するために地方学の学生にその資格に応じ段階的な優免特権を与えた。その結果、優免特権を求めて地方の学生数は激増し、恐らくその数は宣和3年(1121)頃には全国で三十万人近くにまで達したと推測する。蔡京の科挙・学校政策は、結局失敗に終わったが、それにもかかわらず、そのとき地方学生に与えられた特権は形を変えて南宋社会に受け継がれ、かれらを士人という階層として中国史上に顕現させたことで、後世の中国社会に大きな影響を与えたと考えるのである。

均分相続の慣行や商品経済の浸透した宋代以降の中国社会にあって、家産の安定と世代を越える大土地所有の維持は難事であり、有力な家は、さまざまな方法でその地位の保持に努めねばならなかった。そのなかで統治階級の一員となり権力と名声と財力を同時に獲得できる科挙合格は、家勢を確実に維持し拡大するほとんど唯一の手段であった。ここに安定しない経済基盤と社会的地位を安定させる手段としての科挙、逆に長期の受験環境を支えるためには安定した相応の経済基盤と社会的地位が必要という逆方向の相互関係が生まれ、競争原理と階層固定化が同居する中国独自の科挙社会が形成された。このように士人層を基盤とする科挙社会は、科挙が原則として万人に開かれた能力主義を建前とするために厳しい競争原理の働く、上昇下降の激しい流動社会となる。士人層は、父系血族を核とする宗族を形成し、宗族単位で経営戦略をたて、特権の維持・獲得に努めるようになった<sup>(1)</sup>。こうした見方もまた通説といってよいであろう。

科挙社会のより詳細な具体相については、今後の検討に委ねられた部分が多い。本稿は、宋代科挙社会形成の問題を、浙東明州慶元府を例に検討するものである。

明州及び西隣の越州紹興府からなる寧紹地区の歴史に関しては、社会経済史の観点からの斯波義信教授の考察があり、明州甬江盆地の開発は南宋時代に完了し、明末には一層充実するとされた。既に北宋時代、明州は中央政府により高麗、日本との交易拠点と位置づけられ、福建、広東さらに東南アジアとの交流を含め、人や物の活発な往来がみられた。さらに南宋には宗室をはじめ北からの移住者が大量に押し寄せ、史氏一族からは宰相が輩出し、また海防の拠点としての軍事機能もこの都市の重要性を一層際立たせた。それに呼応するように南宋期の明州慶元府は経学・史学・文学など学術・文化史の上でも多くの人材を生むことになる。以下、第一節で宋代明州慶元府の科挙をめぐる問題の一端を考察し、次に第二節として南宋末の王応麟と黄震という二人の慶元府出身の士大夫官僚を例に科挙社会を地域の観点から検討し、明州慶元府の科挙社会を考察するために今後とりあげなければならない課題が何であるのかを検討したい。

### 一 明州慶元府と科挙

宋代の科挙合格者数を、最初に全国規模で府州別に累計して示したChaffee(賈志揚)教授によ

れば、両宋を通しての進士数上位10州軍は、上から福州、建州、温州、興化軍、饒州、泉州、吉州、眉州、常州、明州となる<sup>(2)</sup>。これを南宋に限れば、第10位の明州慶元府は福州、瑞安府温州に次いで第三番目に多くの合格者を出した府州となる。但し、Chaffee教授も言うように、主として地方志の記録に基づき算出されたそれぞれの合格者の正確な人数の確定は、多くの理由によって困難であるが<sup>(3)</sup>、大体の傾向を知ることは可能であり、当面はそれで十分である。ただし南宋の四川については、筆者が後に考察するとおり類省試合格者の進士を加えると大幅に人数が増加し、全国順位が大きく変わる可能性もあるが、未だ確定できない部分が多いので、ここでは除外する。

明州慶元府については五種類(県を入れると六種)の宋元地方志が現存し、そのうち『乾道四明図経』乾道5年(1169)、『宝慶四明志』宝慶3年(1227)と『延祐四明志』延祐7年(1320)には進士題名記が収録されている。その『宝慶』巻10進士には「旧志は特奏名の人物も一緒に掲載している。題名碑も同様である。そこでここではすべて登科記を参照して修正した」<sup>(4)</sup>と割注があるように、『乾道』あるいはその編纂と同じ頃に建設され、貢院ないし府学に立石されていたであろう進士題名碑も特奏名合格者を算入して内容が不正確であったので、新たに原簿である登科記によって修訂したとある。『延祐』は、基本的に『宝慶』を踏襲したものであるので、『宝慶』の人数を一覧表にすると、表1となる。なお『宝慶』は、紹定2年(1229)の刻本が存するが、後人の続補があり題名記は開慶元年まで載せられ、表のように臨安が無血開城する二年前の咸淳10年の科举までは『延祐』によった。

表1  
北宋

皇帝	年号	『乾道』	『宝慶』	『延祐』
太宗	端拱2年	2	1	1
	淳化3年	1	1	1
真宗	咸平5年	1	1	1
	景德2年	3	1	3
	大中祥符5年	2	2	2
	8年	2	2	2
仁宗	天聖2年	2	0	0
	5年	2	2	2
	景祐元年	2	2	2
	5年	1	0	0
	宝元元年	0	1	1
	慶曆2年	3	3	2
	6年	7	3	2
	皇祐元年	3	2	2
	5年	7	7	7
	嘉祐2年	3	3	2
	4年	3	3	3
	6年	3	3	3
	8年	4	4	4
	英宗	治平2年	2	2
神宗	熙寧3年	4	3	3
	6年	3	2	2

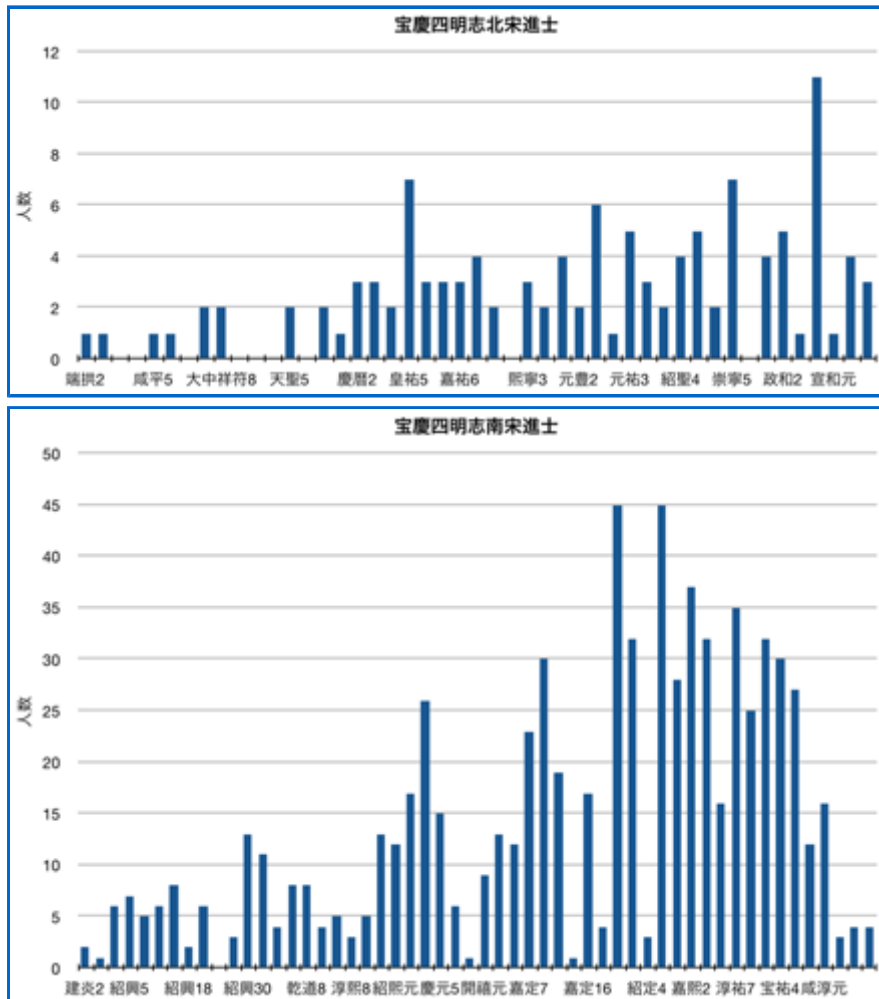
	9年	7	4	4
	元豊2年	3	2	2
	5年	9	6	6
	8年	3	1	1
哲宗	元祐3年	7	5	5
	6年	5	3	3
	9年 (紹聖元年)	4	2	2
	紹聖4年	6	4	4
	元符3年	7	5	6
徽宗	崇寧2年	2	2	2
	5年	8	7	7
	大觀2年	2	0	0
	3年	9	4	4
	政和2年	8	5	5
	5年	2	1	1
	8年	16	11	11
	宣和元年	1	1	1
	3年	6	4	4
	6年	7	3	3
計		171	118	118

## 南宋

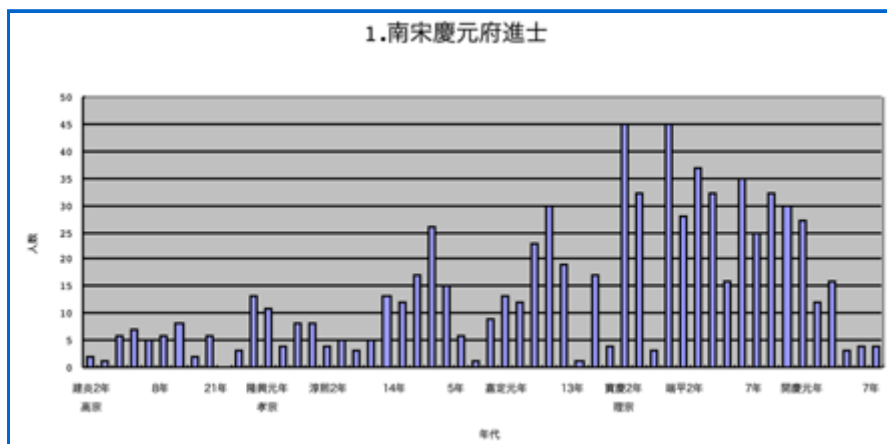
北宋時代の明州は、東南地方のほかの州と同じく歴代科挙の結果は低調であった。唯一政和8年にかろうじて2桁を記録した以外、合格者を出した科挙の各回平均人数は三人余りである。南宋に入っても高宗朝は北宋の延長のようであり、孝宗朝にやや増加し、光宗から寧宗朝にかけて増加傾向が続き、理宗朝にピークをむかえる。一方、明州慶元府の解額は、紹興26年に北方流寓を理由としてそれまでの十二名が二人増えて十四名となり、それが28名に増額されるのは理宗の端平元年(1234)であるから、とくに寧宗朝以後は解額人数以上の進士を出すことが多くなる。これは既に Chaffee教授が指摘したように、州の郷試以外に太学解試や転運司の牒試経由で礼部試に到る挙人が多かったことを意味しよう。当然、それらの受験に見合う能力・資格をもつ者が多くなったということになる。あるいは免解の特典を受ける規定を充たした者もそのなかに含まれたであろう。南宋の太学への入学試験は、混補であれ待補であれ非常な難関であることには変わりなく、合格は容易ではなかったから、郷試以外のルートでの合格者が多いということは、慶元府の士人たちの応試者としての水準が他地域に比べ高かったことになる。また、理宗の端平元年に詩賦コースが10名、経義コースが4名の計14名が増額され、解額が倍になった後も総合格者の人数に大きな変化はみられないということは、解額が必ずしもその州の進士合格者を何人出すかの決定的要因ではなかったことを示す



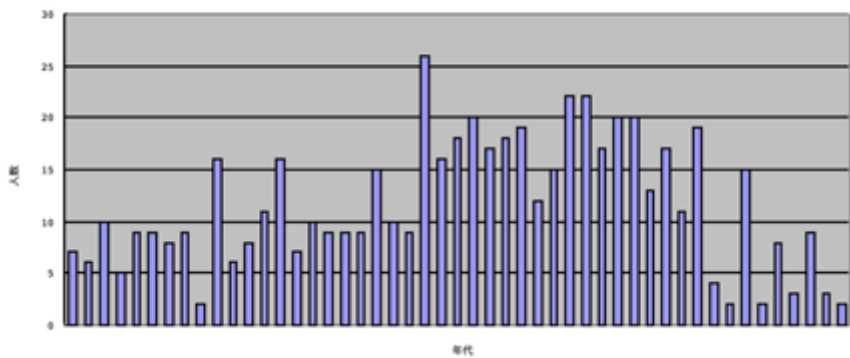
理解を容易にするために、表の北宋と南宋の部分を手グラフで表し、合格者人数の年代による変遷の傾向を示してみる。煩瑣になるので年号は省略してあるが、左から右に年代が推移する。



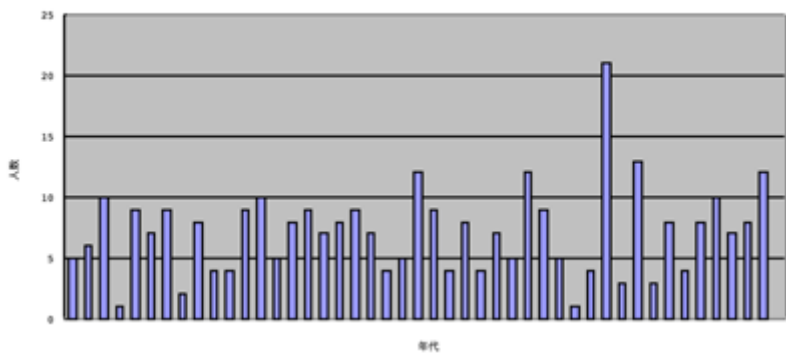
南宋初期から徐々に合格者数が増加し、後半以降に急増、理宗朝にピークを迎えるパターンを、本報告では慶元型と呼ぶことにする。比較のために浙東では隣の紹興府と台州・嚴(睦)州、温州、浙西では潤州鎮江府・常州、湖州、それに福建の福州と泉州の南宋進士合格者数の棒グラフを掲げてみる。



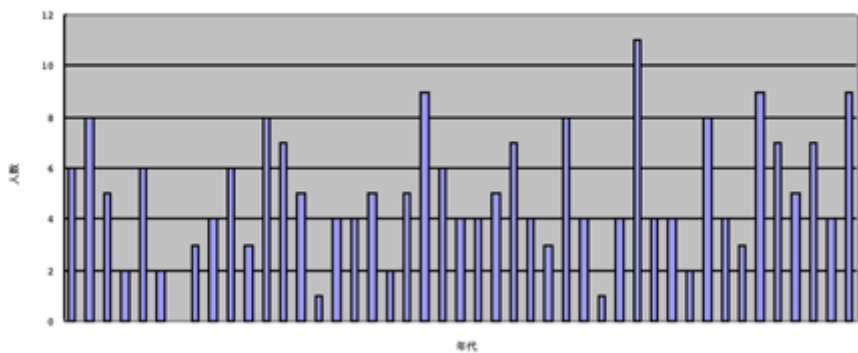
2.南宋泉州進士



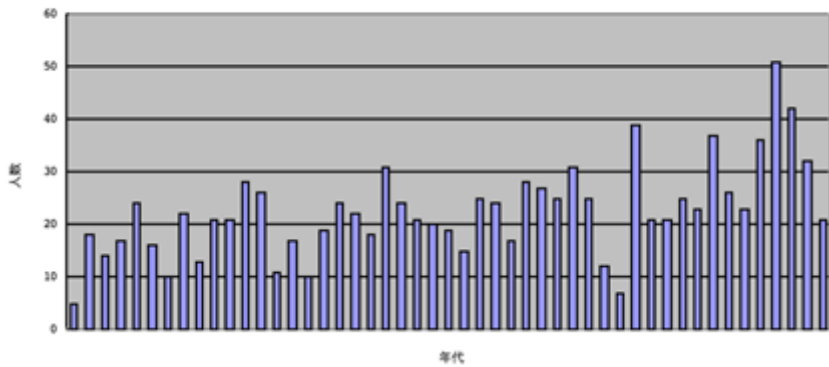
3.南宋越州紹興府進士



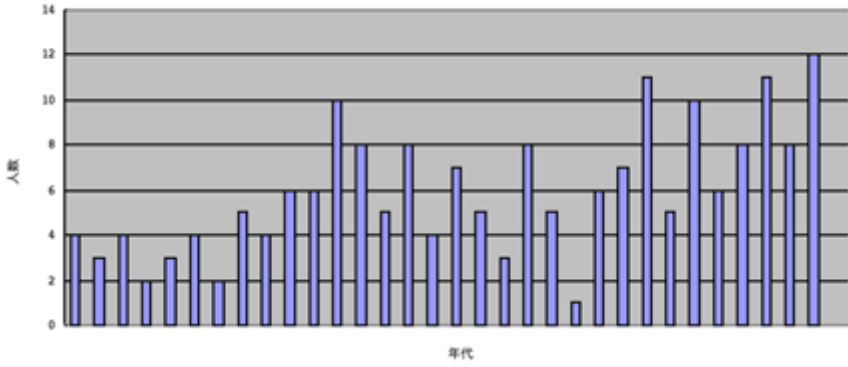
4.南宋嚴州進士



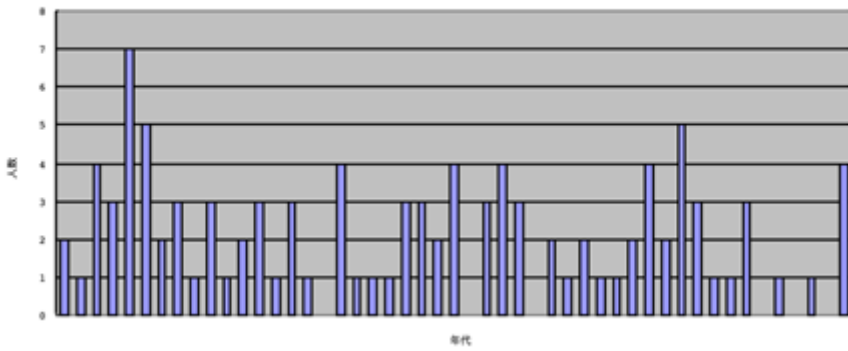
5.南宋温州進士表



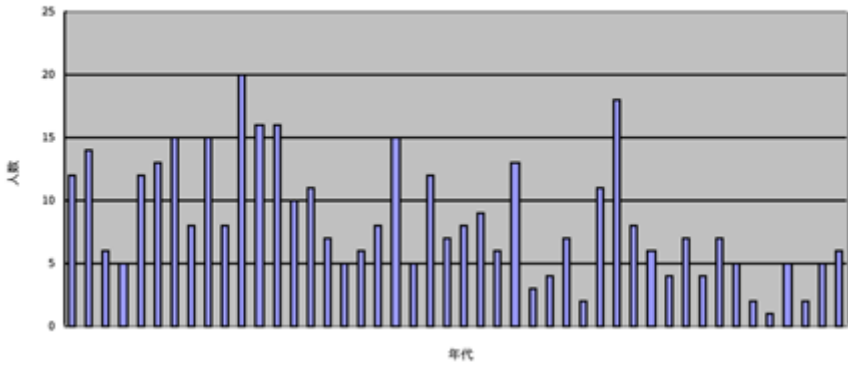
6.南宋台州進士



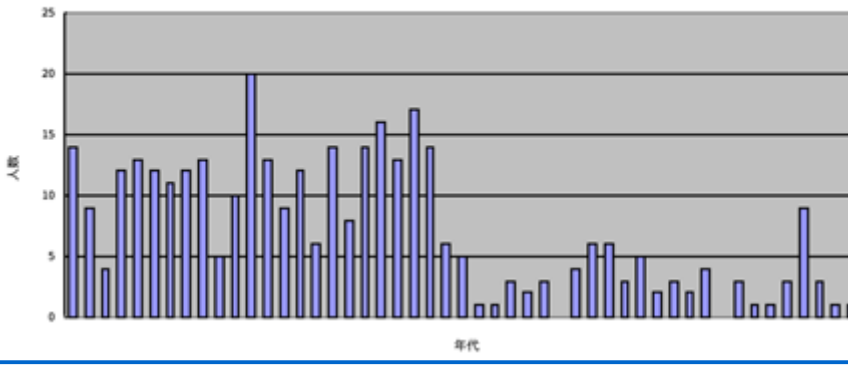
7.南宋潤州鎮江府進士

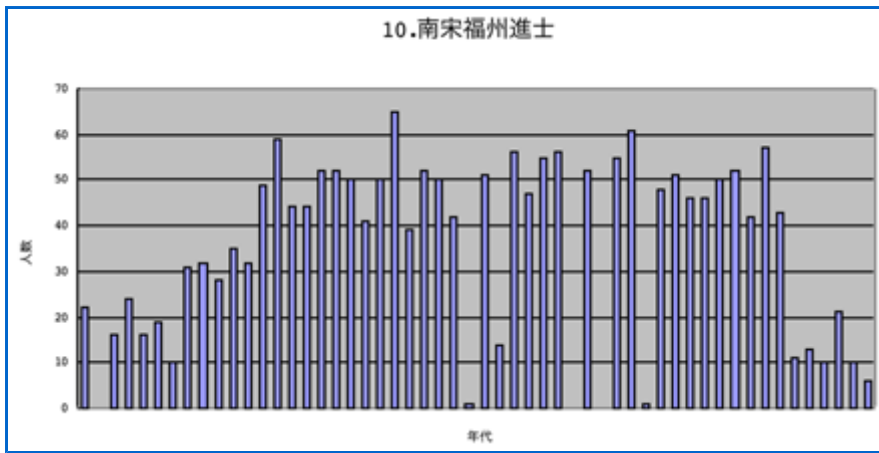


8.南宋常州進士



9.南宋湖州進士表





先述のChaffee教授は、これらを含む州府を長江三角州(常州、蘇州、湖州、秀州、臨安府)と東南沿海(明州、台州、温州、福州)に分けて解額者数と進士合格者数の比率を提示されたが(中文版228頁)、ここでのグラフは人数の絶対数の多寡は別にして、合格者数の推移という観点から三つの型に分類できる。一つは、時代が進むにつれ漸減傾向を示す常州を典型とするケースで、絶対数が少ないので明確ではないが湖州や潤州鎮江府もこれに該当し、概ね浙西の州に当てはまるといってよい。次が、時代の推移にかかわらずほぼ一定の数を維持するケースで、典型は福州である。これには、21人の合格者を出した科挙が1回あるものの、3~4人と12~3人の間で不規則に上下する紹興府、また巖(睦)州のように平均5人弱で1人から11人の間で上下し、同様に時代の推移に対して一定の傾向を示さないケースも含められる。三つめが明州慶元府の場合で、時代が下るに従い漸増する型である。ピークが慶元府より少し早い寧宗朝にくる台州、泉州もこれに該当する。

動向が確定できない四川を除けば、全国一の合格者数を輩出する福州は、解試に2万人の受験者が殺到したこともあり、南宋の解額は60名から紹興26年に62名、そして南宋末には100名と他州に比べ飛びぬけて多い。次に解額数の多い州が、68名の江西吉州、55人の江東饒州、50名の浙東温州(いずれも京都栗棘庵所蔵南宋輿地図附載解額表)であるから、その差は大きい。こうした背景を考えれば、福州の毎回50名前後の進士合格者は、解額数に比べればむしろ少ないとの評価も成り立つ。いずれにしても応募者、進士合格者、解額の数とその推移は、その州府のどのような地域的特色、とくに地域士人社会のあり方を物語るのであろうか。またそれらのパターンの比較にそもそも意味はあるのであろうか。節を改め慶元型が形成される背景を探るといふ観点から、明州慶元府の地域士人社会の特質について検討する。

## 二 王応麟と黄震

### (一)

王応麟(字伯厚、号厚齋、深寧老人 嘉定16年1223~元 元貞2年1296)と黄震(字東癸 嘉定6年1213~元 至元18年1281)は、それぞれ現存する著作、『玉海』『困学紀聞』や『黄氏日抄』によって我々に馴染み深いのみならず、南宋末の慶元府を代表する学者であるとともに官僚であり、両者とも、後世とくに明末以降の「浙東史

学」に大きな影響を与えたという共通の要素をもつ。しかし同じ士大夫官僚とはいえ、10歳違いの二人の経歴は対照的ともいえ、その相違は両者にとり人生の大きな節目となった宝祐4年1256の境遇に端的に表れている。それは、この年の『宝祐四年登科録』（以下『登科録』と略称 本稿は『宋元科挙三録』本に拠る）が現存することで著名な殿試に関係する。周知のように、紹興18年の科挙については朱熹が登第したことによって『同年小録』が伝わり、今回の『登科録』は文天祥が状元で合格したことにより残存した。ちなみにこの科挙では、やがて匡山で衛王を背に入水し趙宋の命脈を最終的に絶った陸秀夫も第二甲27人で合格している。かれはこの時19歳、既に宗室の女性を娶っていた。また第五甲121人にはやがて王応麟の弟子となる胡三省の名前もみえる。

まず王応麟と宝祐4年の科挙であるが、『登科録』の冒頭、御試策題に続く考試官の項目には、覆考検点試卷官として王応麟の名前がみえる。『宋史』438 本伝には、このときのことを「帝は集英殿に臨御し士に策を出題され、応麟を召して覆考官とされた。採点簿が上呈されると、帝は第七位的答案を一番とするよう望まれた。応麟はこれを読むと頓首して「この答案の古義にかなうことは手本とすべきであり、忠義の心は鉄石のように固い。臣はこのような人物を得られたことをお慶び申し上げます」と答えた。そこで七番を首席とし、合格発表で名前が読み上げられると、それは文天祥であった<sup>(5)</sup>」と記し、文天祥の状元及第に応麟が一役買っていたことを述べる。また7歳違いの弟の応鳳が、第二甲9人で合格したこともかれにとっては喜ばしいことであった。しかし応麟にとって宝祐4年は、念願の博学宏辞科に合格し、以後の人生の大きな転機となったことが最も重要であったろう。応麟は既に淳祐元年1241、19歳で科挙に合格していたが、このとき「今の科挙受験に従事する者は、名誉を求めただけで、手に入れれば(学んだことを)一切捨ててしまう。制度典故はどうでもよく、省みられることはない。これは国家が通儒に望むことではない<sup>(6)</sup>」といい、合格後「閉門発憤」し「博学宏辞科に必ず合格することを誓い」「館閣の書を借りて読みふけた」（本伝）という。その努力が実り、殿試に先立つこの年の二月、博学宏辞科に合格し、以降は40歳前後の台州通判と40代最後の徽州知事の外任以外は中央官で過ごすことになる。この勉学の成果はやがて『玉海』200巻に結実し、自身の受験した博学宏辞科については『辞学指南』として別にまとめられた。要するに王応麟は、宝祐4年以降、中央の高官になるためには必ず経歴しなければならない通判・知州を経て、中書舎人や礼部尚書などの要職に就く一方で、国史編修・実録院検討官や侍講の清要の官でも活躍するエリート官僚の道を歩むことになったのである。

それに対し第四甲105人に名前を載せる黄震は別の立場にあった。『登科録』によれば、初めての礼部試受験にもかかわらず（郷試は何度か失敗を重ねていた）、かれの年齢は44歳であり、しかも第四甲のため初任は3年後の開慶元年1259蘇州平江府呉県尉であったから、官僚としての働きは47歳からということになる。以後、理宗没後に一時、史館検閲として寧宗・理宗両朝国史と実録の編纂に従事した以外は殆どを外任に終始している。ただ賈似道が宰相を罷免された後、宗正寺主簿から監察御史に任じられたが、黄震の直言を嫌う内戚に阻止され浙東提挙に出された、と本伝という。官歴の最後は宗正少卿を授けられたが辞退、元軍の到来を目前に幸輔が争って逃避を図る朝廷を後にし、慶元府宝幢山中に隠

棲した。城内には二度と足を入れず、日湖の畔の別業に置いた凶籍器物も略奪されるに任せた。黄震の最晩年については異伝が多く、隠退場所は定海県の沢山であるとか、『宋元学案』では宋滅亡後、餓死したとの説も紹介されている<sup>(7)</sup>。

二人の官歴の違いは、その著作にも表れている。全祖望は、『宋元学案』を修訂増補するにあたり、膨大な著作を残した同郷の王応麟を真徳秀の西山学案から独立させ、深寧学案を立ててその顕彰に努めた。しかし同時に「…宋史はただ其の辞業の権威を過大評価するのみである。自分がやや深寧を疎むのは、その辞科に馴染んだ雰囲気十分払拭されていないことにある」と述べ「もし僅かに其の若書きの玉海をその学識の蘊奥を究めたものとするのであれば、見識は取るに足らない<sup>(8)</sup>」と『玉海』を代表作とする見方を批判している。応麟をエリート官僚へと進ませた博学宏辞科が、かれの著作に刻印した跡は深かったようである。一方、祖望により東莞学案を立てられた黄震は、『黄氏日抄』68 読文集の最後に葉水心文集を取り上げ、そのなかで「外臺」の宏詞(博学宏辞科)の項目も抄録している。葉適によれば、詞科は王安石が詩賦を廃し、その代わりに経術のみで士を採る科として設けたのであるが、今や高爵厚禄を獲る手段になったのみならず、能力ある士を道德性命の本統から逸脱させる害毒をながすだけであるといい「おもうに進士・制科について、その規定はなお議論して修正する余地はあるが、宏詞科はただちに廃止するのみである<sup>(9)</sup>」と結論付けている。黄震はこれを「今詞賦・経義並行則宏詞当直罷之而已」と節略引用し、葉適の考えに全面的に同調した。この巻は「景定3年1262 甲子(甲子は景定5年)春、後学黄震謹書」とあり、王応麟の宏詞科合格後の執筆である。果たして黄震が王応麟を意識していたか否かは分からないが、かれには三年に一回行われる宏詞科を受ける意志は毛頭なかったようである。『黄氏日抄』には、巻69以後、輪对筭子、上奏文、公移、榜文などかれが官・民へと書き送ったさまざまな文書、布告などを収載する。それらは地方官として活動したかれの記録にもなっているが、そこには当時の困難な社会状況が生々しく描かれ、それに取り組む黄震の姿勢と的確な施策の記述は、南宋社会の歴史研究のための格好な材料を提供している。『黄氏日抄』が構成や内容に於いて他の宋人の文集と大きく異なる所はない。しかし、読むものをして、かれの学習・学術の記録が読書筆記・古今紀要の部分にあたり、そこで習得した学問・思想が地方官としてのかれの活動の基盤を作り実践されていることを強く感得させる所に、かれの著作の特色があるように思える。

## (二)

このように官僚としての経歴が異なる二人の起家前後の事情について、次に検討してみる。19歳と44歳では、当然、本人をとりまく周囲の状況が異なるであろうからである。とくに黄震は、44歳までどのように生計を維持し挙業に従事したのであろうか。

王応麟の『玉海』各巻冒頭には「浚儀王応麟伯厚甫」とあるように、王氏の原籍は開封府浚儀県(大中祥符2年から祥符県)であったが、宋の南渡に伴い移住、曾祖父安道の乾道年間、明州に定居した(『四明文献集』宋吏部尚書王公壙記 張大昌『王深寧先生年譜』宋人年譜叢刊12 以下『年譜』と略称)。曾祖父、祖父ともに武官であり、祖父晞亮には文官の朝散大夫が追贈されている。

ここでは『延祐』巻5 人物 先賢から、まず父王撝に関する二つの記事を検討する。一つは、「幼学於里師樓昉」であり、もう一つはやや長いが応麟、応鳳の二人の息子についての話で「同年余天錫參知政事、属教其子弟。歳終致束脩以謝、堅不肯受。拱立言曰“二兒習詞学、郷里無完書。願從公求尺牘、往借周益公・傅内翰・番陽三洪、暨其余家所蔵書。”余欣然許之。」とある記述である。最初の記事は、王撝が子どものとき、郷里の樓昉から学んだことをいう。この樓昉は若い頃、婺州の呂祖謙に従い、その博学、文章、議論の才で名を馳せ、慶元に帰ると其の門に集う者数百人と称せられ、後の丞相鄭清之を始め錚々たる顔ぶれが受業生であった。後世、応麟が呂学を学んだといわれるのは、父の樓昉従学に遠因するのである。また昉の編纂した歴代文章一編は、応試者によって暗誦され、挙業の必携本となった。こうして鄞士は論策を善くするとの評が定着し、台・越の進士を業とする者が毎歳数十人、列を成して学びにきたという。一方、樓昉は光宗の紹熙4年1193の進士登第であり(『宝慶』10)、李壁、黄裳が侍従のときの文は昉の作であったといわれるように、里師樓昉は、一方で官僚としての足跡を残している。こうした里師に学んだ王撝は、同様に文章・議論に秀で、その自信からか壮年になって詞学科に応じたが不合格に終わった。このとき、いずれ必ず二人の息子に宏詞合格の榮譽を獲させようと誓ったのである。応麟にとって博学宏辞科は親の代からの懸案であったことになる。

ここで次の話に繋がる。余天錫は、慶元府昌国県の人。祖父が宰相史浩の子弟を教えた関係から鄞県に住むようになり、天錫も史浩の息子である史彌遠の家で教授、すなわち家庭教師をしていた。場所は臨安であろう。宰相となって久しい史彌遠は、かれの謹厳慎重な性格を評価し、密に自分に反感をもつ皇太子を廃し、寧宗後の新帝擁立の画策に天錫を利用することを考えた。それは郷試受験のために慶元府に赴く天錫に宗室の秀でた若者を連れて帰るよう依頼したことである。天錫は紹興まで来たときたまたま兩宿りをした家で人品卑しからぬ兄弟に出会い、かれらを推薦した。その一人がやがて即位して理宗となり、廃された元皇太子濟王の反乱へと事態は展開する、有名な理宗即位をめぐる一連の事件の発端であった。嘉定16年1223の科挙で王撝、余天錫は登第し、天錫は先の功績で理宗即位の翌宝慶元年 1225に起居郎に拔擢、数年ならずして執政位に上った。『年譜』は第二の記事を、余天錫が參知政事を拝した嘉熙3年1239に繋年している。応麟は17歳、王撝は国子監正から将作監主簿に遷っている。この記事は二つのことを伝える。一つは、この繋年が正しければ国子監正ないし将作監主簿という中央官に、參知政事とはいえ、その家の子弟に恐らく応試のための教育すなわち家庭教師を依頼することが、とくに問題とはされてはいないということである。たとえこの年以前のことも応鳳は宝慶3年1227生まれであるから、王撝の登第以後の話となる。もう一つは、詞学の学習に必要な書籍が郷里にはない、との言葉の意味である。先にみたように鄞県は既に地域一帯の挙業の中心のような位置にあったが、博学宏辞科を目指すための書籍となれば到底鄞県では間に合わない。それどころか撝が国子監正であったとすれば国子監の蔵書でも足りなかったのである。そこで參知政事の地位にある余天錫に口をきいてもらい歴代宏詞合格者の蔵書の借用を願い出た。周益公は周必大、紹興27年の詞科合格。傅内翰は、該当の人物として傅伯寿しか見当たらない。弟の伯成とともに朱門であるが、弟が人格高潔、純実無妄と讃えられた高官であるのに対し、伯寿は韓侂胄の徒として善士を陥れたと後世の評

判が甚だ悪い人物である。乾道八年の詞科合格。番陽の三洪とは、洪适・遵・邁の三兄弟で紹興12年に适・遵が、15年に邁がそれぞれ詞科合格。その外二十余家の蔵書をも借用を願うという徹底振りであった。こうした準備の結果が、先述の宝祐4年の応麟詞科合格であり、また弟応鳳の開慶元年詞科合格(『玉海』204上「辞学指南」)であった。

父に従い臨安に滞在していた応麟は、嘉熙4年8月の国子監解試、翌淳祐元年の別試所省試(避親嫌の貢士のほか、国子監・漕試の貢士もここで受験した)を経て廷試乙科に合格した。こうしてみると、王応麟は科挙受験生として特別に恵まれた環境にあったといえる。父王撫は、宰相史彌遠、丁大全に組みせず、ために位達せずと評価されている。しかし余天錫との関係が端的に語るように、王父子の官僚としての存在そのものは、かれらの主観的意図とは別に、史氏一族を中心とする四明人脈によって嵩上げされていたと評価してよいであろう。

### (三)

慈溪黄氏の祖籍は温州樂清県にあり、北宋の大中祥符年間、明州慈溪県に移ったという。『登科録』の記載は、震までの三代をいずれも無官とする。震の子彦実の墓誌銘(黄潛『黄学士文集』33 黄彦実墓誌銘)に大父一鶚を奉議郎とするのは、子の震による追贈であろう。黄震登第までのまとまった記録は殆どないが、近年、張偉氏は『黄氏日抄』などから記事を収集し「黄震は幼いころ父から教えを受け、四書を熟読した。理宗の端平元年(1234)、余姚県学に学び、三年の春にはまた鄞県学で学び、朱熹三伝の弟子である王文貫に受業した。一年後、黄震は教師として生計を立て始めたが家庭環境は極貧で、同時に農業労働にも従事した。郷試に何回か失敗した後、理宗の宝祐4年(1256)、遂に詩経専攻で文天祥が合格した科挙で進士となった。順位は第四甲105名であった」<sup>(10)</sup>と述べている。このような科第以前の黄震の境遇は、恐らく庶の家から科挙を目指す者たちの平均像であろう。教師として口に糊するがそれだけでは生計は立たず、農業にも従事する。貧しさに甘んじながら、郷試への挑戦を繰り返すことは、本人の確固たる意志は当然として、それを支え、あるいは少なくとも許容する社会的環境が必須であろう。この問題への一つの手掛かりが『登科録』の「治詩一挙」の「治詩」にある。

南宋の進士科は、詩賦と経義の両コースに分かれ、応試者はどちらかを選択する。経義を選択すると、さらに易、書、詩、礼記、周礼、春秋の六つの経から一つを選び、第一場で受験する本経を決める。『登科録』は、『紹興十八年同年小録』と記載内容が異なる部分が幾つかあり、その一つが各人の選択したコースと経書名が記載されていることである。残念ながら『登科録』は601名の合格者のうち、第五甲190名以下24人をはじめ30人の欠落が有り、さらに選択選経の部分が不明な者も何人かあるので完全な統計値はだせない。参考値にとどまるが、それらを集計すると詩賦選択者は315名、経義選択者は255名と総計570名のうち詩賦が55%強、経義が45%弱と、新法時代北宋期の史書の記述がわれわれに与える予見より、両者の割合は接近している。経義コースの経書の選択を多い順にあげると、書109名、易36名、詩34名、春秋38名、周礼23名、礼記12名と、これは先の史書から受ける印象とほぼ一致する。



経書の合計が255名に至らないのは選択した経書が不明な者がいるからである。これら経書を選択と地域性の関係は、この統計だけでは分からないが、春秋は四川の士人の選択者が最も多く、38名のうち四川を本貫とするものは14名、後は路単位にすると各路5名以下である。

では黄震の詩経選択には、どのような背景と意味を認めることができるであろうか。この課題に対し検討すべき記事が『至正四明統志』2 人物 補遺 王文貫にみえる。

王文貫、字は貫道。鄞県の人。早くから学を嗜み、郷先生余端良と遊ぶ。太学公試に魁たりて、宝慶二年進士の第に登る。真州に教授し、宗学諭に除せらる。弟宗道、兄と共に郷薦を領し亦た進士に第す。文貫、毛氏詩説に精しく、輔氏を以って宗と為す。従い遊ぶもの常に数十人たり。同郡の名を知らるる者、奉化の汪元春、慈溪の黄震、俱に政事を論議するを以って時に称さる。文貫、是れ由り名益ます著わる。四明、詩学最も盛ん為り。奉化は尤も淵懿を得。舒文靖璘、楊献子琛、倡首為りて、曹粹中、王宗道皆な論説有り。三江の李氏は元白自り業を受く。文靖歸りて其家の詞伯・誨伯・森・以称・以制・以益に教う。俱に踵し世科門人次を以って相授く。黄応春、杜夢冠、安劉、王良学は其の傑然たる者なり。鄞に在る者、文貫を称す。然れども源は委に実に舒・李より由ると云う。<sup>(11)</sup>

あくまで至正年間からみた状況であるが、慶元府は詩経学が盛んであると認識されている。『宋元学案』は、黄震を王貫道・王遂門人とし、『至正』の記述から文貫についてはそれが詩経学をめぐる継承関係であることが分かる。その文貫が師事した余端良は『乾隆鄞県志』13に引かれる『成化志』の余端臣であり、「字正君、毛詩学に精し。慶源の輔氏を宗とし、以って朱子の伝に溯る。太学生と為り、歸りて郷に教授す。従い遊ぶ者、百余人。王文貫の若きは其の最も著わるる者なり。慈溪の黄震・奉化の汪元春、俱に其の学に私淑す。遠近之れを宗とす。称して訥菴先生と為す<sup>(12)</sup>」と記されている。黄震は、この余端臣の薛氏に嫁した女(むすめ)の墓誌銘を書いており(『日抄』97 余夫人墓誌銘)、余氏一族との関係を「慶元府に旧と訥庵先生余君有り。経学を以って閭里に教授す。之れに従うは数百人。後ち多く名卿才子為るを出す。余の生るるや晩きも猶お幸いにして其の門人宗学諭の王公貫道を師とするを得。因りて亦た窃かに先生の緒論を聞くを得、其子の余君子容と其の外孫薛君漫翁を識るに及ぶ。時に端平三年丙申歳春なり<sup>(13)</sup>」と、端平3年1236 24歳のときからとする。この墓誌銘はその38年後の咸淳10年、余夫人が81歳で世を去ったおり息子漫翁の願いで書かれ、このとき黄震は祠禄を奉じて郷里に帰っており夫人の葬儀に際会したのである。

また文貫門下で黄震と並び称された汪元春については、その行状を執筆している(『日抄』96 知興化軍宮講宗博汪公行状)。元春は奉化の名家の出身で、嘉熙4年1240の慶元府郷試第一、翌淳祐元年の進士であった。その師弟関係について行状は「公(元春)、少くして穎悟学を好み、詩を大(太)学余先生正君、及び宗学諭王先生貫道の二先生に受く。四明の詩学の淵源にして自る所なり。

之れに従い遊ぶ者、常に百人を余す。公独り毎に首を称えらると為す<sup>(14)</sup>」という。黄震は、行状の末尾に「咸淳四年六月日門生文林郎史館検閲黄震状」と記す。汪元春は嘉定元年 1208の生まれ、咸淳2年1266の没、震の6歳年長。行状を書く立場から門生を称したのか、実際に師弟関係にあったのかは不明。

以上の記事から知り得ることは、端平3年に余姚県学から鄞県学に移った黄震は、王文貫門下に入ることで、詩経学を専門とする多くの同学を得たこと。その学は、嘉興府崇徳に居し呂祖謙、朱熹に学んだ輔広の学問が余端臣、王文貫を通じて継承されたこと。同時に南宋中期、張栻、陸九淵、朱熹、呂祖謙に学んだ奉化の舒璘や同じ奉化の楊琛の詩経学が鄞県三江の李元白に受け継がれ、李家の家学となり四明の詩経学を大いに活気づけていたこと。黄震と舒・李の詩経学との関係は定かでないが、同じ時期、同じ地域であるから、その内容の受容関係は措いても当然的交流は存在したであろう。要するに二十年以上にわたって挙業に従事した黄震は、単に黙々と無味乾燥な受験勉強に一人で専念したのではなく、地域の学術交流のなかで生き生きと活動していたと推測できる。『至正』王文貫の項に名前がみえる杜夢冠もまた、黄震と同じ宝祐4年の第五甲148名の進士である。『登科録』は、かれも「治詩一挙」とする。年齢は黄震より1歳年長45歳であった。さらに文貫門下と舒・李系統の詩経学徒は、王応麟の息子の王良学を除いて、全員が進士に登第している。地域の学術と科挙は、この時期一体化していたと考えてよいのであろう。

## おわりに

黄震『日抄』4 読毛詩に引用された先行学説は、朱熹『詩伝』を始め、南宋期前半の著述を主とする。しかしその学殖の背景に、四明詩経学は確かに存在していたのである。朱熹が、科挙のための学問を挙業として嫌悪し、弟子達の応挙を快く思わなかったことはよく知られている。世俗の名利獲得の手段としての挙業と、踏み行すべき倫理道徳を求め天下太平を実現する方策まで視野に入れる学を形成しようと努力する思想的営為とは、同じ学問という言葉で括られても内実には天と地の差が有ろう。しかし両者は常に対立するものなのであろうか。南宋前半は、各地でそれぞれ独自の傾向や体系を有する学問が形成されていった時代である。慶元府にはそれら陸学、呂学、朱学など生まれたばかりの思想が将来され、それらは多くが里師・郷先生によって地域の子弟に教えられた。やがてそれらを学んだ受業生が科挙に応ずるほか、郷先生自身も登第するケースが稀ではない。後に朱学一宗と評される黄震はまさにその郷先生の一人であった。ここでは思想の営為と科挙受験は共存し、蜜月の状態にあったのである。いわば南宋後半の慶元府は、思想が学術に転化する稀な一時期を経験していたのであり、それがまさしく寧宗、理宗朝であった。本報告の冒頭で、南宋慶元府の科挙合格者の推移を慶元型と名づけ、慶元型が形成される背景を探りたいとした。粗雑な考察で、その回答にならないことは十分承知しているが、思想の形成と学術の伝播、それを取り入れる地域士人社会の動向、これらを総合的に検討することでその課題に答えられるのではないかと考え、王応麟と黄震を例に南宋慶元府の士人社会の一断面をみた。ちなみに王応麟が受けた別試所省試第二場の策問は第一題が「科挙」、第二題が「道学」、第三題が「理刑」

であった。

## 注

- (1) 近藤一成「宋代士大夫政治の特色」『岩波講座世界歴史』9中華の分裂と再生1999 所載
- (2) The Thorny Gates of Learning in Sung China, Appendix 3, Cambridge Univ. Press 1985. 中文版『宋代科挙』東大図書公司1995
- (3) 同上書Appendix 4
- (4) 「旧志、以特奏名雜載、題名碑亦然。今悉按登科記釐正之」
- (5) 「帝御集英殿策士、召応麟覆考、考第既上、帝欲易第七卷置其首。応麟読之、乃頓首曰“是卷古誼若龜鏡、忠肝如鉄石、臣敢為得士賀。”遂以第七卷為首選。及唱名、乃文天祥也」
- (6) 「今之事挙子業者、沽名譽、得則一切委棄、制度典故漫不省、非国家所望於通儒」
- (7) 黄震の隠遁、没時のことは、近藤一成「黄震墓誌と王応麟墓道の語ること」(『史滴』30 2008)にやや詳しく論じた。
- (8) 「宋史但夸其辞業之威。予之微嫌於深寧者、正以其辞科習氣未尽耳。若区区以其玉海之少作為足尽其底蘊、陋矣」
- (9) 「蓋進士・制科、其法猶有可議而損益之者、至宏詞則直罷之而已矣」
- (10) 「黄震幼父教、熟読四書。理宗端平元年、他就読于余姚學。三年春、他又求学于鄞學宮、師從朱熹三伝弟子王文貴。一年後、黄震開始以教書為生、因家境貧寒、同時也從事一些農業労働。理宗宝祐四年、郷試屢遭失利的黄震、终于在省試中《詩》一挙登文天祥榜進士、名列第四甲第一〇五名。」(『浙江万里学院報』14-3 2001)
- (11) 「王文貫、字貫道、鄞縣人。早嗜學、与郷先生余端良遊。魁太學公試、登宝慶二年進士第。教授真州、除宗學諭。弟宗道与兄同領郷薦亦進士第。文貫、精毛氏詩說、以輔氏為宗、從游常數十人。同郡之知名者、奉化汪元春、慈溪黄震俱以論議政事、稱於時。文貫由是名益著。四明詩學為最盛。奉化尤得淵認。舒文靖璘、楊献子琛為倡首、而曹粹中、王宗道皆有論說。三江李氏自元白受業。文靖婦教其家詞伯・誨伯・森・以稱・以制・以益、俱踵世科門人以次相授。黄応春、杜夢冠、安劉、王良學其傑然者。在鄞者稱文貫、然源委實由於舒李云。」
- (12) 「字正君、精毛詩學、宗慶源輔氏、以溯朱子之伝。為太學生、歸教授於郷、從遊者百余人。若王文貴其最著者。慈溪黄震・奉化汪元春、俱私淑其學、遠近宗之、稱為訥菴先生」
- (13) 「慶元府旧有訥庵先生余君以經學教授閭里、從之數百人。後多出為名卿才子。余生也晚猶幸得師其門人宗學諭王公貫道、因亦得窺聞先生緒論、及識其子余君子容与其外孫薛君漫翁。時端平三年丙申歲春也。」
- (14) 「公(元春)少穎悟好學、受詩于大(太)學余先生正君及宗學諭王先生貫道二先生、四明詩學淵源所自、從之遊者常余百人、公独每為稱首。」

原載「南宋地域社会の科挙と儒学 -- 明州慶元府の場合 --」土田健次郎編  
『近世儒学研究の方法と課題』汲古書院 2006年

皇帝	年号	人数	備考
高宗	建炎2年	2	
	紹興元年	1	上舎釈褐
	2年	6	
	5年	7	
	8年	5	
	12年	6	
	15年	8	

	18年	2	
	21年	6	
	24年	0	
	27年	3	解額14名
	30年	13	
孝宗	隆興元年	11	
	乾道2年	4	
	5年	8	
	8年	8	
	淳熙2年	4	
	5年	5	
	8年	3	
	11年	5	
	14年	13	
光宗	紹熙元年	12	
	4年	17	
寧宗	慶元2年	26	
	5年	15	
	嘉泰2年	6	
	3年	1	両優釈褐
	開禧元年	9	
	嘉定元年	13	
	4年	12	
	7年	23	
	10年	30	
	13年	19	
	14年	1	両優釈褐
	16年	17	
	17年	4	上舎釈褐
理宗	宝慶2年	45	宗室23人
	紹定2年	32	
	4年	3	上舎釈褐
	5年	45	
	端平2年	28	解額28名
	嘉熙2年	37	
	淳祐元年	32	
	4年	16	
	7年	35	
	10年	25	

	宝祐元年	32
	4年	30
	開慶元年	27
	景定3年	12
度宗	咸淳元年	16
	4年	3
	7年	4
	10年	4
計		751

## 02 近藤一成「鄭県知事王安石と明州士人社会」

### はじめに

前稿では、出自が対照的な王応麟と黄震という二人の士大夫官僚を通して南宋末の明州士人社会について検討した。特に黄震の場合、布衣の家から44歳の年齢で科挙に合格するまで、彼の挙業を支え可能にした一番の要素は、明州士人社会の構造そのものであったことを述べた。これまで、南宋明州の名族とよばれる一族については様々な視点からの多くの研究があり、それらは、本課題で言う士人社会が明州ではどのような形で存在したのかを考える手がかりを与えてくれる。近年の黄寛重氏の研究は先行研究を踏まえ、史料網羅的にそれら名族について詳細に検討し、士人社会の具体的な姿を明らかにしたと言えるであろう<sup>(1)</sup>。黄氏が取り上げた名族は、袁、楼、汪、高氏の一族であるが、この四姓だけを起点にしても、濃密な人間関係が明州の有力氏族全体に拡大することが理解され、これは南宋明州士人社会の特色の一つと言えよう<sup>(2)</sup>。

黄氏は、四家族(一族)の起家から南宋一代にわたる盛衰をおおよそ次のような観点から検討している。①四明で家を興し科挙及第者を出すに至る経過、②その経済基盤、③教育と学術、④婚姻関係、⑤社会・文化活動など。このいずれもが明州士人社会の人々の緊密な繋がりを広げ或いは前提とすることが強調される。それらは同じ師から教育を受ける同学。同じ年に科挙に合格した同年。陸学を中心とする学術・思想的立場の共有。そして何よりも数代にわたり士人間で何重にも結ばれた婚姻関係、とはいえ一族の家運は常に順調とは限らない、こうしたとき経済的に困窮した名族と在地の富豪が婚姻関係を結ぶことも常態であり、姻戚関係は士大夫の家から更なる広がりを見せる。さらに同族の互助組織である義田・義荘が同族を超えて地域の公益機能を果たすようになった郷曲義荘の共同運営、或いは五老会、八老会や真率会といった文化的結社への参加などである。これらは明州を特徴づける郷飲酒礼の基盤であり、その継続にも繋がる。

一例を南宋明州の代表的士大夫である楼鑰(1137~1213)と袁燮(1144~1224)の関係についてみると、黄氏は次のように述べる。それぞれの高祖である州学教授楼郁と袁穀が北宋仁宗朝の明州にあって師弟関係にあり、両家はそれ以来の結びつきをもつ。(因みに袁穀は嘉祐元年の開封府試首席で2位が蘇軾であった。ところが穀は省試で失敗し、当時は二年一貢であったので翌年、今度は明州で郷試に再挑戦、これも首席で通ったが又も省試不合格、三度目の受験で嘉祐6年の進士登第となった。このときも明州郷試は首席だったという。『宝慶四明志』8 袁穀伝)鑰と燮は、若いとき、楊氏が開いた城南の私塾で福州から招聘された教師鄭鏐の下で学んだ同学である。また袁燮は登第の前に楼一族の楼氏精舎で教えたことがある。中央政界にあって鑰は権吏部尚書兼侍読、燮は権礼部侍郎兼侍講と時期は違うが寧宗の進講の職を務め、二人は韓侂胄に対立して共に下野し、晩年の燮は、同郷の宰相史彌遠の主和論とも対立し帰郷した。袁燮は明州陸学の中心人物の一人であり、楼鑰も朱陸呂三学の中では陸学を主とした。郷里にあっては、袁燮の娘の一人は楼一族の楼槃に嫁ぎ、四明義田の管理を受け継いでいた楼鑰は、自分の後任として高閔の甥の息子高文善と共に袁燮の弟標を推薦している。二人のこうした多面的な関係は決して特殊ではなく、楼氏、袁氏はそれぞれ別の多数の名族とも繋がっており、南宋明州士人社会は同族を超え、さらに地域社会に開かれた人脈の重層構造から成り立っていたといえよう。黄震は、このような士人社会から生まれたのである。

黄寛重氏の「家族」研究を可能にした最大の要因は、南宋明州における豊富な個人伝記史料の存在である。近年、新出土を含め墓誌や行状、書簡など個人伝記史料から緻密に当時の人間関係、家族関係を究明する作業が盛んである。黄氏の研究は、在来文献が中心であるがその典型例といえる。南宋明州は「宋元四明六志」と称される宋元時代の地方志が現存し、加えて楼鑰『攻媿集』、袁燮『絜斎集』という大量の個人情報情報を収載した個人文集が残されている。これらを駆使することで、黄氏の研究は成り立っている。では、その南宋明州士人社会の源流はどこに求められるのだろうか。本稿では、そうした史料に恵まれない、かつ明州士人社会の起点とも言われる北宋明州について、王安石を手掛かりに考察してみる。

## 一 知鄞県王安石

北宋仁宗の慶暦7年1047、27歳の王安石は明州鄞県に知事として赴任し、翌慶暦8年末、亡父を埋葬するための金陵行きを挟み、皇祐元年1049任満ちて開封に戻るまで、3年足らずの間この地に滞在した。これより以前、安石は、父益の喪が明けた慶暦元年、都開封の国子監に赴きそこでの解試に合格して翌2年の礼部試を通過、続いて殿試に第4位の好成績で及第している。上位合格の進士はただちに州の属官を与えられる例に従い、安石は淮南簽判として揚州に赴任した。その任期が終わり、次に知鄞県として明州に来たのである。通常、進士四位合格ともなれば、地方官の一任が終わると館職の肩書きを求め、官も中央を望むものであるが安石は続けて地方官を希望した。

王安石の場合、公式の行状が伝わらず、知鄞県時代の事績を知るには『宋史』327など史書の本伝の該当部分を参照するか、浙江、明州あるいは鄞県など歴代地方志の県宰の箇所、又は幾つかある年譜の慶暦7年から皇祐元年までの記事に拠る方法が便利である。ここでは、まずその最も詳細な記載例の一つとして『康熙鄞県志』8 名宦伝の王安石伝をあげる。

慶暦七年、再び知鄞県に調せらる。任に在りては読書を好み文章を為り、二日一たび県事を治む。心を水利に殫し、湖を浚え堰を築き、堤塘を繕修するに、必ず躬ら其の地を歴す。凡そ東西十四郷有り、隸する所の川渠、親しく視、民を飭めざるなし。鄞県経遊記有り。今に至るも東銭湖に祠有り。山上に在りては、其の嶺、猶お安石を以って名とす。邑人鄞江先生王致、貧に安んじ道を楽しむ。安石、之れに師事し、歿すれば則ち其の墓に銘し、悼むに詩を以ってす。又た孔子廟に因りて学と為し、県の子弟を教養す。慈溪の杜醇に師為らんことを請い、再び諄(ねん)懇(ごろ)にす。又た教を城南樓先生郁及び王秘校該に訪う。又た杜学士に上書し、邑民をして暇に乘じ河を開かしむ。運使孫諫司に書を上り、其の吏民をして錢を出し人の捕塩するに購わしむるを力阻す。更に書を以って司法吏汪元吉の廉平を薦む。嘗て穀を貸して民に与え、息を立て以って償わせ、新陳をして相易えしむ。邑人、便を称す。今邑中の経綸閣、実聖廟皆な之れを祀る。旧時、広利・崇法二寺、皆な祠有り<sup>(3)</sup>。

この康熙本を含め、鄞県時代の安石事績の記事は、恐らく邵伯温『聞見録』11の安石新法をめぐる記載の冒頭部分を淵源とする。伯温は、北宋仁宗至和3年1056の生まれ、南宋高宗紹興4年1134の没、著名な理学家邵雍の子であり、それ故、この書は父の政治的立場を反映し、反新法・反王安石色の強いことで知られる。本書は伯温晩年の作といわれ、その子で『聞見後録』を著した邵博が父の死後に整理定稿したので(李劍雄、劉特権 唐宋史料筆記叢刊本点校説明 中華書局 1983)知鄞県王安石のまとまった事績としては最も早い記事となり、そこには以下のようにある。

王荊公、明州鄞県に知たり。書を読み文章を為り、三日(他版は二日)に一たび県事を治む。堤堰を起し陂塘を決し、水陸の利と為す。穀を民に貸し、息を立て以って償わしめ、新陳をして相易さしむ。学校を興し、保伍を厳しくし、邑人之れを便とす。故に熙寧の初め執政と為るや行う所の法、皆な此れに本づく。然れども荊公の法、一邑に行うは則ち可なるも、天下に行うは可ならざるを知らざるなり。又た遣わす所の新法の使者、刻薄の小人多く、功利に急にして、遂に河を決して田と為し、人の墳墓、室廬を壊し膏腴の地たるに至るは、紀るすに勝う可らず。……<sup>(4)</sup>

この冒頭部分以降は、『聞見録』の記述を基本として新法評価の箇所を含め、或いは増添し、或いは削除して元、明、清と書き続けられ、前記『康熙鄞県志』に至ったのである。

安石は着任すると、慶暦7年11月7日から18日まで県内をほぼ一巡する視察に出かけ、管内の農田水利を始めとする諸状況の把握に努めた(鄞県経遊記)。この間の宿泊先は、舟中の②泊以外すべて慈福院、広利寺、旌教院、開善院、景德寺、保福寺荘、普寧院、資寿院といった寺院であり、寺僧との交流は残された詩から知られる。ここからも知県としての安石は、地域社会の現

実を自ら直接把握し、理解したうえで施策を進めたことが分かる。小論に即し、この記事のうち地域士人層社会と安石の関係に課題を絞ってみると、『聞見録』の「興学」と『康熙鄞県志』の「又因孔子廟為学、教養県子弟」の記事および王致、杜醇、楼郁、王該らの士人との交流が先ず検討の対象になろう。王致以下の士人たちとの交流は次節で考えることにして、本節では安石「興学」の実情について先ず検討する。実は『聞見録』の「興学」の語は『宋史』安石本伝にない。単なる省略とも解されるが、それに対し『康熙鄞県志』では「孔子廟を県学とした」というように興学がどういうことであったのかが具体的に書かれている。枝葉末節、些か煩瑣であるが、この「興学」が「孔子廟を県学とした」という記述に変わる経過について考えてみたい。

宋代の明州を検討するときの基本史料である『乾道四明図経』(以下『図経』)、『宝慶四明志』(以下『宝慶』)、『開慶四明統志』(以下『開慶』)、『延祐四明志』(以下『延祐』)、『至正四明統志』(以下『統志』)のうち、鄞県学については『図経』2 祠廟に

至聖文聖王廟、県の東半里に在り。唐元和九年に建つ。皇朝崇寧二年、三舍法を行い、生員を教養するに因り、県の西南半里に移し剏(つくり)り而して大觀三年に成る。建炎四年、兵火に遭い、今に至るも未だ建てざるなり。(5)

とみえるのが現存『宋元方志』最初の記載である(多分、既に失われた北宋『大觀図経』も北宋部分は同様であったと思われる)。字句の多少の異同、増損はあるが、『宝慶』12、『延祐』13ともにこの記事に祖述し、それぞれ以降のできごとを書き加えている。ここには安石が学を興したということは記されない。一方、『宝慶』12の知県王安石の伝は、基本的に『聞見録』の記述を踏襲して「興学」というのみで、その具体的な内容は書かれていない。とすれば『康熙鄞県志』の「因孔子廟為学、教養県子弟」の字句の由来はどこに求められるのであろうか。今のところ、この記述の最も早い例は管見の限り、至元30年1293秋8月の日付をもつ王応麟「重修(鄞)県学記」(『延祐』13)の「鄞在漢為鄞、属会稽郡。唐属明州、建夫子廟於県東。五代改鄞曰鄞。宋始立学、王安石宰県、因廟為学、教養県之子弟、風以詩書、衣冠鼎盛。後遷県西南。…」である。鄞県学を県の西南に遷したのは崇寧2年であるから、それ以前は唐に建てられた孔子廟に学が置かれており、それは宋政府の地方学建学の方針に則した県宰王安石の業績であった、という。王応麟のこの記述によって、『方志』の鄞県学の条と同じく『方志』安石伝の(鄞)興学が一つの記事として繋がったのである。

一般論として、後世の人間が、歴史上のある人物の伝記や年譜を作成するとき、信頼できる情報源として最初に利用する材料は、その本人が書き残した著作であり、それらの編年化が第一に行うべき作業となる。これは今まで引用した知鄞県時代の安石行状の記述にも該当し、『康熙鄞県志』に記載される諸事項は、次節で述べる問題を除いて殆どが安石の残した著作の記事に対応する。王応麟が記し、『康熙鄞県志』に至るまで書き継がれた「因(孔子)廟為学、教養県子弟」の字句についても、安石が執筆し『臨川先生文集』77に収録された「請杜醇先生入県学書二」(『王文公文集』5)が史料来源であろう。杜醇は慈溪の士人で孝友が郷里に称されていた。後に開封に在った安石は、越からの客人があると彼の近況を尋ね、その訃報に接したときは追悼の詩を作っている(『臨川先生文集』9 悼四明杜醇。『王文公文集』44 傷杜醇)。話を元に戻すと、在野の賢人杜醇を県学の教師として招聘したが、固辞されたために書いた書簡の第一には「某、県を此に得て年を踰ゆ。方に孔子廟に因り学と為し以って子弟を教養せんとす。願わくは先生、聴くを留め而して之れに臨み、以って之れが師為るを賜らんことを。某、与に聞く有らん。(6)」とあり、王応麟の記述はこれに拠ったと推測される。安石が県宰になって年を越したというのであれば、それは慶暦8年のことになる。

この問題はこれで解決するのであるが、しかしもう一件、これに関連して些か気になる安石の文章がある。それはかれの著作のなかでは著名な作品の一つに数えられる「慈溪県学記」である。この中で安石は

……(孔子)廟又た壊れ治めず。今、劉君居中、州に言い、民をして銭を出さしめ、將に修め之れを作らんとするも、未だ為す及ばずして去る。時に慶暦某年なり。後、林君肇至る。則ち曰く古の学を為す所以は吾れ得て見ざれども、法は吾れ以って循わざ



るべからず。然りと雖も吾れ人民を此に有せば、以って教え無かるべからず。即ち民の錢に因り、孔子廟を作り、今の云う所の如く、而して其の四旁を治め、学舎講堂を其の中に為くる。県の子弟を帥い、先生杜君醇を起て之れが師と為し学に興す。<sup>(7)</sup>

と記し、杜醇は慈溪県学の教師として招聘されたという。『図経』を始め、この学記を収録する『方志』は、慈溪県令劉在(居)中が再建を試みたという慶暦某年を「五年」とし(但し歴代方志に県令劉在(居)中の名はみえない)、また『宝慶』以降の慈溪県学の項には「学、旧と県西四十歩に在り。皇朝雍熙元年984、県令李昭文、先聖殿を建て其の中に居らしむ。端拱元年988、令張穎記す。慶暦八年、令林肇、県治の東南一里に徙す。鄞県宰荊公王安石、之れに記す。書を貽り邑人の宿学杜醇を招き諸生の師為らしむ。……<sup>(8)</sup>」と、安石「学記」の記述をふまえた解説を付している。安石は慈溪県のために「学記」を記しただけでなく、ここでも書簡を杜醇に送り、慈溪令林肇が再建した県学の教師に招聘したことになっている。安石の文集には杜醇宛書簡は同時期の二通しか残されていないから、慶暦8年にはさらに別の杜醇宛書簡が書かれていたのであろうか。先に釈然としないと述べた理由は、文集にある杜醇宛二通が実は慈溪県学への招聘に関連する書簡ではなかったのかという疑問が完全に払拭されないからである。「学記」によれば県令林肇は場所を県治の東南に移し、廃されていた孔子廟を再建して、その中に学校を設けたので「因孔子廟為学」との表現は当然ながら慈溪県にも当てはまるし、『宋元方志』鄞県学の解説文に一貫して王安石興学の記載がないことも納得できるからである。しかし書簡内に「某得県於此踰年矣。方因孔子廟為学以教養子弟」と明確に述べられている以上、文脈からは鄞県学のことに判断せざるを得ないことも確かである。こうした曖昧さは残るが、ここでは、王安石が県知事として積極的に明州の在地士人層に働きかけ、県学での学生指導を要請し、結果的に杜醇は鄞県と慈溪県両学において「教養子弟」することになったのであり、それが後世に伝承される安石興学の明確なイメージとして王応麟によって元初に整理されたことに注意しておきたい。

むしろここで重要なことは「慈溪県学記」に示された、王安石の県学に対する強い思い入れである。まず安石が「学記」のなかで記す「猶お曰く、州の士、二百人を満たせば乃ち学を立つるを得。是に於いて慈溪の士、学有るを得ずして、孔子廟を為くること故の如し。<sup>(9)</sup>」の背景には、慶暦4年3月13日の詔があることを前提にしておかねばならない。当時は慶暦新政の一環として地方州県学の設立が議論されており、節度州に限り州学設置が許された景祐4年1037に続き、それ以外の州にも設置を認める詔がこのとき降された<sup>(10)</sup>。その規定の一つに州学の学生が200人以上である場合には独自に県学を置くことができるとの条件があった。逆にもし200人に満たなければ、孔子廟か県の官庁の建物を学舎にすることで代用する規定であった。明州学は学生が200人に達しなかったため、管下の県学は独自の建物を設置することができなかったためである。明州の県学が全て孔子廟に付属していた理由はここにある。

こうした状況下でも王安石は「学記」で学校の欠くべからざることを強調する。「其の陵夷の久しきに至れば、則ち四方の学廢さる。而して廟を為り以って孔子を天下に祀る。木を斲り土を搏つこと浮屠、道士の法の如く王者の像を為る。州県の吏、春秋に其の属を帥い其の堂に釈奠するも、学士は或いは焉れに預からず。蓋し廟の作るは学廢さるより出で、而して近世の法、然るなり<sup>(11)</sup>」と述べ、法的制約のなかで県令林肇が、まず廟を再建し、その傍らに講堂、学舎を建設したことを、「噫、林君、其れ道有る者か。夫れ吏は今の法を変える無く、而して古の実を失わず。此れ道有る者の能くする所なり。林君の為すや、其れ此れに幾からん<sup>(12)</sup>」と高く評価するのである。地方学は、安石にとって政治と教化の原点であった。

## 二 慶暦五先生の出現

『宋元学案』を実質的に編纂した清の全祖望は、「慶歴五先生書院記」を著して、郷土の先賢を顕彰した(『鮎崎亭外集』16)。五先生とは楊適、杜醇、王致、樓郁、王説の5人である。全祖望が記すには、宋の真宗、仁宗時代は儒林の草昧の時代であり、当時、濂洛の徒は、方に萌芽の状態であり未だ世に出ていなかった。また戚倫、孫復、胡瑗らが正学を興し、韓琦、范仲淹、欧陽脩らは廟堂に在り、学校が四方に遍く広がり、師儒の道は明らかとなり、李之才、邵雍らが経術で学

問を起こした、こうしたことを濂洛の学の先駆けという人がいる。しかし、かれらは「跨州連郡」でようやく数人を得ることができるのであり、かれらのような先生を得ること大変難しい。それに比べて我が郷里の五先生は、わずか百里の間に集っているのであり、そのことは極盛というべきであろう、と当時の明州の人材輩出、学問教育の盛行を讃えている。

この五先生のうち王安石との交流が安石自身の著述によって確認される人物は、前節で触れた杜醇とさらに王致、楼郁の3人である。以下、これら安石との関係に触れながら、『宋元学案』6 士劉諸儒学案の記述をもとに簡単に5人の略歴を紹介する。『学案』は、安定同調として4人を、最後の王説は鄞江家学に分類するが、ここではかれらの学問系統には立ち入らない。

「助教楊大隱先生適」楊適、字は安道、慈溪の人で大隱山に隠居。人となりは重厚で屹立しており、議論は明晰で博く公正である。名利に動かされず、人には分け隔てなく接し、隣人が収穫物を盗んだときも、人の物を盗むには余程深刻な事情があるのであろうと咎めることをしなかったの、隣人は大いに悔いたという逸話が伝えられる。人々は尊敬して名を呼ばず大隱先生と敬称した。その徳行・学問を伝え聞いた浙東西刑獄の孫沔は面会を望んだが、避けて会わなかった。先生が越州に出向いたとき、たまたま范仲淹が知事であり招かれて面談したが、何も求めず仲淹はますます先生を徳としたという。こうして40年間、銭塘の林逋や同郡の王致、杜醇らと交流し、後進は先生を師とせざるはなく、徳行はますます高く、その名は京師にまで聞こえるようになったので、仁宗が天下の遺逸を求める詔を出したとき、明州知事鮑柯が朝廷に推薦して粟帛を賜り、次の知事銭公輔の推薦で将仕郎試太学助教を授けられ、州に招かれたが固辞したという。76歳で没したが、遺言で墓にはただ「宋隱人之墓」と刻まれたただけであった。

「学師杜石台先生醇」杜醇、石台と号し、越の隠君子で慈溪に居住した。人の評価を気にしたり、人から知られることを望まず、郷里では孝友を称えられた。自給自足の生活を送り、親を養い、経書に明るく修養に努め、学ぶ者はこれを模範とした。『学案』は、この後に前節で触れた安石の書簡を引用し、始めに鄞県学、次に慈溪県学の師として招かれたといい、「二邑之文風」は先生から始まったと評する。

「廼士王鄞江先生致」王致、字は君一、鄞県の人。先の楊適、杜醇の友人であり、道義を以って郷里を化したので諸生は皆な3人を称して先生と敬った。安石とは書簡の遣り取りがあり、「久しくお目にかからずお会いしたい」という安石の願いと、書簡の受領を謝する内容の「答王致先生書」1通が残されている(『臨川先生文集』77)。また70年の生涯を清貧と求道で終えた王致を悼む挽辞一首が、後年の作として『文集』35にみえる。全祖望は、王致のために安石が撰したとされる長文の「鄞江墓誌」について、その初出は清の閩性道編、康熙25年刻『鄞県志』であり、内容、文体からみて安石に仮託した後世の作であると断じている。従うべきであろう。とすると王致についての情報量は極端に少なくなり、殆ど安石の残した書と挽辞のみとなる。このことはまた後で考える。

「正議楼西湖先生郁」楼郁、字は子文、奉化県の人、鄞県に移り城南に住む。志操高厲、学は窮理を以て先と為し、郷人の尊敬する所であった。慶暦年間、郡県に学校を建てる詔が出され、郷里の「文学行義」あるものを招いて師としたとき、郁が招かれて県学で教え、その後州学に転じ十数年間教授した。前節でも述べたこの慶暦四年の興学の詔では、州県学の教授は原則として有官者が任ぜられるが、該当者がいない州県では、民間の学識ある人物を教授として登用できるという規定があった。郁を始め当時の明州の教授は、この規定による民間からの登用であった。郁は、州県学での前後30余年間、その門下から中央、地方の大官となった兪充、豊稷、袁穀、舒亶らが輩出し、自らも皇祐五年の進士に合格し、舒州廬江主簿に任ぜられた。しかし「禄、親に及ばず」として仕官を断念、大理評事の官で致仕し、終生家居して終えた。致仕は、五世の孫楼鑰によれば、継母を養う弟妹がまだ幼いという理由であったという(『攻媿集』八五 高祖先生事略)。楼郁の県学での教授は恐らく安石赴任前のことだと思われるが、安石は郁に「……足下の学行は篤美であり、士友に信あり、海瀕に窮居、自ら屢空の内に楽しむは、私の仰歎するところです」という丁寧な書を送っており(『文集』78)、その密接な交流が推測される。南宋四明の名族としてゆるぎない地位を確立する楼氏の最初の進士が郁であった。

「銀青王桃源先生説」王説、字は応求、鄞県の人。郷里に教授すること30余年、弟の該は慶暦6年の進士で安石とは詩を応酬する友人であり、説は弟と盛名を等しくした。当然、本人も安石との交流はあったであろう。熙寧九年、特恩で将仕郎の官を与えられ州長史に補せられたが、相変わらず「無田以食、無桑麻以衣、怡然自得」の生活を送り没した。『学案』の銀青とは、没後、銀青光禄大夫賜金魚袋を追贈され、神宗から親筆の勅額を賜った桃源書院が王説の隠居教授の治に建てられたことに依る(『明一統志』46 書院)。全祖望の頃まで、この「桃源書院」の勅額は伝存し、鄞県への勅額賜与の最初であると記文に記している(『鮎崎亭外集』22 宋神宗桃源書院御筆記)。王梓材が言うように、五先生の中では異例の厚遇である。王説、該兄弟の子孫からは、以後、多数の進士合格者が出て、四明の望族としての地位を確立して行くことに関連すると推測されるが、最も早い該の長子權でも元豊5年の進士であるから時期的には合わない。やはりここでも厚遇には王安石の存在があると考えべきであろう。なお『学案』は「鄞江先生之従子」とするが、説、該兄弟を王致の甥とする記事は、先の安石撰に仮託された「鄞江墓誌」にみえるだけであり、その真偽については後考を待つ。

これら五先生は布衣、特恩による授官、進士合格と肩書きは三様であるが、いずれも中央、地方に仕官することはなく、地域士人社会層の教育、学術の指導者として郷里の尊敬を集めた人々であり、王説が楊適、王致を師とし杜醇、楼郁を友としたといわれるように(甬上三補書旧詩)、互いに密接な人間関係を有していた。王安石は、こうした状況にあった明州鄞県に着任したのである。ここで問題としたいことは、それでは「慶暦五先生」、或いは「五先生」という言葉はいつから使用され、5人を一括りにして慶暦・皇祐年間の明州を「極盛」として考えるようになったのかということである。

これまで『学案』の記述をもとに五先生について紹介してきたが、『学案』は、いずれも『四明文献集』を参照したと註記している。この書は、既に散逸した王応麟『深寧集』100巻、『制誥』45巻の逸文を収集したものであり、五先生の伝については道光年間に葉熊が同様に逸文を収集・編纂した『深寧先生文小鈔撫余編』1巻(四明叢書)に収載されている。従って、前節の王安石「興学」のイメージと同じく、五先生についても宋末元初の王応麟が描いた像を現代のわれわれも共有していることになろう。この五先生の語は、更に『宝慶』8 郡志の人物伝にまで遡る。但しそこでは、南宋晩期、既に名族として人材を多数出している楼氏、王氏の記事が他の数倍の分量を割いて叙述されていることはともかく、王致については独立の項目が立てられていない。王説の箇所「…先是有王致亦州閭所師、至今郡庠以与楊公適、杜公醇、楼公郁並祠、謂之五先生。…」といわれるのみで、州学に5人が祀られ五先生と呼ばれていたことを言うが、王致本人についての説明はない。更に『図経』になると巻3の奉化県の人物に楼郁の説明が、巻5 慈溪県の逸民の項に楊適がやや詳細に掲載されるだけで、他の3人についての記述はみられない。従って乾道年間にはまだ五先生の概念は無いが、在ったにしても特に強調されるわけではなかったといえよう(但し現存『図経』には欠落部分がある)。結局、今のところ初見は、『図経』より少し時代の下がる、嘉定6年1213没の楼鑰『攻媿集』51 息齋春秋集註序の「慶暦皇祐間、杜、楊、二王及我高祖正議(郁)、号五先生、俱以文学行誼表率于郷、……」であり、ここに慶暦・皇祐年間に五先生と号したとあり、また楼鑰は、既に述べた85 高祖先生事略にも四明五先生の語を使用している。管見の限り、文献上、明州の慶暦五先生という表記はこれ以上遡らない。北宋仁宗朝の慶暦年間、明州地域社会に五人の学識・徳行ありと評価された士人が存在したことは事実である。しかしかれらの存在をどのように認識するか、あるいはどのようなイメージで捉えたかは必ずしもいつの時期も同じとはいえない。ここでは、かれらが明州士人層社会の先賢として評価され、そのイメージが明確になって行く時期は、南宋半ばを過ぎてからである、とひとまず考えておく。

南宋の寧宗朝以降、明州慶元府の進士合格者が激増した背景に、この地域の士人社会の発展を想定することは常識といってよいであろう。そして時期を同じくして慶暦五先生という言葉が出現し、宋末元初の王応麟によって言説は定型化され、ここでは触れられなかったが袁桷撰『延祐』がそれを定着させたといえることができる。明州慶元府士人社会の発展は、自らの来歴の物語を必要としたのである。全祖望は「慶暦五先生書院記」において「五先生の著述、今に伝わらず。故に其の微言も亦た闕く」と、正直にかれらの思想内容は分からないとしている。しかし、だからといって慶暦年間の明州士人社会の歴史像は後世の想像の産物にしか過ぎないということではない。

仁宗朝、中央政府は地方学の設置を進めた。しかし明州は、州学在籍学生200人以上という条件を充たさなかったために県学が設置できず、規定に従い孔子廟を県学とした。同時に正式の学官も置かれず、これも規定に従い在地士人が教師に招かれた。五先生とは、こうした国制の枠組みと時代の状況のなかで出現した在地士人層の典型である。しかも安石が先の『慈溪県学記』で「杜君は越の隠君子」といい、全祖望が「五先生、皆隠約草廬、不求聞達」(前掲「書院記」と的確に表現したように、かれらは隠士から士人への過渡期の存在ともいえる。慶暦年間の明州士人社会は未だその揺籃期であった。

### 三 王安石の残像

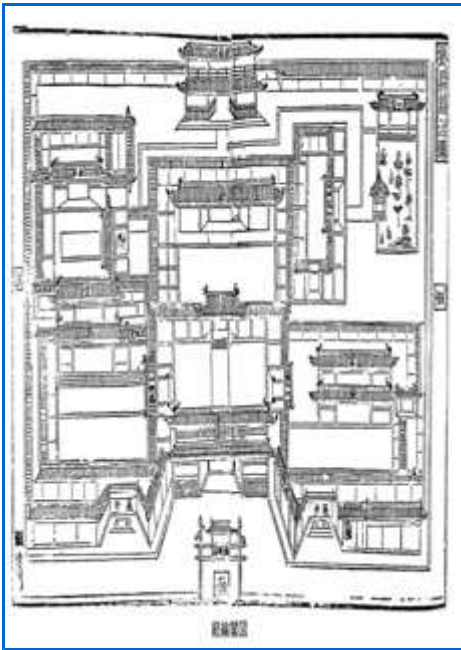
明州鄞県に赴任した若き王安石は、やがて国政を担い中国史の流れの方向を左右するほどの大改革を実施した人物である。それだけでなく、青苗法を始め新法の多くが鄞県時代の施策から構想されたといわれる。地域の人々はその知事の施策を評価し、経綸閣や広利寺、崇法寺に祠を立てて安石を祀った。恰もその揺籃期に刷込まれたように、明州士人社会では安石への高い評価が南宋末に至るまで続く。また四明方志の新法党系人士の叙述についても考えるべきことがある。次にこれについてふれてみたい。

『図経』2 祠廟 附祠堂には、安石祠堂を二か所挙げている。その一つは嘉祐6年1061に知州錢公輔が立て、胡宗愈が記の撰文をした広利寺の生祠であり、安石の行跡を慕う郷人の願いに応えたという。問題は、もう一つの経綸閣である。その経緯は『宝慶』12 鄞県志1 公宇の記述が詳しく、そこには次のように記される。

旧、聴事の西偏に在り。元祐中、邑に宰たる者、前宰の王安石、相位に登るを以って祠を閣の下に建立す。建炎四年、兵に燬かる。紹興二十五年、令王燁、重建し、左朝散郎主管台州崇道観維揚の徐度記す。乾道四年、令揚布、王荊公祠を閣の上に移す。後、閣とともに廃さる。淳熙四年、令姚掾、宅堂の北に従し建つ。紹熙五年、令呉泰初、重建す。嘉定十七年、令張公弼、又た荊公祠を重建し、閣北の西偏に移す。閣の旧扁存せず。宝慶三年、令薛師武、立つ。<sup>(12)</sup>

この記述に依ると、王安石が宰相に就いたため、元祐年間の鄞県知事はその祠堂を経綸閣の下に立てたことになる。『乾隆鄞県志』が引く『続志』佚文に「王安石、嘗て県令為り。邑人、其の政を思い、其の燕休の所に即きて此の閣を作る」とあるように、経綸閣は安石祠堂を収める建物であった。これは紹興25年、王燁が重建したときに徐度が撰じた「重建経綸閣記」(『図経』9)に拠る記述であり、そこには元祐中、県令が「重屋を為り、公の像を肖りて之れを祠り、名づけて経綸閣と曰う」と明記されている。とすれば『宝慶』の「下に」は、二階建ての経綸閣の一階にという意味であろうか。ともかく、鄞県の人士が県令王安石の政治を讃えて、その没後に建てた安石祠堂が経綸閣であった。中央では新法派に代わって新法否定の旧法党が政権を握っていたときの建設である。北宋滅亡、中興後の建炎4年、金軍は両浙深く侵入し、明州も甚大な戦火を蒙った。そのときに経綸閣も焼失した。その後20年を経た紹興24年、新たに赴任してきた県令王燁によって、翌年、閣は再建された。この王燁は安石の弟王安国の曾孫にあたる。「重建経綸閣記」は次のように記す。安石の時代から109年も経つのに安石「興造の蹟」は猶おはっきりと分別でき、県民は常にその治世を語り継ぎ、その蹟を指しては安石に思いを致し、文公の徳は忘れたことが無いという。安石の「諸孫」が県令として赴任してきたこの機会は、まさに経綸閣再建のときであるとして再建の許可を求め、一切の費用は民間から出し、公費は一銭も使わず70日で竣工した、と。その再建が、実際は民間からの発意と経費の拠出であることを述べる。その後も、一時的な廃止や再建を繰り返しながら安石を祀る経綸閣は存続し続けたのである。因みに宋版『(宝慶)四明志』に掲載する鄞県治図には、庁堂の北側に重層の経綸閣がみえている。淳熙4年の再建時の位置を継承し、一番奥まったところとはいえ、諸庁舎を従えるような配置である。宋一代、明州独自の、中央政府とは異なる王安石評価の歴史を象徴していると言えるであろう。

経綸閣



一方、当然のことながら、明州出身の官僚たちの政治的立場は一様ではない。南宋になると、秦檜、韓侂胄、史彌遠らいわゆる専権宰相との距離の取り方が、本人のみならず一族・姻戚内での確執を生み出すことにもなり深刻な問題となるが<sup>(14)</sup>、北宋の場合は明州出身の高位の中央官が少ないこともあり、中央政界の党争が明州地域社会に直接の影響を与えることは南宋ほどではないように見える。「慶曆五先生」の一人、楼郁に受業した同学で共に中央の高官となった豊稷と舒亶の二人は、政治的には互いに逆の立場に在った。稷は、元豊3年に監察御史裏行となると王安石の不法を弾劾し続けて神宗にたしなめられたり、最後は御史中丞として、即位した徽宗に司馬光、呂公著を弁護、『神宗実録』を編纂した章惇を『安石日録』を使用し、宣仁太后を誣罔したとして非難、ついには蔡京・卞兄弟を弾劾したが、その後、相位に就いた蔡京によって貶竄された。反新法の立場を貫いたといえよう<sup>(15)</sup>。それに対し舒亶は、後述のように反新法官僚に苛酷な弾圧を加えた張本人である。しかし両人は、故郷明州に在っては、亶の別荘で詩を応酬する仲であったという<sup>(16)</sup>。

舒亶という名前で筆者が直ちに思い浮かべる事件は、宋代の「文字の獄」として有名な烏臺詩案である。元豊2年、舒亶は蘇軾を死罪に追い込むべく彼の詩が天子を侮辱し朝政を誹謗しているとして「大不恭罪(大不敬罪)」の刑名を挙げて激しく弾劾した<sup>(17)</sup>。当時の肩書は、監察御史裏行。こうして舒亶は、中国史上、現在に至るまで多くの人々から敬愛され続ける東坡を刑死させようとした凶暴な敵役としてイメージされるようになる。事実、彼の本伝は、烏臺詩案で弾劾する側であった御史中丞李定、監察御史裏行何正臣などと同じ『宋史』329に収められ、その記述は彼の酷薄さを証明する事例で埋まっている<sup>(18)</sup>。その数例を挙げれば(括弧内は他史料からの補足)、新法を批判して流された鄭俠を再び逮捕尋問することを命じられた亶は、その持ち物から新法を批判する人名を載せた草稿を見つけ出して写し取り、俠を嶺南に竄するとともに馮京や王安国らもことごとく処罰を受ける羽目になった。元豊の太学の獄は、もともと落第学生の(逆恨みの)告発で始まった些細な収賄案件であったが、亶は瑣末な事まで罪状とし、多くの者を連座させて一大疑獄事件に仕立て功績とした<sup>(19)</sup>。烏臺詩案では軾のみならず、(その詩を所持したり唱和したとして)司馬光、張方平、范鎮など多くの高官の厳罰を要求し、神宗から行き過ぎを咎められた。嘗て自分を引き立ててくれた中書検正官張商英を、その息子(或いは女婿)について、中書の官にもかかわらず自分に請託したとして、それを暴露弾劾し職から追い落とした。こうして順調に官職を上げ、(試)給事中から権直学士院、御史中丞になると更に弾劾に磨きをかけた。しかし尚書省が法律通り奏鈔の目録を作成していないという自らの弾劾、調査のなかで、当の御史台も目録を作成していないとの指摘を受け、それを糊塗する工作をしたり、或いは自分が直学士院のときに規定以上の厨錢(蠟燭代)を受けたことを逆に弾劾され、神宗自らの言葉で二官降格・勒停の処分を受けた。亶の相次ぐ起獄に戦々競々としていた士大夫は、その微罪による重罰に遠近を問わず

快哉を叫んだという。その後十数年にして復歸、知南康軍(そして知荆南府荆湖北路鈐轄)として辰・溪蛮の反乱鎮圧に従事し、陣中で没した。以上がおおよその内容であるが、舒宣を肯定的に評価する部分は全くない。最初の熙河路での括田に成績を挙げたことは、そもそも熙河路経略が間違いであったという評価であるし、最後の「開辺の功を以て直竜閣閣由り待制に進む」にしても、その前に蔡京がした、という一句があることで、むしろ否定的意味合いを喚起させる。

これに対し、『図経』5 慈溪县 人物 の舒宣伝は、『宋史』と同じ人物とは思えないほど様相を異にする<sup>(20)</sup>。ここには太学の獄の記述も烏臺詩案に関する叙述も無い。況や張商英の件も厨錢や尚書省の奏鈔録目、更には降格勒停の処分にも触れない。逆に学士院での辞令の執筆が兩漢の風ありと賞賛され、御史中丞として御史に相応しい人物十人の推薦がことごとく適材であったとして「人を知る」と称されたことを記す。最後の「開辺の功」にしても評価したのは徽宗になっている。

そもそも両伝が共通して採録する冒頭の逸話(両伝で多少の相違がある)が、両者では全く別の文脈で語られる。すなわち舒宣が科挙合格後、最初に赴任した台州臨海県の県尉として、酒の勢いで叔父の妻を放逐(継母を罵倒)した人物を、服さないとみるや直ちに手づから首を刎ね、自らを弾劾する状を認めて即刻辞職し(『図経』では県尉庁の壁に一首を残す)、これを丞相王安石が見所があるとして中央の審官西院主簿に登用した、という出来事である。『宋史』は、その前に宣は省試を第一で合格したことを挙げ、優秀な文官として出発したように見えるが、実は性格凶暴、武断政治を行い、それが熙河路経略や晩年の辰溪蛮鎮圧の「功績」に結びつくし、そうした性格がその間のさまざまな弾圧事件の根底にあることを示唆する。さらにこういう人物に登用する王安石と新法の問題点を暗示するのである。それが『図経』になると、舒宣は幼少のころから文才を發揮した偉丈夫であり、特に声律・程文に長じ太学での詞翰は天下一と称されたとした上で、臨海県は山と海に挟まれ、慍悍盜奪を俗とする僻地である。そうした暴力的な未開の風俗を是正するため県尉として行った行為が先の逸話である。宣は文筆に優れ博学強記であるが文弱の秀才ではなく、果敢な決断力と行動力を兼ね備えた文官であり、その措置を安石は評価したことになる。それ故、熙河路では西夏との国境問題が起きたとき、王韶の消極論を抑え、単騎敵地に乗り込んで成果を挙げたのであり、晩年の辰溪蛮鎮圧の功もその性格に帰せられる、と言うかのようである。それにしても『図経』の最後に、舒宣が陣歿する前、洪江の西に大隕石が落ちたという記述は、これが単なる列伝ではなく、「巨星墜つ」の偉人伝であるといってもよいであろう。

『図経』が収録する詩文のなかで、安石と舒宣の作品は群を抜いて多い。舒宣という人物を通してみる『図経』は、『宋元四明六志』のなかでもかなり特異な位置にあるといえるであろう。それに比べ『宝慶』8の舒宣伝は、太学の獄には触れないものの、それ以外は『図経』と『宋史』の両者の記事を併せた内容となっていて分量も三伝の中では最も多い。編纂時期の順から言えば、『図経』、『宝慶』、『宋史』であり、『宋史』は『宝慶』から『図経』の部分を取り去った構図になる。さらに『図経』は北宋徽宗朝の大観元年に設置された「大観九域図志局」の命で編纂された從事郎李茂誠等撰『大観(明州)図経』を踏襲しているという<sup>(21)</sup>。とすれば蔡京時代の、しかも中央政府の指示で編纂された地方志を再録した『図経』舒宣伝がそのような記述であることは当然であろう。また彼の多くの詩文の収録箇所は乾道年間の増添部分にかかるから、舒宣の高い評価は『大観図経』から『乾道図経』まで変わっておらず、これが南宋前半の明州における舒宣像と理解してよいだろう。それでは我々は『図経』、『宝慶』を経て『宋史』にいたる舒宣像の変遷から何を読み取ることができるのであろうか。

結論を出す前に、もう一つ検討しなければならない問題が残されている。それは三伝の史料来源をもう少し細かく検討することである。以下は推測に過ぎないが、一つの可能性として考えた。前節で検討した「慶曆五先生」と異なり、舒宣は中央政府の高官を経験し、『宋史』に伝が立てられたことから、没後「行状」が作成され、それは史館に送られたと考えられる。一般的に言えば、行状は実録の付伝、正史の列伝の基になる史料である。宣は崇寧2年1103の没であり、もし行状が作成されていれば、時間的に『大観図経』がそれを参照することは可能であった。また「徽宗実録」は、紹興11年に元符3年から大観4年までの60巻が一旦進呈されているが、大變疎略であるとして修訂を命じられ、それは結局完成せず、その後、60巻の進呈分も新たに再編纂されて孝宗の淳熙4年によやくできあがっているので、『図経』編纂者が「実録」を見た可能性はない

(22)。一方、徽宗朝を含む「四朝国史」の列伝部分の完成は、淳熙13年1186であり、『宝慶』編纂の約40年前になる。従って『宝慶』編纂者が「国史」舒宣伝を見ることは時間的には可能であった。『宝慶』編纂の発議は明州慶元府知事の胡榘、実際の編纂主任は当初が慶元府学教授方万里、その転出に伴い新任の羅澹が主宰し150日間で完成させた<sup>(23)</sup>。この短期間での編纂を考えると、『図経』に比べ分量も増やした『宝慶』の舒宣伝は、再編纂された淳熙「徽宗実録」に基づく「四朝国史」舒宣伝を利用したと考えてもそれ程無理はないように思える。

『図経』、『宝慶』、『宋史』各記事を、それぞれ独自の箇所、どれか二つに共通する箇所、三つすべてが記す箇所に分けると、『宝慶』独自の記事の多くが『長編』の舒宣関連記事と共通することが分かる<sup>(24)</sup>。李燾は、実録、正史以外に多くの書・史料を参照したと述べる『長編』の神宗から徽宗朝部分を淳熙元年に完成・上呈し、また「四朝正史(国史)」編纂にも従事したが、その完成を待たず淳熙11年に没している。『長編』の舒宣関係記事が、編纂途中の実録や正史の舒宣伝と同じものかどうかは確定できない。しかし『宝慶』の記事の原史料が国史院に在ったことは確かで、前述の国史を利用した、と考えるのがやはり最も無理がなさそうである。明州での舒宣のイメージは、北宋から南宋半ばまでは文武に長けた偉人としてのそれであった。南宋末になると否定的な側面も加わりイメージは変化するが、何れにしてもそれは基底において中央史館の描く像と連動していた。凶暴な姦人のイメージは、元の『宋史』列伝で定着するのであろう。

以上、駆け足で明州における王安石、「慶曆五先生」、舒宣各三様の評価の形成と変遷をみてきた。それらはいずれも明州という地域社会の独自性を際立たせる側面をもち、その独自性は何らかの意味で中央との関係における明州士人社会の個性であった。宋元四明六志を校勘した清の徐時棟は、全祖望の『『宝慶・開慶』跋文の『『宝慶』は訛謬が多い。元豊の舒宣、中興の王次翁には(その必要がない)堂々たる大伝を作っているのに、高閑伝に楊時から(伊洛の)学を受けたこと、秦檜の縁組の申し出を断ったという(重要な)ことが書かれていないのはどうしたことであろうか。僅か百五(十)日で作り上げたというのは尤もなことだ』という論評を引用している<sup>(25)</sup>。確かにその通りである。しかし道学が体制正統教学となった後世の眼からではなく、南宋後半に生きる者の眼を通せば、明州の現実がこのように見えていたとも言える訳で、安石、五先生、舒宣三様の評価の変遷はその意味でも検討に値するであろう。

最後にもう一度王安石に立ち返って本稿を終わりたい。

## おわりに

安石自身にとり、その私生活においても鄞県時代は特別であった。曾鞏に依頼した亡き父の墓誌銘の原稿である「先大夫述」を執筆、埋葬したことはその一つである。また、安石撰の墓誌銘のなかで最も短く最も印象深い「鄞女墓誌」がもう一つのできごとを伝える。

鄞女者、知鄞県事臨川王某之女子也。慶曆七年四月壬戌前日出生、明年六月辛巳後日入死。壬午日出葬崇法院之西北。吾女生恵異甚、吾固疑其成之難也。噫。  
(『文集』巻100)

解説する必要はないであろう。銘文はない。若い父親の胸底からの呻きである。さらに安石は、この娘に詩一編を残している。

別鄞女行年三十已衰翁。満眼憂傷只自攻。今夜扁舟来訣汝。死生從此各西東。

版本によって字句の異同が多少ある。これは李壁箋註、劉辰翁評点本に拠り、その評には「惨絶」とある。この詩を、詹大和「王荊公年譜」は30歳ということからか皇祐2年に繫年し、顧棟高「王荊国文公年譜遺事」は鄞女卒の慶曆8年に繫年する。最も詳しい蔡上翔「王荊公年譜考略」は墓誌も詩も載せない。私は、安石の鄞県知事の任が終わり、いよいよ明州を離れる皇祐元年の作であろうと考えている。開封へ向うために西行する安石は、恐らく二度と来ることのない崇法院の娘

の墓に別れを告げたのである。明州の人々は、永く「鄞女墓誌」と「別鄞女」詩を記憶し続けた(全祖望「題王半山鄞女志」『結崎亭外集』巻35)。

宋代明州士人社会にとっても、王安石にとっても慶暦年間は、特別の時期であった。

## 注

- (1) 黄寬重『宋代的家族与社会』(東大図書公司 2006年6月)
- (2) 南宋明州の名族で欠かすことのできない史氏については、既にRichard Davis氏のCourt and Family in Sung China, 960-1279: Bureaucratic Success and Kinship Fortunes for the Shih of Ming-Chou (Durban: Duke University Press, 1986)があるため、敢えて採り上げなかったと述べるが、四氏との関係で史氏は頻りに登場する。
- (3) 「慶暦七年、再調知鄞県。在任好讀書為文章、二日一治県事。殫心水利、浚湖築堰、繕修堤塘、必躬歷其地。凡東西十有四郷、所隸川渠、靡不親視飭民、有鄞県経遊記。至今東錢湖有祠、在山上其嶺猶以安石名。邑人鄞江先生王致安貧樂道、安石師事之、歿則銘其墓、悼以詩。又因孔子廟為学、教養県子弟。請慈溪杜醇為師、再諄懇。又訪教于城南樓先生郁及王秘校該。又上書杜学士、使邑民乘暇開河。上運使孫諫司書力阻其令吏民出錢購人捕塩、更以書薦司法吏汪元吉之廉平。嘗貸穀与民立息以償、俾新陳相易。邑人称便。今邑中経綸閣実聖廟皆祀之。旧時広利崇法二寺皆有祠。」
- (4) 「王荊公知明州鄞県、讀書為文章、三日(他版二日)一治県事。起堤堰、決陂塘、為水陸之利、貸穀於民、立息以償、俾新陳相易、興学校、嚴保伍、邑人便之。故熙寧初為執政所行之法皆本於此、然荊公之法行於一邑則可、不知行於天下不可也。又所遣新法使者、多刻薄小人、急於功利、遂至決河為田、壞人墳墓室廬膏腴之地、不可勝紀。……」
- (5) 「至聖文聖王廟在県東半里。唐元和九年建。皇朝崇寧二年、因行三舍法、教養生員、移翔県西南半里而成於大觀三年。建炎四年遭兵火、至今未建也。」
- (6) 「……某得県於此踰年矣。方因孔子廟為学以教養子弟。願先生留聽而賜臨之、以為之師。某与有聞焉。」
- (7) 「……廟又壞不治。今劉君居中言於州、使民出錢、將修而作之、未及為而去。時慶暦某年也。後林君肇至、則曰古之所以為学者吾不得而見、而法者吾不可以毋循也。雖然、吾有人民於此不可以無教。即因民錢、作孔子廟、如今之所云、而治其四旁、為学舎講堂其中、帥県之子弟、起先生杜君醇為之師而興於学。」
- (8) 「学、旧在県西四十步。皇朝雍熙元年(984)県令李昭文建先聖殿居其中。端拱元年(988)令張穎記。慶暦八年、令林肇徙於県治之東南一里。鄞県宰荊公王安石記之、貽書招邑人宿学杜醇為諸生師。……」
- (9) 「……猶曰州之士滿二百人乃得立学。於是慈溪之士不得有学、而為孔子廟如故。」
- (10) 『宋会要』選舉3-23。周愚文『宋代的州県学』1996年を参照。
- (11) 「至其陵夷之久、則四方之学者廢、而為廟以祀孔子於天下、斲木搏土如浮屠道士法為王者像。州県吏春秋帥其属糶奠於其堂、而学士者或不預焉。蓋廟之作出於学廢、而近世之法然也。」
- (12) 「噫、林君其有道者耶。夫吏者無變今之法、而不失古之實。此有道者之所能也。林君之為、其幾於此矣。」
- (13) 「旧、在聴事之西偏。元祐中、宰邑者以前宰王安石登相位而建立祠于閣之下。建炎四年、燬于兵。紹興二十五年、王焯重建、左朝散郎主管台州崇道観維揚徐度記。乾道四年、令揚布移王荊公祠于閣之上。後与閣俱廢。淳熙四年、令姚揆徙建于宅堂之北。紹熙五年、令呉泰初重建。嘉定十七年、令張公弼又重建荊公祠移於閣北之西偏。閣之旧扁不存。宝慶三年令薛師武立。」
- (14) 注(2)黄氏前掲書。
- (15) 『延祐』4 人物攷上 豊稷「元豊三年安惇薦為監察御史裏行。王安礼自潤州召知制誥。安礼在潤飲刁約家為姦利事、稷力攻之、不報。復遷翰林学士、稷数上疏神宗諭之。曰、安礼事誠有之。朕以其兄安石姑全容之。安礼入政府、稷出為利州路提点刑獄。…徽宗即位、召為諫議大夫。遷御史中丞、首疏言司馬光・呂公著皆賢直、不宜以罪黜貶。上曰改先帝法焉得無罪。稷曰法有不便誠当改。上目送之。遂入疏論章惇誣罔宣仁太后、神宗宝籙悉以王安石日録乱去取。蔡京・卞兄弟植党已久、若大用必誤国。由是皆坐貶。会曾布入相、稷將論之、首罷稷工部尚書兼侍讀、改礼部尚書。蔡京入相、追貶司馬光立党碑、稷貶海州团練副使道州別駕安置台州除名徙建州。……」
- (16) 『宋元四明六志校勘記』5は『延祐』の佚文として『乾隆鄞県志』18から「(舒)宣初与豊稷、周鏐同学於樓郁。及入朝(豊)稷嘗薦之。宣有園在西湖、帰里与稷、鏐倡酬。陳瓘、晁説之咸与焉。所謂懶堂者也。」という文を引いている。現行『延祐』は舒宣伝が欠落している。
- (17) 近藤一成「東坡の犯罪-『烏臺詩案』の基礎的考察-」(『東方学会創立五十周年記念東方学論集』東方学会 1997)を参照。
- (18) 『宋史』329 列伝88「舒宣字信道、明州慈溪人。試礼部第一、調臨海尉。民使酒詈逐後母、至宣前、命執之、不服、即自起斬之、投劾去。王安石当国、聞而異之、御史張商英亦称其材、用為審官院主簿。使熙



河括田、有績、遷奉郎。鄭俠既貶。復被逮、宣承命往捕、遇諸陳。搜俠篋、得所録名臣諫草、有言新法事及親朋書尺、悉按姓名治之、竄俠嶺南、馮京、王安石諸人皆得罪。擢宣太子中允、提舉兩浙常平。元豐初、權監察御史裏行。太学官受賂、事聞、宣奉詔驗治、凡辭語微及者、輒株連考竟、以多為功。加集賢校理。同李定劾蘇軾作為歌詩譏訕時事。宣又言、王誨輩公為朋比、如盛僑・周邠固不足論、若司馬光、張方平、范鎮、陳襄、劉摯、皆略能誦說先王之言、而所懷如此、可置而不誅乎？帝覺其言為過。貶軾、誨、而光等罰金。未幾、同修起居注、改知諫院。張商英為中書檢正、遺宣手帖、示以子器所為文。宣具以白、云商英為宰屬而干請言路、坐責監江陵稅。始、宣以商英薦得用。及是、反陷之。進知雜御史、判司農寺、超拜給事中・權直学士院。踰月、為御史中丞。舉劾多私、氣焰熏灼、見者側目、獨憚王安禮。宣在翰林、受廚錢越法、三省以聞、事下大理。初、宣言尚書省凡奏鈔法當置籍、録其事目。今違法不録、既案奏、乃謾以發放歷為録目之籍、宣以為大臣欺罔。而尚書省取臺中受事籍驗之、亦無録目、宣遽雜他文書送省、於是執政復發其欺。大理鞫廚錢事、謂宣為誤。法官吳處厚駁之、御史楊畏言宣所受文籍具在、無不承之理。帝曰、宣自盜為贓、情輕而法重。詐為録目、情重而法輕。身為執法、而詐妄若是、安可置也！命追兩秩勒停。宣比歲起獄、好以疑似排抵士大夫、雖坐微罪廢斥、然遠近稱快。十余年、始復通直郎。崇寧初、知南康軍。辰溪蠻叛、蔡京使知荆南、以開邊功、由直竜閣進待制。明年、卒、贈直学士。」

(19) 太学の獄についての詳細は、近藤一成「王安石の科挙改革をめぐる」(『東洋史研究』46-3 1987)を参照。

(20) 『図経』5 慈溪県 人物「舒宣、字信道、県人也。生而雋異、魁梧特達。垂髫時為四皓頌、言偉志大。老師宿儒知其有遠識、博学強記、為文不立藁。尤長於聲律・程文、太学詞翰、秀發為天下第一。有舜琴歌南風賦膾炙人口、流輩服之。登治平二年進士第。授台州臨海県尉。県負山(瀨)海、其民慄悍盜奪成俗。有使酒逐其叔之妻至宣前者、命執之不服即斬其首、以令投檄而去。宣有詩題尉厅壁云、一鋒不断姦兇首、千古焉知將相才。丞相王安石聞而異之、召除審官西院主簿、充熙河路分画蕃漢疆界。時洮隴新喋血。帥臣王韶欲以重兵防護、宣一切却去、獨以單騎徑往宣示朝廷威信。夷人以刃割肉、試其誠否。宣受之無難色、於是歡呼畏服乃定其界而還。授太子中允御史裏行、累遷試給事中直学士院、制命辭令、臉重渾厚、有兩漢風、衆論稱之。擢御史中丞、被詔舉任御史者十人、所舉皆稱職、時以為知人。崇寧元年、荆南辰州蠻獠反。除直竜閣知荆南府、宣被命討蕩督勵士卒兵、未压境而賊蠻屈膝、請命朝廷遣使撫問。加待制職。宣時計議進築移屯沅之洪江。俄得疾、是夕有大星隕於洪江之西、遂卒於軍。徽宗皇帝悼惜其才、贈竜閣學士、沢及其子孫。有手編元豐聖訓三卷并文集百卷蔵於家。」

(21) 『図経』乾道5年黄鼎序によれば、制置直閣張公(張津)が僚属に委ねて編纂、散逸していた旧録(大観図経)を得、増添して7巻とし、更に篇什碑記など5巻を追加、12巻にしたという。舒宣伝は、前注のように巻5の慈溪県に収録されているので、旧録の記事の可能性が高い。

(22) 北宋末皇帝の実録編纂過程は、近藤一成「南宋初期の王安石評価について」(『東洋史研究』38-3 1979)を参照。

(23) 『宝慶』羅濬序。序文作成時の肩書は從政郎新贛州録事参軍。

(24) 『宝慶』8舒宣伝「舒宣、字信道慈溪人。生而魁梧、博聞強記、為文不立藁。登治平二年進士第、授台州臨海県尉、県負山瀨海、其民慄悍、盜奪成俗、有使酒逐其叔之妻者至宣前、命執之不服即断其首、以令投檄而去、留詩云、一鋒不断奸兇首、千古焉知將相材。丞相王安石聞而異之欲召用。会丁父憂服闋乃除審官西院主簿、徙秦鳳等路提点刑獄。鄭民憲相度熙河營田、民憲言其宣力最多、乞以減年磨勘回授之。特改奉礼郎提舉兩浙常平。熙寧八年十一月入為太子中允權監察御史裏行。元豐二年七月、論知湖州蘇軾上謝表譏切時事、并上其印詩三卷。時御史中丞李定、御史何正臣亦攻軾、詔罷軾任逮赴御史獄。十二月獄成、軾責授檢校水部員外郎黃州團練使本州安置。宣又言張方平、司馬光、范鎮、錢藻、陳襄、曾鞏、孫覺、李常、劉攽、劉摯等、收受軾譏諷朝廷文字、各罰銅二十斤。宣為県尉坐廢、時張商英為御史、言其材可用、得改官。及宣知諫院、商英為中書檢正、以其婿王滄之所業属宣、宣併其手簡繳進、自以職在言路、不受干請也。四年自侍御史知雜事、除知制誥兼判国子監、累遷試給事中、直学士院御史中丞。六年、以論奏尚書省録事坐廢。紹聖元年三月復通直郎管勾洞霄宮。崇寧元年正月、起知南康軍。時方開邊蠻寇擾辰州。七月除宣直竜閣知荆南府荆湖北路都鈐轄。辰州故黔中郡、歷漢唐皆建郡県、至五代始棄不通。然亦有内属者、熙寧元豐開復沅誠、而元祐中又棄之。自是蠻人恃險難制、宣図上地形、募施黔土人、分七路遣將授以方略、斬賊首併其徒党三千余級、俘數百人、破洞百余、遂分紮浦辰溪竜潭為七、以忠順首領主之、既奏功朝廷。又詔宣興復誠州乃進屯沅州、兵未压境而渠陽五溪降胡耳。西道最為僻遠、至是亦請命天子為之告廟肆赦、改誠州為靖州。宣復計議築屯沅之洪江、分兵江之南建若水豊山貫堡三寨。靖州跨大江在飛山之東、蠻人出人多以為障蔽、宣乃選形勝得飛山福純坡、建新城最為控扼之要。二年、朝廷遣使撫問、除竜閣待制、卒于軍年六十三、贈竜閣學士。有手編元豐聖訓三卷、文集百卷。」

以上の『宝慶』舒宣伝から分かることは、安石によって拔擢された審官西院主簿に着任したのが丁優後であったこと、熙河路での活動を評価したのは鄭民憲であったことなど、である。なお徽宗朝は現行『長編』では欠落している。

(25) 「宋元四明六志」校勘記5 宝慶四明志。

原載「鄞県知事王安石と明州士人社会」『早稲田大学文学研究科紀要』53-4 2008年2月

## 03 近藤一成「宋末元初湖州呉興の士人社会」

### まえがき

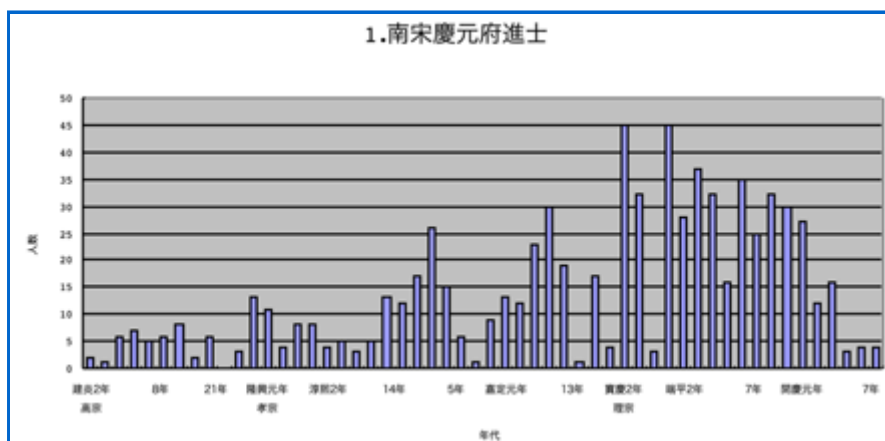
明清時代の科挙研究に大きな影響を与えた何炳棣『科挙と近世中国社会—立身出世の階梯—』は、浙江省における学問的成功の地理的分布が明から清にかけて大きく変化したことを指摘している<sup>(1)</sup>。明代に紹興・寧波・嘉興・杭州の4府がそれぞれ500名以上の進士を輩出した記録は清代の他省でもみられず、また、紹興・寧波の進士合計は省北部の裕福な杭州・嘉興・湖州の合計より多かったが、清代には北部3州、とりわけ杭州への大集中が起ったとする。何氏のあげるデータをみるかぎり、明清代を通じ、これら5府のなかで湖州の地位は比較的に見劣りするが、それでも現在の県単位で比較すると、清代の県は概ね2県で構成され、湖州市の呉興県(何氏の論文執筆当時)すなわち烏程・歸安は全国第5位に位置し、府の総数でも全国八位につけているから、やはり学問的成功を取めた地方と考えてよいのであろう。何氏は、こうした変化を引き起こす要因を人口移動などさまざま考察しているが、一般論としては「杭州湾と太湖に沿った三角州は国内で最も進んだ米・茶・絹の生産地帯の一つであり、また、この地域の大きな経済的・人的資源は、長い目で見れば、必ず学問的成功に転化されたということが一つの明白な理由であった」と述べている。

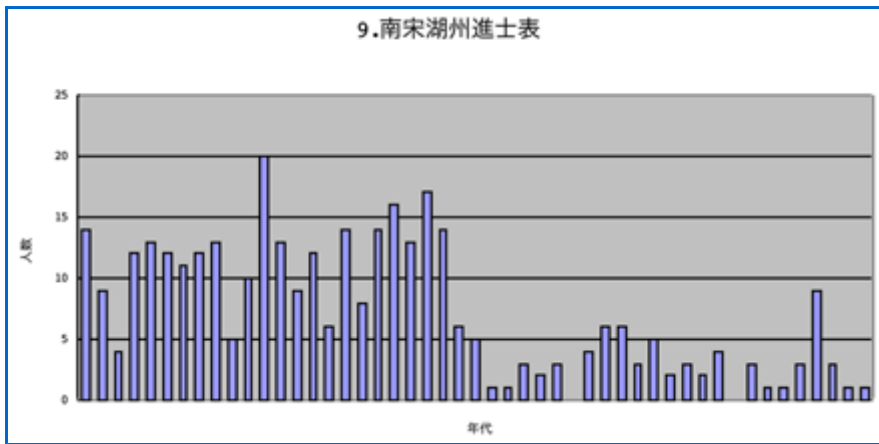
省内各地域の進士合格者数の変動を引き起こす要因を考えるという作業は、実に魅力的であるが、実際には因果関係を推測する程度に終わってしまうことは、何氏が述べるとおりであろう。小論は、推測に終わることを覚悟しながらもその魅力に抗し切れず、南宋湖州の進士合格者数の変化の理由を探り、地域士人社会の変化を読み取る作業を試みるものである。

### 一 科挙合格者数からみた南宋の湖州

先に私は、各州の進士合格者総数の比較とは別に、時期による合格者数の増減に注目すると、南宋にあつては江南を含む東南地域とくに両浙(浙東・西)、福建の両路諸州は、漸増、維持、漸減の三類型に分類できることを指摘した<sup>(2)</sup>。このうち、沿海部の明州や温州は漸増型、江南の常州、湖州は漸減型の典型といえる。さらに前者は東南地域のなかでは相対的に開発フロンティア、後者は開発先進地域とみなされるから、二つの傾向は地域開発の歴史的特質と相関関係にあると推測できよう。すると南宋の経済・文化の先進地域で科挙合格者が年代とともに減少する理由はどこにあるのであろうか。

この問題を考えるに際し、もっとも分かりやすい比較は明州慶元府と湖州(済王竑の湖州に拠る反乱により改名、理宗以降は安吉州)の場合である。付載した両州の進士表の縦軸は合格者人数を示すが、先論にも述べたように目盛は明州が湖州の倍に設定してある。合格者数ではなく、問題は時代による増減であり、この両表からその対照的な推移は一目瞭然である<sup>(3)</sup>。





南宋半ばを境に、合格者数が増加する明州に対し、湖州は激減させている。この間、両者の戸数の変化は、明州が政和6年(1118)123,692、乾道4年(1168)136,072、宝慶元年(1225)140,349と推移し戸数の年平均増加率は1.2%、湖州は崇寧元年(1102)162,335、淳熙9年(1182)204,590、至元27年(1290)236,577で年平均1.3%の増加率とされる<sup>(4)</sup>。湖州が明州の約1.6倍の戸数を有するとはいえ、戸数＝人口の変化の形はほぼ同じといえる。従って合格者数の変化の差異を、人口数の増減に帰することはできない。

そもそも宋代の科挙は一次試験である郷試に一定の合格枠を設定する解額制を導入しており、人口の増減は合格者数の変化に直接は連動しない。その解額は明州の場合、北宋宣和3年に天下三舎法を罷め科挙を復活したときが12名、南宋紹興26年(1156)に北からの流寓者のために2名増加させ14名に、そして理宗の端平元年(1234)、一挙に倍増して28名となっている<sup>(5)</sup>。表から分かるように合格者数の増加は光宗朝から始まっており、端平の増額は州の郷試以外のルートで合格する人数の増大を前に、州の解額を倍増して実勢に対応した措置と理解できる。一方、湖州の解額は宣和5年の科挙復活最初の郷試が8名、紹興26年に2名増額、また流寓1名増で計3名増加の11名となり、この額が南宋末まで続いたと思われる<sup>(6)</sup>。人口数も北宋の進士合格者総数においても、より多い湖州がどちらも及ばない明州より解額が少ないということは奇妙であるが、結果として解額数の多い明州慶元府は南宋に限れば福州、温州に次ぐ全国第3位の進士合格者を出した州となる。

先の湖州解額の史料は、応試者の動向についてももう少し詳しい情報を提供してくれる。それは、宣和5年の終場人数が503人であり、南宋に入ると解額は11名に増えたが終場の人数は4～5倍に増加したというのである。地方志編者としては暗に増額が少なすぎると言いたいのであろう。ここから南宋での湖州の応試者は、厳密には第三場受験者数であるが2000人から2500人ほどであったことが分かる。すなわち湖州郷試の倍率は160から180倍となり、確かに南宋後半の最多の解額100名に2万人が殺到したといわれる福建の福州には及ばないものの非常な難関であったことに変わりない。問題は、それにもかかわらず南宋後半の湖州進士合格者が解額に遠く及ばなかったことにある。通常、一次試験は太学解試や漕試などのルートで受験する者が多数あり、結果的に解額以上の最終合格者を出す州もあったから、全合格者が解額以下となると実際に郷試経由の進士登第者はさらに少なく、湖州の場合その減少傾向が目立つのである。結局、一次試験の激しい競争にもかかわらず、地域枠無しで競わせる礼部試にあつては、全国から集まる得解者のなかで合格を勝ち取る力のある湖州人が少なかったということなのであろう。

筆者は先論において、明州慶元府で進士合格者数が時代と共に増加する背景として、南宋後半、朱子学や陸学、呂学など同時代に形成された新しい思想・学術を明州士人は積極的に取り入れ、それら新思想と格闘しながら挙業と学術活動を両立させ、士人間の交流の中で新たな地域士人社会を作り上げていった歴史状況を提示した。とすれば既に北宋の仁宗朝、胡瑗が全国に先駆けて州学に経義・治事の両齋を置き、経学・実学両コースを授業し大いに学生を集め、やがてそのカリキュラムは太学にも採用されたという学の伝統をもつ湖州は、どのような背景で南宋の科挙合格者を逡巡させていったのであろうか。胡学の問題は別に詳細な検討を要する課題である

が、胡瑗の墓は烏程県にあり、仕官した子の志康、孫の獬解・鮮解、及びその子孫らは元、明に至るまで湖州に居住したものの、かれらが呉興士人社会へ与えた影響は今のところ判然としな  
い。胡瑗の号を冠した府治西北の安定書院は、理宗の淳祐5年(1245)の創建で元、明に重修・重  
建を繰り返し存続したが<sup>(7)</sup>、その創建当初、山長に招かれた程若庸は朱門高弟黄<sup>二</sup>の学統を継  
承する朱子学者で性理の学を説いた(『宋元学案』83 雙峯学案)。その『学案』1 安定学案が評す  
るように、胡瑗その人の位置づけは、孫復とともに「宋学の先河であり(宋世學術之盛、安定・泰山  
為之先河)」、「伊洛の先を開(開伊洛之先)」いたことにあり、その思想内容というより「孔孟没して  
自り、師道振るわず(自孔孟没、師道不振)」「正学の明らかならざる(正学之不明)」状況に「体用  
を以て先とする学問(其学以体用為先)」(黄震『黄氏日抄』45)で30年間天下の才を教育した事  
実が重んじられていたのである。

安定から春秋を授けられた朱臨は致仕後、呉興城西に住み、子孫は湖州の名族と称されるよう  
になる。子の朱服は熙寧6年の殿試を前に病氣となり執筆もままならなかったが、まだ知る人の少  
なかった王安石『詩義』に通じていたため第二人で合格、その後、元豊年間の太学の獄によって  
制定された太学新法を国子司業として厳格に運用し、また反新法の言動を取り締まった。しかし  
晩年は蘇軾との交流を弾劾されて海州団練副使蕪州安置の処分を受け、興国軍に移され卒して  
いる<sup>(8)</sup>。かれの言行は子の朱彧が著した『萍州可談』に多く記され、そこでは蘇軾との関係の記  
事が専ら語られている。彧自身、恩赦により流配先の海南島から常州に向う最晩年の軾に会い、  
強烈な印象を受けている。既に胡安定の存在は関心の対象外であり、新法派や蘇軾との関係こ  
そが問題なのであった。ではわれわれの眼に映る南宋の湖州の情景とはどのようなものであろう  
か。節を改めて検討する。

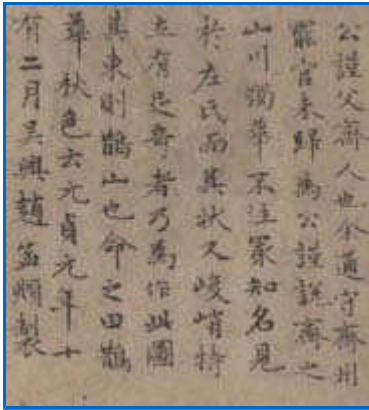
## 二 趙孟頫と周密 -- 鵲華秋色図をめぐって

元を代表する文人官僚であり書画家である趙孟頫の代表作として、鵲華秋色図は夙に有名である  
([図1](#))。乾隆帝が愛玩し、山東の巡幸に持ち歩いたといわれるこの作品が中国絵画史に占める  
位置についてここでは問わない。問題としたいことは、宋の太祖趙匡胤十一世の孫でありながら  
元朝5帝に仕えて翰林学士承旨に至り、没後、魏国公に封ぜられた趙孟頫が、宋滅亡後は出仕  
せず、後世「愛国詞人」と評される周密の為に、この画卷を描いた背景についてである。画面は乾  
隆帝の御題や鑑蔵印で埋め尽くされているが、中央に趙孟頫自筆の題識がある。そこに「公謹は  
齊の人である。自分は副知事として齊州に任官し、退任して帰郷したので、公謹の為に齊の風景  
を説明した。只だ華不注山のみ有名で、名は春秋左氏伝に見えている。その山容はまた険峻で屹  
立しており奇観というに足る。そこでこの画を描いた。東にあるのが鵲山であり、これを鵲華秋色と  
名づけた。元貞元年12月、呉興の趙孟頫が作成(公謹父、齊人也。余通守齊州、罷官来帰、為公  
謹説齊之山川、独華不注最知名、見於左氏。而其状又峻峭特立、有足奇者、乃為作此図。東則  
鵲山也、命之曰鵲華秋色云。元貞元年十有二月、呉興趙孟頫製)」([図2](#))と述べるように、これは  
齊を原籍とするが未だ彼の地を訊ねたことの無い周密、字は公謹のために、同知済南路総管府  
事の任を終え呉興に帰った孟頫が、自ら実見した山東の山川を描いた画卷なのである。この題識  
の問題点は後に触れる。元貞元年は1295年、孟頫42歳、周密は64歳のときであった。文献史料  
中に2人の交流を直接示す記事はそう多く残されていない。しかし、本報告ではかれらが共に南宋  
湖州の人であり、2人はその呉興士人社会の文化を共有していた点に特に注目したい。

図1「鵲華秋色図」



図2「鵲華秋色図趙孟頫自識」



まず2人の略歴を確認しておく。周氏は密の曾祖秘が宋の南渡にともない済南から呉興に移住した。秘は御史中丞、祖の秘が刑部侍郎、父晋は知汀州と代々官僚となり、密は紹定5年(1232)父の任地である臨安府富陽県の官舎で生まれている。母は嘉定年間に参知政事を務めた呉興の章能良の女(むすめ)、妻は南宋中興に多大の貢献をなした武将楊沂中(存中)の曾孫である伯岳の女で、姻族はいずれも浙江の名望家といえる。父の蔭によって任官し、臨安府の幕僚、婺州義烏県令などを務め、咸淳10年に臨安府豊儲倉担当官として臨安に在住する。元軍が駐屯した湖州には帰らず、杭州開城後は癸辛街にある楊存中の築造した環碧園で宋遺民として過ごした。なお趙孟頫が帰郷した元貞元年には、密も墓参りのために呉興に戻っている。大徳2年(1298)没、67歳(清 顧文彬編『草窗年譜』宋人年譜叢刊12)。官僚としては微職を経験したに過ぎないが、かれの多くの著作は南宋末の浙江について豊富な情報をわれわれに与えてくれる。

一方、趙孟頫は、太祖趙匡胤の第四子德芳の子孫にあたり、その家は五世の祖、諡安僖、秀王子偁の廟が湖州に立てられて以来、呉興に居住するようになった。子偁の子伯琮が後の南宋第二代皇帝孝宗であり、その同母兄伯圭の第三子師垂が曾祖、孟頫は父与峯の第七子として宝祐2年(1254)湖州に生まれた(周密はむしろ父与峯の友人であった<sup>(9)</sup>)。父の蔭により任官、真州司戸参軍を務めたが26歳のとき宋が滅亡、湖州で家居の生活を送っていた。33歳のとき世祖フビライの命を受け江南の人材を発掘にきた程鉅夫に白羽の矢を立てられ、元に出仕して高官に至ったことは周知のことであろう。元朝第一の書家であり画家として評価されるが、『元史』172 本伝は最後に「孟頫の才能は書画のみ評価され過ぎる。その書画を知る者は、その文章を知らない。その文章を知る者は、その経世の学を知らない(孟頫之才頗為書画所掩、知其書画者、不知其文章、知其文章者、不知其經濟之学)」という前史官楊載の言を引用して終わる<sup>(10)</sup>。

両者が生まれ育った南宋の湖州は当時独特の歴史環境にあり、それが呉興士人社会の在り方にも影響を及ぼしていたと思われる。南宋嘉泰『呉興志』20 風俗に「高宗皇帝、臨安に駐蹕してより、実に行都の輔郡と為り、風化先に被り、英傑輩出す。四方の士大夫、山水之勝者を楽しみ、鼎来してト居す」とあるように、南宋になると行在臨安への近さと山水の景勝故に多くの士大夫がここに居を構えたという。江南の諸都市はどれも風光明媚を誇るが、湖州の場合には加えて杭州臨安との地理的条件から多くの士大夫官僚層を招くことになったのである。これを周密が書き残した湖州的庭園の記事から検討してみる。

『癸辛雜識』前集 呉興園圃には「呉興、山水は清遠、昇平の日、士大夫多く之れに居る」として、南渡後は秀安僖王の府第がもっとも壮観であるとし、周密が日ごろ遊ぶ城内外の33の庭園を列挙している(記事中の黄竜洞など3所は庭園というより名勝なので除外)。造園から歳を経て周密がこの記事を記す頃には所有者も変わり、形状を変えたものもあるが、楼閣、堂亭、書院が各処に配置され、「天下山水之美、…呉興特為第一」(葉適『水心文集』10北村記)に相応しい情景を生み出していた。これらのなかでは趙氏の姓を冠した園が最多で11を数え、その多くが秀王一族の庭園であった。趙孟頫に関係する園もみられる。月河の西の蓮花荘は莫氏の造園にかかわるが、今は趙氏のものという。『呉興志』13 苑圃にある月河莫郎中園(莫氏は、胡安定に受業した嘉祐2年の進士莫君陳に始まる呉興の名族、多くの進士を輩出した。郎中とは乾道5年の進士漳を

いか)のことであり、蓮花荘の名称から推して今の所有者は孟頫と思われる。また趙氏菊坡園について、もと新安郡王(伯圭の長子師夔)の趙氏蓮荘が分割され、これはその半ばであると記し、菊坡は孟頫の父与峯の号であるから、当時は与峯一族の誰かの所有となっていたであろう。さらに城外にも趙氏蘇灣園があり、やはり菊坡与峯の始めるところとする。周密自身の苑囿もあげられている。以前は韓侂胄一族の所有であったので韓氏園と呼ばれている庭園がそれで「後帰余家」と記す。高さ数十尺の太湖石3峰が置かれ、千百の役夫を動員して運んだのであろうと韓侂胄全盛時の財力に想いを致している。

そのほかもっとも古い北宋の左丞葉石林少蘊の邸宅跡、母方の章参政良能の嘉林園、さらには四川井研出身の歴史家李心伝の弟性伝の李氏南園もみえる。彼ら兄弟は湖州に寓居していた。要するに呉興の園囿は、北宋以来の土着の名家、北宋滅亡時に南渡した宗室、同じく北から移住してきた北方出身の士大夫官僚、さらには各地から呉興に奇寓している者などさまざまな士人によって営まれていたのである。そして周密は恐らく、これら園囿の所有者らのもっとも好ましい生き方を、愈氏園の愈澂、字子清にみていた。その愈氏園の解説には「愈子清侍郎は(北門の)臨湖門の居宅に庭園を構えていた。愈氏は退翁から四代にわたり致仕の年齢に達する前に引退し、みな長寿を享受して、晩年は庭園の楽しみをもった。思うにこれは我が呉興士大夫の誉れである(愈子清侍郎臨湖門所居為之。愈氏自退翁四世皆未及年告老、各享高寿、晩年有園池之樂、蓋吾郷衣冠之盛事也。……)」とある。愈子清についてはさらに詳しい記事が『齊東野語』10 愈侍郎執法に記されており、そこでは厳正な法運営で鳴り響いていた子清の幾つかの逸話を紹介している。厳正とは、恣意も、酷に過ぎることも、寛に過ぎることも、況や法を曲げることなど許さない態度である。自身が墨戯の竹石を善くした愈澂は、権刑部侍郎、待制を以って引退したのだが、それは致仕年齢70歳の前であり、その後10年の家居を園池・琴書・歌舞の楽しみで過ごした。実は、北宋慶曆2年の進士愈汝尚(退翁)の起家以来、愈氏一族の早い致仕は、澂に至るまで5人が踏襲し、かれらは引退後の生活を楽しんだ。そうした愈氏一族の生き方を、周密は榮としたのである。また愈澂は、大叔父(伯祖)俟の蔭で出仕したのであるが、周密は、俟の描いた墨戯竹石二紙を実際にみて「自成一家人」とその出来栄えに感心し、澂の墨戯にはきちんとした由来があるのだと納得している。科挙受験にあくせくせず、できれば恩蔭で出仕し、官僚としては筋を通す仕事をやりぬき、早めに引退して園池・琴書・歌舞の生活を楽しむ、上昇志向にとらわれず、いわば俗と雅の調和を一生のなかで成し遂げる、これが周密の思い描いた士大夫としての理想の生活であった。

こう考えると、この時期の言説としては一際目立つ周密の道学批判の言がよく理解できるように思える。周密は『癸辛雜識』続集下と『齊東野語』11に「道学」の項目をたてて考えを述べている。両者は基本的には同じ論調であるが論の構成が異なる。『雜識』は若い頃聞いたという呉興の老儒沈仲固の説を紹介し、道学者は言うことは立派であるが空虚な題目に過ぎず、行うことは軽佻浮薄、自分の立身出世のため、実務に長けた真の能力者を排斥する小人集団であり、いずれ国家に大きな災禍をもたらすであろうとの仲固の極論ぶりに驚嘆したが、賈似道が国政を握るに及んで不幸にも予言が的中してしまったと回顧する。一方『野語』では、伊洛の学の流れのなかで、自ずから一家を為したもの(自為一家者)として張栻、呂祖謙、朱熹を評価し、とくに朱熹には最大級の賛辞を贈っている。これに対し張九成、陸九淵には禅僧の影響が有り異端に流れていてもその自覚がないと低い評価であり、永嘉諸公に至っては同日には語れないと評価しない。周密にとって程学の流れを集大成した朱子学は、朱熹の思想体系として最大限の評価を受けるべき存在であり、かれの道学批判とは、自らの能力ではしかるべき地位につけないことを悟った「一種淺陋之士」が、道学の名に付して自分を売り込む獵官活動に対しての批判であった。

所謂「道学派」のこうした態度は、実は南宋初めの程学派に類似している。蔡京ら新法党の政治によって亡国の憂き目をみた反動から、南宋初期は旧法党とくに程学に近い人物が政局の主導権を握る場面があった。秦檜ら和平派は、主戦論を展開する程学派の弾圧を強めたが、そのときの程学派の態様を、周密の描写する「褒衣博帶、危坐闊歩」「抄節語類以資高談」「閉眉合眼号为默識」と同様の表現を使って非難していることは興味深い<sup>(11)</sup>。秦檜ら南宋初期の程学派批判と周密の道学批判の違いは、時の政治の風向きを読むのに長け、権力に阿諛追従する人士を批判することが、最終的には趙鼎という和平派の最大の障害を排除するための手段に過ぎなかった秦檜に対し、周密は逆に朱熹の学問の俗物による利用が国家を危うくすることへの危機感からの批

判であった<sup>(12)</sup>。

慶元偽学の禁で弾圧を受けた道学派は、理宗の宝慶3年(1227)に朱熹が太師を特贈されたころから復権が始まり、淳祐元年(1241)太学の孔子廟の従祠から王安石が永久に追放され、程頤、朱熹ら道学者が代わって加えられたときに確定した。道学は主流派への流れに乗ったのである。機を見るに敏な「浅陋之士」は一斉に道学に靡き始めた。呉興の老儒沈仲固はその風潮に真っ先に反発し、同じ呉興の周密は真の道学と浅陋の士の道学を峻別して批判した。その背景に政治の世界がもつ醜さ・猥雑さを厭い、むしろ美の世界に遊ぶことを願う呉興士人社会が透けて見えてくる。これを先の論考で考察した明州慶元府と比較してみると、それぞれの地域士人社会のいわば「文化的熟成度」の相違を感じる。その意味で、元の時代のことはあるが呉興の趙孟頫と永康の胡長孺に関する次の逸話は、それが事実か否かは別として、浙西と浙東両士人社会の違い、あるいは「文化の浙西」と「學術の浙東」を象徴するといってもよいであろう。

趙文敏孟頫と胡石塘長孺は、至元中、その名が世祖にまで聞こえ召されてお目見えした。上が文敏に何ができるか、と問われると、「文章を作ること、それに琴棋書画を弁えております」とお答えした。次に石塘に問われると、「臣は正心修身齐家治国平天下の何たるかを弁えております」と答えた。そのとき胡石塘の被っている笠が傾いていた。上は「頭上の一個の笠すらまっすぐに出来ないのに、どうやって国を治め天下を平らかにするのか」といわれ、ついに召抱えられなかった(趙文敏孟頫胡石塘長孺、至元中有以名聞于上被召入見。問文敏會甚麼。奏曰「做得文章、曉得琴棋書画」。次問石塘奏曰「臣曉得那正心修身齐家治国平天下本事」。時胡所戴笠相偏敲。上曰「頭上一個笠兒、尚不端正。何以治国平天下」竟不録用)。(元末明初『農田余話』)

周密のための趙孟頫 鵲華秋色図作成は、「遺臣」と「貳臣」という政治次元の対立ではなく、「士人文化」を共有するこうした南宋の呉興士人社会を前提にして初めて理解することが可能となる<sup>(13)</sup>。さらに推測を重さねれば、この同じ文化状況が能力ある士人をして挙業に邁進する単純な上昇志向の生き方を躊躇させ、結果として湖州における進士合格者の漸減につながったのではないかと思うのである。

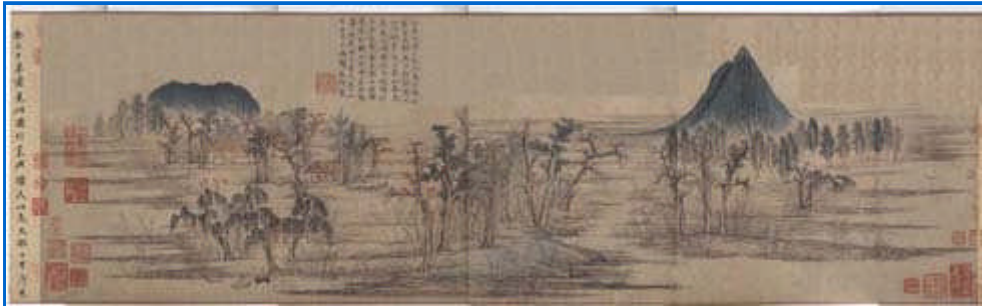
### 三 楊載題跋をめぐって

以上、南宋湖州呉興の進士合格者漸減の歴史的背景を、趙孟頫の鵲華秋色図に関連させながら検討してみた。しかし鵲華秋色図については、小論が成り立つために看過できない疑問が美術史側から提起されているので、以下簡単に触れる。

日本の代表的な中国絵画史研究者である鈴木敬教授は、この鵲華秋色図について『中国絵画史一中之二』で「……大きなV字形の構成にそって華不注山と鵲山、秋を代表する樹林を配したものであり、両山の位置からみて済南附近から北を遠望した形がとられている。両山の関係は北から南望した形をとる場合、画としては逆に描かれなければならない(本文篇40頁)」「跋や印をとりのぞいた鵲華秋色図巻は実に奇妙な作品であることが分る。その奇妙さ、不自然さはすべて李錡晋教授が指摘しているので(「鵲華秋色図巻」1965 スイス)<sup>(14)</sup>省くが、このような不可思議な表現の目立つ作品を趙孟頫の原作とすることには若干の躊躇があり、もし原作とすれば大きな改変の手が後世加わったとみなくてはなるまい。それは画上の自題が加筆され鵲・華の方位を間違えてしまった時と同一かも知れない本文篇50頁」「自題の不可解な記述“…華不注山の形状は陰しく、…その東にあるのが鵲山である。”乾隆帝は、趙の“筆誤”とする。私は乾隆が言うように一時の筆誤とは受け取ることにはできない。筆誤なら正したらよいのであり、大きな間違いを犯した自題をそのまま齊人周密に捧げることは有りえないであろう(図版篇18頁注(28))と繰り返し贋作の疑いを強く示唆されている。確かに趙孟頫自筆の題識としては不可解な誤りがあり、乾隆帝も自らの題識に記すように、そのことに気が付いていた。また画の構図も奇妙といわれる。因みに跋や印をとりのぞいてみたものが図3であり、これが乾隆以前の鑑賞者たちが目にした鵲華秋色図である。ただ筆者には、これをもみても美術史家が指摘する如く董元(源)の影響がかなりはっきり分かるよ

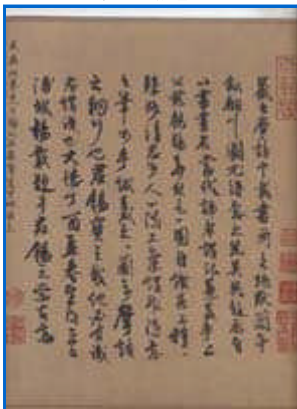
うになる程度であり、この構図が趙孟頫の作品として奇妙なのかどうかは残念ながら判断はできない。周密の『雲烟過眼録』には趙孟頫がこのとき燕京から持ち帰った書画などの目録があり<sup>(15)</sup>、そのなかに董元の画が含まれているから確かに影響は受けたのであろうとは推測できる。ということで、この復原も筆者にとって真贋問題の解決とはならなかった。

図3「乾隆以前の鵲華秋色図」



疑わしいといえば趙孟頫高弟で行状を撰した楊載の題跋も、自書する執筆の年月や孟頫の官位などおかしいといえらる(図4)。孟頫自らの題識を除けば本図巻最初の題跋となる楊載の跋文には、「大徳丁酉孟春望後之三日」とあるから、執筆は大徳元年(1279)正月18日ということになる。しかし大徳は元貞3年2月の改元以後の年号であり、この年の正月はまだ元貞年間である。跋文を記した時点で、楊載は近々の改元と新しい年号を知っていなければこの記述はあり得ない。また楊載は、趙孟頫を「承旨」と呼ぶが、孟頫の翰林院承旨就任は延祐3年(1316)のことであり、翰林院入りにしても至大3年(1310)の翰林院侍読学士が最初であり、確かに大徳元年には翰林院への推薦がなされたらしく、結局、本人は辞退しているが、翰林院入りの機会があったというだけで美称として長官の称号である承旨を使うには少々飛躍しすぎると思う。もしこの画卷が題跋を含めすべてが後世の贋作であるとすると、今までの行論は、議論のきっかけを失うことになる。

図4「楊載題跋」



ただし小論に即していえば、現在、台湾故宮博物館に所蔵されているこの図巻が、孟頫の手になる真作なのか、あるいは後世の模本にすぎないのかは、実は重要でなく、趙孟頫が周密のために鵲華秋色なる図巻を描いたか否かという事実の有無が問題である。とすれば同時代の楊載の題跋は、それが後世の偽作でない限り、図巻の事実が存在したことの証言となろう。現存題跋が楊載の真筆であることの証明は難しいが、少なくとも題跋の内容の矛盾点は解決しておかねばならない<sup>(16)</sup>。

楊載(南宋咸淳7年1271～元至治3年1323)は、北宋楊億十一世の孫であり、それ故億の本貫を以て浦城の楊載と記すが、実際は杭州に住む。延祐2年(1315)の科挙同年の黄潛による行状(『金華黄先生文集』33 楊仲弘墓誌銘)および元史190の列伝がある。それらに拠ると、楊載は40歳の頃(至大3年1310)、戸部賈国英の推薦で翰林国史院編修官となり武宗実録の編修に携わった。その後、地方官に転じ、延祐2年の科挙に合格している。国史院編修官となった時期には、本伝に「呉興の趙孟頫、翰林に在り、載の為る所の文を得、極めて之れを推し重んず」とあるように、



先述の至大3年に侍読学士として始めて翰林院入りした趙孟頫から推薦を受けているが、それ以前の両者の関係は不明である。そこで先ず楊載が鵲華秋色図をみたという所蔵者及びその齋室「君錫之崇古齋」について検討する。

『元人伝記資料索引』は、君錫を別名とする元人を3人著録しているが、それら呉晋卿、張瑾、陰元圭の伝記資料ではこのうちの誰がこの君錫であるか特定できない。『石渠宝笈』28 御書房一の趙孟頫書「福仙禅院碑」一冊の解説に「張氏君錫」「崇古齋」の2印があると記され、ここから題跋の君錫の姓は張氏すなわち張瑾のことであり、崇古齋はその齋室名と考えたいのであるが、恐らく2人は別人であろう。確かに『索引』の挙げる『雲南通志』19 名宦 元 に「張瑾、字君錫、号玉溪、河南の人。至正の間(1341～)、雲南廉訪副使と為る」とある。しかし後述のように君錫は泰定(1324～)以前に没しているから同一人ではありえない。張瑾は、むしろ『元史続編』13 至正3年12月に記す、処士から(翰林待制に(『何氏語林』5)) 抜擢された人物の一人で、至正5年の阿魯図「進宋史表」に名前を列記する翰林待制奉議大夫兼国史院編修官張瑾であろう。それ故、崇古齋の君錫が諱であるか字ないし号であるのかを含め、本人については後考を待つことにする。

張孟頫『松雪集』8 任叔実墓誌銘によると、「余、十年前、杭州に至る(大徳3年、行江浙等処儒学提挙としてであろう)。故人大梁の張君錫、上虞の蘭穹山寺碑を以て余が書を求む」とあって、『石渠宝笈』所載の会稽上虞県の蘭穹山福仙寺碑文の書を孟頫に依頼した人物が張君錫であった。『嘉泰会稽志』8によれば、福仙院は県の西北30里にある唐咸通3年建立の古刹である。墓誌銘は、この福仙院の碑文の撰者が四明の任叔実であり、その文の立派なことに感銘した孟頫は、その後、杭州にやってきた叔実と知己となったこと、こうした経緯から、叔実没後、墓誌銘を記すことになったと述べる<sup>(17)</sup>。任叔実の没年は武宗至大2年(1309)、埋葬の年は謀年とあり不明であるが、墓誌銘執筆は没年からそう遠くない時期であろうから、君錫が孟頫に福仙寺碑文の書を依頼した時期は大徳3～4年(1299～1300)頃ということになる。その時点で孟頫は君錫を故人(旧友)と表現しているので、大徳元年に張君錫の崇古齋に鵲華秋色図が存在していたことは十分考えられることである。

張君錫について二、三付け加えておく。柳貫『柳待制文集』11 夷門老人杜君行簡墓碣銘によると、墓主の杜敬と張君錫はともに開封の人で早くから杭州に居を構え、至元・大徳の間に朝廷が礼楽の事を講求するに際し、宋の古都である汴・杭の耆旧に意見を求めるという雰囲気の中に在ったという。柳貫のみるところ、杭州での両人は集賢柴貢父、尚書高彦敬、都曹鮮于伯機、承旨趙子昂、饒州喬仲山、侍講鄧善之ら「鑑古を尤(よく)し、清裁有る」人士と「毎に其の論議を上下」し、諸公はその見解を尊重した。その結果、延祐初め朝廷は大楽署丞に張君錫を、次に杜簡を抜擢したのであった。杜簡は、泰定元年(1324)に70歳で没し、君錫はその数年前に世を去っていたという<sup>(18)</sup>。ここに杭州で君錫が交流した人士として名前が挙げられている鮮于伯機は、大徳2年2月25日、かれの邸宅で王羲之「思想帖」鑑賞の会が開かれたことでも著名な文人官僚鮮于枢であり、会には趙孟頫、鄧善之らが参加し、そこに周密の名がみえる(郁逢慶『続書画題跋記』)。要するに趙孟頫の杭州赴任を機会に、かれや鮮于枢を中心として集った杭州在住の文人の輪のなかに趙君錫も位置していたわけで、若き楊載が「君錫之崇古齋」で鵲華秋色図をみたことはほぼ確実といえるであろう。ただし題跋の実際の執筆は、それより後の時期と考えたい。なお元人の題跋には、他に楊載題跋に触れる范梈徳機のものがある。これも厳密には考証が必要であるが、楊載題跋の存在を裏から支えている。

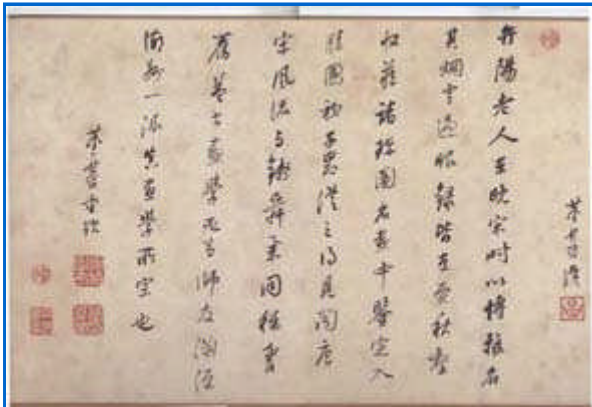
## おわりに

小論は、第二節で呉興士人社会の特色を検討したが、それは周密の目から見た士人社会に過ぎなかった。別の目から異なる特徴の士人社会を描くことも可能であろう。また元朝の趙孟頫や鮮于枢をとりまく文人官僚のサロンは杭州をその場としていた。小論では触れられなかったが周密生前のかれを取り巻く元初の士人サロンも杭州にあった。呉興士人社会の「文化」を湖州独自のものとするには些か無理があろう。しかし同時に、元末四大家と呼ばれるこの時期を代表する「文人」画家たちの活動の場が太湖周辺を中心としていたことも事実である。一方で、南宋期に時代

が降るにしたがって進士合格者数を減らしていった典型的なもう一つの州に常州があることを思えば、浙西の文化的成熟と進士合格者数の逡減はあながち無関係ともいえないであろう。

明末、「尚南貶北」論を唱えた董其昌は、この図巻題跋の一つで「……蓋書画学必有師友淵源、湖州一派、真画学所宗也」と記し(図6)、元初に湖州が南宋画院の伝統を継承する杭州とは異なる独自の美的伝統を築き<sup>(19)</sup>、その中心にいた趙孟頫の影響は孫の王蒙<sup>(20)</sup>をはじめとする「元末四大家」を経由し、やがて呉派として絵画史の主流となることを見通していた。とすれば、董其昌が主張する「王維に淵源する南宗画」の経由地は宋末呉興の士人社会にあり、かれの南宗画論をどのように評価するにしても、湖州呉興は、唐・宋・元・明と継承されるの士人文化の流れのなかで再検討される必要があるであろう。これは科挙社会と科挙文化の問題でもある。

図6「董其昌題跋」



## 注

- (1)
  - ・The Ladder of Success in Imperial China, Aspect of Social Mobility, 1368 – 1911 Columbia University Press 1962 244頁以降
  - ・寺田隆信・千種真一訳 日本語訳版 平凡社 1993 241頁以降
- (2) 近藤一成「南宋地域社会の科挙と儒教 -- 明州慶元府の場合 --」(土田健次郎編『近世儒学研究の方法と課題』汲古書院 2006 中国語版「宋代科挙社会的形成 -- 以明州慶元府為例」『厦門大学学报(哲学社会科学版)』2005-6 2005)
- (3) グラフの典拠は、明州が『宝慶四明志』と『延祐四明志』、湖州が『(嘉泰)呉興志』と万暦『湖州府志』。但し人数は、地方志によって相当数の異同がある。
- (4) 呉松弟『中国人口史 遼宋金元時期』(復旦大学出版社 2000)149頁
- (5) 『宝慶四明志』2 貢挙
- (6) 嘉泰『呉興志』11 学校。この箇所は誤字が多く、ここでは同じ記事を引用した明天啓『呉興備志』18 進士の記述による。いずれも呉興叢書所収本。
- (7) 万暦『湖州府志』書院
- (8) 以下の湖州の人物についての叙述は、とくにことわらない限り『呉興備志』11、12による。
- (9) Ankeney Weitz Zhou Mi's Record of Clouds and Mist Passing Before One's Eyes: An Annotated Translation. Brill 2002 190頁注232
- (10) 趙孟頫の交友関係と主に碑文撰書を中心とした経歴については、櫻井智美「趙孟頫の活動とその背景」(『東洋史研究』56-4 1998)に詳しく、宋末湖州士人社会の考察にも基本史料を提供してくれる。
- (11) 近藤一成「南宋初期の王安石評価について」(『東洋史研究』38-3 1979)
- (12) 周密の道学批判を、それが家学であること及び南宋政治史と学派史の流れのなかで論じた論考に、石田肇「周密と道学」(『東洋史研究』49-2 1990)がある。
- (13) 村上哲見氏は、宋末元初の江南文人に対する「貳臣」か「遺民」かの評価は、乾隆帝及び『四庫全書提要』の恣意的規準によるもので、そもそも元初の江南文人の間にそうした意識はなかったと論じられている。なお小論で使用する士人社会という語は、村上氏がそれぞれ一部を重ね合せつつも別の概念として定義された読書人、士大夫、文人それら全体によって構成される集団を意味している。村上哲見『中国文人論』(汲古書院 1994)に収録された「雅俗考」(1983初出)「文人・士大夫・読書人」(1988初出)「貳臣と遺民-宋末元初江南文人の亡国体験-」(1994初出)を参照。

(14) Chu-tsing Li The Autumn Colors on the Ch'iao and Hua Mountains A Landscape by Chao Meng-fu. Arutibus Asiae Publishers 1965

(15) 『雲烟過眼録』下 趙子昂孟頫乙未自燕回出所収書画古物のなかに「董元河伯娶婦一卷。長丈四五、山水絶佳、乃着色小人物。今歸莊肅与。余向見董元所作弄虎、故実略同。董元水石吟竜、高祖題。」とある。

(16) 題跋全文は図4を参照。「羲之摩詰、千載書画之絶、独蘭亭叙・輞川図尤得意之筆。呉興趙承旨以書画名当代、評者謂能兼美乎二公。茲觀鵲華秋色一図、自識其上、種種臻妙、清思可人、一洗工氣、謂非得意之筆可乎。誠羲之蘭亭、摩詰之輞川也。君錫宝之哉。他必有識者、謂〔語誤字〕也。大徳丁酉孟春望後三日、浦城楊載于君錫之崇古齋」と読める。ちなみに故宮博物院蔵 最晩年の至治2年(1322) 静春堂詩序を参考までに挙げる(図5)

(17) 「余十年前至杭。故人大梁張君錫以上虞蘭穹山寺碑求余書。讀一再過曰「噫、世固不乏人斯文也。其可以今人少之哉。」君錫曰「是四明任叔実之文也。」余始聞叔実、夢寐思見之数年。叔実自四明來杭、余始識叔実。……」

(18) 夷門老人杜君行簡墓碣銘并序「至元大徳間、儒生學士蒐講芸文、紹隆製作礼樂之事、蓋彬彬乎太平極盛之觀矣。然北汴南杭、皆宋故都、黎猷耆長、往往猶在、有能參稽互訂、交證所聞、則起絶鑒於敗纈殘楮之中、寄至音於清琴雅瑟之外、雖道山蔵室、奉常礼寺、亦將資之以為飾治之黼黻。若予所識張君君錫、杜君行簡、則以汴人而皆客杭最久。于時梁集賢貢父、高尚書彦敬、鮮于都曹伯機、趙承旨子昂、喬饒州仲山、鄧侍講善之尤鑒古有清裁。二君每上下其論議、而諸公亦交相引重焉。延祐初、朝廷首起君錫為大樂署丞、將次及行簡、而君錫死。又数年、行簡死。…得年七十、而終泰定元年十二月二十二日也。……」

(19) Chu-tsing Li The Role of Wu-Hsing in Early Yuan Artistic Development Under Mongol Rule. ed. by John D. Langlois China under Mongol Rule. Princeton University Press 1981

(20) 王蒙は、趙孟頫の外甥という説もある。朱彝尊『曝書亭集』63 王蒙伝

原載

## 04 近藤一成「黄震墓誌と王応麟墓道の語ること -- 宋元交替期の慶元士人社会 --」

### はじめに

本稿は、「明州慶元府士人社会の形成と展開」研究の一環として、宋元交替期を扱う。先に筆者は、明州出身の黄震と王応麟という2人の学者官僚の対照的な官歴を手がかりに南宋後半期の明州士人社会の実情を考察したが、ここで再度この2人を取り上げ、残された史料の少ない宋元交替期を検討する<sup>(1)</sup>。南宋滅亡後に没し、それぞれ慈溪县と鄞県の山間に葬られた2人の残した墓誌と墓道が今回の考察の中心であり、それらが伝えるメッセージを読み取ることで、この課題に接近してみようかと思う。そこで、まずこの黄震墓誌と王応麟墓道を取り上げるに至った経緯から説明したい。

2008年3月、筆者は、ごく短期間であるが寧波を訪れ、宋代士大夫関係の史跡を見学・調査した<sup>(2)</sup>。その際、2つの事柄を中心課題とした。第一は黄震墓誌原石あるいは拓本写真の入手または実見、第二は王応麟墓への訪問である。

一に関しては、近年の『寧波市志』41 文物古籍 第5章 石刻蔵品に「一二八一(元至元18年)黄文潔(震)墓誌銘 慈溪市文管会 袁從撰、黄儒雅書、楷書二〇行、六八三字、長〇・九五米、寛〇・六一米、厚〇・一米」との記録があり、同『外編』第2輯の碑記選・墓誌銘碑類には録文が収録されている。既に『浙江師範大学学报』1987年第1期に倪士毅、翁福清両氏連名の「貞珉可珍—從《黄震墓誌》補正《宋史》与《宋元学案》之誤」において墓誌全文が著録され表題のように従来の黄震伝記との記述の違いが指摘されており、また張偉『黄震与東莞学派』(2003年 人民出版社)ではこの墓誌を利用して伝記の部分が書かれているが、実のところ寧波で張・劉両先生から『師範大学学报』のコピーをいただくまで、筆者は録文の全体は未見であった。また墓誌全文が簡体字による移録であるため、録文入手後も墓誌、拓本実見の希望はやはり変わらなかった。張偉先生も現物は未見といわれるので、あらかじめ墓誌を所蔵する慈溪市文物管理委員会、現慈溪市博物館に関係者を通して見学希望を伝えておいていたのである。博物館は1998年の開館、越窯青磁の研究センターとなっているだけあり各時代の優品を多数所蔵している。しかし残念なことに、要請を重ねたのだが墓誌、拓本ともに行方不明ということで実見は遂にならなかった。録文は次節で検討する。

一方、王応麟墓については、楊古城、曹厚德『四明尋踪』(2002年 寧波出版社)の関連記事「古鄞尋踪在同谷」「同巖尋訪王応麟」に触発されての訪問計画であった。それらによると王応麟墓が「再発見」されたのは近年のことで、1996年の王応麟逝去700周年に際し、楊古城氏など郷土史家が、地方志や墓誌にある「墓在県東四五里同巖」や「陽堂郷同巖之原」の記述が現在の「同巖谷地」の西の山に当たるとして所在の探索を始めた。当地は30数年前に貯水池となって人が容易に接近できない状況にあり、1997年正月、山中に石像、石馬などがあるという村民からの情報を得た楊氏らは、村長王忠苗氏らの案内で荆棘を切り拓きながらその場所に到達、墓道を確認した。因みに地元村民の多くは王姓で、かれらは王応麟一族の墓守の子孫だという。その後ただちに鄞県文物管理委員会の専門家ら40人が調査に入り、墓道附近の遺物、また高さ1メートル余りの四角石柱があることから南宋墓と断定、王応麟墓との結論で一致したとある。現在、鄞県宝幢巖一帯の山腹は広大な公共墓地となり、王応麟墓は、元來功德寺として建てられた鉄仏寺の隣、永安竜舌陵園という広大な墓苑内のやや急斜面の手付かずに残された雑木林の一角に、寧波文物保護単位として保存されている。石像の数や位置は、築造時と変わっているように思えたが、他の南宋墓と比較することで王応麟墓のもつ意義を考えることができるであろう。

### 一 黄震墓誌の内容

慈溪市博物館での墓誌実見はならなかったが、館内売店で童兆良『溪上尋踪』(2005年 中国

文史出版社)を購入できたことは幸いであった。そこには墓誌録文とともに拓本の写真が掲載されていたからである。以下は、その写真からの全文の移録である。不明の文字は先述の『浙江師範大学学報』『寧波市志外編』『溪上尋踪』の録文を参照したが、文字と句点には異なる箇所がある。参考までに拓本写真も注に転載する<sup>(3)</sup>。なお「」は原文での改行部分。干支年には年号と西暦年を付記した。

先君諱震、字東発、姓黄氏、世居明之慈溪。曾祖諱允升、妣朱氏。祖諱世堯、妣朱氏、陳氏、李氏。考「諱一鶚、贈奉議郎、妣葉氏、陶氏、俱贈安人。先君生嘉定癸酉(6年1213)五月壬子。宝祐乙卯(3年1255)預鄉書、次「季登進士第、授迪功郎、平江府吳興尉。秩滿闕陞從事郎、辟差浙西提舉司主管帳司文字。会「朝廷更革塩事、改隸漕司。堂選兩浙塩事司幹辦公事。先君以塩事改隸(?)非便、力辞、改差浙西「提刑司同提領鎮江府轉般倉分司幹辦公事。景定甲子(5年1264)六月 朝廷方創公田、同日除四分「司官、差先君分司鎮江府常州江陰軍公田所幹辦公事。先君力陳分司之害、控辞至六七、時「相不能奪其志、令仍旧任。咸淳元季乙丑(1265)差充行在点検贍軍激賞酒庫所檢察官。二季(1266)該「登極恩循文林郎。三季(1267)除史館檢閱。四季考挙及格改宣教郎、繼該史館進書恩轉奉議郎。七「月輪对觸時忌、九月添差通判広徳軍。与郡守賈藩世不協。六季三月旨別与差遣。四月改添「差通判紹興府、磨勘轉承議郎。七季差知撫州。八季以賑荒職事修挙特轉朝奉郎。六月兼権「提挙江西常平茶塩。九季三月差提点江西刑獄、閏六月差主管華州雲臺觀。十季七月磨勘「轉朝散郎。徳祐元季乙亥(1275)該 恩轉朝請郎。二月除宗正寺主簿。三月差提挙浙東常平茶塩。「是季 皇叔祖福邸判紹興府。六月除直宝章閣兼紹興長史、力辞。十二月召赴 行在奏「事、尋除侍左郎官、未造 朝而国事非矣。自是屏居山林者五季、歳在辛巳(至元18 1281)正月庚戌以疾終「于先祖墓側精舎。享年六十有九。娶趙氏、贈安人、先十六季卒。子男三、長夢榦、先一季卒。次儒「雅、儒英。女三、長適前文林郎監行在雜買務雜売場門陳若。次許適前將仕郎袁襄。次尚幼。孫「男二。長正孫、垂孫。孫女三。長許適潘世洪、余尚幼。儒雅等不孝忍死、将以是歳十一月乙酉「奉柩葬于慈溪县鳴鶴郷錢畧之原。併奉先兄之柩同域焉。遵治命也。若夫先君出処大節、尚「□□銘当世巨公、先誌歳月納諸幽。嗚呼痛哉。孤子儒雅等泣血謹誌。  
契生忝眷 前朝散大夫袁從 填諱

一見して詳細な官歴中心の記述のみであることが見て取れる。倪士毅氏らが考証されたように、黄震と長男夢榦の正確な没年の確定、宋史本伝の官職名の誤りを正せるのみならず、一人の科挙官僚銓選の具体例としても貴重であるが、本報告では真贋を含め、この墓誌自体が語る黄震遺族の実情について考察し、当時の慶元士人社会を論ずる。

童兆良氏は前掲書190頁の移録文の後に「墓は宓家埭郷西埠頭村附近にあり、当地では探花墳頭と呼ぶ。1975年に墓は破壊され墓誌が流出、西埠頭村張来根の家にあった石を、同年袁展如先生が見出し、慈溪文物管理委員会に収納した」との簡単な按語を付している。墓誌流出の具体的経過は分からないが、伝世品ではなく近年の出土ということになる。題字、銘はなく、末文に「孤子儒雅等泣血謹誌」とあるように遺児自身の作誌という墓誌としては稀ではないものの、やや特殊な例に属す。また『寧波市志』の記録「袁從撰、黄儒雅書」についても再考の余地があろう。

## 二 儒雅と儒英

最初に考えるべき問題は、遺児の名前である。倪士毅氏らは「黄儒雅、儒英について後世の『学案』は皆な叔雅、叔英と記すが、儒雅本人が撰したこの墓誌によってその誤りを訂正できる」とする。これに対し張偉氏は、確かに自撰の文章で名前を間違える筈はないとしながらも、「『学案』は黄叔雅、叔英の墓誌銘に拠っており、それらを撰した袁榘、黄潛は本人たちと親しい間柄にあり彼らが名前を誤ることはないであろうから『学案』が誤りとは直ちに断定できず、そこには何らかの事情があったのであろう」と慎重である。しかし「著書では儒雅、儒英と記す」とされた(前掲書305頁)。それでは、そこにどのような事情があったのであろうか。彼らの自身の墓誌銘から考えてみる。

黄震より1年早く1280年に没した長男夢榦の墓誌は残されていない<sup>(4)</sup>。但しその長男である正孫には黄潛が墓誌銘を撰しており、そこには「父諱祖勉、蔭補将仕郎。母林氏」とある。祖勉は字とすべきであろう(『金華黄先生文集』36 慈溪黄君墓誌銘)。この正孫の墓誌は多くの情報をもつので後で詳しく検討する。次男の儒雅には袁桷が「处士黄仲正甫墓誌銘」(『清容居士集』29)を記し、そこには「仲正、諱叔雅…子二人、正倫、正倩。今葬章家奥之原。延祐七年(1320)五月二十二日卒、年五十有四」とある。また三男儒英の黄潛「黄彦実墓誌銘」(『金華黄先生文集』33)には「彦実諱叔英、明慈溪黄氏。年五十有五、以泰定四年(1327)九月某日卒于鄞。…母趙氏封安人。而彦実沈出也。娶岑氏、先卒。再娶王氏。子男一曰祖德。女二、長嫁岑可久而夭。次未行」とあるから、叔雅は1267(南宋咸淳3)年～1320(元延祐7)年、叔英が1273(南宋咸淳9)年～1327(元泰定4)年の生涯ということになる。すなわち、父黄震が没したとき2人は数え年でそれぞれ15歳と9歳であった。

因みに正孫の墓誌銘には、「君、諱は正孫、字は長孺、……潛の曾祖戸部公(夢炎 淳祐10年進士)と君の大父宗卿府君は、共に宋季に仕え、夙に雅故有り、……君生れながらに美質有りて、雅に恬静を志す。年十二にして宋亡び、即ち意を仕進に絶つ。父歿すれば母に事え、孝を尽す。仲父、季父と患難相従い、賞産を異にせず、今に逮ぶも雍睦たり。……至正乙酉(1345)正月七日、疾を以って卒す。享年八十有一(君諱正孫、字長孺、……潛の曾祖戸部公与君之大父宗卿府君同仕宋季、夙有雅故、……君生有美質、雅志恬静、年十二而宋亡。即絶意於仕進。父歿事母尽孝。与仲父、季父患難相従、不異賞産、逮今雍睦、……至正乙酉正月七日以疾卒。享年八十有一。)」とあり、1265(咸淳元)年生まれ、1345(至正5)年の歿であったことが分かる。従って正孫は祖父黄震没時に数え年で17歳、前年父を亡くし、墓誌が言うように年下の2人の叔父儒雅、儒英と同居し苦難を共にしていたのである。とすれば「泣血謹誌」した「孤子儒雅等」とは17歳、15歳、9歳のかれら3人であろう。こうしてみると15歳の儒雅、9歳の儒英は、それらが幼名であった可能性もある。黄震墓誌と後世の2子の名が違う理由はひとまずここにあると考えたい。

黄震墓誌には、妻の趙氏について「先十六年卒」と記す。その没年は叔雅、叔英兩人誕生の前である。叔英墓誌が言う「母は趙氏、安人に封ぜらる。而して彦実は沈の出なり」とは叔英の実母は沈氏であるとの意味であろう。しかし兄の叔雅墓誌には「妣は趙氏、司農寺主簿大沢の女」とあるのみで実母には触れない。また黄震の岳父となる司農寺主簿趙大沢についても未詳である。

残された3人の年齢を考えれば、彼らには後見となる人物が必要であったろう。墓誌の最後に記された「契生忝眷 前朝散大夫袁従 填諱」の袁従は宋朝の郎官クラスであり、その役目にふさわしい立場にある。では袁従とは何者であろうか。「契生」は、姓名の前に付け親密な関係にあることを示す謙譲の辞であろう。この時期よく使われた。「忝眷」は婚礼主宰者の謙称であるから、ここでは墓誌にある、黄震の次女が嫁いだ袁襄の父を指すと思われる。咸淳『毘陵志』10によれば、宝祐4年、通直郎として無錫県令となった人物に袁従がおり、洪武『無錫県志』3下 学校3之4は「四明の袁従、邑宰と為り、明倫堂の西に堂三楹を為り、以って楊龜山・陸象山・張南軒・楊慈湖・袁潔齋・袁蒙齋・喻玉泉・尤遂初・蔣実齋を祀り九先生祠と為す…」と明州人にするから、おそらくこの人物に比定できよう。寧波地方志の進士合格者に名前がみられないことから恩蔭出身と推測されるが、宝祐4年には既に改官して朝官の位にあった。一方、黄寛重『宋代的家族与社会』101頁 四明袁氏族系表に、袁燮の曾孫中に袁襄の名前がみえるが、その父は袁溪とある。しかし、黄寛重氏によれば袁溪は『学案』75では袁甫の子とあり、族譜は袁肅の子とする。族系表は袁燮-肅-溪-襄の系譜を採用しているが異論もあることになる。最終的な比定は後考を待ちたい。「填諱」は文字通り遺児に代わって親の名を代筆することであるから、墓誌は「黄儒雅等撰、袁従書」となるのであろう。ただ上記の事情を考えれば袁従が撰文にも関わっていたことは十分にありえる。

### 三 姻戚をめぐる

遺児たちを取り巻く姻戚を考えるに最も有用な史料は、黄潛撰の黄正孫墓誌銘である。そこには「君、夫人は陳氏、諱は潤、字は汝玉、同郡奉化の人。父は著、宗卿府君と同年の進士、太学博士由り知台州。公、年二十にして出でて贅婿為り。居ること十有七年、乃ち帰す。……泰定丁卯

(4年1327)十二月十日を以って卒す。年六十有三。天曆戊辰九月某日、奉化州剡源の三石に帰葬す(君夫人陳氏、諱潤字汝玉、同郡奉化人。父著、宗卿府君同年進士、由太学博士知台州。公年二十出為贅婿、居十有七年乃歸。……以泰定丁卯十二月十日卒、年六十有三。天曆戊辰九月某日、歸葬奉化州剡源之三石)」とあるように、正孫は黄震没後3年、20歳のとき黄震とともに科挙を合格した陳著の次女潤を娶っている<sup>(5)</sup>。陳著、字子微、号本堂、鄞県の人。嘉定7年(1214)の生まれ、元大徳元年(1297)の歿。享年84。黄震より1歳年下である。『宝祐四年登科録』には第五甲第17人に年32とあるが、登第時の年齢は43歳である。監饒州商稅務を振り出しに吉州安福県令など地方官を歴任、賈似道の諸政策には悉く反対、監察御史知台州、最後に秘書監に除せられるも就かず、宋滅亡後は奉化の四明山中に隠居。著作に『本堂集』が現存する。その巻90には黄震と黄夢榦への挽辞である挽黄提挙、挽黄祖勉各3首が収められている。

陳著と黄震の家との姻戚関係はこれに止まらない。著の長男深の妻は、黄震の族弟黄翔鳳、字子羽、虚谷先生の娘であり、この縁組は正孫と潤の婚姻とともに、黄震生前から進められてきた話であった(『本堂集』75 答黄東発、77 答前人(=黄子羽)、78 答胡表仁制機元叔)。しかし巻77「与曾南金制機鋼」に「……某、今年已に七十、眼は昏く齒は疎にして、尽くるを待つも未だ尽きず。妻は啼き兒は号ぶ。愀然たらんと欲すと雖も、而れども未だ情を忘るる能わず。長兒深は是れ黄東発、其の姪女を以って之れに妻す。兩窮相い遇い、猶お妻家に在りて、未だ取歸するを得ず。次兒潤女、已に東発長孫に許すも、而れども以って遣る無し(……某今年已七十、眼昏齒疎、待尽未盡。妻啼兒号、雖欲愀然、而未能忘情。長兒深是黄東発以其姪女妻之。兩窮相遇、猶在妻家、未得取歸。次兒潤女、已許東発長孫、而無以遣。……)」というように著70歳(1283)の時点で、深の妻は未だ黄家におり、南宋滅亡後の混乱、黄震の死などの影響で実際の縁組が遅れていたことが窺われる。

黄震墓誌には、さらに長女が嫁いだ文林郎監行在雜買務雜売場門陳若の名がみえる。この姓名も陳著との関連を推測させるので、『本堂集』『黄氏日抄』を検索すると以下の関連記事が検出される。まず黄震は、咸淳5年(1269)5月に記した山陰県重建主簿聽記で「習菴先生の弟の子陳君若は余の情なり、此の邑に簿為り。始め頗る之れを難きとす。余も亦た頗る其の弱の勝えざるを意う。独り其の兄の今総餉淮西戸部公のみ可と曰う。……(習菴先生之弟之子陳君若余情也。為簿此邑。始頗難之。余亦頗意其弱不勝。独其兄今総餉淮西戸部公曰可。……)」と述べ、婿の陳若は、習菴先生の弟の子であるという(『日抄』87)。習菴先生とは陳墳(1197～1241 『宋史』423)のことで嘉定10年の進士、官は国子司業、知温州。嘗て楊簡に学んだ。陳墳の子の蒙、字伯求(『本堂集』64 代伯求蒙)は、袁桷の「師友淵源録」陳蒙によれば、淮西総領の任にあった<sup>(6)</sup>。一般的に総領官には戸部郎官を帯びる者が多いことから、黄震の「其兄今総餉淮西戸部公」は若の従兄である陳蒙としてよいであろう。一方『本堂集』81 与陳監丞尹には、浄慈寺の慈雲閣について述べる中で「是先叔習菴名、蒙齋書、……」との記述があり、閣の命名が叔父の陳墳、書が袁甫の作と言う。従って陳墳からみれば著と若はいずれも甥となる。また巻81には「与伯似司門弟若論深婚」と題された書簡が収録されている。著の長男深と黄家との縁組について相談する内容であり、書簡の相手は「伯似司門弟」の陳若ということになる。「伯似司門」の「司門」は刑部司門郎中の简称である。陳蒙本伝は、「徳祐の初め、礼部侍郎李珣、放便を乞い、刑部侍郎を以って召さるるも、赴かずして卒す」とあり、蒙の最終官位は刑部侍郎である。しかし先述のように蒙の字は伯求であり伯似とは合わない。これを伯求の書き誤りとすれば、「伯似司門(=蒙)の弟の若」と読めるが、伯似を若の字とすれば、「伯似司門弟の若」となり刑部司門郎中の陳若に送った書簡となる。ここでは後者と考えるのが、いずれにしても陳著と陳若は従兄弟の関係にあり、黄震の長女が妻である若に、著が長男深に黄家の妻を迎えることを相談することは自然であろう。

このように黄震生前から没後において、黄家と陳著の家とは、著の従弟若が震の長女を娶り、長男深が震の族弟翔鳳の娘を妻とし、次女潤が震の孫に嫁ぐという二重三重の姻戚関係を結んでいた。それらの契機が震と著の宝祐4年の科挙同年にあったことは容易に想像できるし、任官後の賈似道への批判的姿勢も2人は共通していた。陳氏は史氏一族の姻戚でもある望族で、陳墳は史彌袁の甥であった<sup>(7)</sup>。南宋期の明州士人社会は、名族間の何重もの姻戚関係が重層して連なり士人階層を形成していたが、黄震没後の遺児たちは、陳氏とのこうした関係を背景に元朝を生き抜いていたのである。次に、その後の遺児それぞれの姿をかれらの墓誌から瞥見してみ

る。

#### 四 その後の遺児

まず、3人のうち年長の黄正孫は、先述のように陳著の次女を娶り年下の叔父たちと同居、「今に逮ぶに雍睦、己の囊を罄して孤妹三人を嫁し」、「意を仕進に絶」って過ごしていた。その後の事情は長男玠が記す「……(震)家、益すます貧。三子、先大父(正孫)最も長ず。至元丙子(13年1276)家、兵に燬かる。厥の後、子孫挈えて西来す。叔氏(叔英)は婦に依り越に家す。其の郷里に在りて墳墓を守るは、唯だ仲氏(叔雅)のみ。余の西して自り四十有余載、諸生に教授し以って共養に資し、髪は種種にして且つ白し。……(……(震)家益貧。三子先大父(正孫)最長。至元丙子(13年1276)家燬于兵。厥後子孫挈而西来。叔氏(叔英)依婦家于越。其在郷里守墳墓、唯仲氏(叔雅)而已。自余之西四十有余載、教授諸生以資共養。髪種種且白。……)」(『弁山小隱吟録』自序 至正乙酉(5年1345)冬十二月甲子)が様子をよく伝えている。恐らくそれぞれの婚姻を機に独立し、塾や書院、有力者の家庭教師として生計を立てていったのであろう。後述のように叔氏(叔英)は妻岑氏の余姚の実家に行き、郷里に止まり父や祖先の墓を守ったのは仲氏(叔雅)であった。正孫の転機は皇慶2年(1313)に訪れた。この年、49歳の正孫は玠を伴い「出遊西州」し、嘉興県東の魏塘鎮「義士呉君」の下に赴いた。呉君とは管軍千戸呉森のことで、大徳7年(1303)に義塾を建てており(崇禎『嘉興県志』2)、父子の名声を聞くに及んで師儒として招いたのである。正孫墓誌は「慈溪黄君卒于嘉興之寓舍」というから、正孫は歿時までここに滞在したことになる。因みに正孫の娘は奉化の戴表元の息子戴幼儒に嫁いでいる。

呉森には黄潛「呉府君碑」(『金華黄先生文集』29)と趙孟頫「義士呉公墓銘」(『松雪齋文集』8)が残されており、それらに依れば淳祐10年(1250)の生まれ、皇慶2年(1313)の歿、享年64となる。正孫父子の招聘と没年が重なるので、実際に正孫父子を迎えたのはその第三子、温台等処海運副千戸の漢傑であろう。呉氏は代々宋に仕える武官の家であった。森の曾祖父堅、祖父寔は進義校尉水軍正将、父沢は承信郎、淮東帥李曾伯に仕えた。森は沿海制置使となった李の辟召で準備差使に任ぜられ、李の転任によって移動した嘉興に居住する。森は武官として活動する暇もなく宋は滅んだが、元では征東行中書省右丞范文虎の推薦で管軍千戸に任ぜられた。父の死後、資産は兄に譲り、郷里のために「飢有米粟、寒有纈繒、病有菓餌、死有棺槨」(「呉府君碑」)とまさに輕財急義を実践した長者である。さらに趙孟頫や黄潛と交友をもち、「聲色の娛しみ無く、唯だ古の名画を嗜み、之れを購ずるに千金を惜まず」(「義士呉公墓銘」)という武でありながら文へ傾斜した好みの持ち主であった。そのなかで郷里の教育のために腴田2頃を捐して義塾を起こしたのである(碑では四百畝)。こうした活動が認められ中書から「義士」の称を賜ったのであるが、臨終に際し「捐種戸逋租猶三千石」との遺言を残したということは、逆に呉氏がそれだけの兼併家であったことを示している<sup>(8)</sup>。

正孫の長子玠(至元22年1285～至正24年1364 重修光緒『嘉善県志』25)は、父の没後、魏塘鎮北の白牛鎮に建てられた戴氏義塾に招かれた。戸数数百の白牛鎮に学の無いことを憂えた戴氏は設置を目指したが成らずして没し、子の光遠が遺志を継ぎ、延べ45間規模の義塾を建設し、至正8年(1348)竣工した。500畝の沃田を経費の財源に充て、黄玠に教事を託したのである<sup>(9)</sup>。その後、玠は西湖書院山長に招かれたこともあったが就かず、呉興の山水を愛して居寓、弁山小隱と号したという。黄潛とは父の墓誌銘を依頼する仲であり、趙孟頫とも親しい交流があった。正孫は臨終の際、子供に「吾が祖、一たび州符を剖ち、三たび使節を持するも、泉麻葛越の衣、菜茹魚鮭の食、澹素終身たり。日抄等の書、今方に盛行し、遺風余祚、彌久にして墜する弗し。汝等、善く之れを継承し、清白の吏の子孫為るを忝むる無かれ」(墓誌銘)と遺言した。正孫、玠は黄震の孫、曾孫であることを強く意識した生涯を送ったといつてよい。

黄震の次男叔雅(儒雅)仲正の墓誌銘は、前述のように翰林院侍講の袁桷が撰した。内容は叔雅の学問と人となりを讃え、それにもかかわらず出仕の意思のないことを惜しみ慨嘆するに尽きるといってもよい。その姿勢を袁桷は「父震……晩歳、高邁し以って卒す。仲正、仕えずして、志を継ぐのみ」と、黄震が晩年隠遁して元に仕えなかったことを継いでいるのだと述べ、「世居慶元慈溪鳴鶴郷」という。では「有司三たび科挙の令を奉ずるも、卒に試に応ぜざれども、嘗つて其の説を



以って其の徒に授く」とは、具体的にどの科挙を指しているのであろう。『中国考試史文献集成』によれば、皇慶2年11月の科挙実施の詔以降、叔雅生前の郷試は延祐元年と4年で、7年は規定どおりの実施であれば8月となるから5月の没後となる<sup>(10)</sup>。但し科挙実施の詔は前年に下されるのが通例であろうから、三度とはこれら延祐元年、4年、7年を指しているのであろう。それらの郷試に応じなかったのである。ただその学問をどのようにして子弟に教授したか墓誌は何も語らない。全祖望「沢山書院記」は、至正年間、黄震の弟子達はその故居である鳴鶴郷に沢山書院を建てて先生を祀ったというが、それは叔雅が没して20年以上後のことであり、叔雅がそこで教授したことはない。恐らく袁桷『延祐四明志』7 山川攷 沢山の注文に言う「宋吏部郎官黄公震……徳祐の初め、官を棄て帰隠し、山の南に就き、室を築き以って居す。湖山行館と名づけ、居る所の室に榜して、帰来之廬と為す。……」の「湖山行館」で子弟に教授しながら生涯を送ったのであろう。

次兄叔雅に比べると季子叔英(儒英)の黄潛撰「黄彦実墓誌銘」の情報量はやや多い。そこに「彦実、少くして故都に遊び、世の称する所の名を知らるる人に見ゆ」とあるように、叔英は早くから杭州に出て著名人と交流し「未だ幾くならずして采石を浜り、漢江に上り、西して荆襄に遊ぶ。用武の関要、荒榛の廢壘を歴観、猶お能く昔時の得失を言う有りて、益ます慷慨し自ら振う」と、その行動範囲も広い。また「彦実、嘗つて晉陵・宣城・蕪湖三学の教諭為り。又た和靖・采石両院の山長と為る」と各地の県学・書院で講学活動も行った。この和靖書院は南宋端平年間に尹焞讀書処跡の蘇州虎丘に建てられ、元の大徳10年重建された書院(洪武『蘇州府志』47 鄭元祐撰 重建和靖書院記)とは別に、尹焞の墓がある紹興府の玉笥山に建てられた書院である(万曆『紹興府志』18)。采石書院は、太平路当塗県北20里の采石鎮に至元14年(1277)創建された(乾隆『江南通志』90 学校志)。それぞれに在職していた時期は分からないが、大徳5年(1301)の夏、戴表元が杭州で叔英に会ったとき、戴は叔英を「宣城校官」と表現している(『剡源戴先生文集』14 贈黄彦実)、既にこのとき学諭の職にあったことになる。

墓誌は、黄震の3人の息子は皆な家学を継承したが、叔英は孤高で迎合することがなく、容貌が最も父に似ていたという(「先生三子、俱克紹其家学、而彦実最少、介然特立、不務為苟同、尤酷肖焉」)。科挙が再開されたとき、以前の状況を知るものは多くが世を去り、後進は叔英の下で受業し「科名を取り薦書に預る者相望み、否なる者も且た去きて儒学官に補さる」と記すが、彦実自身は「少しく自貶する能わざるを願ひ、以って有司の繩尺に就くも、訖に遇合する所無く以って死す。人、又た深く之れに悲しまざる無し(願不能少自貶、以就有司之繩尺、訖無所遇合以死。人又莫不深悲之)」とする。この部分は後段に「彦実、殊に小試を以って辱と為さず、亦た大用を以って誦(ま)ぐると為さざるなり(彦実殊不以小試為辱、亦不以大用為誦也)」とあるので、兄と異なり必ずしも始めから仕進の途を断つことはなかったのである。また「間ま茂異を以って中書に遣詣さるるも、果行する弗し(間以茂異遣詣中書、弗果行)」ともあり、「茂異」の名で推薦されたが結局応じなかった。こうした「公卿大夫」や「夫布衣之士」との幅広い交流の中で、かれらの間に大きな差異はないと悟った叔英は、蕪菴と名づけた居所に籠もり「閉門讀書、益不妄交」という生活に入る。ここで注意したいことは叔英の継いだ家学のことである。叔英の受業生である黄珏(大徳5年1301～洪武3年1371)の墓誌銘に「(黄珏)至十五、六、蕪菴に従ひ蔡氏尚書受く」という記述がある(謝肅撰 黄菊東墓銘『皇明文衡』83 墓誌)。蕪菴は英叔の号でもある。黄珏は結局科挙に受かることなく学に専念したが、叔英から教授された「蔡氏尚書」の蘊奥を究め、郡邑の有力者は争って師として迎え入れること40年にわたったという。これは、元の科挙再開に際して公布された皇慶2年の漢人・南人の考試程式に、四書には朱子章句集注を用い、尚書は「以蔡氏為主」との規定に関係するであろう。『宋元学案』東発学案は、四明の学のなかでは黄震が最も朱氏を宗とすると強調するが、今まで引用した墓誌銘のなかで、朱子-黄震-叔英の継承関係を明確に記述するのは、黄珏墓誌銘が最初である。元の科挙政策と黄震の学術が、朱子学を媒介として明確に共振を始めたのである。

叔英墓誌は、墓の所在地を余姚の竹山としている。叔英が最初に娶り先立たれた岑氏は、余姚岑氏の出である。袁桷撰「江陵儒学教授岑君(翔竜、字雲起)墓誌銘」(『清容居士集』29)には、「慈溪黄宗卿震の季子叔英彦実甫、余姚岑氏に婿たり。咸な岑氏善く婿を択ぶと言う。彦実、其家に館し、詩書を以って子弟に授く」とあり、叔英は妻方の岑氏の家教師として入り一族の子弟の教育にあたっている。授経「詩書」の詩経は、南宋明州で盛行した学問であり、黄震が科挙応試に際して選んだ科目でもあったことは前稿で論じた。また書経については先に述べた通りである。

岑翔竜は、宋の秘書省校書郎全、字は全之の孫(光緒『余姚県志』23)。余姚が墓所ということは、叔英と岑氏との関係が生涯続いたことを窺わせる。袁桷はこの墓誌において、自分が考官として関わった延祐5年(1318)と至治元年(1321)の科挙において、岑翔竜の兄の子岑良卿と翔竜の子の士貴が続いて登第したことを特記し、3回の科挙で南選の合格者は計75人に過ぎず、3人に2人は不合格である。そのなかで岑氏が続けて合格者を出したことを「盛矣哉」という。かれらの教師が叔英であった。

## 五 科挙と出仕

以上、黄震の学を継承した正孫、叔雅、叔英3人の生涯を残された墓誌銘から瞥見した。元朝が科挙を復活して最初の郷試(延祐元年 1314)に、かれらがどのように対応したかはいずれも明記されていないが、それら墓誌銘の記述から各人の対応に微妙な違いが見てとれる。最も年長の正孫は、延祐元年は既に50歳であり、その前年「皇慶癸丑、出遊西州」と息子の玠と慶元から離れ嘉興へと向っている。「皇慶癸丑(2年)」は科挙実施の詔が降され、考試程式が決められた年である。これと彼らの西行との関連は分からないが、正孫は「宋亡、即絶意於仕進」として早くから出仕の意図は断っており、また「不喜記誦辞章之習」と挙業にも批判的であったとする。玠も父同様、義塾の教師として過ごしながらも、趙孟頫ら元朝高官との交流をもった。科挙再開にかれらが対応することはなかったのであろう。既にみたように黄震の次子叔雅は「仲正不仕、継志焉耳矣」と父震隠遁の遺志を継ぐと記され、延祐元年は既に48歳であり、機会のあった3度の郷試を受けることはなかった。これに対し季子叔英は42歳、その受業生の中から科挙登第者を出し、自身は県の学諭、書院の山長にも就き、初めから必ずしも仕進の途を断ったわけではなく、墓誌からは実際に應挙したと解釈できるが、遂に命官となることはなかった。しかし光緒『慈溪県志』25の黄叔英伝は、子の祖徳について『黄氏譜』を引き「祖徳、字は慎之、郷貢進士。官は蕭山知県、福建州判に陞る。福建儒学提挙に終り、福建南祥寺に卒す。年五十有二」と郷試に合格し任官したと注している。かれらの出処を見る限り、科挙に応じ出仕するか、或いは在野に留まるかの選択は、確かに祖父ないし父黄震の出処進退に関係させて考えられていたが、しかしそのことと元朝支配を肯定するか否かという考えとは直結してはいなかったと言ってよいであろう。

本節の最後に墓誌銘の撰者と撰文、墓主との関係について触れておこう。正孫墓誌銘の作者は金華の黄潛であるが、長子玠の依頼によって執筆しているから、墓誌の内容は玠が持参した状に拠るとしてよい。正孫の妻であり玠の母である陳潤の記述が詳しいことも、この事情から説明がつく。同じく黄潛の筆になる叔英墓誌銘は、「叔英が生前、自分を知る者は袁桷であるが、恐らく自分のほうが後になるので(袁桷が先に没するであろうから)、潛に墓誌銘を執筆してくれるように依頼を受けていた」と述べ、「実際、袁桷の祭文を書いて哭してから一ヵ月後に叔英を哭することになるとは」と墓誌の中で慨嘆している。黄潛、袁桷とも元朝の翰林院入りした高級官僚であり、桷は大徳年間初めに翰林国史院検閲官に抜擢されており、潛はまさに延祐2年の科挙の進士であった<sup>(11)</sup>。

袁氏は、言うまでもなく宋代明州慶元の名族である。北宋の仁宗朝嘉祐年間、科挙の受験に有利という理由で多くの士人が太学解試や開封解試を目指し都開封に逗留して、そのことが社会問題になっていた。そこで一時、彼らに開封の戸籍を与え都での受験を許すという措置が取られた。その中に明州の袁轂、=(轂の車が王)が居り、轂の子孫が袁燮・甫父子であり、=の子孫が桷である、という。また桷の曾祖父は同知枢密院事まで務めた袁韶であった。父の洪は、祖父韶の遺表の恩で宋の承務郎の官を受けていたが、至元15年(1278)到北京で世祖に拝謁、結局は赴任しなかったといえ朝列大夫・同知邵武路総管府事に任じられている(『清容居士集』33 先大夫行述)。一方、黄潛の曾祖父夢炎が黄震と同僚であったことは既に述べたが、父の鏞は、実は夢炎の姉の娘の子であり、養子として黄氏に入り、夢炎の遺表の恩によって将仕郎となった。しかし吏部の銓に赴く前に宋は滅んだので官僚としての実績はなく、元の泰定4年(1327)、今度は子の潛によって従仕郎温州路樂清県尹を授けられている(柳貫『柳待制文集』20 行状)。宋元交替期にあつて似たような経歴の父をもつ元朝高官の袁桷、黄潛の手になる黄震の子と孫の墓誌銘に元朝を否定するような記述がある筈もないが、また事実として、後世のとくに明人や清末革命家の思うような過剰な「忠節」意識や「貳臣」観が、墓誌銘に記された当人達にあつたとも思われぬ。

黄震墓誌末尾の「若夫先君出处大節、尚□□銘当世巨公、先誌歲月納諸幽。嗚呼痛哉。孤子儒雅等泣血謹誌」については、欠字があって完全には読めない。今のところ以下のように解釈しておきたい。「父黄震の出处進退、節義に適った行動については、当世の碩学文豪に銘を依頼し顕彰する。先ずは父の経歴を記し、これを副葬する。嗚呼、何と悲しいことか。遺児儒雅らは血涙のもとで謹んで誌す」と。

## 六 王応麟墓について

王応麟は、元貞2年(1296)6月、世を去る前に自ら自分の墓誌を記している。没後、それに基づき子の昌世が「墳記」を書き墓の中に入れた。その内容は黄震墓誌と同じくほぼ応麟の官歴の記述に尽き、「謹述官爵始末、以識罔極之痛云。孤子昌世泣血謹記」と結びの形式も共通する(張大昌編『王深寧先生年譜』宋人年譜叢刊12)。また「陽堂郷同巖之原」に在る王応麟墓は、東錢湖畔に点在する南宋史氏一族の墓と石像など墓道形式が共通する。先にこの王応麟墓を訪れたとき、石柱1、石羊1、石虎1、亀趺1、石馬1、文官石像2(1は武官?)の残存を確認した。風雨に曝されたためか磨滅がひどく形状の明確でないものもあるが、本来のそれらは石柱1、石羊1対、石虎1対、石馬1対、武官像1対、文官像1対という他の南宋墓と同様な組み合わせであったと推測される。楊古城・龔国栄『南宋石彫』(寧波出版社 2006)は寧波を中心に散在する南宋墓前石像の鮮明な写真集であり、それぞれに解説もつく。近年の統計によれば浙東の南宋墓道の石刻は約300点、そのうち200点が東錢湖畔に集中し、その中で史氏一族の墓が160点前後と群を抜いている<sup>(12)</sup>。本書には、本稿でも名前が出た袁韶や袁桷の墓前石像も収載されている。また、王応麟墓は弟子たちの手によって造営され、元朝にあっても南宋墓の規格・形式を継承しているとする。確かに応麟墓前石像は南宋のものに比べ小さく彫りも粗であるが、同じ元朝の袁桷墓の武官石像は、曾祖父韶の墓前武官石像と比べても遜色ない。『慶元条法事類』77 服制門服制格の石獸の規定は四品以上が六(「石獸 肆品以上 陸、陸品以上 肆」となっている。南宋墓の石獸は羊・虎・馬各1対で計6になり、応麟墓も同じであるとする、元朝は宋朝官僚の墓も宋代官品の規定に沿っての造営を認めていたことになる。但し天聖令の校訂本(清本)による喪葬令第29の諸碑碣の条は「…其石獸、三品以上六、五品以上四」とし、これは「右並因旧文、以新制参定」と注記される条文に含まれ、なお且つ唐令では、この該当箇所は「…其石人石獸之類、三品以上六、五品以上四」となって石人の語が入っている<sup>(13)</sup>。元朝の墓制と併せて、これらと王応麟墓の関係は今後の検討に委ねたい。

## 七 王昌世と王厚孫・寧孫

王応麟の子、王昌世(1267咸淳3 ~1327泰定4)、字昭甫、号静学居士は、父応麟の恩蔭で承務郎に補されたが、任官する前に宋は滅び、元に出仕することはなかった(「前承務郎王公墓誌銘」金華黄先生文集31)。墓誌銘によれば、10歳で父応麟の講義に列して以来、「先賢名理の言、群公經制の説より、世變の推移、治道の体統、古今礼典の因革に至るまで、殊聞異見、究悉せざるなし」であったという。そのなかで最も力を注いだ仕事は、父応麟の著作の整理であった(「尚書公所著述、公蒐輯考訂」)。また家には万巻の書が蔵されていたが、兵火で失われたものがあると寝食を忘れて復元に努めたという。前朝の大学者であり高官でもあった王応麟の息子として朝廷に推薦する者も多くいたが、昌世は「父の書を読んで一生を送るのが願い」といって取り合わなかったという。墓誌には「姊、貧にして帰する所無ければ、其の幼穉を扶け相い依らしむる者(こと)二十年。歳饑にして、斗米十千なれば、疏属数口の家給す。素に儉薄、先疇の半を中分し、以て族人に昇。尚しく怨疾已まず、而して計傾を為す者有らば、公、静かに処を以て変じ、訖に其の遺緒を保つ。墓木を伐する者有りて、禁ずるも不可なれば、則ち厚賞を捐し、以て其の欲を塞ぐ。私に其の田を粥り、及び称りて償わざる者有るも、一に問う所無し。其の物を窃みて捕え得る者有るも、公曰く「彼れ饑苦に迫らるのみ、吾れ以て法に實くに忍びず」と。竟に之れを舍く」とあるから、かれは祖父、父伝来の土地からの収入で生計を立てていたことが窺われ、その振る舞いは典型的な「長者」として描かれる<sup>(14)</sup>。

昌世には2人の息子がいた。厚孫(1300大徳4～1376洪武9 遂初老人)と寧孫(1307大徳11～1364至正24)である。厚孫の墓誌銘には、明の貝瓊による「故福建儒学副提举王公墓誌銘」(清江貝先生文集30)があり、この墓誌が執筆される前に、鄭真が「遂初老人伝」(『滎陽外史集』46)を表している。それらに拠れば、厚孫は8歳で詩を賦し、10歳で「論・孟・詩・書・礼記」を暗誦し、祖父応麟の「深寧集」を読んだという。元朝の科挙再開にともない、南宋明州で盛んであった詩経学を学び、3度科挙を受験したがいずれも不合格に終わり、「得失有命」と嘆じて以後挙業を絶ったという。

厚孫は、慶元の郡学、県学で一時教授したこともあるようだが、墓誌銘にある福建儒学提挙に赴くことはなく、「尚書(応麟)著述に富み、玉海は最も詳洽為るも、未だ脱藁せずして失われ、後ち復た之れを得るも、中に闕誤多し。公、考究編次し、閩帥に鋟梓を請い、他書十二種を并せ以て伝う」(老人伝「尚書富於著述、玉海最為詳洽、未脱藁而失、後復得之、中多闕誤。公考究編次、請于閩帥鋟梓、并他書十二種以伝」とあるように、祖父の遺著の整理に情熱を傾けた。父昌世の事業の継続であろう。弟寧孫の「王先生叔遠行状」(『滎陽外史集』42)にも「尚書公の著わす所、深寧集等の書、千百巻を累ぬ。先生、其の兄厚孫遂初公と共に校讐を為し、分目別し、肄習成誦す。其の玉海及び他書十二種、部使者に請い鋟梓し以て天下の学者に伝う。其の書を讀むに、以えらく王氏は世よ人有り」とあり、また厚孫の2人の息子陞と騫も作業に加わった(次に述べる宣慰使指揮、及び付印「辞学指南」上末行の「曾孫陞書写」)。かれらの努力は、慶元路に赴任してきた元朝の地方官によって報われることになる。

現行『玉海』に付されている至元3年(1337)11月の浙東道宣慰使の指揮は、至順3年(1332)11月12日の国子監牒を受けて玉海刊行の命が下り、刊行経費の鈔763錠6両5分を慶元7路の郡県学と書院に分担をさせることになったが、未だに賛助金が集まらないための督促状である。その結果、ようやく書が成ったとして、至元4年(1338)4月の日付をもつ前翰林国史院編修官胡助の序が作られた。しかし婺州文学李桓の序によれば、実際の刊行は至元6年(1340)4月1日であった。1964年にその影印本が台湾の華文書局から、中央国立図書館(現台北国家図書館)蔵「慶元路儒学刊本」として刊行されたが、扉に「本書依拠元後至元三年」とするのは、先の至元3年の宣慰使指揮を誤って解釈したため6年が正しい(15)。その後、この版には誤りが多いとして至正11年(1351)に修訂本が出された(同年六月慶元路総管阿殷図堃堂序、七月儒学正王介序)。誤漏6万字を修補したという。当然、後者の阿殷図と王の2つの序文は至元6年本には見えない。なお『至正四明統志』7 学校 本路(慶元)儒学の書籍には、書板として「困学紀聞二十巻 計板二百三十一片、玉海二百四巻 計板四千七百七十四片、詩攷四巻 計板三十一片、詩地理攷六巻 計板七十六片、集解踐祚篇 計板七片、補註周書王会 計板二十三片、通鑑地理通釈十四巻 計板一百九十六片、漢芸文志攷證十巻 計板一百一片、補註急就篇四巻 計板八十九片、小学紺珠十巻 計板二百二十片、六経天文編二巻 計板七十二片、漢制攷四巻 計板五十四片、姓氏急就篇二巻 計板五十四片、通鑑答問五巻 計板九十一片」とあり、「右十四種、深寧先生尚書王公応麟所著。困学紀聞、係泰定二年(1325)廉訪僉事孫楫命刊。玉海等書、先是浙東都事牟應復建議板行、至元五年宣慰使都元帥也乞里不花資命刊」と所蔵版木の枚数を記録している。

王重民撰『中国善本書提要』363頁 子部類書類「玉海」(北京図書館 現国家図書館)残本解説は、清季浙江書局の重刻は(陸心源)皕宋楼所蔵の元刊元印本によって補完したと述べる。皕宋楼は現在、日本の静嘉堂文庫に在り、光緒9年浙江書局重鋟版は1987年に江蘇古籍出版社と上海書店が合同で影印出版したので、今の通行本となっている。参考までに元至元・至正両版玉海の書影を掲げる。各巻冒頭2行目に刻される「浚儀王応麟伯厚甫」が至元6年本の巻1にはなく、至正11年本では補刻されていることが分かる。全体として皕宋楼本の刷りが至元本より良好である(16)。

『玉海』に付された各種序文、及び刊記をみると両本の校訂に厚孫、寧孫が深く関係していたことが分かる。後掲写真は、目録の最後に付けられた刊記である。校正対讀として2人の名前が刻されているのが見えるし、至正9年(1349)に慶元路総管として赴任した阿殷図堃堂は、厚孫に命じて校讐を行かせたと明記する(序文)。父子二代、厚孫の子の代まで入れれば三代の努力は確かに稔ったのである。

## おわりに

少なくともその初期に科挙が行われなかった元朝において、士人層はどのようにして自分たちの社会的立場を維持しようとしたのであろうか。筆者は、南宋になると、士人は科挙との関係において士人と認められるようになったと考えているが、南宋後半期に盛時を迎えていた明州慶元の士人たちは、新たな統治者の下、科挙という士人を士人とする前提そのものが無いなかで、どのように社会的地位を確保しつつ生きようとしたのか。今までみてきたように黄震と王応麟の息子や孫たちの間でも、生き方は同じでない。父の墓を守りながら、半ば隠士として一生を過ごした者が居れば、また再開された科挙を目指す者もいた。多くの一般的士人がそうであったように、義塾や個人の家の教師として生計を立てることはかれらにとっても生活の糧を得る主要な方途であったろう。いずれにしても黄震・王応麟の子・孫は、父・祖父の学問が精神的支えであったことにおいて共通し、かれらの士人としてのアイデンティティーがそこにあったことは間違いない。それはかれらをして遺著の整理、伝存、刊行という具体的な目標に向かわせた。王厚孫、寧孫の『玉海』刊行の願いを受け止め、実際に厚孫の家で考訂整理された『玉海』を目にした地方官は、湖州出身の浙東道宣慰使司都元帥府都事牟應復であろう(玉海指揮)。かれは厚孫を子弟の教育のために招聘もしている。ほかに多数の慶元の地方官が関与した、その後の著作の編集・刊行の経過は先に述べたとおりである<sup>(17)</sup>。

また王厚孫の老人伝・墓誌銘には、袁桷撰の『延祐四明志』版木が讒言によって破棄されようとしたとき、総管王元恭にその冤と書の重要性を訴え、撤回させた経緯が記されている。その王元恭は『至正四明統志』編纂に際し「耆髦の士」に命じて日々討論させたと至正2年3月の序文に書くが、そのなかに王厚孫が入っていたことは伝・墓誌に特記されている<sup>(17)</sup>。のみならず老人伝は、袁桷の『延祐四明志』編纂時のこととして「文清(袁桷)の四明志、老人(厚孫)に命じ二考を分撰せしむ」と記す。延祐7年11月の序で袁桷は、四明志20巻を沿革攷から集古攷まで「十二考」に分けたと述べているので、厚孫はそのうちの二攷を分担していたことになる。このとき厚孫は未だ十代であった。王応麟の受業生として、王家に出入りしていた袁桷は、早くから厚孫の学業を知っていたのであろう。『玉海』の公費刊行がいち早く国子監で論議されたことには袁桷の存在をみてよい。

『玉海』の刊行は、ある意味で科挙の圧力から解放された王応麟の子孫たちが、そのエネルギーを傾注した結果としてあったと言えないであろうか。科挙という士人たちのアイデンティティーに直結する官僚登用制度は、巨大な圧力として士人たちのエネルギーを否応なく挙業に向かわせる。科挙体制の下、そこから逃れるにもまた別のエネルギーが必要であったろう。そう考えると、科挙の重石(おもし)が取り除かれ、科挙再開後も入仕の経路が多様化するという、元朝に出現した宋代士大夫と全く異なった歴史環境は、南宋末の学術が印刷刊行され後世に伝えられたという観点から、なお考えるべき余地があろう。今回は、中国全土からみれば一地域に過ぎない明州慶元の、黄震、王応麟というわずか2人の科挙官僚の子と孫たちを考察の対象としただけであるから、安易に一般化することはできないが、黄震墓誌と王応麟墓道はさまざまな課題を提示しているといえる。

## 注

(1)「宋代科挙社会的形成—以明州慶元府為例」(『厦門大学学報(哲学社会科学版)』2005年)(再録「宋代科挙社会的形成—以明州慶元府為例」劉海峰主編『科挙制的終結与科挙学的興起』, 華中師範大学出版社, 2006年)

(2)2008年3月17日から20日まで、早稲田大学大学院博士課程深沢貴行、小林隆道両君の協力を得て、寧波市内、東錢湖周辺、慈溪地域の史跡、遺跡、文献の調査を行った。その際、浙江大学の何忠礼、包偉民、王海燕諸先生のご尽力により、寧波大学の張偉、劉恒武、李小紅諸先生の協力を得ることができ、初期の目的は一つを除きほぼ達成できた。ここに特に記して謝意を表したい。

(3)童兆良『溪上尋踪』191頁。なおこの墓誌とは別に、『宋史』列伝のもととなった戴表元撰の墓表があるというが(全祖望「沢山書院記」(『鮚埼亭集外編』16)、現行の戴表元『剡源戴先生文集』(四部叢刊本)には見えない。なお、黄震墓誌が墳誌と呼ばれる形式であることは、森田憲司「系譜史料としての新出土墓誌 臨

海出土墓誌群を材料として」(後掲)を参照。



- (4) 光緒『慈溪県志』25、光緒『鎮海県志』20に簡単な伝がある。
- (5) 陳著の次女であることは『本堂集』77与曾南金制機鋼を参照。
- (6) 蒙の本伝(『宋史』423 陳埴伝付)を始め淮東総領とする記事も多い。しかし光緒『寧海県志』10 人物 舒嶽祥伝に「金陵の総餉であった陳蒙に辟召された」とするように淮西総領とする記事もまた少なくない。ここでは傍証のある淮西総領とする。
- (7) 『通鑑続編』22 嘉熙3年12月 以陳埴為国子司業の割注。なおここでは陳著の父徳剛を陳埴の族弟とする。『宝祐四年登科録』では徳剛、祖父の伸に官位は書かれていないが、徳剛は戸部侍郎、工部尚書を歴任(『通鑑続編』20)、伸は国子祭酒(慶元元年6月偽学の禁を批判して罷め、開禧2年3月京湖宣撫使を以って致仕『通鑑続編』19)、さらに伸の祖父は蔡京批判で知越州に貶され、鄞県冥庵に隠棲した戸部尚書頭。代々高官を出した名族である。著の孫の桎は明洪武2年の翰林学士でこの『通鑑続編』の編者。また『五代史補編』の編者でもある。『学案』は「以非罪死」と書くが、胡惟庸の獄に連座したのであろうか。
- (8) 黄玠『弁山小隱吟録』には、父子が呉氏義塾と関わる年月において墓誌と齟齬する記述が幾つかある。例えば巻2に収録された詩の題辞に「余自辛未歲(至順2年1331)館於魏塘呉氏時、義士静心先生方無恙」とあるが、義士静心先生(呉森)の没年は本文に記したように墓銘、墓碑では皇慶2年(1313)であり、この時「恙無い」ことはあり得ない。また正孫墓誌銘には、正孫が魏塘に赴いた翌年、玠が母を奉じて合流したことになるが、母陳潤は、既に泰定丁卯(4年1327)に没しているから、墓誌の記述が正しければ至順2年(1331)に呉氏に館したという題辞が誤ることになる。通行の四明叢書『弁山小隱吟録』の民国22年張寿鏞の序は、この書の編集の経緯が不明といい、また先の題辞に「頃不逞之徒、壞其守冢之廬」とある呉氏の墓が荒らされた事件は、張士誠軍残兵の仕業と思われるので、巻首自序の至正5年1345年より20年近く後のこととなる。それ故、小論では黄正孫・呉森墓誌銘・碑の記述に依ることとする。
- (9) 黄潛『金華黄先生文集』10 戴氏義塾記に4斎、師儒4人、正員150人とある。
- (10) 『中国考試史文献集成』第4巻 遼金元(陳高華、宋徳金主編 高等教育出版社 2003年)
- (11) 蘇天爵『滋溪文稿』9 元翰林侍講学士知制誥同修国史江浙等処行中書省參知政事袁文清公墓誌銘。楊維禎『東維子文集』24 故翰林侍講学士金華先生(黄潛)墓誌銘。

(12)それら南宋墓前石像は、文化財保護の観点から、現在多くが東錢湖畔に造営された南宋石刻遺址公園内に移されている。

(13)呉麗娛「唐喪葬令復原研究」(天一閣博物館、中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組『天一閣蔵明鈔本天聖令交證』下冊 中華書局 2006年)

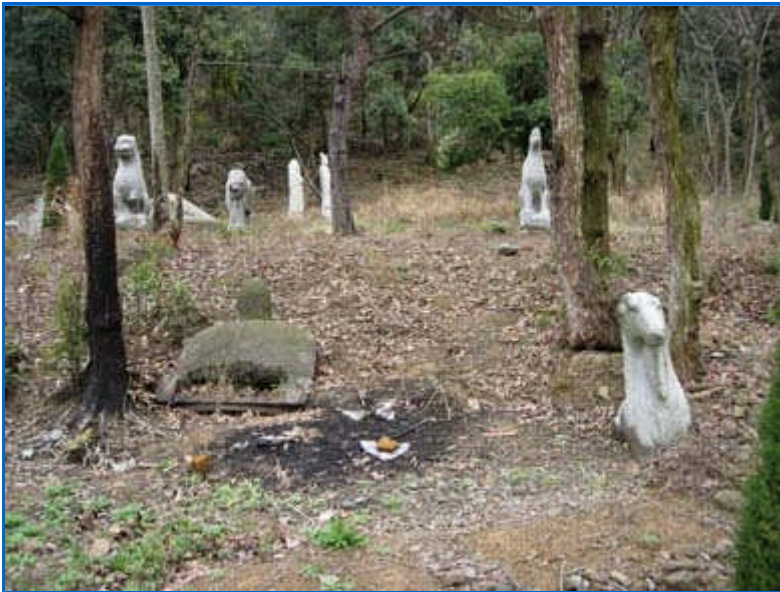
(14)「姊貧無所歸、扶其幼穉相依者二十年。歲饑、斗米十千、給疏屬數口家。素儉薄、中分先疇之半、以畀族人。尚有怨疾不已、而為計傾之者、公靜以処變、訖保其遺緒。有伐墓木者、禁不可、則捐厚賞、以塞其欲。有私粥其田、及稱貸而弗償者、一無所問。有窃其物而捕得者、公曰、「彼迫於饑苦乃爾、吾不忍實以法」竟舍之」

(15)『国家図書館善本目録』には収録されていない。

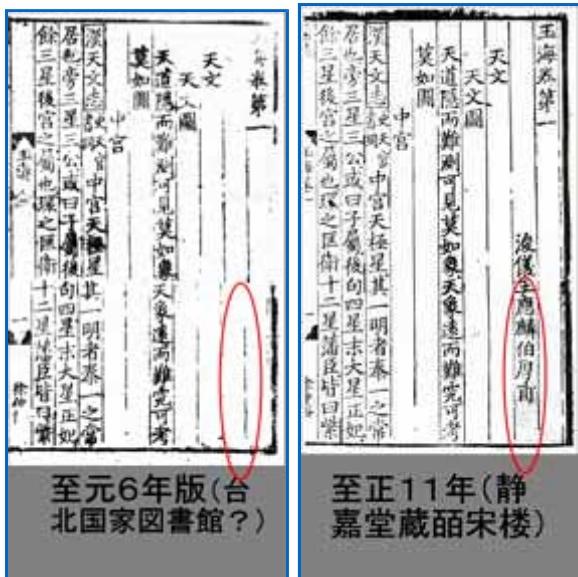
(16)黄震『黄氏日抄』の刊行の経緯は今後の課題であるが、黄正孫墓誌は、かれの2子、玠・璋への遺言のなかで「日抄等の書、今方に盛行す」としてその継承を命じている。なお元の定海県儒学には『黄氏日抄』50冊が蔵され、至大2年(1309)、県の西北30里に金が興した義学を基に、至元2年(1336)に立額された杜洲書院も50冊を蔵していた(『至正四明統志』7 学校)。鄭真『滎陽外史集』37記黄氏日抄春秋後に記す「…此書得定海鳳湖錢氏其所刊、板已燬于火云」とある書がそれであろう。但し、これが台湾国家図書館蔵の覆宋至元3年本か、或いは原書である宋本かは分からない。いずれにしても既に宋版のあったことが知られる。また王重民撰『中国善本書提要』子部儒家類225頁には、『慈溪黄氏日抄分類』残 存五卷(北図)として元刻本を著録し、撫州原本としている。

(17)『延祐四明志』編纂については、稲葉一郎『中国史学史の研究』第五部 地方志の発展 第一章 袁桷と『延祐四明志』(京都大学学術出版会 2006)に記述があり、『至正統志』と王厚孫の関係に触れている。

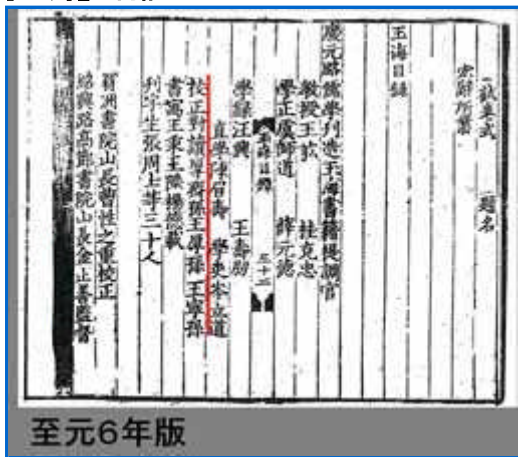
#### 王応麟墓道



#### 『玉海』巻1



『玉海』刊記



系譜史料としての新出土墓誌 臨海出土墓誌群を材料として  
 原載「黄震墓誌と王応麟墓道の語ること」『史滴』30 2008年12月



## 05 近藤一成「宋代中国士人社会研究の課題と展望 -- 明州寧波士人社会と豊氏一族 --」

### はじめに

筆者は、中国史の10～13世紀、とくに宋代を中心とする時代を専攻している。日本は平安時代後半から鎌倉時代にあたり、朝鮮半島では高麗、中国東北部から西北にかけて契丹の遼・タングートの西夏が建国していた。12世紀初頭、遼の支配下にあった女真が台頭して金朝を建て、遼・北宋を滅ぼし、華北を含めた中国北半分を征服、宋は南半分を統治する南宋として約150年続いたが、やがて西夏・金・南宋はモンゴル勢力によって滅ぼされ、東アジアは、遊牧国家の特色を色濃くもち且つ中国伝統王朝でもある元の統治下に入った。

宋王朝の特色はその文治主義の確立にある。本稿は、文治主義の具体的な担い手が科挙を合格した士大夫官僚であり、かれらの出身母体である士人社会が王朝体制存立の基盤であったと理解して、士人社会の形成と展開を浙東明州を中心に考察してきた、近年の筆者の諸論考の一つである<sup>(1)</sup>。また本書の「フィールド歴史学」に関連させて論ずるという試みに対しては、その「資料の史料化」作業を既存文献資料の再検討という視点から考えてみた<sup>(2)</sup>。それは士人が残した文献から士人社会を研究する、いわば自分は自分だという一種の自己認識のトートロジーともいべき士人研究そのものが内包する課題でもあるからである。私がいう士人社会とは、科挙が主要な出仕経路となった宋代に、科挙合格者を頂点として、科挙の受験者、さらには受験能力ありと認められた士人たち、言い換えれば作詩・作文能力ありと認められた人々から成る社会集団をいう。宋朝は州を単位に一次試験(州試、郷試、解試などと呼ばれる)を行い、その合格定員(解額)を州ごとに決めたので、士人社会は州を単位とする地域のエリート集団と同義であった。地域の歴史の研究には、その地域の「記憶と記録の伝達」過程の解明が必要不可欠である。最初に、これまでの筆者の考察を要約し、本稿で検討する課題を設定したい。

### 一 明州寧波士人社会

現在の中国浙江省寧波市は、宋の明州の地であり、南宋紹熙5年(1194)に慶元府に昇格、元は慶元路、明の洪武14年(1381)寧波府に改められた。この地は、西南に位置する四明山から四明とも呼ばれる。宋代、浙江から福建にかけての中国東南部諸州は進士合格者を数多く出し、合格者総数で全国有数の進士輩出地域であった。それらの中で明州・台州・温州の沿海三州は、南宋中期から合格者数が増え始めて後期にピークを迎え、逆に南宋前半に合格者を多く出し、以降減少に転ずる常州・湖州等とは対照的な傾向を示した。私は、これらを漸増型、漸減型と名付け、さらにこの二つのいずれにも該当しない州を一定(ないし不定)型として、進士合格者数の変遷から宋代東南部諸州を三つの類型に分けた(近藤A)。こうした類型が、当該地域それぞれの士人社会の形成過程に対応しているであろうことは容易に想像がつく。明州は、その漸増型の典型であった。これに対し漸減型の湖州や常州は、北宋時代に未だ開発フロンティアの様相を呈していた明州などと異なり、相対的に開発先進地帯となる浙西の太湖州周辺に位置し、南宋になると地域の士人たちの間では琴棋書画など伝統的士大夫文化への傾斜が著しい。こうした文化的成熟度の違いが科挙受験への情熱、合格者数の違いに結びついたと推測した(近藤B)。この観点から北宋の明州士人社会を再度検討すると、仁宗朝「慶曆五先生」に代表される人材輩出・学術盛行の地域史は、開発フロンティアの余韻が残る北宋の現実というより、南宋後半期の明州士人社会が自らの来歴を描くにあたって紡ぎだした物語の側面が大きく、明州士人社会の形成と展開の解明は地域の記憶とその伝達という問題に行き当たる(近藤C)。

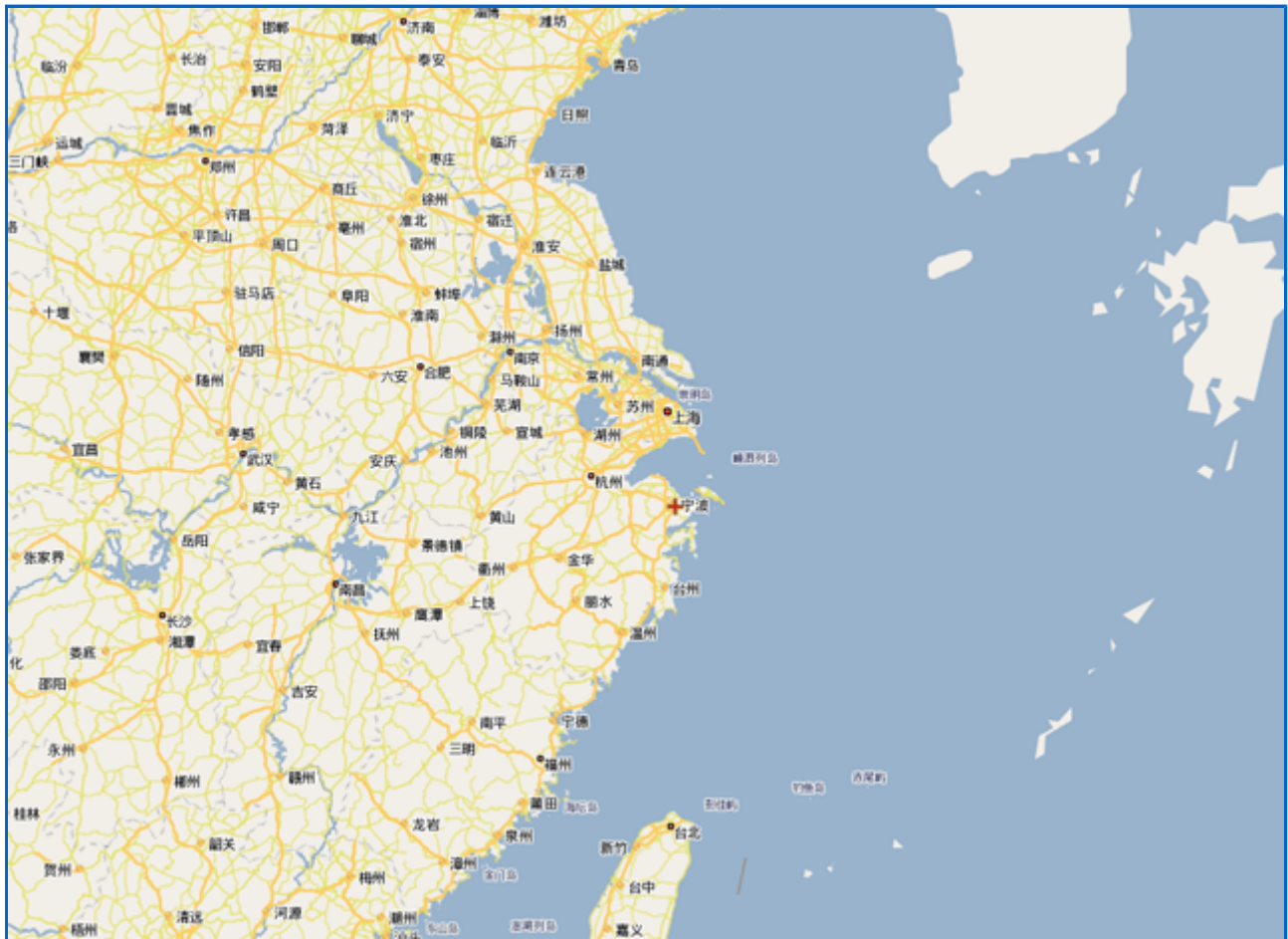
台湾中央研究院の黄寛重氏が、袁・楼・汪・高の四氏を事例に描く南宋慶元の名族の姿は、明州士人社会のピーク時の様子をよく伝えている<sup>(3)</sup>。かれらは、郷曲義荘の共同運営に帰着する経済基盤の共有、家塾や私塾を通しての師弟・同学など教育・学術上のつながり、重層的な姻戚関係の連鎖、五老会や真率会という社会文化活動、士人社会統合の象徴である郷飲酒礼の挙行

などにおいて互いに結びつき、緊密な人間関係を築いた。ときには政治上の対立を抱えながらも、相互交流を基盤として多くの進士合格者と高級官僚を出し続けたのである。

地域社会の記憶を定着させた宋末元初の王應麟や明州慶元の学術を代表する黄震の業績を後世に伝える上で、かれらの子孫たちが果たした役割は決定的に重要である。子孫たちは、宋から元への王朝交替の激動期に、科挙の中断という状況を利用して父や祖父の著作の整理・継承・刊行という作業を遂行することができた。これは結果論からの解釈であるが、通常であれば膨大なエネルギーを科挙受験に割かねばならない士人たちが、少なくともそのエネルギーを父祖の業績の伝達に集中投下できたことは確かであるからである(近藤D)。

また、南宋の明州慶元府が、史氏一族を典型例として政権中枢に数多の人材を送り続けた背景には、杭州臨安府が首都(行在)であったという地理的要因が考えられる。とすれば、その利点が失われた元代以降、南宋後半期をピークとした寧波士人社会は、明清期にかけてどのように変わったのか、あるいは変わらなかったのであろうか。こうした問いを念頭に、本稿は、明州寧波士人社会の宋から明までの推移を、当の寧波の士人がどのように認識し叙述してきたのかについて検討する。繰り返すが、寧波士人社会の史的展開の考察には、その前提として、当該地域の士人社会の記憶と記録およびそれらの伝達の検証が、まず必要と考える。かれらの記憶とその記録が、われわれの考察に際しての最も重要な史料となるからである。具体的には、北宋、南宋から明にかけて連綿と進士合格者を出し続けた豊氏一族を取り上げ、明州士人社会研究上の問題点を検証する。

### 寧波所在地



## 二 全祖望「天一閣蔵書記」

近年、失われた唐令復元の第一級史料である北宋天聖令の発見で注目された明代創建の天一

閣は、現存中国最古の個人図書館である。それは寧波を代表する歴史文化遺産であり、前近代士人文化の表象として、今なお多くの研究者の関心をひく。また故郷寧波の顕彰に努めた清代の全祖望(康熙44年~乾隆20年 1705~55)の浩瀚な著作は、明州慶元の社会文化史研究に不可欠・有用な材料を多数提供する。その祖望が天一閣の蔵書記を書いたとなれば(『鮎埼亭集外編』17 記二)、本稿は、まず第一にその検討から始めねばならないであろう。

ところが予想に反し、「蔵書記」は、天一閣創建の范欽や蔵書構成などについては僅かに触れる程度で、殆どのスペースが宋の豊稷から明の豊坊まで、豊氏の歴史記述に費やされるのである。祖望は、冒頭で黄宗羲「天一閣蔵書記」の存在を挙げ、自分がこれに付け加えることは何もないと述べるから、天一閣書目自体への言及は黄宗羲に任せるといふかれの意向の故であろう。しかし恐らくこれは単なる謙辞ではなく、むしろ天一閣についてはより重要な事柄があり、それは、豊氏一族の来歴とかれらによる書物の集積にあるという、全祖望の主張の表れであったと考えられる。それは「但し天一閣は明の嘉靖年間に始まったが、蔵書は嘉靖から始まったのではない。もともとは城西の豊氏萬巻楼旧蔵の書であった」と、天一閣は豊氏萬巻楼旧蔵の書物から出発すると言うように、豊氏の書籍は北宋の豊稷にまで遡り、連綿と続く三百年の蔵書の蓄積こそ、他の蔵書楼にはない天一閣が誇る特色なのである、とする。そこに、豊氏の歴史をまず示さねばならぬ理由があったのであろう。簡単な解説を交えながら記された稷以降の系譜を移録すれば、大体以下ようになる。括弧内は、そこに付された肩書き。

まず、その父子関係を、豊稷-安常-治(監倉揚州)-誼(吏部官)-有俊(吏部官)-雲昭(廣西経略)-稔-昌傳と記し、これが系譜の前半となる。治は対金戦争・北宋滅亡のなかで国に殉じ、誼は文名高く、有俊は陸象山や楊慈湖と学問上の交流があり、その子孫たちも学行が世の師表となる存在であった。またこの間、吏部(誼ないし有俊)は定海県に居を移したとする。続けて「その後、庚六に至り奉化県に移り、庚六の子の茂四が定海県に移り、茂四の孫の寅初は明の建文年間に教諭となった」と奉化県に遷居した庚六以降、豊坊に至る系譜を示し、それは庚六-茂四-○-寅初-慶-耘-熙-坊となる。このように前半最後の昌傳と後半の庚六との系譜上の関係は具体的には述べられず、寅初は、後述する如く洪武年間から建文朝、さらには正統年間まで生き、105歳で没したというので、恐らく生まれは元代で、従って庚六、茂四の在世期間も元時代と推測される。また両人の名前は明らかに士人のものではない。寅初の子である慶は、亡父埋葬の地を鄞県に求め、稷の故地に戻ったとするが、この問題は4節で詳しく検討することにして、祖望の叙述を続けよう。

豊氏萬巻楼の書物は、稷の活躍した北宋元祐以来「鄞から紹興府、さらに奉化県、定海県、そして復た鄞県に戻った」と転々として豊慶に至ったとする。その紹興は、先の系譜にはみえない地名である。祖望は「跋豊吏部宅之傳」(『鮎埼亭集外編』34 題跋8)に「四明の諸地方志には皆な豊吏部のために伝を立てず、ただ上虞県志のみ伝を立てる」と述べるので、南宋中期の有俊が、紹興府上虞県に一時滞在したと考えたのかも知れない。豊慶は、正統4年(1509)の進士、官は河南布政使。子の耘は湖口県学訓導、その子の熙は弘治12年の榜眼(進士第2位)、嘉靖大禮議において世宗の逆鱗に触れ、廷杖を受けた上に福建鎮海衛に謫戍、そこで没した。これについても後述する。その子が正徳14年(1519)の浙江解元、嘉靖2年(1523)進士の坊である。

この豊坊、字存禮、晩年道生と改名、かれが「蔵書記」の実質的な主人公と言ってよい。祖望は坊について、晩年心を病み「書淫墨癖の中に潦倒す」と記し、ために家産は蕩尽したと述べる。加えて、豊家伝来の宋版と鈔本は門生の輩が盗み出し、残るは十の四という有様。その上、大火に遭い、存する所幾ばくもなく、幸いにも残存した書物が天一閣に歸した、とする。范欽は、坊とは以前から萬巻楼の書物を書写して自らの蔵書に加え、また自分の蔵書記執筆を依頼する関係にあった。大火の後、老残の坊から書を購入し、著名な文人官僚である太倉(江蘇省)の王世貞の蔵書と互いに書写しあって書籍を増やしたが、結局は萬巻楼には及ばなかったという。それでも天一閣は浙東有数の蔵書楼となり、代替わりで些かの散逸は免れなかったが、祖望の時代でも十の八を存する、と述べる。

祖望が記す、豊坊に関するもう一つの事跡は、かれの偽経制作についてである。宋の豊稷が祕府から得たという『河圖石本(石刻からの拓本)』『魯詩石本』『大學石本』は坊の偽造であり、曾祖

父慶が北京の訳館で得たという『朝鮮尚書』『日本尚書』も、かれが捏造した偽経である。これらの偽造によって、坊は儒林の笑いものになり、後学を欺罔したと非難する。祖望は、「題豊氏五經世學」(『鮎埼亭集外編』34 題跋8)においても、その経書偽造を強く非難する。しかし末尾に「豊氏は決して読書をしない人ではない。それなのに、このように道理に悖りてたらめであることは、心を病んでこうしたことを為したのに違いない。もしその中に取りべきものがあれば、こういう人物だからといって廃すべきはない。これは則ち梨洲(黄宗羲)の言葉であり真にその通りである」と記すように、黄宗羲「豊南禺別傳」(『黄宗羲全集』10 南雷文定三集)の「坊の著した五經世学をみたが、その経を窮めることは誠に他の人を超えている」を踏まえて、病がその原因として同情的である。

全祖望は、先にあげた「跋豊吏部宅之傳」以外にも、「豊學士(熙)畫像記」(『鮎埼亭集外編』19 記四)において豊稷以来の学の伝統を称え、坊の偽経に言及した上で、子の罪による父熙への不当な評価を改めることを主張する。祖望にとって、宋と明に多くの科挙合格者を出した豊氏一族は、寧波士人文化の伝統を体現する存在であった。そのなかで豊坊は頭の痛い存在で、かれをどのように位置づけ評価するかは大きな問題であったのである。次節では、その豊坊を検討する。

### 三 豊坊の評価

天一閣蔵『嘉靖二年進士登科録』第二甲二十九名に登載する豊坊の記事は以下のようである。

豊坊 貫浙江寧波府鄞縣民籍 府學生 治春秋 字存禮 行三 年三十 正月初五日 生 曾祖慶(右布政使) 祖耘(教授 加封奉直大夫右春坊右諭德) 父熙(奉直大夫協正庶尹右春坊右諭德) 母史氏(加封宜人) 重慶下 兄址 垣 弟墀 娶周氏 浙江鄉試第一名 會試第二百十五名( )は原文で改行の箇所)

年三十が登第の嘉靖2年であれば、生まれは弘治6(1493)年、家状作成を前年として算定にすれば同5(1492)年となる。没年は嘉靖45(1566あるいは弘治7 1494~隆慶3 1569)年といわれる。登第後、南京吏部考功主事を授けられた坊は、折から起こった興献王「大禮議」において、父の翰林學士熙が世宗の実父である興献王への帝号追尊に反対する立場から詔獄に下り、廷杖・謫戍の処分を受けたことに連座し、通州同知に謫され、後に官を辞して帰郷。父熙が16年間の謫戍の後に戍所で没すると、坊は一転、「明堂(皇族の祖先と天の神々を祭る場所)」について上奏し、また献皇帝に廟号を加えて宗を称し、上帝に配すべきことを提言して立場を変え、上言は世宗に嘉納されたという(『明史』191 本伝)。続けて本伝は「貧窮のなかに生活し、張璁や夏言の片言に倣って高い位を得ようと思った」と、その動機を記す。しかし、期待した見返りは得られず、「人は皆な坊が父に背いたことを憎んだと云う」のみの結果に終わった。その後の任官のための活動も結局成果無く、悶々とした日々を送り、最後は蘇州で貧窮のうちに死んだと伝えられる。

これまで豊坊評価は、互いに部分的に重なり合う三つの視点から行われてきた。一つは、かれの日常生活に関するもので、数多くの奇矯な言動に触れ、常識では測りきれない逸話の数々は、結局、かれが心を病んでいたことを物語っていると結論する。それは単なる興味本位の関心からする叙述ではなく、次の視点、偽経の問題に関連する。すなわち前節の黄宗羲「豊南禺別傳」や全祖望が述べるように、かれの経学の知識が並外れた水準にあるにもかかわらず、なぜ経書偽造という自己破滅に繋がるような行為に走ったのか、その納得できる回答は精神を病んでいたと考える以外にない、というものである。第二の視点の対象となるそれら豊坊撰の経書を、『四庫全書総目』から抜粋すると、表のようになる。

『古易世學』15卷
『易辨』1卷
『古書世學』6卷
『魯詩世學』36卷
『詩傳(子貢詩傳)』1卷

『詩説(申培公魯詩)』1巻
『春秋世學』38巻
『石經大學』2巻
『金石遺文』5巻

これらは、すべて坊の捏造箇所を有すると非難されている。この外の坊の著作には、史書として『世統(世統本紀)』、『崧泉手學』2巻、子書には『書訣』1巻、『淳化帖書評』1巻、『宦遊煩瑣記』不分巻、『童學書程』1巻、『眞賞齋賦』1巻、『帖箋』1巻、『辨帖箋』1巻、文学関係の集に『萬卷樓遺集』6巻、『南禺先生詩選』2巻が著録されている。第三の視点は、この『書訣』など書に関する著作を含め、坊の手になる書作品に関する評価であり、書家としては非常に高い評価を得ている。

豊坊を扱った専論は多くない。本稿で参考にした論著は平岡武夫「豊坊と古書世学」上下『東方学報 京都』15-3、4 1946,47(『経書の伝統』岩波書店 1951所収 以下『平岡』と略称)、福本雅一「豊坊伝」(同氏『書の周辺』8アートルライフ 2004所収 初出は1993)、袁良植「書癡狂生惜豊坊-写在明代著名書法家豊道生逝去四百四十年之祭」(『天一閣文叢』3 2006)である。

上記論著は、いずれも豊坊の奇矯な言動について言及する。その多くは黄宗羲「豊南禺別傳」に引かれる逸話の紹介であるが、それらは例えば、「姜宗伯が墓誌の作成を依頼してきた。坊は誌文を作り自ら書いて使いの者に渡すとき、贈り物の粉羹を食べてむせた。坊は大声で姜は自分を毒殺しようとしていると叫び、墓誌を焼いて金を返させた。門僧の徳祐は密かに原文をすり替えて別紙を焼き、金も返さなかった」のように、たわいもなく騙される坊の姿であったり、「性質が卑しい者はゼニカネのことを口にする(と坊がいうので)、召使がそれなら試してみようと、梅雨ですからしまってある金(かね)を虫干ししましょう、といい、坊は承知した。虫干しが終わって数えてみると金の数が一つ足りないので召使を咎めた。召使がもう一つ盗むと、坊はまた数えなおして、よしといった。蓋し奇数か偶数かが問題であったらしい」と、判断の基準が常人とズれるためからくる哄笑、笑話の材料提供という趣である。黄宗羲自身、これらの逸話について「徐時進がそれらの逸話を書いているが、惜しむらくは文が雅馴でない。そこで暇をみて別に書き直して大笑いをする」と記すように、徐時進の文章が読みにくいので書き直し、大いに笑おうというのである。このような見方は、既に坊の生前から行われていた。先の王世貞は、坊より四十歳近く年下であるが、成年に達したとき坊は存命であり同時代人といつてよい。その『弇州四部稿』149 藝苑卮言6に豊坊の記事があり、「坊はすぐれた才能をもち博学であり、書法に精通している。その十三経に自らつけた注釈は、多くが独創的である」と評価しつつも、古注疏への仮託、(書経)外国本の偽造を始めとする放埒な行為を非難し、「毒蛇を飼育して人を薬殺し、婦女を強姦し、財産を略奪する」と凶悪犯罪についての噂話にまで言及する。しかし、これについては事実でないとして友人沈明臣(字嘉則)の言葉を紹介している。

私の友人沈嘉則が云うには、毒蛇を飼育以下のことは事実ではありません。ただ気がふれて心がねじけ言いたい放題。含んだ砂を影にかけて人を害するいさご虫のようで、また心の病を得た者の類です、と。そこでその一端を挙げて云うには、以前、嘉則に大ご馳走を供して末永き友情を結んだ。一年ほどして或る人物がこれを憎み、嘉則が公(坊)の文章を笑ったと中傷した。たちまち激怒すると祭壇を設けて上帝に呪詛した。三種類に分け、そのうち世に在る者は速やかに捕らえ、死んだ者は無間地獄に落とし人の身となることが無いようにと。三種類とは一つが公卿大夫の僅かに怨みのある者、二つは文士或いは田野の布衣で、嘉則はその一番初めであった。三つめが鼠・蠅・蚤虱と蚊である。此れはまったく大笑いすべきことだ、と。

ちなみに沈嘉則は、寧波の人である。常軌を逸した坊の言動への一部の非難は、殺人・強姦・略奪の中傷にまで激化していたのである。それを否定し、逸話を哄笑の枠内に押し込める弁論といえる。

天才肌の芸術家が、奇矯な言動で人の耳目を集めることは珍しくない。元末四大家の一人倪瓚

や呉中四才子の祝允明・唐寅、後人では徐渭など元・明の江蘇・両浙に限っても即座に何人かの名前を挙げるができる。後述のように書家としての名声をほしいままにしたかであれば、それらの奇行は許容範囲であり、むしろ期待されたといってもよいであろう。しかし、それが経学の領域に及ぶとなれば話は違ってくる。次に坊の経学の問題について考える。

『平岡』は、豊坊の『古書世學』すなわち書経学についての考察であるが、そこで検討された内容は書経にとどまらず、広く坊の経学全体に敷衍できる。本稿に関係する部分を中心に、まず簡単に内容を紹介する。平岡氏が豊坊に興味をもったきっかけは、顧炎武『日知録』2 豊熙偽尚書を読んだことにあった。顧炎武の生真面目な論調と、そこで批判される書経が箕子の朝鮮本尚書と徐福の日本本尚書に基づくという、いわば現代人にとってはまともに対応する気持ちも起きない、荒唐無稽な偽書を底本とした『古書世學』が無視もされず、ことさら問題とされる経緯に興味を覚えたのである。『古書世學』の「古書」とは、古文尚書、それも前述の朝鮮・日本の外国本を意味し、「世學」は、この書が宋の豊稷の『正音』、その十二世の孫慶の『続音』、十四世の孫熙の『集證』、十五世の孫である自分道生の『考補』、すなわち豊氏歴代の学術の蓄積からなることをいう。勿論『世學』を称する上記『古易』『魯詩』『春秋』を含め、これらの注釈は祖先の著作ではなく全て坊の創作である。しかし重要なことは、祖先に仮託し、あるいは自らの名でなされた議論が決してすべてが荒唐無稽ではなく、十分検討に値するという事実である。

平岡氏は、長らく探し続けた『古書世學』を、偶然、北平図書館で目にするようになる。1938(昭和13)年初夏のこと、延古堂李氏珍藏の印をもつ帝典から多士までの優美な4冊鈔本であったという。氏は、その内容を吟味し、商書・周書の篇数、篇名、順序の更改、経文の増減・改訂などが、宋以来の尚書学の展開を踏まえたものであり、改変の多くは十分に合理的であると評価する。その上で、豊坊個人の見解として主張すれば多くが通用するにもかかわらず、敢えて「古書」「世學」という形式を採った理由は、正統経書の位置にある孔氏伝本(孔安国本)を否定し、尚書経典本来の姿を復元するには、単なる自分個人の見解の提示にとどまらず、その根拠となる「現実」を示す必要性、言い換えれば「政治や道徳を堯・舜や孔子において述べるのが、それらを根本的に考えることであった」という「中国的精神文化構造の特質」にあるとする。その上で、氏はまた、豊坊の文字、とくに古体文字への執心を問題にし、「古書」と題した最も深い理由は、原初の形あるいは本真の姿において経文と書体は密接不可分の関係にあると、坊の考えを推測・解説する。詳細は、氏の本文をお読みいただきたいが、経本文をまず篆隸でも隸古字でもない古書によって記す甚だ特異な構成は、現在『四庫全書存目叢書』経部に収録された『世學』諸書で、われわれは容易に閲覧することができる。

## 古書世学

『古書世學』

古書世學六卷

〔宋〕豐稷正音 〔明〕豐慶續音 豐熙集



四庫全書存目叢書本 湖北省圖書館藏明抄本

築彦周良像

柯雨窓贊 京都 妙智院



豊坊の同時代人、あるいはやや後世の人々が、『世學』を無視できなかったことは『平岡』も触れるが、『四庫全書総目』において豊坊の説を無批判に引用ないし議論して批判されている書物を挙げれば以下ようになる。

明:

張以誠『毛詩微言』20巻、王時槐『友慶堂合稿』7巻、沈守正『詩經通説』13巻、鄒忠允『詩傳闡』23巻・『闡餘』2巻、凌濛初『聖門傳詩嫡冢』16巻附録1巻、劉元卿『大學新編』5巻、陳禹謨『經籍異同』3巻、姚應仁『大學中庸讀』2巻、卷劉斯源『大學古今通』12巻、陳懋仁『析醒漫録』6巻、鄒維璉『達觀集』24巻

清:

張能麟『詩經傳説』12巻、邱嘉穗『考定石經大學經傳解』1巻、嚴虞惇『讀詩質疑』、王心敬『尚書質疑』8巻、彭任『草亭集』1

以上ですべてを網羅しているわけではないが、これからだけでもかなりの書物が槍玉に挙げられ、実際に『世學』が及ぼした影響の大きさが知られよう。

豊坊評価について、最後に一つ付け加えたい。それは坊が父の没後、嘉靖大禮議における立場を翻し、父に背いて世宗の実父興獻王に興獻帝として帝号を認めるのみならず、廟号を追尊し上帝に配する上言をなした禮学的背景は如何という問題である。最近、新田元規氏は、「君主継承の禮學的説明」(『中国哲学研究』23 2008)において、通常の父子関係以外の君主継承に際して顕現する根源的問題、すなわち君主を継承するとは何を継承するのかについての禮学解釈の歴史を検討した。そこで扱われた事例は、東晋宗廟制論争、唐中宗廟問題、宋濮議など数多いが、嘉靖大禮議が考察の中心に位置する。孝宗弘治帝を継いだ武宗正徳帝は子なきまま崩じ、孝宗の異母弟興獻王の子世宗嘉靖帝がその跡を継いだことにより、世宗の生父母に対する禮遇と呼称および先代武宗と先々代孝宗の親称の問題が生じた。傍系から帝位を継いだ世宗の場合、事情がとくに複雑となった理由は、先帝武宗と従兄弟すなわち武宗からみれば昭穆相当者(世代順の継嗣者)でない者であったことにある。当初、宋の濮議にならって親族関係は実父母を叔父母に、孝宗・皇后を父母、武宗を兄に改め、親称は孝宗が皇考、実父興獻王を皇叔父興獻王とする案が有力であった。ところが世宗が難色を示し、その心情を酌んだ張璉は、生父母との関係を変更することなく皇位を継承する意見を提出し、ここに君位継承解釈史上の頂点とされる嘉靖大禮議が起こった。

新田氏によれば、張璉の創出した継承論の非凡さは「世宗は統を継いだのであって、嗣を継いだのではない」という継ぐべき対象を君位関係(継統)と父子関係(継嗣)に分けて論じたことにあるという。その結果、継統とは独立した継嗣において興獻王の尊号は興獻帝、親称は本生父に、孝宗は皇考とすることになった。さらにその後、興獻帝の称号から本生をはずして皇考に、これは孝宗を皇伯考とすることに等しく、嘉靖3年7月、坊の父豊熙ら200名以上の官僚が紫禁城左順門に伏哭した事件はこの時のものである。一方、孝宗-武宗-世宗継統の解釈論は錯綜するが、詳細は新田論文に譲り、ここでは継統を「君位＝祖宗の天下」を継ぐ君臣関係の連鎖として理解しておく。世宗からみて武宗は、親族関係では兄となり尊卑の関係では君、すなわち自分は臣であるとする。それ故、坊が父熙の立場を裏切ったという意味は、具体的には父熙らの継統と継嗣は一体、すなわち帝位継承にともない孝宗との間に擬制的父子関係を想定して本来の父子関係を否定する継統継嗣一体の立場から、張璉らの継統不継嗣論に鞍替えしたことを意味する。

継統継嗣分離論において、兄弟間伝位問題の鍵となる經書の記事は、『春秋』文公二年「躋僖公」条であり、その解釈が嘉靖大禮議における各自の立場を鮮明にした。君位が閔公-僖公-文公と継承された魯において、文公は父である僖公を先々代の閔公の上に祭った。僖公は閔公の兄であるが『春秋』はこれを「逆祀」(左伝)として非難したのである。その逆祀の意味を、公羊伝の「父を先にし祖を後にした」からとの解釈は僖公と閔公が同世代であるから誤りであるとし、閔公-僖公の伝位によって臣従の関係にある僖公を先にしたことが逆祀の意味である、との理解が張璉派によってなされる。豊坊は、『春秋世學』(『四庫全書存目叢書』経118 湖北図書館蔵明鈔本)文公二年「躋僖公」条において、2389字に及ぶ釈義を連ねる。その最後の部分を引用すると



……宋の太宗は藝祖(太祖)を稱して皇兄としたが、尊を尊とすることを知らず、結局、大義を隳(こ)わした。濮議は皇伯父と稱して、親を親とすることを知らずして名實を亂した。皆な未だ先王の道に達して深く春秋の旨を考えていないのである。わが聖祖は令を著し、太廟の神主は但だ題して某祖・某宗・某皇帝と曰い、皇考・皇祖の稱は無い。祝文は但だ嗣皇帝臣某と稱して、孝子・孝孫の稱は無い。仁義の中を酌む所以であり、常に繼嗣變じて繼統は皆な通ずべく、而して大聖人の制作を碍(さまた)げさせず、自ら先王の道と一致するのである。いったいどうして春秋・漢・宋以来の愚かな儒者が能く説き及ぶところであろうか。

とある。尊を尊とする立場からすれば宋太宗は太祖と君臣関係にあり、親を親とする立場からすれば宋英宗にとり濮王は本生父であり、皇兄・皇伯父いずれも誤りと批判する。豊坊の繼統不繼嗣の立場は明確である。しかし、張璪派の議論はあくまで繼統と繼嗣の独立であり、繼嗣の論理が繼統を侵犯することまで許容しているわけではない。新田論文は、このことを方獻夫の「それ皇上は武宗を繼ぐと雖も、しかも猶お考獻帝たるは、尊尊を以って親親を害せざればなり。考獻帝たると雖も、しかも太廟に入るを得ざるは、親親を以って尊尊を害せざればなり。」(新田128頁注74)を引いて、「嘉靖十七年には、恭穆獻皇帝(興獻帝)に廟號を贈り、睿宗として太廟に祔祭され、事後的な皇統篡奪が成就することとなる」(79頁)事態は、張璪派とは無縁であることを述べる。『明史』豊坊伝の先に引いた「宜加獻皇帝廟號稱宗、以配上帝。世宗大悦。未幾、進號睿宗、配饗玄極殿。其議蓋自坊始、人咸惡坊畔父云」は、坊の背信が父のみならず、經学解釈史からみて、帝位篡奪と同義の行為を世宗への阿諛ゆえに行った、と理解しなければならない。

#### 四 豊稷から豊坊へ

豊坊は、北宋以来の豊氏一族の伝統にとって、その終着点であった。康熙『鄞縣志』選舉には、坊の孫の建を天啓5年の進士として載せるが、既に豊氏に名望家の面影はない。前節の世宗に対する阿諛をみれば、黄宗羲や全祖望の豊坊評価は、中国の伝統的価値観に照らすならばまだ甘いといわざるを得ない。しかしそれにもかかわらず、かれらがなお豊坊に同情的なのは、北宋以来、寧波に連綿と続く士大夫の家という認識があればこそであろう。しかし本当に寧波で連綿と続く家だったのであろうか。この問題をやや違った視点から考えてみよう。

本稿が課題とする「寧波士人社会の記憶と記録および伝達」にとって、南宋四大姓豊氏の子孫坊の存在は考察の有力な手掛かりである。それは、かれの『世學』シリーズが、稷、慶、耘、熙という豊氏に蓄積されてきた經学注釈の集大成という形式をとることで構想され、加えて『古書世學』における朝鮮・日本本『尚書』の強調は、北宋以来、明州寧波が高麗・朝鮮、日本との恒常的な交易拠点であったという地域性と無関係ではないと思われるからである。また1節で述べたように、われわれがイメージする寧波士人社会の歴史像は、全祖望の描く枠組みにかなりの程度規定されている。それゆえここで、祖望が「天一閣蔵書記」で記した豊稷から豊坊に至る豊氏の系譜を再検討してみたい。

各種史料から収集した豊稷以降の子孫を世代ごとに表示すると以下ようになる。それぞれの関係は分かるものもあるが未詳も多いので、とくに必要とする以外は記さない。また世代数も史料によって異なる場合がある。典拠の略称は、豊稷墓誌(墓誌) 豊清敏公遺事李朴後序(後序) 尋訪子孫筍子(筍子) 延祐『四明志』(延祐) 『水東日記』(日記) 康熙『鄞縣志』品行および選舉(康熙) 天一閣蔵書記(天一) 正徳己未登科録(正徳)とする。

稷					
子	安常(墓誌)	大常(墓誌)	希仁(墓誌)		
孫	濟(墓誌)	治(墓誌)	渙(墓誌)	漸(墓誌)	至(延祐)稷の姪孫
曾孫	誼(後序)治の子				
4世孫	有俊(延祐)	徹(筍子)治の姪孫			

5世孫	存芳(康熙)	芑(康熙)	苙(康熙)	雲昭(天一)	翔(延祐)至の曾姪孫
6世孫	稔(天一)				
7世孫	昌傳(天一)				
8世孫	庚六(日記)				
9世孫	茂四(日記)				
10世孫	仁一(正徳)				
11世孫	寅初(日記)				
12世孫	慶(日記)				
13世孫	耘(康熙)				
14世孫	熙(康熙)				
15世孫	坊				

ここで重要な点は、先述のように『天一閣蔵書記』では7世の孫の昌傳と8世の孫の庚六との間に継承関係が記されず、断絶していることである。また10世の孫についても名は記されない。全祖望の記録は、庚六以降が葉盛『水東日記』7の豊慶についての記事と等しく、それ以前は康熙『鄞縣志』にほぼ同内容の記事がみえるが、6世の孫稔と次の昌傳については典拠未詳である。また世代について清咸豊年間錢培名撰『小萬卷樓叢書』本『豊清敏公遺事』序は、慶を11世の孫とする。しかし坊の『古書世學』は、慶を稷12世の孫、自分を15世の孫と明記するので自らの手になる後者の表記に従った。誼の子の有俊は『延祐四明志』に「四世孫」と明記されているので、4世の孫と12世の孫を確定した上で世代数をつけて兩人以外の名前を記入すると表のようになる。なお「○○△世孫」という言い方は、通例に従い玄孫＝4世の孫からの数字とした。

明代豊氏にとり北宋豊稷の系譜との接続をどのようにして確保するか、言い換えれば7世の孫と8世の孫以下とのつながりの不明瞭さをどのようにして乗り越えるかが、大きな問題であった。それは、明州(慶元路・寧波府)豊氏の伝統の連続性に直結する問題である。この課題に応えた人物が12世の孫慶であった。豊慶について『正統四年進士登科録』(天一閣蔵)は、以下の情報を伝える。

豊慶 貫江西九江府瑞昌縣民籍 府學增廣生 治詩經字□□ □□年二十七月初九日生 曾祖茂四 祖仁一 父初(徳化縣學教諭) 母滕氏 慈侍下 兄壽宗 娶鮑氏 繼娶史氏 江西鄉試第六名 會試第十四名

このように、慶の本貫は江西九江府で、江西郷試を受験している。寧波の人ではなかったのである。この間の事情は、慶の同僚の葉盛が記す『水東日記』7に

豊布政文慶は代々鄞県に居住しており、宋の豊清敏公稷の後裔である。高祖庚六が奉化県に移り、曾祖茂四が定海県に移った。父の寅初は、洪武年間に訓導を授けられ、九江府徳化県の教諭に昇進し、正統年間に世を去った。

とあり、父の寅初(登科録では初)が徳化教諭となっているから、それに伴い居を遷し、九江府の人となつたのであろう。その後、寅初が没して柩を埋葬するに際し、鄞県に墓地を求めることになる。『日記』は続けて、

慶は柩を護って鄞県に帰り、祖先の墓地に合葬しようと墓を探したが知る者はいなかった。仮住まいで鬱々としていると慶に言う者がいた。「大卿橋の南に今はない紫清観の跡地がある。実に城西のよい場所である。どうして墓地にしないのか」と。道すがら占い師に会いトすると豊の革を得た。慶は、卦が自分の姓と同じであったので喜び、必ず自分の土地となる意味であろうと言った。継いで袁桷の編修した郡志(延祐四明志)の「紫清観は県を去ること西の方三里、豊清敏公の故園なり」の記事を得た。

慶は益々喜んで、その取得に鋭意努力した。また昔の砧基簿(土地台帳)を郷人から得てみると、畑の三十余畝が隣人に侵奪されており、倍の値段で買い戻した。こうして先祖の墓の前に石像などを立て徐々に昔にもどし、今はそこに家を構えている。

と述べる。高祖庚六の代から鄞を離れて久しく、不明であった豊稷の故地をようやく探し当てて祖先の土地に戻ったのである。こうして慶は、自分が豊稷の系譜上に位置することを確認し、さらにそのことをより確かにする作業を行う。

それが宋代に編纂された豊稷の伝記『豊清敏公遺事』の復刻である。この書は、豊稷の孫の漸が祖を顕彰し、後世に伝えるために事跡をまとめたもので、漸の委嘱を受けて編纂に当たった李朴は、自ら執筆した後序において、漸は潁昌の外兄郭維が稷の門下であったことから遺事を聞き、また縉紳故家に残されていた遺文を集め、同じく門人であった私に依頼したと述べる。また、漸が番禺からの帰途、贛石(贛州 朴は贛州興国の人)に立ち寄り依頼したと、依頼の経緯も記す。李朴は紹聖元(1094)年の進士。西京国子監教授を務め程頤から評価されている(宋史377伝)。

この書は、南宋時に刊行されたようで、『郡齋讀書志附志』5には「豊清敏遺事一卷 右李朴所編豊公稷之言行也。陳瓘叙次及復官賜諡制、尋訪子孫筍子、國史列傳附於後、朱文公爲後序云」と著録している。しかし伝来は稀で、豊慶はその復刻を志したのである。現在の通行本の一つである叢書集成本は咸豐年間の錢培名『小萬卷樓叢書』本で、父の熙祚『守山閣』旧蔵、明景泰六年(1455)河南布政司右參議豊慶刻本を、『郡齋讀書志附志』記載宋本の内容に戻し復刻したといひ、また後序では豊慶の自跋を引用している(『四明叢書』第一集第一冊 張壽鏞輯『豊清敏公遺事』豊清敏公遺事にも附録として再録)。その慶自跋によると、『遺事』一書は、父寅初が維揚で教えていたとき家譜中に抄写したものがあつた、正統10年(1455)、慶が上虞で宗人彦功に会ったとき(南宋)刻本を得、比較すると章惇の惇が「御名」二字となっている他は同じであり、それらを校訂して刊行したとする。その際、宋本附録の陳瓘叙次、復官賜諡制、尋訪子孫筍子、國史列傳、朱熹後序の順を、朱熹後序を先にして附録に、新造附録として注孟子三章、幸学詩、和呂大防韻一首、宣和遺事一則、曾南豊先生贈行歌一首、元袁桷撰祠堂記(袁絜齋記清敏祠堂記の誤り)を付したといふ。

近年出版の『四庫全書存目叢書』は、北京図書館蔵明刻本を収録しており、遺事本文の後に、李朴後序 朱熹後序を続け、附録として墓誌、追復枢密直学士詔、賜諡清敏制、尋訪子孫筍子、國史伝、さらに新增として註孟子三章(朱子集注の豊氏曰の条)、幸学詩(和呂大防韻石刻在開封府学)、曾南豊贈行歌(出元豊類藁第五卷)、祠堂記(宋顯謨閣学士袁燮撰(出絜齋集第十九卷))を付すが、慶の自跋はみえない。

このように明代豊氏一族が豊稷以来の伝統を主張し得た背景として、慶の鄞県への移住と、自らが稷の子孫であることを人々の脳裏に刷り込ませる『遺事』の復刻という作業の存在が欠かせない。豊坊に直結する豊氏の伝統は、事実上慶からのものといってよいであろう。従って全祖望がいうように豊氏萬卷樓に元祐以来の書物が蔵されていたとは考えにくい。豊氏は珍しい姓であり、寧波の豊氏はほぼ間違いなく豊稷の子孫であろう。しかし、その文化的伝統は単純に宋・元・明と受け継がれてきた訳ではない。慶による系譜の再生が、坊の伝統文化創造に繋がり、坊の強烈なインパクトをもつ個性が、祖望による地域の歴史の叙述を生み出したといえる。地域の歴史は、地域の「記憶と記録の伝達」の再生産によってのみ受け継がれる。豊慶は、その「記憶と記録」の再生産に決定的な役割を果たした人物であった。

## おわりに

嘉靖18年(1539)10月、豊坊は日本から渡来した一人の僧侶の願いに応じて筆を取り序文を執筆した。僧侶の名は策彦周良(1501~79号謙齋)、臨濟宗妙智院住職で大内義隆が派遣した勘合貿易船の副使として寧波に滞在していた。策彦は、明の著名な文人からの序跋を希望し、江心承董との合作である城西聯句を日本から持参していた。豊坊の名声を聞き、その弟子であり交流

のあった柯雨窓の紹介で序を求めたのである。この間の事情は、牧田諦亮『策彦入明記の研究』下(法蔵館 1959 165頁以下)に詳しい。策彦らが進貢のため北京に赴く間に書かれたのであろうか、このときは面会する機会もないまま、豊坊「城西聯句序」(重文)を携え、嘉靖20年に帰国している。その後、嘉靖26年(1547)、再度の入明船の今回は正使として寧波に至った策彦は、翌年9月20日、豊坊の家を訪れ歓待を受けた(策彦『再渡集』)。このとき、豊坊と策彦の間に日本尚書をめぐる問答が行われ、『古書世學』にその内容が記録される(『平岡』301頁、『存目叢書』経49-637頁)。

道生は嘗て日本の周良に問うて言った「書経の商(殷)の部分は平易で分かりやすい。(より時代の新しい)周の部分が晦渋で読解が難しいのは、何故でしょうか。」周良が言うには「孔子は三十一歳の時に周に行き、老子に礼を問い、書物を石室で見た。竹簡は膨大であり、載せるに車二輛が必要であったが、孔子は一目ですべてが頭の中に入った。家に帰り書き取ると弟子に授けた。それ故、その文は多く孔子の手が入っている(ので分かりやすい)。しかし盤庚や周語は、当時の王者の誥命であり方言も雑じっている。今の朝廷の詔令のようなもので、多様な文書・字体がある。臣下が勝手に変えることはできない。そこで典謨や夏商の書を取り、易の十翼と比べて文の気風を検証すれば、恰も一人の手から出るようなのである」と。周良の言はまことに取り上げるに足るではないか。

平岡・牧田氏が言われるように、問答は豊坊の自作自演であろう。

嘉靖27年10月朔の日付をもつ、豊坊が周良のために作成した「謙齋記」は「日本は昔、箕子の教化を被り、徐市は秦を避けて海に出るに古詩・書を携えたが、いずれも焚書坑儒以前のことである。欧陽脩がいう、(日本が古尚書を)中国に伝えることは厳しく禁じられているというのはこのことである。……」で始まる。入明僧を前に、自らの経学の根拠を確認する豊坊は、朝鮮・日本との唯一の窓口である寧波の、確かにこの地域が生み出した士人であった。策彦が接触し持ち帰った中国文人の作品は、寧波士人文化の記憶と記録の終着点にて制作されたのである。

## 注

(1)これまでの論考は以下の通りである。

A「南宋地域社会の科举と儒学 -- 明州慶元府の場合 --」(土田健次郎編『近世儒学研究の方法と課題』汲古書院 2006)近藤A

B「宋末元初湖州呉興の士人社会」(『福井重雅先生古稀・退職記念論集 古代東アジアの社会と文化』汲古書院 2007)近藤B

C「鄞県知事王安石と明州士人社会」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』53-4 2008)近藤C

以上、近藤一成『宋代中国科举社会の研究』(汲古書院 2009)に一部改稿して収録。

D「黄震墓誌と王應麟墓道の語ること -- 宋元交替期の慶元士人社会」(『史滴』30 2008)近藤D

(2)近藤一成「フィールド歴史学の提案」(『史滴』30 2008)

(3)黄寛重『宋代的家族與社会』東大図書公司 2006年

原載「宋代中国士人社会研究の課題と展望 -- 明州寧波士人社会と豊氏一族 --」  
(工藤元男・李成市編『アジア学のすすめ』第3巻 アジア歴史・思想論 43~64頁 弘文堂 2010年6月)

## 06 森田憲司「系譜史料としての新出土墓誌 -- 臨海出土墓誌群を材料として --」

### はじめに

筆者は近年、石刻の史料特性とは何なのかという問題を考えている。そして、後述するような石刻の史料特性を強く見出すことのできるものとして、墓誌と題名に注目し、他の典籍の形で残された史料とは異なる利用の可能性があることを、いくどか発言してきた<sup>(\*1)</sup>。この文章では、これまでも検討材料として提示している浙江省東部の臨海市(台州臨海県)出土の南宋墓誌群について、そこに見出される士大夫の家系を具体的に検討し、これまで述べてきた墓誌の史料特性の確認と、それによって明らかにできることを述べたいと考える。ただし、本稿においては、宋代の官僚家系について論じることよりも、墓誌、とくに特定の地域から発見された墓誌群の史料価値の確認とその利用の可能性、さらには限界の検証に、重点を置く。そして、こうした検討は、今後も出現し続けるであろう新出土墓誌史料の利用のための準備作業となると考えている。

### 一 『臨海墓誌集録』について

最初に、臨海、さらに南宋台州地域における墓誌群を採録する文献について、整理しておきたい。時代をさかのぼりながら述べていこう。まず、以下の文章で使用する墓誌の主たる来源は、近着の『臨海墓誌集録』(馬曙明、任林豪編 宗教文化出版社 二〇〇二)である。この本に収録された臨海市出土の「墓誌」のうち、五四件が宋代、それもすべて南宋のものである(本稿中における「墓誌」の語の用法については、54頁で説明している)。じつは、これに先立ってもう一つこの地域の墓誌資料集が一九八八年に中国で刊行されている。台州地区文物管理委員会、台州地区文化局の編で内部発行された、『台州墓志集録』である。同書には、宋代の墓誌は四八件が収録されており(北宋は大観二年のもの一件のみ)、うち臨海のもの三四件である。共通して収録されているものについては、録文、法量・出土経緯などの表現が同文であることから考えて、同書が『臨海墓誌集録』のもととなっていると考えていいであろう。また、巻頭に八件(そのうち七件が宋代のもの、残り一つは明代)の拓影が掲載されており、『臨海墓誌集録』が表紙のデザインとして趙汝适の墓誌を用いている以外には拓影を載せていないのに比して、有用である(拓影のある墓誌については、後掲の表(臨海出土墓誌所収墓誌一覧附台州金石録)の「参照事項」の項に「拓影」と注記しておいた)。この書物は広島大学の岡元司氏がかなり以前に入手され、筆者も利用の便を与えられていたのであるが、これまで引用を控えていた。今回、『臨海墓誌集録』が公刊され、『台州墓志集録』に所収の臨海出土の墓誌は、すべて収録されていることが確認できたので、この機会に紹介することとする。岡氏のご配慮に感謝したい。ついでながら、石刻史料、とくに墓誌の史料的魅力の一つは新出史料の出現であるが、この二書を比較すると、臨海では一五年間に南宋時代の墓誌史料が約二〇件も新たに知られるようになったことになる<sup>(\*2)</sup>。

一方、清朝石刻学においては、黄瑞が編んだ『台州金石録』(嘉業堂叢書所収、石刻史料新編に影印)があり、一五の南宋墓誌が収録されている。言うまでもなく、所収の墓誌は清朝末期までに出現したものであるから、『臨海墓誌集録』との重複はない。同一家系にかかわる人物が両方に登場することが少なくなく、むしろ補完関係にある史料群であると言えよう。さらにさかのぼると、より広い範囲を対象とした阮元の『兩浙金石志』があるが、所収の当該地域の墓誌は四件で、すべて『台州金石録』と重複している。

さて、これらの文献で見ることのできる南宋台州地域の墓誌について、今回の検討に関連する項目を整理した一覧表を作成した。まず『臨海墓誌集録』所収のものを採録し(連番1--)、『台州墓志集録』にも収録されるものについては、参照の項に「集録」と注記した。ついで、『台州金石録』所収のものを採録し(連番101--)、『兩浙金石志』所収のものについては、参照の項に注記してある。こうした内容から、表のタイトルを「臨海出土墓誌所収墓誌一覧附台州金石録」とした。以下でこれらの墓誌について言及する場合は、この表の連番によることとする。

## 二 墓誌の史料特性と臨海出土南宋墓誌の特徴

最初に、筆者の考える墓誌の史料特性について、筆者がこれまで述べてきた意見を整理し、再述しておきたい。この問題については、『臨海墓誌集録』所収資料から見た新出宋元墓誌の史料特性(『一三、一四世紀東アジア史料通信』6 2006、以下前稿と略称)において述べているので、詳しくはそれを参照していただきたい。

問題は2つに分かれる。すなわち石刻史料全体の持つ特性と、墓誌の持つ特性である。石刻史料が一般的に持つ史料特性として筆者が常に挙げるのは、「同時性」、「個別性」である。すなわち、石刻の多くが、個別の事象、たとえば、故人や神々への顕彰、建造物の修築などなど、を背景に作り出されたものであることは、ご存知のとおりであり、また、石に刻された内容は、原則としてはそれが刻された時点で内容が固定されるから、何度もの編纂課程を経ていることが少なくない正史をはじめとする典籍史料とは、その内容と史料の成立とのタイムラグにおいて、大いに異なる。こうした要素をどのように活用するのかが、石刻史料の独自性を利用した研究ということになろう。ただし、特定の時点での内容の固定は、系譜史料としては、利用の上での限界にもなりうることは後述する。

次に、墓誌にかかわる史料特性として、「存在の遍在性」などを挙げるができること、私は考えている。これが前稿の主題であるから、それを参照していただければいいのであるが、同誌は科学研究費のニューズレターという特殊な発行形態の雑誌なので、その後の考えや知見も含めて、すこし丁寧に再述しよう。

「墓誌」の一般的イメージは、墓室内に置かれる被葬者の略歴を記した石刻(碑の場合もある)で、本体は方形のもの1枚であり、蓋と呼ばれる誌名を記した石刻が重ねられている場合もある、というあたりであろう。ただし、今回取りあげる臨海の場合は必ずしもそうではないことは後述する。当然墓中からの出土の形で我々の視野に出現するのであるが、それは必ずしも考古学的発掘の成果によるものではなく、工事や陥没など偶然の機会に出土することが多く、伝来も文物としてではなく石材として保存されているものが再発見される場合も少なくないことは、すでに前稿に掲載した「臨海出土墓誌所収墓誌一覧」の「発見状況」の項を見ていただければ、おわかりになるだろう(この論文に掲載の表では割愛している)。発見の経緯が何であるにせよ、その出現は偶然の産物であることが、墓誌の特徴である。たとえ、考古学的発掘の結果であったとしても、その墓が発掘の対象に選ばれたのはほとんどの場合偶然であることに変わりはない。したがって、いわばランダムアクセスであるから、出現する墓誌は、ある地域において墓誌を残した人々の各階層に遍在するはずである。当然のことながら、現在見ることのできる宋元墓誌の数は、文集に残されたものの方が多く、ある墓誌が文集に残されるか否かは、撰者あるいは編者による選択の結果であり、文集が後世に残されるかどうかはまた、時代の選択の結果であるから、遍在性は期待できない(\*3)。さらに、以下で紹介するように、故人の遺族が撰者であるものが臨海墓誌群には多く、当然その文集は残っていない。なお、「出現の偶然性」は出土石刻一般についても当てはまる要素ではあるが、はじめは屋外に立てられていた石刻が何らかの事情で地中に埋まり、それが出土する場合と、はじめから埋蔵を目的としている墓誌とでは、「遍在性」について事情を異にすると考える。

次に、臨海の墓誌群に話を転じる。まず、掲載した表の凡例を兼ねて、その特徴を紹介し、あわせて筆者の石刻史料著録についての考え方について述べたい。くりかえしになるが、対象は『臨海出土墓誌』(連番1--54)所収の宋代の人物の「墓誌」であり(実際には南宋のものしかない)(\*4)、そこに、『台州金石録』(連番101--)所収のものを附載した。

まず、「誌名」の項を見ていただきたい。筆者は石刻については、できる限り原石の表記に拠るべきであると考えており、今回も煩瑣ではあるが、原石に誌名がある場合はそれを転記し、被葬者の名前を( )内に注記した。題額や横題がある場合はそれを優先し、次いで冒頭の表記を用いた。原石にそうしたものがない場合は、『臨海出土墓誌』、『台州金石録』が付した名称を用い、\*

を付している(\*5)。

さて、ここで気がつくのは「墓誌」と称するものが必ずしも多くないことである。オリジナルの誌名で数えると、墓誌が15、壙記(あるいは壙志)が17と、むしろ「壙記」の方が多く、また時代が下がるほど増えている。また、表では法量を省略したが、その形は、縦に長く篆額や横題などを有するなど、「碑」と呼ぶほうが適当ではないかと思われるものが少なくなく、上に書いたような墓誌の一般的な形態とは異なっている。その具体的な姿は、『台州墓誌集録』に掲載されている拓影(たとえば34鹿愿壙志)から知ることができる。ただし、文中に「納諸壙」(24、33ほか)、「以蔵諸幽」(30、46ほか)のような表現があって、これらの石刻は墓室中に納められたものであると考えられるので、墓誌と同じ機能を持つものであるとしたい。この種の石刻は珍しいものではなく、たとえば、『北京図書館所蔵中国歴代石刻拓本匯編』の南宋時代の巻に3件、元にも3件、この種のものが含まれている。以下、本稿においては、こうした墓中に納められた石刻の総称として「墓誌」の語を用いることとする。なお、「墓誌銘」としないのは、「銘」を有しないものがほとんどであるためである。また、僧侶にとっての墓誌あるいは墓碑にあたるものとして、「塔銘」があるが、『臨海墓誌集録』には採られていないため、ここでは対象としていない。

次項の「制作年」は、この種のものでは、生没年を採録するのが一般的であろうが、よく知られているように、没年から埋葬年あるいは墓誌撰述の年との間にはかなりの時間が経過することがあり、とくに夫婦墓などの場合、追葬や合葬などのために、没年と墓誌の制作年代との時間差が生じやすい。筆者としては、墓誌の内容の検討のためのデータとしては制作年の方が適切と考えるため、このようにした。

以下には、本稿と関係の深い家族関係の項目が並ぶ。「祖父・父舅」、「本人・夫官品」、「子・主葬者」、「妻父・祖父」の各項目を設け、それらの人物が在官の場合は、墓誌中の記事から最終のものと思われるものを記した。ただし、「恩」との関係や地位についての検討を主としたいため、官品を優先した。また、墓誌の表記を尊重し(例 109会稽郡文学は、紹興府学教授)、他の文献で在官の事実や別の地位が確認できる場合もこの項目には記入せず、必要な場合は「参照事項」の項に記入した。各項目の、「なし」は名ありて任官の記事なし、「不明」は名前なしを示し、また、文中に明言していない場合でも、「潜徳」、「隠徳」などの表現があって、文意から官途についていないことが読み取れるものについても、「不仕」とした。なお、妻については夫を主体として記入している。つまり、父、祖父の項は夫のそれであり、妻自身の父・祖については「妻父・祖父」に記している。項目名に、舅や夫の文字を用いているのは、そのゆえである。また、家族関係の項目のうち、「子・主葬者」という項目設定には、説明が必要であろう。言うまでもなく、一般的には故人の男子が葬礼、埋葬を主催し、墓誌の作成にもかかわるわけであるが、男子がない場合、妻や兄弟、場合によっては親が主葬することになる。墓誌は故人のためのものであるとともに、あるいはそれ以上に葬る遺族のために書かれるものでもあるので、このような形で項目を設けた。男子以外の場合には関係を注記している。

本稿では、墓誌の主人公やその家の社会的な階層が関心の対象であるため、上記のような項目設定をしたのであるが、とくに科挙関係については、墓誌に関連する表現がある場合は、注記するようにした。「女適進士」の項目を設けたのは、以下にも述べるように、女子あるいは女孫が「進士」に嫁したことを述べる墓誌が、臨海墓誌群には多いため、検討の手がかりとするためである。

次の「字数」と「志者」の2項目も、臨海墓誌群の特徴とかかわる。まず、墓誌の字数だが、ここでは、それぞれの典拠に記されている行数と行あたりの字数を掛け合わせた数字を用いたので、実際に刻されている文字数はそれより少なくなる。『臨海墓誌集録』の墓誌を『台州金石録』のものと比較した場合、まず目に付くのは、文字数の少なさである。その一因は、「壙志」の類が多いことにも由来する。『台州金石録』でも、目だって字数の少ないのは、「宋故安人戴氏壙誌」(110、336字)と「宋方府君壙誌」(112、558字)で、いずれも「壙誌」である。これについては、例えば、「事叢力弱、未暇求銘于立言之君子、姑志歲月大概、刻石納諸壙」(16)、「榮祖(男子)等痛念潜徳未得当世秉鴻筆者為之状、姑叙其大略而納諸幽」(17)、といった表現が見られるように、「壙志」の類はしかるべき文人に「墓誌」を依頼できないまま仮に墓中に入れる石刻で、墓誌あるいは墓誌銘よ

りは簡略な記述になっているという一応の説明が可能ではある。

ただし、これらの墓から墓誌が併出している例は皆無であるから(22・23の陳容のみ)、第三者、それも可能なら著名人に依頼することが求められる墓誌は敬遠されて、主葬者自身で書いたり、近縁の者に依頼すれば済む、「壙志」の類が選択されたのではないだろうか。こうしたことの確認のため、「作志」の項を設け、被葬者と志の撰者との関係を記した。一見すれば明らかなように、そのほとんどが近親者によるものである。

こうした選択がなされた理由の1つとしては、故人や遺族の社会的階層の反映の可能性を考えることができよう。事実、王之望(3、参知政事資政殿大学士)、董亨復(39、朝奉大夫直秘閣玉牒局宗正少卿)、鄭雄飛(49、通議大夫戸部侍郎)などの一部の者を除くと、『臨海墓誌集録』の被葬者の方が、『台州金石録』に比べて低い地位の者が多い(\*6)。もっとも、宗室の趙汝适(『諸蕃志』の撰者、朝議大夫で没)のような人物の墓誌でも、「崇績(男子)等忍死襄人事、未及丐銘于立言君子、敢叙世系官遷歲月、書石以藏諸幽」(30)とあるように、この種の表現は、「壙志」における「決まり文句」となっていたという側面も考えられる。

以上が各項目の設定の理由とそこに見られる臨海墓誌群の特色であるが、それ以外にも、注目すべき点がある。南宋54件、元6件の「墓誌」が、『臨海墓誌集録』に載せられているが、まずこの件数の持つ意味に触れておきたい。これまで紹介されてきた宋代の墓誌の数は、唐代の墓誌が、気賀沢保規編『新版唐代墓誌所在総合目録』(明治大学東洋史資料叢刊3 2004)において、6828件が著録されているのに比して、十分な検証をおこなっているわけではないが、現存する宋元墓誌の数は、それよりはるかに少ないことは間違いないであろう。また、国家事業としておこなわれている『新中国出土墓誌』を見ても、北朝や隋唐のものに比して、宋元の墓誌の収録数は少ない(\*7)。その理由が那邊にあるかについては、唐代石刻研究者からも問題として提起されているところであり、2006年8月の唐代史研究会・宋代史研究会合同研究会でも論議されたのであるが(高橋継男氏報告)、筆者には、墓誌やその出土の絶対数が唐代より減少したとは考えにくい。1つの理由としては、中国の文物関係者の関心が宋代以降に薄いことも考えられるが、明清墓誌については、その公開されている数字が格段に伸びることを考えれば、他の可能性の検討も必要であろう。いずれにせよ、こうした宋元墓誌をめぐる状況の中で、1つの県についてこれだけの数の墓誌が録文された形で紹介されているのは貴重である。これが臨海県出土墓誌群の史料学的意義の1つであり、ここでその内容を取りあげようとする理由なのである。

### 三 系譜の復元 -- 鹿氏を中心に --

では、この表を手がかりに臨海の墓誌群についてももう少し丁寧に見てみよう。表全体で69件(うち『臨海出土墓誌』54件、以下カッコ内の数字は同様)のうちには、宗室若しくはその妻が4件(4件)、理宗謝皇后の外戚である謝氏関係が4件(3件)、破損して内容が読み取りにくいもの5件(3件)、などがあるほか、夫婦親子など同一家族の墓誌の出土が少なくないので、整理すると、39(31)の家族の墓誌があることになる。さらに、それらの家族が姻戚関係でつながる場合がかなりある。ここでは、新出墓誌群の利用についての具体的な検討の例として、鹿氏を中心とする家系について、臨海墓誌群を主たる材料として復元作業をおこない、墓誌による官僚家系の復元作業とその限界、そこから得られるもの、について述べてみたい。

鹿氏とその姻族の応氏に直接かかわる墓誌は、次の8件である(世代順にならべた)。

#### 鹿氏関係墓誌

- 金部郎鹿何墓誌銘(103)
- 朝散郎知連州鹿公(昌運)墓誌銘(106)
- 故浦城大夫鹿公(愿)之墓(34)
- 応氏(鹿愿妻応次昭)墓(35)
- 故臨海鹿府君(祖烈)壙記(36)



## 姻族応氏関係墓誌

- 牟安人(応宏甫継妻)墳志 応次昭の継母(19)
- 故進士応公(訥)墳記 応次昭の兄(18)
- 故監岳徐公(邦用)墓志 応宏甫の子応称の舅(21)

これらを材料に作成したのが、系図1「鹿氏系図」である(\*8)。網をかけているのが、墓誌を残した人物、□で囲んだのが官途について確認できる人物、下線を引いたのが、「進士」と書かれた人物(ここでの「進士」の語については後述、登第を確認した人物については任官したものととして□でかこんでいる)である。女子は○で表記し、夫を[]でかこんで下に付した。以下の系図でも同じ方式を用いる。また、応訥の墳記(18)の撰者である王応之は、文中に「母党」とあるので、応宏甫の前妻で応訥の生母王氏の一族と考えられる。この王氏一族およびその姻族については、さらに多くの史料があるのだが、それらを鹿氏の系図中に書きこむことは技術的に困難であるので、王氏を中心として系図2を作成し、別掲することとした。そこで用いた墓誌は次のとおり、

- 朱増墳志(14)
- 王玠暨妻范氏墳志(11)
- 王玠継室張氏墳志(12)
- 有宋進士陳君(容)之墓(22)
- 陳君卿(容)墓志銘(23) 王象祖撰
- 校書郎王公夷仲(衡)墓誌銘(葉適 水心先生文集卷18)
- 王(衡)太孺人唐氏墓誌銘(葉適 水心先生文集卷22)
- 大田先生(王象祖)墓誌銘(吳子良 赤城集卷16)

まず、鹿氏の代々について通観すると、鹿何が生まれたのが、建炎元年(1127)、まさに南宋王朝と時を同じくしての生誕である。年代のわかる最後が、鹿祖烈の葬られた淳祐9年(1249)、南宋が滅びるまで30年を残すが、祖烈の子の世代を考えれば、ほぼ南宋一代にまたがって、鹿氏についての記録が残されていることになる。墓誌を残す人物としては、鹿何が紹興30年(1160)に登第したのが最初であるが(鹿何の父、祖父については、墓誌には贈官しか記されていない)、彼の墓誌にもあるように、伯父の鹿汝弼、鹿汝明が兄弟揃って、紹興12年(1142)に登第している(\*9)。これが、臨海鹿氏の「官僚の家」としてのスタートであろう。鹿何は、金部郎官のとき、52才で致仕し、官を朝奉郎直秘閣に進められるとともに、子の昌運に官を与えられた。昌運の墓誌には欠落が多いので、官歴を完全には追えないが、父の致仕の恩で任ぜられた温州司戸参軍からスタートして、牧民官を中心に官歴を重ね、朝散郎知連州(誌名に拠る)で終わったようだ。

さて、次の鹿愿以降が新出墓誌によって知ることができる世代であるが、鹿愿は「父任を以て」官となり、松陽県尉、隆興府、紹興府の司理参軍を経て、浦城知県(建寧府)、官品では奉議郎を最後に、66歳で死んでいる。牧民官を歴任しているとはいえ、官僚としてはお世辞にも華やかとは言えない。そして、愿の子の鹿祖烈は、墓誌に「為文務平淡、尤長于詩賦、弗肯鏤刻、由是与時寡合、試輒不中、略無愠色」とあるから、科挙を受験はしたものの合格せず、また「恩」の対象となることもなかったようで、淳祐6年(1258)に50歳で死ぬまで官途についての痕跡はない。系図に登場する祖烈の世代の人物で任官の痕跡を残すのは、愿の女婿の姚皆が「迪功郎新監池州在城酒稅務」の肩書で祖烈の墓誌に填諱しているのみで、次の世代になると、もはや名が祖烈の墓誌に見えるだけとなり、臨海鹿氏は史上から姿を消す(\*10)。

科挙の合格者の出現により家が興っても、以後の世代に継続していかなければ、「官僚の家」は維持できない。一代二代は、「恩」による任官もありうるが、その間に新たな合格者が出なければ姿を消していく。「恩」や「賞」と科挙登第が組みあわさることによって、家が継続していくことについては、『成都氏族譜』を材料として、筆者がかつて述べたところであるが(\*11)、科挙の合格による家の興隆、「恩」による維持、それが続かなくなって無官の家へ、というのが、鹿氏を中心とした系図で見出される、すなわち臨海出土墓誌群の多くで見出しうる、過程である。歴代登科や歴代出仕の家が対象である『成都氏族譜』の場合と異なり、臨海の墓誌群に記録を残す家には、すでに官を出さなくなった家が少なくない点に特色がある。もちろん例外はある。例えば、系図2の王

氏のうちの、王衡-王応之-王象祖・王棐と続く派が代々官員を出して、王棐が樓鑰(鄞県の人)、ついで黄度(新昌の人)といった著名人の女子を妻とし、王衡とその継妻唐氏の墓誌が南宋の代表的な思想家である葉適(温州の人)によって書かれているなど、臨海をこえた人的な広がりを持っていることや、系図3の王之望の子孫達も高官を連続して出していることなどを挙げるができる。

こうした点を踏まえて、被葬者とその前後の世代の官界での地位を記した各項目を見ると、「なし」の表記が目につくことに気づく。『臨海墓誌集録』について見てみると、宗室、謝氏、残片を除き、さらに夫婦を1件として数えると、在官の有無の検討の対象は36件となるが、「なし」以外の不明の場合や処士などの官途につかなかった表現のものを含めれば、任官が確認できないものは22件となり、その6割をこえる。何らかの事情で任官を記さないものが含まれているとしても(妻の墓誌の撰者が夫である場合など)、かなりの割合である。さらに、本人の前後4代(祖父、父、本人、子)にその範囲を広げても在官の事実が確認できないものが13件であり、4割に近い。こうした階層の墓誌が多く含まれるところに、『臨海墓誌集録』の、あるいは新出土墓誌の史料としての特性があると言えよう。こうした無官の人々や、恩によると思われる低い官品の人物についての記述にしばしば見出されるのは、当然のことながら科挙における失意である。墓誌の表現を引用すれば、「欲以文墨奮、勵志讀書、試于郷不利」(10謝燁)、「不遂志于場屋、乃以命自処、毋復為進取計、于是守田園以安分、蒔花木以賞心」(17謝開)などをその例に挙げることができよう。子や孫の代についての記述にも、「業儒」、「修進士業」などとあって、いまだ科挙の準備段階であり、官途に就いていない者が多い。もちろん、父や祖父の墓誌の時点の記述であるから、若年のゆえということもあろうが、他の文献でその名を確認できる者は皆無であり、そのほとんどは官を得ないままに終わったであろう。

その一方で、すでに表の各項について述べた際にも書いたように、女兒が「進士」に嫁したことを言う事例の多いことが目立つ。言うまでもなく、そのほとんどは他の史料で登第の事実が確認できない。こうした「進士」の語はどのような人物を指すのであろうか。この時期の台州の石刻に見える「進士」や「女適進士」については、すでに『台州金石録』が巻4「寿聖禪院修造記」において、「或当時功令業進士者、皆得称進士」と指摘しているほか、『臨海墓誌集録』に附録された、丁伋氏の「跋陳容壙誌及墓誌銘」でも言及されている。今回の『臨海墓誌集録』所収の石刻には、たんに「進士」、あるいは「女適進士」の用例を見出すことができるばかりでなく、次のような例もある。まず、鹿愿の妻応次昭の弟、応訥の壙記(18)である。篆額では「宋故進士応公壙記」となっている。しかし、墓誌の本文には、「君率諸弟一意讀書、季弟登賢関、君以筆硯久無成、意悒悒不自得、因逃于酒」とあるから、彼は進士登第はもとより、郷試にも合格していない。まさに、「業進士」の語があてはまる人物である。あるいは、「故陶処士壙志」(24)の被葬者陶驥は、誌名にもあるように、処士で任官していないが、妻の包氏の壙志(25)には、「迨歸先君進士陶驥」と書かれているのも、同様の例と言えよう。『台州金石録』の「科挙の準備中の者」、という推測を、新出の墓誌によって確認することができたと言えよう。

また、「陳容墓誌銘」(23)に、「有宋嘉泰元年、台之挙進士者逾七千」という一文がある。殿試のおこなわれたのが嘉泰2年(1202)で、この年の台州の進士が、『嘉定赤城志』(巻33 人物門 仕進)によれば、11人であったことを挙げるまでもなく、その数から見て、ここで言われている「進士」もまた、科挙の最終合格者に与えられる進士でないことは、明らかである。ただし、「挙進士」とあるから、たんなる受験勉強中の者でもない。嘉泰元年が殿試の前年ということで想起されるのは、郷試の合格者(郷貢進士)の数字ではないかという考えであるが、7000という数を見れば、それでもないことは言うまでもない。とすれば、この場合は受験者数と見るのが妥当であろう。なお、もしそうであれば、翌嘉泰2年の進士登第者数の11名から計算すると、最終合格率は0.16%ということになる。宋代における科挙の受験者数と合格者数の比率については史料がほとんど無いことを考えると、貴重な数字であろう(\*12)。

鹿氏の系図を見たとき、もう1つ目が行くのは婚姻関係による横の広がりである。系図1においては、鹿氏、応氏、徐氏3氏のつながりを示したが、その他にもこの系図に見える人物で、鹿昌運の女婿呉熺、鹿愿の女婿呉屋、鹿祖烈の女婿呉鉉は、諱の偏が、火、土、金と続くことから考えると、同族の代々である可能性が高く、両氏に密接な婚姻関係があったと推測できる(\*13)。一方、

系図2では、鹿愿の妻応次昭の同母弟応訥の墳記の撰者が、その母と同族の王応之であることはすでに述べたが、この王氏に繋がる婚姻関係の広がりを見ることができる。まず、王応之の弟の似之の娘が陳容(22)(23)に嫁しており、その一方で、応之の子象祖は王玠から「叔父」と呼ばれていて、玠の妻張氏の墓誌を書いたとある(12、ただし王象祖の墓誌は現存しない)。その王玠は、もう1人の妻の范氏を通して朱増(14)にもつながるほか、娘の嫁ぎ先に応常の名があり、応訥の異母弟である応常と同一人物である可能性が高い(\*14)。

こうしてみると、文集所収のものを含めれば、14の墓誌が何らかの形でつながり、6ないし7つの家(鹿、応、王、陳、徐、朱、[呉])が直接間接に婚姻関係で結ばれていることになる。狭い地域の中の士人階層であるから、相互に婚姻関係が濃厚に結ばれていることは不思議ではないが、宋代の士大夫官僚における婚姻関係については、これまでも我が国の宋代史研究の歴史の中で蓄積があるものの、県レベルの地域社会における婚姻関係をここまで跡付けることができた例は、あまりないのではないだろうか。これも新出土墓誌の史料特性として挙げることができよう。

このように、新出土墓誌には独自の史料特性があることがわかるが、石刻史料の一般的な特性として、筆者がこれまでから挙げてきた「同時間性」が、ここでおこなってきたような官僚の家の検討の材料とするにあたって、史料の限界としてはたらくことも、触れておかなければならない。これについては、王之望からはじまる王氏(上の王氏とは別)の例を見てみたい。王之望(1102~1170)は、紹興8年(1138)の進士、参知政事にまでなった人物で、父の綱が元符年間の進士であるから、北宋時代からの官僚の家であるが、之望はまず父の恩で任官し、監台州支塩倉に辟されたのをきっかけに台州に定居したという。台州の王氏としてはここからはじまる。彼の子孫たちの系譜を系図3として掲げたが、関連する墓誌その他の史料は次のとおり。

王之望墓誌(3、1171、③と表記)

王之望妾□墳誌(4、残石で年代不明、④と表記)

嘉定赤城志卷34 人物門3 僑寓(1223、Sと表記)(\*15)

永州通判王淦墓誌(111、1239、Tと表記)

王鼎臣墓誌(6、1259、⑥と表記)

さて、王氏の場合、このように大部分の人物について時期を異にする複数の史料が残されている。系図3ではそれぞれの人物の箇所に記号を付して注記しているが、当然のことながら、それぞれの史料によって得られる官界での地位についての情報は異なる。いちばん多くの記事が残る王鈇の場合、③では「未仕」であったのが、④では朝奉郎として墓誌を撰文しており、Sでは太府卿四川総領を経て、その時点では祠禄の官に就いている(\*16)。そして、おそらくすでに故人となっていたであろうTで、「朝議大夫直秘閣太府卿」と表現されているのが、彼の最終の地位であろう。もしこれらの墓誌のうち③や④しか現存しなければ、我々はこの人物の官界での地位について大きな誤解をすることになる(現実には、彼の晩年の地位を伝える史料の1つは『嘉定赤城志』であるから、墓誌の出土と関係なく晩年の状況を知り得るのであるが)。同じようなことは、やはり『嘉定赤城志』に王之望の子として名の挙げられている、知房州の鏞が③では右従事郎、知荊門軍の銖が③では右宣義郎であることにもあてはまる。

このようなことは、別に取り立てて言う必要もない当たり前のことかもしれないが、石刻史料の持つ「同時間性」が、ここではマイナスに働いていることを確認しておきたい。

## おわりに

上でも言及したように、私はかつて『成都氏族譜』という史料を紹介したことがある。今回取り上げた臨海墓誌群と同じ南宋の慶元年間に編まれたこの書物には、12世紀を中心に、成都の「氏族」が45とりあげられている。そこでは進士を輩出し「氏族」である家の存在と、その維持、形成過程について述べた。しかし、「名族志」なるがゆえの限界もあり、家の衰亡についての事例研究としては不十分であった。今回取りあげた臨海の墓誌群は、鹿氏の例に見られるように、進士を出し

ていた家が、恩などによる出仕のみとなり、やがて同世代の中に官を有する者がいなくなる(個々の構成員は登第への努力を重ねているのだが)、こうしたプロセスを具体的に見ることができる点で、家の「その後」を追跡できる史料群であると言えよう。婚姻関係についても豊かな材料を提供してくれることを紹介した。

こうした作業がおこなえた背景には、『成都氏族譜』について取りあげてから30年の時間の経過がある。すなわち、本人を主題とする史料はともかく、それ以外の文献中に散見する記事を収集することが、伝記、系譜関係の検討が不可欠であるが、こうした検索には、当時は王徳毅他編『宋人伝記資料索引』しかツールがなかった。それに対し、本稿に掲載した系図は基本的に墓誌(文集所載のものを含む)のみを材料として作成してはいるが、四庫全書や四部叢刊のデータベースはいうまでもなく、宋元方志のテキストデータ(たとえば『嘉定赤城志』)など、さまざまなデジタルツールの存在が、墓誌中に登場する人物の確認に役立ってくれ、隔世の感があった(\*)。とは言うものの、本稿では、墓誌という材料についても、また各種のツールについても、いまだ使いこなせていない。宋元石刻研究は緒についたばかりであり、デジタルツールも開発の途上で、新史料の情報が次々と入る。その意味では、最初にも述べたように、本稿は現段階でどこまでの作業が可能であるかのケーススタディということが言えよう。

## 注

- \*1 近年のものとして、「史料としての出土墓誌 浙江省臨海県の場合」(第6回遼金西夏史研究会大会口頭発表)、『臨海墓誌集録』所収資料から見た新出宋元墓誌の史料特性(『一三、一四世紀東アジア史料通信』6)、「石刻の史料特性と課題:元朝の題名の場合」(2006年宋代史研究会・唐代史研究会合同夏合宿口頭発表)、「石刻熱」から二〇年(『アジア遊学』91)がある。
- \*2 『臨海墓誌集録』、『台州墓志集録』ともに、録文は簡体字で表記されている。ここでは可能なかぎり常用漢字に戻して引用することとし、「于」と「於」は確認のすべがないので、「于」で表記した。また、「墓誌」と「墓志」は「墓誌」に統一した。
- \*3 『台州金石録』所収の墓誌のうち、「鹿何墓誌銘」(103)の撰者である樓鑰には『玫瑰集』があるが、この墓誌は収められていない。
- \*4 54は元代に作られた墓誌であるが、対象は宋代の人物である。
- \*5 3の「王之望墓誌」については、その誌名が「宋故資政殿大学士左太中大夫襄陽開国伯食邑八百戸食実封二百戸致仕贈左宣奉大夫王公墓志」とあまりに長いので、略称した。
- \*6 『台州金石録』で無官のものは、「宋府君壙誌」(112)と、「故処士林君墓銘」(109)の2つしかない。
- \*7 『新中国出土墓誌』の集録数で見ると、陝西では、隋までが32、唐が462、五代宋金が21、元が15、明が193、清以降が173、河南では、隋以前14、唐117、五代宋金47、元6、明298、清以降184となる。
- \*8 系図および表は、最後一括して掲載している。
- \*9 『嘉定赤城志』巻33 人物門の各登第年の項にもこの3人の名前がある。『嘉定赤城志』によれば、鹿汝弼は□部架閣、鹿汝明は金溪县尉で終わっている。また、この兄弟の後代については史料がなく不明。
- \*10 『嘉定赤城志』巻33 人物門には、慶元5年の特科に鹿開(原注 臨海人、字必先、終監南嶽廟)、紹熙元年の武科に鹿嘉孫、嘉定4年の武科に鹿伯虎(原注 臨海人、字文卿、嘉孫之弟)と、臨海鹿姓の人物が見えるが、系譜関係は確認できない。
- \*11 『成都氏族譜』小考(『東洋史研究』36-3 1977)
- \*12 臨海一県の数として、7000はやはり多いのではないかという疑念は残る。拓影が掲載されていないので確認できないが、「七千」の箇所が「七十」の誤読である可能性も考えられ、「七十」であれば、郷試合格者数の可能性が高くなる。石刻史料を有効に活用するためには拓影が不可欠であることが、ここでもわかる。ただし、『嘉定赤城志』巻13 版籍門1 学田には「吾州多土地也、試於有司者幾万」とあるから、修辭を考慮するとしても、そうずれてもいないのかもしれない。
- \*13 鹿何の女婿□栝も、名前に木の付くことから、呉氏のもう一代前の呉栝である可能性がある。
- \*14 さらに、陳容の女子が嫁した楊嗣孫は、名前から考えて、「故安人戴氏壙誌」(110)の夫の楊嗣参(嘉定元年進士)と同族である可能性が高い。もしそうなら、楊嗣参と戴氏との間の女子2人が外戚の謝氏に嫁しており、婚姻関係はさらに拡がる。
- \*15 王之望は、『宋史』巻372に立伝されているが、ここでは子孫への言及がある『嘉定赤城志』巻34 人物門3 僑寓の記事を引いておく。  
「王之望、襄陽人、字瞻叔。紹興八年中第、隆興二年参知政事。終資政殿大学士。諡敏肅。紹興初、寓臨海。事見国史。子鑰知房州、銖知荆門軍、鈇歴太府卿四川総領、今奉祠。孫涇歴金部郎官終知婺州。」
- \*16 四川在任中の王鈇は、あまり評判が良くなかったらしい。劉克莊『後村先生大全集』巻44 玉牒初草 嘉定十二年四月辛卯には、「帰装糶載舳艫蔽江」と書かれ、「奸陰貪恠」と糾弾されている。『嘉定赤城志』で、

「今奉祠」となっているのは、そのせいであろう。

\*17 多くの官僚を輩出した名門である王之望の子孫達については、文集所収のものをはじめとして各種の史料が残されており、官歴や婚姻関係の確認に有用である。前註の王鈇の話はその一端であるが、こうした史料の検出が、四庫全書をはじめとする、漢籍データベースの出現によって効率化したことは言うまでもない。王氏についてその一部を紹介しておく。

・宋史卷194 兵志8

「紹熙元年知常德府王銖言(下略)」

・吳郡志卷7 提点刑獄

「王澐 朝奉郎新福建提刑改除、嘉定九年五月到任、九月宮觀」

・咸淳臨安志卷59 貢賦

「淳祐六年(仁和県)令王亜夫(下略)」

・徐元杰 榘堊集卷6 応詔薦士状

「宣教郎新知臨安府臨安県王亜夫、生長名門、多識徃行、才学器識卓爾不凡(下略)」

原載「系譜史料としての新出墓誌 -- 臨海出土墓誌群を材料として --」『奈良史学』22 2007年

## 07 櫻井智美「元代カルルクの仕官と科挙 -- 慶元路を中心に --」

### はじめに

中国史の文脈で元代の社会が語られる際、異民族による支配、広大なモンゴル帝国の一部となった交通・経済の発展、逆に中国領域における士大夫の冷遇など、歴代の王朝とは異質な部分<sup>(1)</sup>が強調されることが多い。本稿で扱うカルルクのような、中央アジアから中国へ移住してきた「色目人」の存在も異質な様相の一つであるだろうし、官僚供給システムとしての科挙が一定の期間実施されなかったことも、その一つであろう。しかしながら、科挙がひとたび始まるや、それを色目人がどのように利用していったのか、という問題を立てた場合、その考察の過程は、元代に限らず中国歴代の社会状況の考察と同じような意味合いを持つ。つまり、どのように仕官するのかということ、そのために人々はどのような対策をとり、社会はどのように対応するのかという問題につながるであろう。

本稿では、元代の慶元路という1地域を対象として、その地域内における科挙をめぐる社会の変容をみる中で、特に、色目人の一種カルルクという集団に焦点をあてて、彼らの出仕・仕官と科挙の関係について考察したい。慶元路は、元代の地方志が二種も現存しており、その地方志の歴史研究における有用性についてもすでに証明されている<sup>(2)</sup>。その資料の豊富さを考察の確度の拠り所の一つとしたい。

元代の科挙や仕官の問題については、つとに制度的な側面についての研究が行われていたが<sup>(3)</sup>、近年、科挙に限らない多様な出仕ルート<sup>(4)</sup>の具体的な様相が明らかになってきている。本稿では、それらの研究を踏まえて、元代のカルルクの仕官に対する態度と出仕状況について明らかにしたい。

### 一 元代慶元路の進士と挙人

元代、1回の科挙で進士に及第する人数は最大100人であり、前後の王朝に比べると非常に少ない。その中で路を限ってみれば、進士及第者数はかなり少なくなる。そこで、元代の慶元路についてその考察をするにあたっては、郷試の合格者、つまり挙人をも含めて考えてみたい。郷試に合格する者の数は3年に1度、全国で合計300名(蒙古・色目・漢人・南人が75名ずつ)で、その数自体決して多くはないが、個別地域における動向を見る上では挙人まで扱う方がより適当であろう。

まず、王元恭『至正四明続志』(以下『至正志』)巻2「人物」所載の進士・挙人と、程端礼『畏齋集』巻4「四明鹿鳴宴序」<sup>(5)</sup>の内容をもとに、慶元路について表1「進士・挙人一覧」を作成した。周知の通り、元代の科挙は、華北において金朝が滅亡してから90年後、江南で南宋政権が崩壊してからでも40年近く後の延祐元年(1314)に、初めて郷試が行われた。その後、後至元年間の中断を経つつ、16回、合計1167人の進士及第者を出している<sup>(6)</sup>。表1で元朝末期の進士・挙人が確認できないのは、主要な根拠とした『至正志』と「四明鹿鳴宴序」の作成年が1342年以前であることに加え、史料の残存状況にも起因することを、予め断っておきたい<sup>(7)</sup>。

表1「進士・挙人一覧」

郷試年	挙人名	会試・御試年	進士名	本貫	備考
延祐四・1317・丁巳	塔海	延祐五・1318	塔海	哈刺魯	
延祐七・1320・庚申	捏古伯			哈刺魯	※1
"	翁伝心			慈溪県	
"	鉄閭	至治元・1321	鉄閭	哈刺魯	※2

至治三・1323・癸亥	薛覲			鄞県	※3
〃	捏古伯	泰定元・1324	捏古伯	-----	
〃	史駟孫	〃	史駟孫	鄞県	
〃	程端学	〃	程端学	鄞県	
泰定三・1326・丙寅	翁伝心			-----	※4
至順三・1332・壬申	莫倫赤			哈刺魯	※5
〃	劉希賢			鄞県	※6
元統三・1335・乙亥	莫倫赤	実施されず		-----	
(至元元) 〃	陳敬文	実施されず		慈溪県	
至正四・1344・甲申	劉希賢			-----	※7

※1 「四明鹿鳴宴序」では、庚申年(1320)の捏古伯の郷試合格は示されない。のちに進士及第したことが理由と思われる。

※2 「四明鹿鳴宴序」では、丁巳年(1317)のこととされる。どちらが正しいか判断できない。

※3 『至正志』には「鄞県人。覃恩授平江路常熟州教授、仕至鎮江路丹陽県尹致仕」という割注がある。

※4 『新刊類編歴挙三場文選』戊集巻5より、本郷試の第9名とわかる。

※5 迺賢『金臺集』(元人十種詩本)巻1に「汝州園亭宴集奉答太守胡敬先・進士莫倫赤徳明」があり、この莫倫赤を指すと思われる。本詩は迺賢が大都に出かけた至正6年(1346)頃に途中の汝州で詠われたものと思われる。進士とされるのは「虚辞」であろう。

※6 『乾隆浙江通志』巻129では「元統年(1333-5)」の挙人で、進士になったとされる。根拠は不明。元統年実施の郷試で挙人になっても、科挙中輟のためその回で進士にはなり得ない。のちにもう一度郷試を受けているところからも、その回で進士になったということはいえぬ。

※7 陶安『陶学士先生文集』巻13「送天門劉山長序」に、「至順壬申秋、与貢江浙行省、後十有二年、為至正甲申、再与貢、然皆弗合于春官。当其得僑千万人間、而文芸恒有余、豈於三四拔一之頃、反有所不足耶。故朝議知下第之士坐以額沮、慮其遺才、悉授学官」とある。

表1からうかがえる元代慶元路における進士の特徴は、まず、たった5人しか判明しないことである。最近徐々に明らかになってきた元代の登第者中で、寧波の登第者が江浙の他地域に比べて少ないのは確実である<sup>(8)</sup>。そして、5人中にカルルクが3人も含まれる点は最も注目に値しよう。本論が慶元におけるカルルクを以て題としたのはそれ故である。では、そもそも、カルルクとはどのような人々なのだろうか。以下、元朝治下のカルルクについて概要を的確にまとめた陳高華氏の研究<sup>(9)</sup>に導かれつつ、論証を進めていく。

カルルクは、もともと突厥の一部族で、ウイグルに追われて以後、主体はバルハシ湖の東側のイリ河一帯(セミレチエ)に展開した。カラ・ハン朝の建国に尽力し、その後、カラ・キタイの支配下に入っていたが、13世紀初頭にチンギス・カンが西征途上この地に迫ると、首領のアルスラン・カンが投降してモンゴル支配下に入った。この時チンギス・カンは娘をアルスラン・カンに妻として与えたという。その後、一部分のカルルクは当地にとどまったが、大多数のカルルクは各地に転戦し、モンゴル統治下の中国にも移住した。慶元路のカルルクも、南宋以前からいたのではなく、モンゴル支配以降に入ってきたことは間違いない。

ここで、慶元路のカルルク3人について経歴などを見てみよう。塔海(タカイ)は『至正志』では「搭海」とあり、「忽都達児(クトウダル)榜」で合格した。本貫は「南陽路汝州邳県」とされ、嘉定宣慰使になった記事が残る<sup>(10)</sup>。弟は詩人として有名な迺賢(ナシン)(1309~1368<sup>(11)</sup>)であり、迺賢の著作としては『河朔訪古記』三巻・『金臺集』二巻が現存している。では、本貫が河南江北行省下の南陽路である塔海が慶元で受験できたのはなぜだろうか。元代においては、科挙は原則的にその本貫で受験しなければならなかったことが知られている<sup>(12)</sup>。そのような原則が当てはまらないのは、塔海がその祖父の代より寧波に移住して事実上慶元で生まれ育った<sup>(13)</sup>からであるのに加え、色目人の本貫の決定方法が曖昧であったことも原因かと思われる。

至治元年(1321)に進士となった鉄閭(テリュ?)については、いづらか官歴が復元できるのみで

ある。登第後初任地はおそらく慶元の西隣、紹興路余姚州の同知であり、その後、泰定2年(1325)6月象山県ダルガチに、天暦2年(1329)に義烏県ダルガチに転任したと考えられる<sup>(14)</sup>。杭州路や紹興路でのダルガチ任官は、江南での色目人のダルガチ任官例として、また、近隣地での転遷が確認できる例として興味深い。

泰定元年(1324)捌刺(ペラ)榜で進士となった捏古伯(ネグベク)は、延祐7年(1320)、つまり前回科挙の郷試にも合格して会試で不合格になっていた。『至正志』巻2所載の、至順2年(1331)慶元市舶提挙の捏古伯と同じ人物の可能性はないか考えたが、他の進士の昇進例に照らしてもその可能性は低だろう。以上3人についてわかることは僅かであり、彼らの出仕の家柄などの背景をさぐるのはかなり難しい。

一方、カルルクが多いことの裏返しとして指摘できるのは、「漢人」・「南人」が割り当てられた左榜で程端学と史駟孫の2人しか合格していない、という点である。この2人について登第の背景を探ると、史駟孫については南宋の史氏の後裔という側面が、程端学については、元代の科挙に深く関わっている程端礼の弟という、ある意味特別な家系に生きたことが指摘できる<sup>(15)</sup>。つまり、「南人」としては特別な人物しか科挙に登第していないことになり、カルルクの登第がさらに突出して見えてくる。

挙人を含めて考えると、「南人」の比率はやや高まるが、右榜(「蒙古」・「色目」)の1人はやはりカルルクなので、慶元路での右榜合格者はすべてカルルクということになる。ここから、もともとの色目人受験者に占めるカルルクの割合の高さや、受験科目における彼らの学問的素養の相対的高さが想定できる。捏古伯の1回目の会試不合格や、莫倫赤(モリンチ)の2度の下第は、色目榜であってもやはり、郷試を合格して会試に臨む資格を次回以降の試験には持ち越せないことを示すと同時に、それ相応の数の色目人が科挙合格を目指して受験していたことが想定できよう。

さて、塔海の本貫は河南江北行省下の南陽路汝州であり、挙人となった莫倫赤についても、表1の注5で挙げたように汝州と繋がりがあることを示す記事が見られた。後述するように、元代カルルクの多くは河南を本拠としており、本貫が南陽路など河南とされるのもそれ故であった。それなのに、塔海を初めとして彼らが慶元で科挙を受けたことには、どのような背景があるのだろうか。慶元の色目榜が他の路分に比して簡単だったのだろうか。あるいは、慶元路下での士人全般の学習や仕官の状況が、カルルク士人の受験・合格につながったのだろうか、はたまた、カルルク自身の生き方や考え方にその原因を求めることが可能なのだろうか。カルルクに関する資料は少なく、背景を詳細に探ることは極めて困難だが、できる限り蓋然性の高い答えを求めて、次章以下で検討したいと思う。

## 二 慶元路以外のカルルク進士

本章では慶元路以外で科挙に合格したカルルクについて考える<sup>(16)</sup>。進士録の現存する元統元年(1333)の科挙登第者として、大吉心(ダイジシン?)・丑閭(チュリュ?)・託本(タブン)の3名が挙げられる。元統元年の進士は83名、うち姓名がわかる者は73名で、そのうちの3名がカルルクである。他科においてもカルルクが合格していた可能性があるかもしれないが、現在のところ、確実に進士に及第した例としては慶元路のものしか見いだせなかった。慶元路について『至正志』が現存する意味は大きいですが、他地域の合格者があまり見つけられないことから、慶元路で多数のカルルクが受験した可能性、ひいては、多くのカルルクが慶元路に居住したことが想定できよう。

また、大吉心・丑閭・託本についてそれぞれの本貫などを見ていくと、大吉心は「貫山東軍戸、見居真定路」とあり、曾祖は大都での官歴を持つことから、三代前より華北に移住したことがわかる。山東軍戸とは、山東河北蒙古軍都万戸府<sup>(17)</sup>の所属であることを指していよう。丑閭は「貫河南淮北蒙古軍戸」とあり、河南淮北蒙古軍都万戸府<sup>(18)</sup>の所属であった。河南で郷試を受けて第5名で合格して保定路遂州判官に任ぜられている。曾祖父の霍哲(フジェ?)が「南陽郡伯」の称号を授かっていることから、南陽路と関係があったと考えられる。最後の託本は「貫大名路濮陽県



軍籍」とあり、やはり山東河北蒙古軍都万戸府の所属であることがわかる<sup>(19)</sup>。彼らに共通する点として強調したいのは、軍籍に入っていたことである。元統元年の蒙古・色目榜50人のうち軍戸と明示されるのは16人に過ぎない。河北・河南一帯に居住したカルルクの多くが、元来軍戸として登録されたことを示しているだろう。

さて、慶元路におけるカルルクの合格者についてふり返ってみると、塔海については、『至正志』に河南江北行省治下の「南陽路汝州郟県」が本貫であると記されていた。彼と迺賢の兄弟はずでに三代にわたって四明に居住していたが、その前の居住地が本貫とされていることになる。祖父の代に慶元路に至ったということは、少なくとも30数年前には当地に移住していたことになるだろうから、その時期は、自然、南宋滅亡と相前後する時期と考えられる。カルルクに軍戸が多いとすれば、彼もまた南宋遠征に関わって移住してきたと考えるのが、もっとも自然な考え方である。

元代の河南淮北地域には、金朝滅亡以降も、金朝経略に関わった多くの軍事集団が駐屯していた。そして、至元5年(1268)の襄陽・樊城攻撃以来の南宋攻撃には、河南淮北蒙古軍都万戸府所属の軍人を初めとする多くの河南江北軍団の兵士が参加した。チンギス・カンの西征以後、兵士として華北へと移ってきていたカルルクも、それら軍団の中に多く含まれていたであろう。南宋遠征以後も、河南江北地域は、軍団の本拠地である奥魯として軍事行動を支える役割を果たした一方で、一部の軍団は、江南の諸地域にそのままどまって当地の鎮戍やさらなる遠征に参加した。これら軍事活動の全体像については、数多くの研究の蓄積があるため<sup>(20)</sup>、以下では、カルルクのみに焦点を絞って、その中国における活動や出仕と科挙の関係について考察を進めていく。

### 三 慶元路カルルクの起源

本章では、慶元路にカルルクが集住した背景について詳しく見ていきたい。その手がかりは、鉄邁赤(テマンチ)一族と哈刺歹(カラダイ)一族にある。まず鉄邁赤は、「皇子の闕出(クチュ)・忽都[禿](クトウト)・行省の鉄木答児(テムデル)に従い河南を定め、累ば戦功有り」<sup>(21)</sup>とされるように、兵士として河南に至り、その後の南宋遠征では、1259年クビライの鄂州攻撃に参加した。雲南・ベトナム方面から迂回して南から南宋を攻めていたウリヤンカダイが、鄂州を目指して北上してくると、鉄邁赤は「練兵千人・鉄騎三千」を率いて岳州まで出迎え共に戦った。クビライの即位後、蒙古諸万戸府奥魯総管に就いているところから、彼がもともと河南淮北蒙古軍都万戸府に所属して、一族とともに河南に駐留し、そこから南宋攻撃に参加したことが推測できる。

一方、鉄邁赤の息子虎都鉄木禄(フトテムル)は、丞相バヤンに従って南宋の臨安攻略に参加し、紹興から慶元の辺りを転戦している<sup>(22)</sup>。その後、荊湖占城等処(のち湖広)行中書省の理問官や征東行省の郎中を歴任し、鎮南王トゴンのベトナム遠征へも参加したが、権臣との軋轢があったのか、一時南陽の家に帰り、そこから湖広行省の給事中として呼び出された<sup>(23)</sup>。つまり、虎都鉄木禄の家は父鉄邁赤の代より引き続いて河南南陽にあって、そこから各行省の属官等を転任したことがわかる。南宋征服や慶元攻撃に参加しながら、そのごも南陽路に家を構え続けた典型例と言える。

もう一人の哈刺歹<sup>(24)</sup>は、襄陽・樊城攻撃で「水軍鎮撫」として南宋遠征に参加し、引き続き、バヤンによる至元12年(1275)からの一斉攻撃にも「管軍百戸」として従った。水軍の統領としての能力があったのか、アジュによって「海船百艘」が準備され、「漢軍三千五百・新附軍(旧南宋軍)一千五百」を招討使の王世強とともに率いることになった。翌13年には、行省の檄により沿海招討副使に任ぜられ、宋将張世傑の海軍を「慶元胸山東門海界」から追い出したのを機に「軍七百」を増撥され、定海港口を守るようになった。これをきっかけに、哈刺歹率いる軍団は直接的に慶元路と関わるようになる。

哈刺歹に与えられた軍士は、「四十一万戸翼」より選ばれた者が中心であるように記録されるが、元統元年科挙進士となったカルルクの例もあるように、カルルクも蒙古万戸府の中に一定数

含まれていた可能性が高い。そもそも、襄陽・樊城の長期にわたる攻撃を支えた後方輜重の屯田は、南陽路に設置されていた<sup>(25)</sup>。哈刺歹が襄樊攻撃に参加した時点で、すでにいくらかの南陽地域に居住するカルルク軍人を引き連れていたと考えられよう。哈刺歹はその後、前と同じく行省の檄により蒙古漢軍招討使、沿海経略副使にあてられ、「劉万戸」とともに慶元に元帥府を置いて、北は許浦から南は福建に至るまでの沿海を守る役割を果たした。まもなく、沿海経略使に進み左副都元帥を兼ね、造船をも監督するようになる。そこから江南の沿海各地の戦役や反乱に出撃している。至元15年に江南での軍民職の整理(ダルガチの設置)が行なわれるのに従って<sup>(26)</sup>、「昭武大將軍・慶元路総管府達魯花赤」に遷り、左副都元帥を兼ねた。その後日本遠征などにも参加して慶元に戻り、22年に、江南行枢密院が立ち、元帥・招討使が改組されたのに伴って、37翼の万戸が設定されると、7つの上万戸の1つである沿海上万戸府のダルガチとなった<sup>(27)</sup>。このように、哈刺歹は南宋政権の崩壊時より一貫して慶元路を中心に沿海の保安の責任者であった。彼の経歴と地位の高さからみても、その配下には多数のカルルクがいて、それが慶元路に流入していたと考えてよいだろう。

その後、哈刺歹の子供たちの中で、次男の庫楚布哈(クチュブカ)[忽初不華]と三男の哈瑪爾布哈(ハマルブカ)[合討不華]は沿海上万戸府ダルガチを継いでいる<sup>(28)</sup>。この万戸府は皇慶年間(1312-13)に婺州・処州の地に移駐し、同じ頃蘄阜上万戸府が慶元に遷ってきている<sup>(29)</sup>。軍官のタイトルの承襲という側面からみれば、彼らの家系と慶元の関係はここでとぎれたことになる。しかし、当の哈刺歹は、大徳七年(1303)「老い且つ病み、汝州へ帰り以て医薬の便とするを乞う」として籍のある汝州に帰っており、死後も「汝州郟城県薛店保の原」に葬られた。三男の哈刺不花(カラブカ)(哈討不華)も自ら汝州郟県の人と称していた<sup>(30)</sup>。要するに哈刺歹の一族は、南陽に家族を残して転任を続けていたということであろう<sup>(31)</sup>。至元24年(1287)に成立した哈刺魯(カルルク)万戸府が、大徳2年に襄陽から南陽へと移動したのも、南陽がすでにカルルク軍人の奥魯としての役割を果たしていたことと関係が深いと思われる。

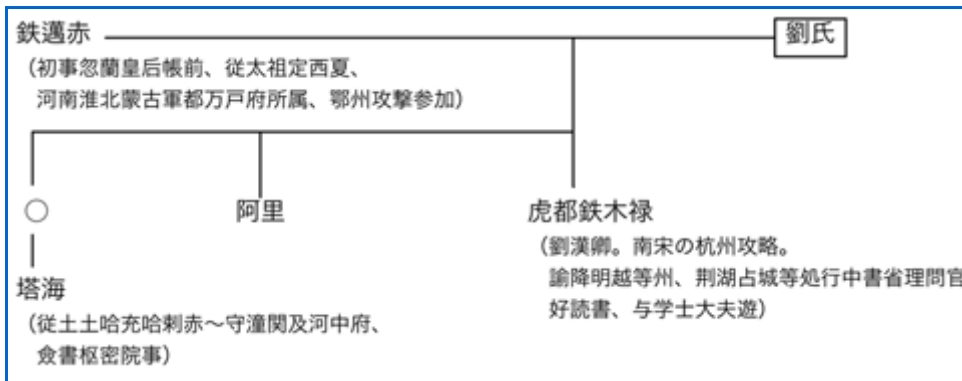
上記2つの一族の例を見れば、慶元路のカルルクの起源として、南宋攻撃の際に河南淮北蒙古軍都万戸府下のカルルクが慶元に至ったものであることは間違いないだろう。バヤン率いる中央軍下で動いた虎都鉄木禄や哈刺歹らと共に慶元に入り、哈刺歹の一団を初めとしてその中のいくつかの集団が慶元に残留したものと思われる。

### 三 元代カルルク家系の出仕と科挙

前章で述べたように、慶元路のカルルクの多くは、河南地区との繋がりを維持しながら、元末まで続いていった。そこで本章では、手間を厭わず、元代のカルルクについてその系譜を復元してみたい。氏名がわかるものは100人足らずで、系譜がわかるものも多くない。今回改めて現存史料からカルルクを洗い出したが、銭大昕『元史氏族表』巻2「色目」<sup>(32)</sup>所載の人物以外では、3家系を加えるにとどまった。しかしながら、出仕という問題に焦点をおいて系図に示してみると、いくつか指摘できる点もあるだろう。

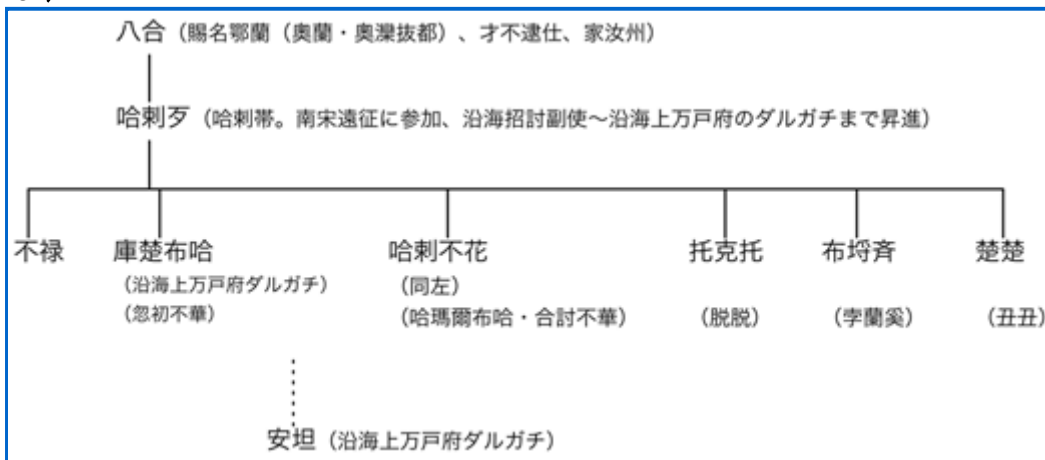
まずは、河南地区に関連する人物の家系について見ていく(a~d)。前章で挙げた鉄邁赤(a)・哈刺歹(b)に2家を加えることができる。見出し名前後の( )内は主な典拠であり、系図の人名の後には、資料中での別表記と、主な履歴を挙げる。□囲みは女性である。

#### a 鉄邁赤(『元史』巻122)



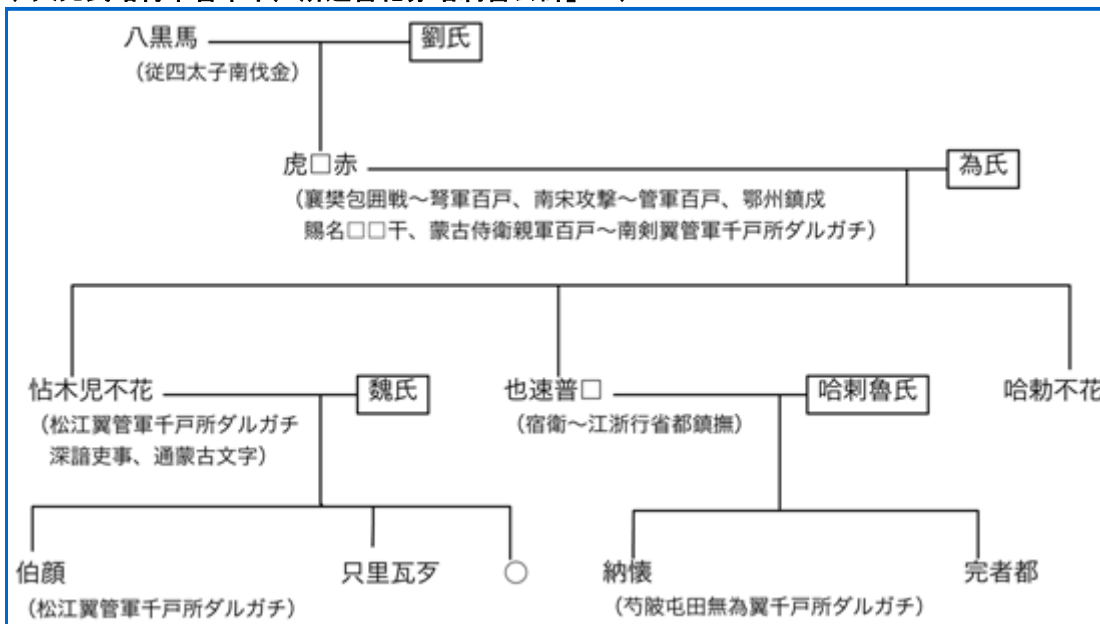
**b 哈刺歹**

(鄧文原『巴西集』卷上「鞏国武惠公神道碑銘」・危素『危太樸文統集』卷8「鞏国公諡武惠合魯公家伝」・『元史』卷132)



**c 虎□赤**

(「大元武略將軍管軍千戸所達魯花赤哈刺魯公碑」<sup>(33)</sup>)



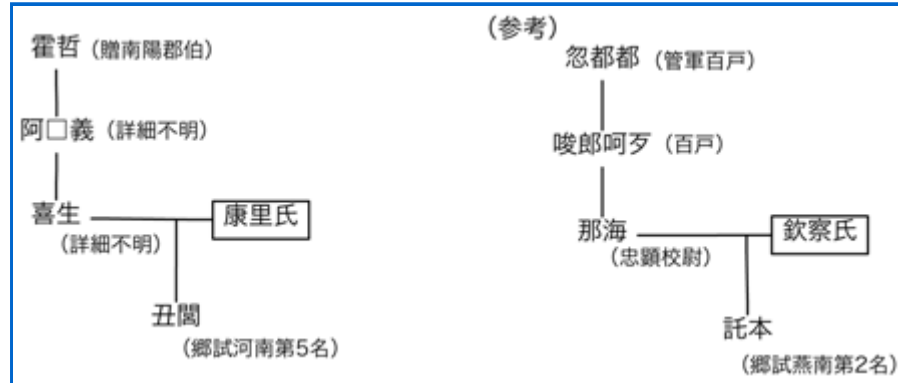
**d 沙全** (『元史』卷132)

沙的 (世居砂漠、從太祖平金、戍河南柳泉家焉)

沙全

(抄兒赤、甫五歳為宋軍所虜、管軍百戸～南宋攻撃参加～華亭～松江万戸府ダルガチ)

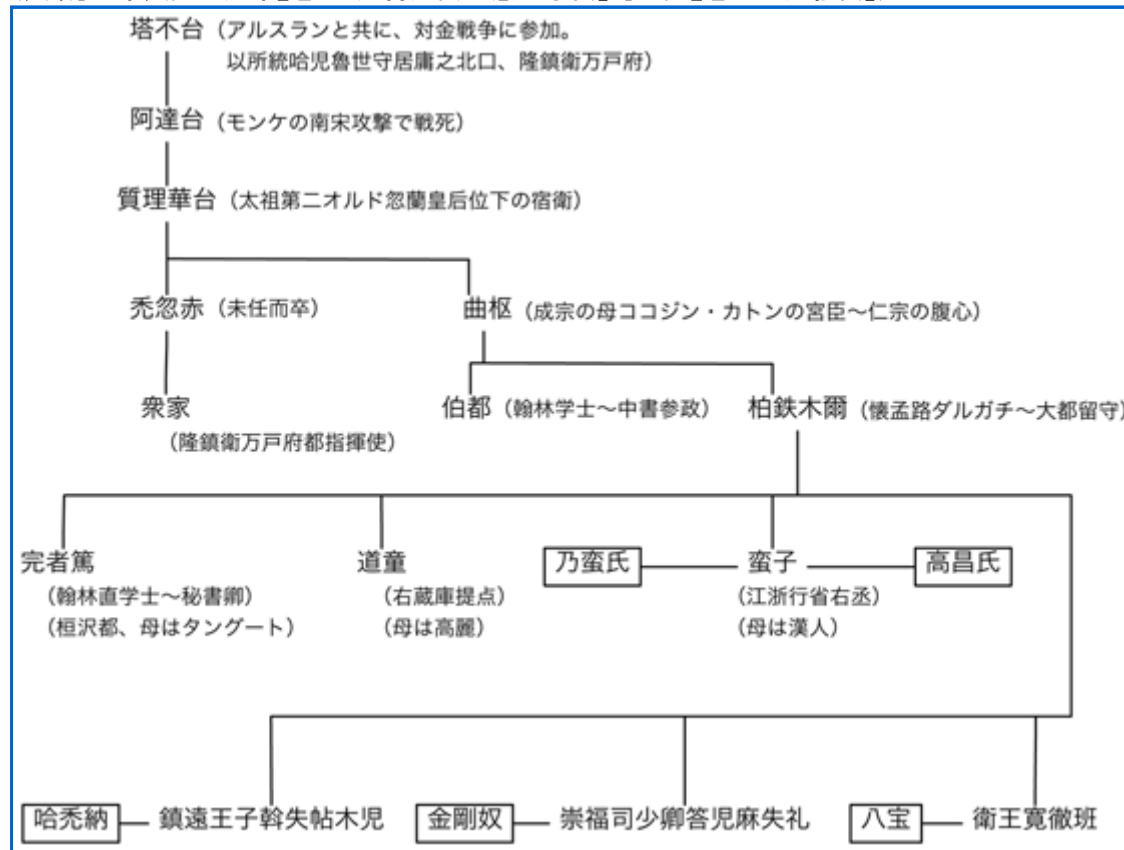
e 丑閩 (『元統元年進士録』卷上)



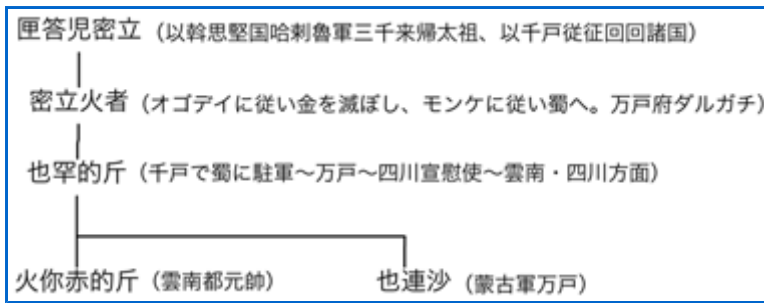
次に、河南との関係は直接見えない例を3つ挙げる(f~h)。

f 柏鉄木児と曲枢

(黄潛『金華黄先生文集』卷43「太傅文安忠憲王家伝」・『元史』卷137「曲枢伝」)

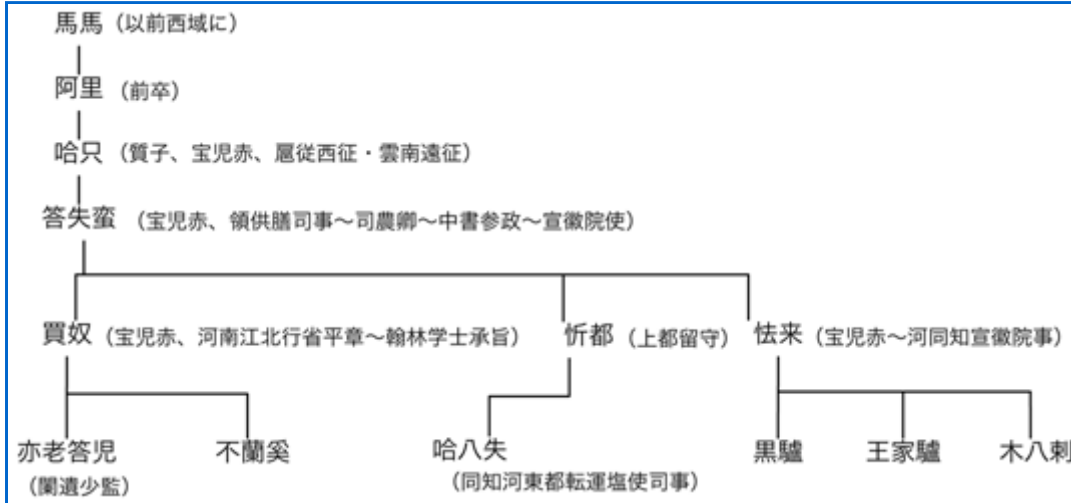


g 也罕的斤 (『元史』卷133)



## h 答失蛮

(『金華黄先生文集』巻24「宣徽使太保定国忠亮公神道碑」・「二碑」)



その他、一代限りの名前しかわからず、系図を作成しなかった者に、i, カルルク文人として最も資料が残る迺賢・慶元路の科挙及第者塔海の兄弟と、j, 近年注目が集まった伯顔宗道がある<sup>(34)</sup>。iについてはその祖先の状況を直接知る史料はないが、jについては先代の名前は明らかではないものの詳細な伝記が残っており、軍戸となった祖父の代に濮州に牧地を与えられ、少しずつ農業を始めていったことなどが明らかになっている。

以上のa~jの10の家系を比較検討して明らかになる点がいくつかある。河南を根拠としたa~eの5例の家系は、官僚としての地位の差はあれ、すべて軍戸として活動していた。その中で、eが科挙を受けている背景には、aやbと比べて祖先の官位が低く、承襲による昇進の契機が得られなかったことが大きいと言えるだろう。aの鉄邁赤には、クラン妃の帳前に使っていたという、bの八合には、名前を賜ったという、カーン一族との個人的な繋がりがあった。c~eの家系は、おそらく多くの軍人兵士たちと同じように、そのような機会には恵まれなかったが、cでは機会あってカーンから名前を賜るような、dでは宋の捕虜となったような、ある種特別の経験があって、それが出仕や昇進に有利に働いたのであろう。eが科挙を受けなければいけなかった理由は他に拠るべき手段がなかったということにこそあるだろう。

「はじめに」で述べたように、モンゴル時代の官吏任用には多くのルートが存在し、顕貴となるためには、f・hの家系に見えるような、「質子」となったり、「宿衛」に入ったり、「宝児赤」のような内廷の仕事に携わったりすることが大きくものを言った。一方で、周知の通り、元代の軍戸は一旦軍戸になれば他の戸に変わることはできない上に、軍職の襲封制度により職を承襲する場合にも、最初はランクがさがる官職につくことになっていた。そのような中で、軍職としての昇進の望みのない(あるいは無くなった)多くのカルルクが、別の生活の手段を探していたことは想像に難くない。科挙を受験したe・iの家系及び、その他カルルク進士たちに共通することは、史料がほとんど残っていないことである。iの塔海についてそれなりの経歴がわかるのは、弟の迺賢の作詩における名声に拠るところが大きい。要するに、彼ら一般軍戸に数えられる者たちが、官僚となるきっかけをつかもうとして科挙を目指した可能性は大いにありと考えられる。飯山氏によれば、金代に女真軍

人の家系が科挙を受ける意味は、顯貴ルートからの脱落阻止、ルートからの断絶を防ぐ目的があったという。元代軍人家系の儒学学習得も、昇進機会の激減や軍役制度の混乱の中で官位獲得や社会的地位確保の方途とされた<sup>(35)</sup>。元代の科挙は金代の科挙に比べて、非常に狭い門だったにも関わらず、一般のカルルクたちはそれに向かって勉学にいそしんだのである。

上の系図で、科挙とは無縁だったaの虎都鉄木禄は「読書を好み、学士大夫と遊」んだと言う。一方、iの伯顔の伝には、兄弟たちの中で「惟だ侯謙恭卑遜にして、举止儒素のごとく、恒に書冊を執りて以て郷校に遊ぶ。母も亦た賢明にして、終に就学せしむ」とあり、江淮から来た黄履道という人物に就いて『四書』の注釈書と出会うことになった。彼の聡明さを見た教師は、「教えるに詩賦を以てし、禄仕の計と為さんと欲」したという<sup>(36)</sup>。どちらの例も、科挙開始以前のことであったが、後者が出仕のための勉学であったことをはっきりと記している。前者が好んで儒学を身につけたとされるのに対して、後者が職を有利に得るといふ明確な目的を持って学問を身につけようとしているという違いは、彼らの家系の違いに由来するだろう。

本論で考察できたカルルクの事例は少ないが、その中でさえ家系の違いによる出仕や昇進の違いが明らかになった。今後は、他の色目人と科挙との関係に照らして考えることも必要であろう。この場合、最も参考にできるのはタンгут(党項)についてで、カルルクより事例は多い上に、河南駐留軍人の研究が進んでおり今後の研究の進展が期待される。ウイグル(畏吾)については、故地や経てきた歴史としてはカルルクとの混淆を考えるべきだろうが、宋代以前から江南に居た者もあるし、早期にモンゴル政権に参加したことで、イディクト(亦都護)の家系のようにモンゴルの中核により近いところで活動する事例が多く見られ、その点ではカルルクと同列には扱えない。キプチャク(欽察)やカンクリ(康里)・アス(阿速)なども色目人の中で数的に一大勢力と言える。飯山氏の研究をはじめ詳細な分析もあらわれてはいるが、江南における彼らの社会的地位や出仕・昇進については、今後の研究を期したい。

## 結びにかえて

鉄邁赤と哈刺歹では、軍人としての身分や立場に大きな差があったが、いずれにせよ、南陽より彼らの下に付き従ったカルルク軍人には、同じように、南陽に家や家族を残してきた者もいたし、若い兵士などにそのまま慶元路に留まった者もいたと思われる。塔海は、南陽路の汝州を本貫と自認しながら遠征先の慶元路にそのまま留まって新しい生活手段を見つけた好例であった。当地のカルルクとしては最も資料が残る弟の迺賢にしても、その先代の生活の糧が何だったのか明確に示す史料はない。しかし、後に大都まで旅に出かけることに照らせば、金銭的な余裕はそれなりにあったことになる。彼は、おそらく軍戸として慶元路に屯成してはいても、従軍する日々は過ぎ去り、それなりの時間的余裕があったものと考えられる。彼らが、新しい生計の手段として官僚への出仕を目指し、儒学の教養と詩文作成の能力を身につけていっても不思議なことでない。

慶元路でカルルクがまとまった数の進士・挙人を生み出している状況を見れば、少なくとも、本貫の南陽路で受験するより、慶元路の方が容易に挙人になれたと考えられる<sup>(37)</sup>。また、慶元路において、カルルクの一部が当路の士人集団と交友関係をもつ一方で、地縁・血縁を生かしたカルルクや色目人内での相互扶助を行っていたことも考えられるかもしれない。当路の士人世界との関連については、今後の課題としていきたい<sup>(38)</sup>。

## 注

- 1 本稿における中国とは、いわゆるChina properと呼ばれる地域を指し、現在の内蒙古自治区・新疆維吾爾自治区・青海省・西藏自治区などは含まない地理的な概念である。
- 2 稲葉一郎「袁桷と『延祐四明志』」(『人文論究』52-2、2002.9、のち改訂後、同『中国史学史の研究』京都大学学術出版会、2006.2、pp.589-610)。「至正四明続志」は『延祐四明志』を補訂する目的で作られた。
- 3 宮崎市定「元朝治下の蒙古的官職をめぐる蒙漢関係 -- 科挙復興の意義の再検討 --」(『東洋史研究』23-4 1965.3、のち、『宮崎市定全集』11宋元 岩波書店 1992.4、pp.259-288所収)、植松正「元代江南の地方官任

用について」(『法制史研究』38、1989.3、のち、同『元代江南政治社会史研究』汲古書院、1997.6、pp.222-270所収)等。4 近年の重要な論考として、宮紀子「程復心『四書章句』出版始末考 -- 大元ウルス治下における江南文人の保挙 --」(『内陸アジア言語の研究』16 2001.3、のち、同『モンゴル時代の出版文化』名古屋大学出版会、2005.2、pp.326-379)、丁崑健「從仕官途經看元代的遊士之風」(蕭啓慶主編『蒙元的歴史与文化 -- 蒙元史學術研討會論文集』下、台湾学生書局、2001.2、pp.635-653)、飯山知保「金代漢地在地社会における女真人の位相と「女真儒士」について」(『滿族史研究』4、2005.6、pp.163-183)、同「金元代華北における外来民族の儒学習得とその契機 -- モンゴル時代華北駐屯軍所屬家系の事例を中心に --」(『中国 -- 社会と文化』22、2007.6、pp.27-43)、同「『運使郭公復齋言行録』の編纂と或るモンゴル時代吏員出身官僚の位相」(『東洋史研究』67-2、2008.9、pp.69-91)等がある。

5 延祐甲寅(元年、1314)、詔天下、設科取士、剽前代陋習、一本之德行、經術以程朱氏為宗。以行省鄉試鄉舉、省統郡數十、大畧郡舉一人、合數十州通考、有一郡數人者焉、有連數郡不薦一士者焉、其為法甚良、而其額亦嚴矣。四明由甲寅(1314)至丁巳(1317)得二士、曰塔海、曰囙哩由。丁巳至庚申(1320)、復得一士、曰翁伝心。由庚申至癸亥(1323)、乃得四人焉、曰訥古伯、曰薛觀、曰史駟孫、顧余何人亦与茲選。是歲、浙帥馬公鑄命郡守酌古今之礼、盛燕享於類宮、以賓興之。方伯連帥・文武僚佐・与学之耆德咸在、工歌鹿鳴、琴瑟笙磬、雍雍秩秩、有三代遺風。觀者嘖嘖嗟異、謂數十年無此舉而他郡亦無有礼仪如是之盛也。丙寅(1326)之歲、翁君再舉、其礼遂廢、或者惜之。歲在壬[寅](申)(1332)、復得二人、焉曰摩哩齊、曰劉希賢。(後略)

6 『元史』卷81「選舉志1」科目、及び卷92「百官志8」選舉附録、科目所載の登第者数を合計した。

7 元末の進士リスト復元の試みに、蕭啓慶「元至正前期進士輯録」(『燕京學報(新)』10、2001.5、pp.173-209)他蕭啓慶、沈仁国の研究があるが、判明する進士は1~3割程度にとどまる。表1では年代の明らかでない進士・挙人は除いて今後の課題とした。また、郷試年、会試・御試年は『至正志』に拠り、二度目の合格の記述の際には、「貫籍」の欄は重複を避けて記述しない。

8 前注のとおり、蕭啓慶氏らにより元代の進士登第者リストの作成が進んでおり、そのリストをもとにした研究も、蕭啓慶「元朝南人進士分佈与近世区域人材昇沉」(『蒙元的歴史与文化』(4前掲)、pp.571-615等)が現れている。元代科挙研究の現状については、渡辺健哉「近年の元代科挙研究について」(『集刊東洋学』96、2006.10、pp.83-93)を参照。

9 陳高華「元代的哈刺魯人」(『西北民族研究』1988-1、のち、同『元史研究新論』上海社会科学院出版社、2005.6、pp.288-303所収)。その他、小松久男編『中央ユーラシアを知る事典』平凡社、2005.4、p.150「カルルク」の項を参照。

10 迺賢『金臺集』卷2「秋懷寄西蜀仲良宣慰家兄」。蕭啓慶「元延祐二年与五年進士輯録」(『台大歴史学報』24、1999.12、pp.375-426)は正式な履歴として認め、陳高華「元代詩人迺賢生平事迹考」、『文史』32、1990.3(のち、同『陳高華文集』中国社会科学院學術委員文庫、上海辞書出版社、2005.5、pp.227-251所収、同『元史研究新論』(9前掲に再録)p.229は臨時職か属官だとする。

11 卒年は陳高華氏の論証に拠る。前注陳論文p.241。

12 『元史』卷81「選舉志1」科目には、「別路附籍蒙古・色目・漢人、大都・上都有恒産住經年深者、從兩都官司、依上例推挙就試。其余去処冒貫者、治罪」とある。その例として、李存『鄱陽仲公李先生文集』卷16「送張仲挙明春秋經歸試太原序」には、「国家以科挙取士、士之選必由於其郷。延祐七年春、張仲挙將由錢塘歸、就試太原」として、張翥がわざわざ試験を受けに戻った記録を載せる。

13 弟の迺賢(字易之)については、以下の記録がある。劉仁本『羽庭集』(四庫全書本)卷5「河朔訪古記序」に、「今翰林国史院編修官果囉羅氏納新易之自其先世徙居鄞越、則既為南方之学者矣」とあり、王禕『王忠文公文集』卷5「河朔訪古記序」には、「易之之先由南陽遷浙東、已三世」とある。迺賢について祖父の世代より慶元に移住していたことが明らかであれば、一緒に「郷儒」に学んだ塔海も慶元で生まれ育ったことになる(朱右『白雲稿』(四庫全書本)卷5「送郭囉洛易之赴国子編修序」、「已易之少小楸学強記憶、与其伯氏從郷儒先游。伯氏既登進士第、為時名賢」)。10前掲陳高華「元代詩人迺賢生平事迹考」p.229を参照。『全文』卷1614(52冊531頁)の説明は、陳氏の研究を参照せず、いくつか間違いがある。

14 蕭啓慶「元至治元年進士輯録」(『宋旭軒教授八十榮寿論文集』2000.11、pp.755-782)

15 紙幅の関係で詳細は別稿にゆずりたい。

16 桂栖鵬・尚衍斌「元代色目人進士考」(『新疆大学学報(哲学社会科学版)』1994-4、1994.12、のち、桂栖鵬『元代進士研究』蘭州大学出版社、2001.7、pp.181-195所収)、及び蕭啓慶「元統元年進士録校注」(上)(『食貨月刊(復刊)』13-1・2、1983.5、pp.72-90)、同「元代蒙古色目進士背景的分析」(『慶北史学』22、1999.8、pp.43-73、『漢学研究』18-1、2000.6、pp.101-126に再録)。

17 『元史』卷86「百官志2」山東河北蒙古軍大都督府。

18 『元史』卷86「百官志2」河南淮北蒙古軍都万戸府。松田孝一「河南淮北蒙古軍都万戸府考」、『東洋学報』68-3・4、1987.3、pp.37-65を参照。

19 陳高華「讀「伯顔宗道伝」」(『元史及北方民族史研究集刊』10、1986.7、pp.36-37)によれば、カルルクの伯顔(字宗道)も、山東河北蒙古軍都万戸府に所屬し、濮陽県南の月城村に家を構えていた。伯顔をめぐるとその後の研究の展開については、陳高華(松田善之訳)「『述善集』碑伝二篇所見の元代探馬赤軍戸」(『史滴』24、2002.12、pp.129-115)に詳しい。

20 本論に関連の深い研究として、松田孝一18前掲論文ほか、矢沢知行「大元ウルスの河南江北行省軍民

屯田」(『社会科学』研究』36、1999.3、pp.19-39)、同「モンゴル時代河南江北諸軍団の兵站供給」(『中国哲学研究』14、2000.7、pp.33-54)等アウルク(奥魯)について論じるものや、堤一昭「元代華北のモンゴル軍団長の家系」(『史林』75-3、1992.5、pp.32-67)等上層部を分析したものがあつた。全体像については史衛民が『中国軍事通史』第14巻『元代軍事史』(軍事科学出版社、1998.10)でまとめている。また、前注陳論文は、元代軍戸の具体的な様相を明らかにする好論である。

21 鉄邁赤に関する記述は、特に注記しない限り『元史』巻122「鉄邁赤伝」に拠る。

22 『元史』巻122「鉄邁赤伝」附伝「虎都鉄木禄伝」に、「至元十一年、從丞相伯顔渡江、既取宋、遣視宋故宫室、護帑藏。諭下明・越等州」とある。

23 同前注資料に、「二十八年(中略)答刺罕遂拜湖広行中書省平章政事、詢旧人知方面之務者、衆薦漢卿(虎都鉄木禄の字)、遣使即南陽家居馭致武昌、奏事京師、帝嘉之、擢給事中」とある。9前掲陳高華「元代的哈刺魯人」p.298を参照。

24 哈刺歹についての記述は、鄧文原『巴西集』(四庫全書本)巻上「故榮禄大夫平章政事鞏国武惠公神道碑銘」と『元史』巻132「哈刺歹伝」に拠る。両資料には出入りがあり、官歴などに関しては後者の方が詳しい。前者には清抄本(『北京図書館古籍珍本叢刊』92所収)もあり、文字にかなり出入りがある。本文中では、『元史』に記載のある人名はそれにより、無い場合には、四庫全書本に拠って、[ ]で抄本の表記を附す。

25 20前掲矢沢知行「モンゴル時代河南江北諸軍団の兵站供給」、及び同「奥魯制の展開とその意義 -- 大元ウルスの漢地支配 --」(『アジア・アフリカ歴史社会研究』1、1996.3、pp.25-45)。

26 堤一昭「大元ウルスの江南駐屯軍」(『大阪外国語大学論集』19、1998.12、pp.173-198)。

27 『元史』巻13「世祖本紀10」至元22年2月乙巳の条(巻99「兵志2」鎮戍、至元22年2月の条もほぼ同じ)に、「詔改江淮・江西元帥招討司為上中下三万戸府、蒙古・漢人・新附諸軍相參、作三十七翼。上万戸、宿州・蘄県・真定・沂邨・益都・高郵・沿海七翼、中万戸、棗陽・十字路・邳州・鄧州・杭州・懷州・孟州・真州八翼、下万戸(中略)、二十二翼。翼設達魯花赤・万戸・副万戸各一人、以隸所在行院」とある。

28 「鞏国武惠公神道碑銘」に、「次庫楚布哈[忽初不華]、明遠將軍・沿海上万戸府達魯花赤、卒于官。次哈瑪爾布哈[合討不華]、懷遠大將軍・同知浙東道宣慰司事副副(ママ)元帥・沿海上万戸達魯花赤、佩元降金虎符、才猷敏達趾美前人」とあり、『延祐四明志』巻2「職官攷上」には、「浙東道宣慰司都元帥府」の同知副帥として、「合討不花、懷遠大將軍、依前沿海上万戸府達魯花赤」とある。

29 大庭昇「元代の江南デルタ地帯における屯戍」(『栃木史学』4、1990.3、pp.129-158)

30 9前掲陳高華「元代的哈刺魯人」p.298。全祖望『鮚埼亭集』巻38「元合討不花祭祀莊田碑跋」に、「合討不花為元浙東副都元帥、汝州郟県人也。其父平章鞏武惠公、世祖勛臣。是碑奉其母命為置其父之祀田。四明汪灝為之撰文。惓惓以子孫世守為属予」とあるのを根拠とする。

31 その他、『元史』巻132「沙全伝」に、「沙全、哈刺魯氏。父沙的、世居沙漠、從太祖平金、戍河南柳泉、家焉。全初名[抄]児赤、甫五歳、為宋軍所虜、年十八、留劉整幕下、宋人以其父名沙的、使以沙為姓、而名曰全」とあり、河南に居住したカルルクが居ることがここからもわかる。柳泉は南陽近く。

32 田漢雲点校「元史氏族表」(『嘉定錢大昕全集』第5冊、江蘇古籍出版社、1997.12所収)pp.280-289

33 池内功「河南における元代非漢族諸族軍人の家系」(平成12~13年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)研究成果報告書『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』2002.3、pp.27-53)p.29。

34 19、及び船田善之「新出史料『述善集』紹介 -- 新刊の関連書三冊 --」(『史滴』24、pp.114-105)を参照。

35 4前掲飯山論文

36 『述善集』巻3附「伯顔宗道伝」に、「侯父早喪、諸子皆華衣錦帽、縦鷹犬馳逐以為楽、惟侯謙恭卑遜、學止如儒素、恆執書冊以游郷校。母亦賢明、遂使就學。有儒士黃履道、江淮人也、聚徒數十人、侯往師之。(中略)其師見其穎悟、欲教以詩賦為禄仕計」とある。焦進文・楊富学校注『元代西夏遺民文獻《述善集》校注』甘肅人民出版社、2001.11、pp.226-236、及び19前掲陳高華「讀伯顔宗道伝」

37 丑閏は河南の郷試をぎりぎりの第5名で合格したが、江浙行省での郷試合格枠は10名であった。

38 慶元士人の科挙対応について、近藤一成「黄震墓誌と王応麟墓道の語ること -- 宋元交代期の慶元士人社会 --」(『史滴』30、2008.12、pp.141-163)が優れた例示を行っている。

[附記]本稿は、科学研究費特定領域研究「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成 -- 寧波を焦点とする学際的創成」による研究成果の一部であり、2008年8月16日に行われた、当研究課題の「科挙班」2008年度第1回研究集会「宋元交替期における明州慶元の士人社会」にて、「元代カルルクの仕官と科挙」と題して報告した内容にもとづき、そのご若干の補訂を行ったものである。コメントーターを務めていただいた森田憲司先生、ご意見やご質問いただいた近藤一成先生を初めとする先生方に厚くお礼申し上げたい。

櫻井智美「元代カルルクの仕官と科挙 -- 慶元路を中心に --」、『明大アジア史論集』第13号 2009.3、pp.173-

187



## 08 櫻井智美「元代慶元の士人社会と科挙」

### はじめに

元代は、「武人や実務官僚が重視され、科挙のおこなわれた回数も少なかったため、儒学の古典に通じた士大夫が官界で活躍する機会は少なかった」。これは、日本の代表的な高校世界史教科書の記述である<sup>(1)</sup>。確かに、科挙の行われた回数は合計16回、進士及第者は1167人と少なく<sup>(2)</sup>、さらに、科挙の実施が皇慶2年(1313)に決定されて延祐2年(1315)に最初の結果が出る以前の期間、つまり、モンゴル治下の華北においては、金が滅亡してから80年、江南でも南宋政権崩壊から40年、モンゴル政府は科挙を行わなかった。

その間、政治・行政上必要な人材は、前朝の官僚を登用したり、地方名望からの推挙によったりなど、多様なルートで確保されていた。その仕組みについては、すでにくらかの研究がある<sup>(3)</sup>。しかし、そのように多様な官僚の任用の仕方をめぐって、どのような見方がなされていたのかについては、まだ十分には検討されていないようである。科挙停止後100周年を迎えた2005年の前後から、歴代科挙の研究において、科挙が社会に果たした役割を追究する研究が増えている。しかしながら、それらの検討対象は、現存史料が豊富な明清時代が中心である<sup>(4)</sup>。元代の科挙についても、士人たちの生き方・考え方に科挙が及ぼした効果・役割について考察の余地があるだろう。

本稿では、筆者が共同研究を進めている寧波(元代の慶元路)の科挙について、元代慶元の士人たちが科挙にどう対応したのか、任用と科挙の関係をどう位置づけていたのか、という点を明らかにするため、慶元の士人の中から数人を取りあげて、その経歴や科挙に対する記述・態度を考察し、それらの特徴について検討したい<sup>(5)</sup>。元代慶元が担った経済的・地理的な役割も、慶元士人の科挙に対する態度に影響を与えたと見られる。本稿では、元の初期から中期の慶元士人と科挙合格者を中心に論じていく。

### 一 慶元路の科挙合格者

筆者は前稿で、元代の科挙について、慶元からの登第者5人と郷試合格の挙人14人(のべ人数、登第者を含む)についてまとめた[櫻井2009:173-176]。その中で、「南人」が受験できる左榜の進士は、史駟孫と程端学の2人のみ、挙人は翁伝心・薛観・劉希賢・陳敬文の4人であった。それ以外はすべて、右榜合格のカルルクであった。本章ではまず、このカルルク以外の6人についてそれぞれの詳細を明らかにし、挙人については、科挙を受験した背景についても併せて検討する。

まず、最初の史駟孫(?-1326頃)は、字東父、鄞県の人である<sup>(6)</sup>。泰定元年(1324)の第4回目の科挙において張益榜で登第した。初任官として授けられたのは、江南の進士としては一般的な承事郎(正七品下)・国子助教(正八品)であったが、在任中に亡くなったことがわかる<sup>(7)</sup>。『新刊類編歴挙三場文選』(以下『三場文選』)戊集巻4、庚集巻4より、『礼記』を選択し、浙江郷試の第九名、会試第十一名という、比較的高位で合格していることがわかる。彼は南宋時代三代にわたって宰相を輩出した有名な四明史氏の末裔である。曾祖は、史彌遠の弟で、嘉定10年(1217)進士の史彌鞏、祖父は、南宋太学上舎生から宝祐元年(1253)進士となった史有之、父は史莘卿であった<sup>(8)</sup>。

もう1人の登第者程端学(1278-1334)は、字時叔、史駟孫と同じ鄞県の人で、同じく泰定元年の張益榜で合格した。会試第二名という好成績での合格は、『三場文選』甲集巻4からもわかる。成績はそもそもトップであったが、「南人」は第一名にしないという前例に従ったのであった<sup>(9)</sup>。初任官は台州路仙居県丞(正八品)であったが、これには赴かず、まもなく将仕郎・国子助教に転

じ、史駟孫の同僚ともなった。将仕郎は正八品下であるから、史駟孫の正七品下と比較して、会試の成績は配属先の決定においてあまり重要ではなかったことがわかる。程端学の墓誌銘の作者欧陽玄が国子学博士に転じてからは、彼との交流を深めた。その後、国子監内でのもめごとの末、考を待たずして翰林国史院編修官に移った。翰林院時代には、江南出身の有力官僚で翰林学士の虞集の知遇を得た。その後、おそらく文宗後の混乱の中で、江西行省瑞州路の経歴として赴任し、その任期中に没している。著書に、『春秋本義』30巻・『春秋或問』10巻・『三伝辨疑』20巻があり、春秋の研究者として有名である。『程氏家塾讀書分年日程』の作者である兄程端礼とともに、『元史』儒学伝に立伝されている<sup>(10)</sup>。

史駟孫・程端学とほぼ同じ頃に郷試に合格したのが翁伝心と薛観であった。翁伝心(?-1340以降)は慈溪県の人で、2度郷試に合格した経歴を持つ。最初に合格したのは延祐7年(1320)、第3回目の郷試においてであり、官途には就かなかつたものの、泰定2年(1325)に地元慈溪県での事業に関わっている<sup>(11)</sup>。2度目の郷試合格は泰定3年で、『三場文選』戊集巻5より、『礼記』を選択し第9名で合格したことがわかるが、会試の合格にはいたらなかった。その後、後至元6年(1340)慈溪県医学で祭器を鑄造し講堂を建てた際に、その記を書いている<sup>(12)</sup>。そこには、「邑人翁伝心」とあることから、おそらくは当時においても官歴を有しなかつたことがわかる。彼が科擧受験を続けた背景は不明であるが、一度下第した科擧を受験し続けたことから、科擧合格を強く望んでいたことがわかる。

一方の薛観(1265-1340)は、字処敬、或いは景詢、鄞県の人で、史駟孫・程端学と同じ至治3年(1323)の郷試に合格している。進士登第には至らなかつたが、恩恵により平江路常熟州学教授を授けられ、その後杭州路学、湖南の常德路沅江県主簿を歴任し、後に鎮江路丹陽県の県尹にまでのぼって致仕している<sup>(13)</sup>。墓誌銘によれば、彼の家は五世同居の家として義門と称せられていたが、3代前まで実質的な官歴は有していない。彼自身も官途に就くことを目指さず、周囲の助けで暮らしていたが、至治3年の試験の際に有司より迫られて受験したという<sup>(14)</sup>。翌泰定元年(1324)の会試下第後、即時に州学官への就任が決まった。この措置には、有司の関わりや中央官袁桷との関係<sup>(15)</sup>もあつただろうが、あくまでも進士登第を目指した翁伝心とは、科擧試験そのものへの考え方が違つていたことも考えられよう。

郷試合格者としては、他に劉希賢と陳敬文が挙げられる。劉希賢は字仲愚、鄞県の人で、翁伝心と同じく、2度郷試に合格している。初めの合格は至順3年(1332)、2度目は至正4年(1344)と元末順帝の時期にあたる。おそらく、2度目の下第後に、天門書院の山長の職に就き<sup>(16)</sup>、会稽県学の教諭に移り、江浙儒学副提擧にまでのぼつたという。程端礼と交友があることがわかっているが<sup>(17)</sup>、彼の科擧への取り組みの詳細については、残念ながらわからない。

もうひとりの陳敬文は慈溪県の人で、元統3年(後至元元年、1335)の郷試に合格したが、翌年の会試・御試は権臣バヤンの建言を承けて実施されず、至正元年(1341)まで科擧は中断された。科擧の復活にあたって、元統3年の郷試合格が持ち越された形跡はなく、彼は誠に不幸な巡り合わせであつたと言える。彼についての詳細は全くわからない。

本章で検討した郷試の合格者は、4人4様の経歴をたどつており、関連資料も多くないことから、共通する科擧への態度を見出すことはやはり難しい。次章以下では、進士に及第して比較的資料が残る史駟孫と程端学の登第の背景を、元初慶元路の政治・社会状況と絡めながら探つていこう。

## 二 元初の慶元と宋代科擧の記憶

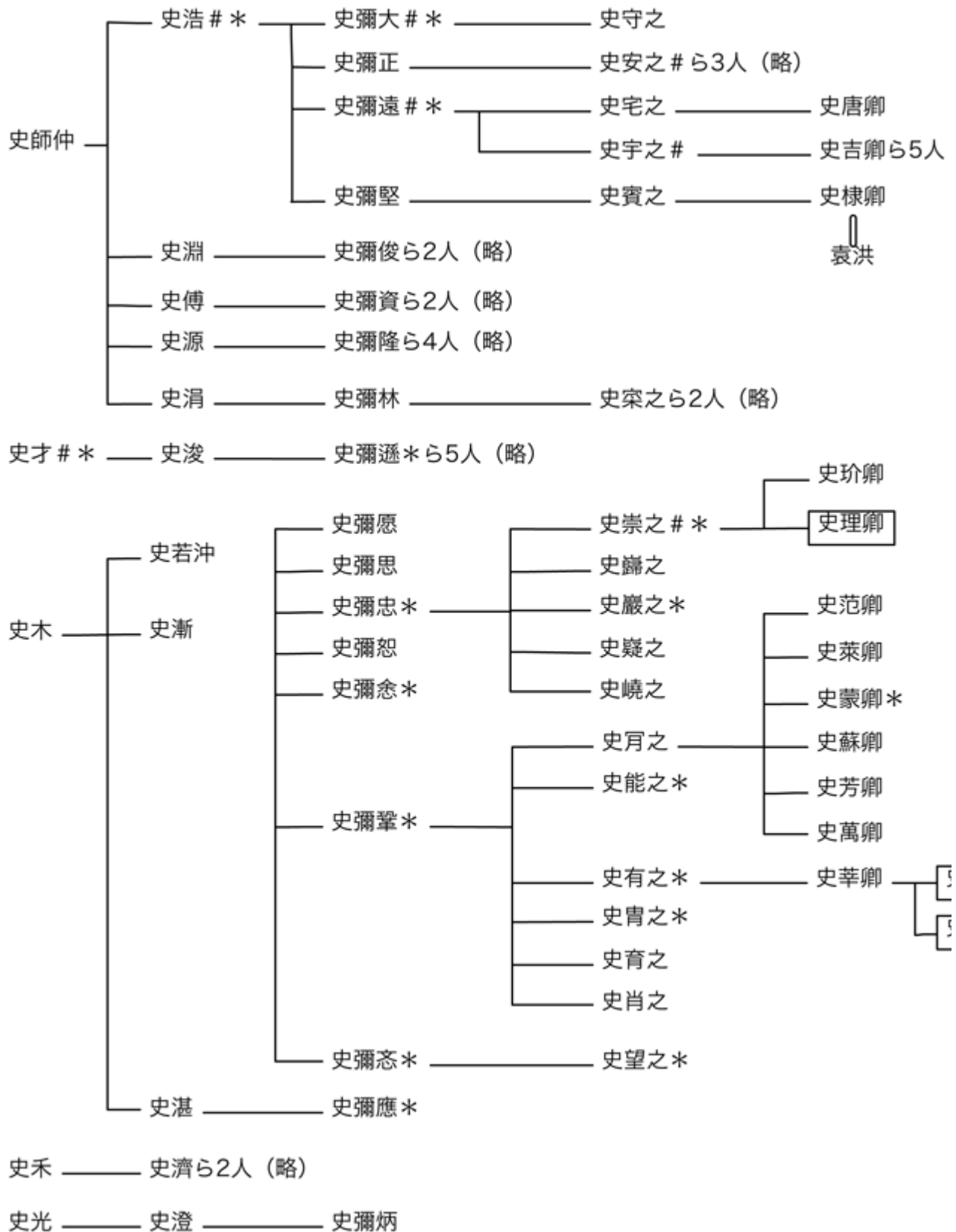
史駟孫・程端学が進士に及第した泰定元年(1324)まで、南宋の最後の科擧からは、すでに50年の歳月が流れていた。世代で言えば二世代下ということができよう。彼らが、科擧を受験し合格した背景について、下第擧人の経歴も参照しつつ、元初以来の慶元士人社会のあり方を中心にと

の背景を探っていこう。ここで注意すべきは、次章で見ていくように、元代には、至元年間から制度化された推挙のシステムが存在した。従って、科挙を受験しないことが、官途を目指さないことと同じではない点には、十分に注意すべきである。

史駟孫は南宋時代に数多くの進士・挙人を輩出した史氏一族の中で生まれ育った【図表1】<sup>(18)</sup>。父の莘卿自身については、南宋から元代に移り変わる時期にあたる世代のひとりとして、その記録はあまり残っていない。ただ、どうやら、世代としてはまだ宗族としての権勢を保っていた。政治との関連で見ても、同排行の史俊卿・史蒙卿(後述)が宋の進士に及第し、ほかに宋代に官途に就いた人物が散見する。しかし、史駟孫の世代になると、彼自身に関する著作もあまり残っていないだけでなく、宗族としての勢力や連携はすでに衰えていた<sup>(19)</sup>。また、南宋史氏が政治的に重要な立場を維持できたのは、恩蔭制度を有効利用したからであり、宗族結合の紐帯は、僅かに宗族内での養子制度や制度的な同輩行での命名法でしかなかったという。史氏一族には共有財産や義田はなく、祭祀制度も厳格なものもなかったようだ。科挙と直接関わる教育についても、共同の学校を運営していた訳ではなかったとされる<sup>(20)</sup>。

### 【図表1】四明史氏系図

※黄(1991):70所載の表八「四明史氏家族関係表」をもとに筆者が一部改変。加筆は□囲み。  
史師仲・才・木・禾・光の5人は史詔の子。#(宋の3品以上の官)、\*(宋の進士)。



宋から元への交替は、宗族の勢力維持に重要であった恩蔭制度による出仕機会の断絶を意味した。史氏を例にとれば、年齢的には仕官してもおかしくない父史莘卿の世代においても、管見の限り、元朝に出仕した例は、史崇之の子、史玠卿・理卿兄弟のみである【図表1】<sup>(21)</sup>。科挙がまだ行われなかった期間、特に至元年間においては、宋代地方官からの横滑りを除き、江南士人の出仕例はあまり多くはなく、それは慶元にもあてはまった。また、この時期は史氏の例に明らか

うに、宋代の宗族結合が崩壊していく時期にあたるが、この至元年間の仕官の少なさには、それ以外にも様々な要因があり、まずは、四明の学問・思想的風土も考慮する必要がある(22)。しかし、ここで忘れていけないのは、至元年間の慶元の政治や社会の様相である。

至元13年(1276)南宋臨安陥落後の慶元は、亡命政権を含めた南宋の残存勢力や反乱軍の攻めるところとなっており(23)、正式に慶元路総管府が成立した14年(1277)以後も、様々な元軍が駐屯し、官制もまだ整わない状況が続いていた(24)。そのような慶元においては、宋代地方官からの横滑りを除き、具体的な仕官ルートを探ることは困難であったと考えられる。「入元不仕」の背景には、何よりもまず、社会の混乱や不安と、統治体制の未整備が存在した。

そのような状況に変化が見えるのは、至元20年代に入って江南統治が軌道に乗り始めた時期である。この時期、慶元から杭州への安全な行き来も見られるようになり(25)、江南の士人としては最初期の例として、趙孟頫らが中央に出仕した。この時期はまた、江南地方の儒学に対する政権の姿勢が明らかにされつつあった時期でもある(26)。慶元路の路学以下地方学校についても、至元17年に儒学提挙(提挙儒学官)が設置され、19年(1282)に、浙東儒学提挙の田希亮が慶元路学・鄞県学・昌国州学にそれぞれ2つの学齋を増設したあたりから、本格的に設備と人員が揃い始めたようであり(27)、それ以前にどの程度機能していたかは疑わしい。その後、28年(1291)から29年にかけて、浙東道肅政廉訪副使の陳祥が慶元路学や鄞県学の整備を命じ、また、奉化県尹尹丁済により県学が整備された(28)。一連の動きは、学術活動推進の流れとして、寧波の士人社会にも一定の影響を与えたと思われる。それまで、ある意味、著作や師弟への教育以外に活躍の場を失っていた在野の士人たちは、鄞県出身の王応麟(1223-1296)・陳著(1214-1297)を初めとして、学校など公的建造物に関わる碑記の撰述という側面で、元朝の政治と関わるようになっていく。

慶元士人の地域社会における著述活動を分析した森田氏によれば[森田1999]、至元から大徳年間にかけて、慶元路の公的建造物の碑記撰述を行った人物には、王応麟・陳著以外に、奉化県出身の戴表元(1244-1310)と任士林(1253-1309)がいた。任士林以外は南宋の進士であり、登第後の官歴や著作によって、すでに明州地域社会で名望を得ていた。地域社会における名声と地位は、当然のことながら、王朝の交替に関わらず生き続ける。彼らが好むと好まざるとに関わらず元朝の政治に関与していった背景には、この慶元の地域社会における名望が存在した。そのような中、王応麟・陳著が元朝で官職に就くことがなかったのに対して、戴表元は大徳6年に信州路学教授に任ぜられ(29)、任士林も大徳年間に紹興路上虞県学の教諭となった(30)。次章で検討する袁桷(1266-1327)が出仕するのも、同じ大徳年間の初めであった。大徳年間には、華北出身者が活躍した中央政界に、江南士人が地歩を築き始める時期でもあった。

話を史駟孫に戻そう。史駟孫が合格した泰定元年(1324)は、科挙開始が決定した皇慶2年(1313)の約10年後にあたる。延祐2年(1315)に実際の科挙が行われて以降、どのような試験問題が出されるのかという元朝の科挙の傾向もすでに明らかになっていた。ただ、彼や翁伝心らが科挙実施後に勉学を始めたとは常識的にも考えられず、それまでにも相応の学問を経てきたことが想定できる。その上で、史駟孫が科挙を敢えて受験し、それに合格した背景には、すでに勢力を失ったとはいえ、南宋以来の史氏の宗族内で醸し出された官界進出への志向性や、そのための科挙に対する積極的な姿勢があったことが、容易に推測できるだろう。史駟孫にかかる数少ない直接的な資料からは、それ以上のことはうかがえない。彼の死後、すでに中央政界で活躍していた袁桷が祭文を作っており(31)、以前からの交友関係も想像できるため、あるいは、袁桷を通じて中央官界の情報を得られたということがあったのかもしれない。

一方の程端学が合格した背景は、史駟孫と共通する部分とそうではない部分があった。彼の曾祖父・祖父は宋代平江路の地方官となり、父程立に至って初めて郷貢進士となったが、彼は宋元ともに官には就かなかつた。史駟孫と異なり、家柄としては高級官僚を出していないごく普通の士人家系に生まれたと言える。ところが、程端学の世代になると、彼の兄程端礼(1271-1345)とともに、一躍全国に名を馳せる存在となる。それは、彼自身が進士に及第したことももちろんだが、兄

程端礼とその著作『程氏家塾讀書分年日程』（以下『分年日程』）が大きな役割を果たした。同書の現行本は元統3年（1335）のものだが、その初版の作成は、自序が延祐2年づけであることから明らかなように、科挙開始の頃にさかのぼる<sup>(32)</sup>。その後は、政府も推奨する教育カリキュラムとして国子監より全国の学校に配備されたため<sup>(33)</sup>、多くの受験者がそれを頼りに科挙対策を進めたと思われる。程端礼は、戴表元に先立つ大徳4年（1300）頃から広徳路建平県学の教諭として出仕し、その後、江浙行省治下の地方学や書院を歴任した。『分年日程』を体現する彼の教師としての実力は、朝廷も江南士人も認めるところとなっていた。国子監による『分年日程』の全国学校への頒布も、程端学が科挙に登第した泰定元年とあまり遠くない時期であったから、彼自身も科挙受験に向けたそう長くはない学習の過程で本書を参照することは<sup>(34)</sup>、当然あったと考えられる。『分年日程』は、そもそも、科挙合格を目指すための学習カリキュラムとして編纂されたものではなかったが、朝廷が、国家に資する人材の養成に優れた書であると認めたことにより、科挙対策書としての立場をも強めていくことになった。そして、士人たちに本書が重要視された背景には、朝廷による推奨と併せて、実際にそのカリキュラムが科挙合格にも結びつくという実質的「保証」も存在したに違いない。弟程端学の進士及第も、その後の保証の一つとなった可能性は高いと思われる<sup>(35)</sup>。

また、振り返って、史駟孫と程端学に共通する側面について考えてみたい。程端学は兄端礼とともに、幼年、史氏一族の一人、南宋の進士史蒙卿（1247-1306）に師事した。史蒙卿は陸学が盛んな明州・慶元にあつて、黄震（1213-1280）とともに朱子学を奉じたことで有名である<sup>(36)</sup>。程端礼の勧める教授理論は史蒙卿の影響を強く受けていたようであり、程端学の学問の根源もそこにあつたと言える。一方、史蒙卿の父史冑之は、史駟孫の祖父史有之の兄にあたり、史駟孫からみれば曾祖の世代でつながるかなり近い親族であった。そこから推して、史駟孫の積んだ学問も、程端礼・端学の兄弟と遠くないところにあつたと思われる。それは、彼らが同じ回の科挙に合格したことにより、より説得力を持つ議論ともなる。

史駟孫と程端礼・端学兄弟の中で、子孫の活躍が認められるのは程端学のみである。彼は最初、宋の参政余珍の曾孫を妻に娶り、後に宋の進士周応竜の孫を妻としたというが、余珍や周応竜の詳細はわからず、その点で、科挙登第以前、程氏の家としての勢力はさほど無かつたと思われる。男子は4人で、「積齋程君（端学）墓誌銘」には、

子男四人、復、以廕数調為江浙行省理問所知事。次徐、由翰林從事発身太史院校書郎、遷奉礼郎、選為中書東曹掾、従太師丞相軍、徐擢礼部主事、改刑部・戸部主事、升中書検校官、拜監察御史、升本臺都事、以才諳称於時。次賚、国子生、能文章、胄館有聲、蚤世。次衛、林州書院山長。女一、適同里樂旭。孫男四人、孚、国学生、式、鄞県教諭、謙、誠。曾孫二人、祖・伊、俱幼。

とあり、4人にはそれぞれ、恩廕による出仕、国子学への入学、翰林国史院での見習い（従事）・吏員からの出仕など、元朝の様々な出仕パターンが見える。程端学の次子程徐は、三子程賚とともに父の中央在任時に国子生となっており<sup>(37)</sup>、それに翰林国史院での経験が加わったことが彼の起家に繋がっている。程徐は、至正年間に父と同じ春秋の学で知られ、21年（1361）に秘書少監となり、江西湖東道肅政廉訪副使に移り、兵部尚書で致仕した。明代に入り洪武2年（1369）、危素らとともに北平から南京に至り、刑部侍郎を授けられ、尚書に進んで亡くなった<sup>(38)</sup>。彼の出仕や昇進を見ると、科挙が行われた後においても、その師弟が恩廕制度を含めた科挙というルートを経ることなく官界に進む姿が明らかになる。国子生になること自体が、すでに科挙の恩恵を受けているとも言えるが、同時に科挙とは関わらないルートが普遍的に存在したことが、逆に科挙を出仕のための道具と考える風潮を前代より和らげたようにも思える。そこで、次章では、科挙とそれ以外の出仕ルートの関係について、袁桷の動向を通じてさらに考えていく。

### 三 慶元士人の科挙意識 -- 科挙と推挙と遊学と --

至元年間以来、何度も議論されては実施されないままに終わった科挙は、皇慶2年(1313)に翌年からの実施が決まった。しかし、推挙の制度は、それより早く、至元19年頃から江南でも実施された。これは、江南統治直後から開始されていた遺逸の探訪とは異なり、定員を定めて各地方より推薦する制度であった<sup>(39)</sup>。すでに森田氏が指摘するとおり、至元年間に慶元で著述活動を行った南宋進士の舒岳祥(1215-1298)は、儒戸が差役の免除を得て学校で学ぶことを通じ、歳貢という推挙制度によって職を得ることを、「郷挙里選」の理念と近いとして、「天下之士幸」と積極的な評価をしている<sup>(40)</sup>。学校にかかる記述であることを考慮しても、推挙に好意的な宋代進士が居ることは、注目に値する。

慶元において、科挙と推挙の関係を見る場合に、最もよい事例といえるのは、自身が「挙茂才」により出仕し、のちに推挙にも科挙にも関わるようになる袁桷(1266-1327)であろう。まずは彼の履歴を簡単におおておこう。

袁桷は、南宋以来四明の名族であった袁氏に生を受け、非常に恵まれた経済・学問的な環境の中で育った<sup>(41)</sup>。自宅の豊富な書籍に埋もれて読書三昧の日々を送る一方で、館に招いていた王応麟や戴表元などにも師事した。『資治通鑑』の音注で知られる胡三省(1230-1302)も、至元21年(1284)より袁桷の家に住み込んでいたことが知られている<sup>(42)</sup>。彼は慶元地方の儒学・史学の風土と基礎を一身に受けて成長したことがわかる。

至元30年(1293)に茂才異によって宣慰司より行省に推挙され<sup>(43)</sup>、婺州靈沢書院の山長を授かったが、その時には職に赴かなかった。大徳初、閻復・程鉅夫・王構らの推薦で翰林国史院検閲官となって以来、ほぼ一貫して、文章の官として翰林国史院・集賢院の官を歴任し、文書の起草や朝廷での祭祀・礼制の整備に尽力した。著作活動については、『五朝実録』・『聖朝二帝実録』・『仁宗皇帝実録』など実録編纂の多くに加わり、『遼史』・『金史』・『宋史』の編纂活動にも預かった。慶元との関わりで言えば、一時期故郷の慶元に戻った際に、『延祐四明志』の編纂に中心的な役割を果たした。

先述のとおり、大徳年間には、慶元士人が積極的に中央政界や地方学に出て行く時期にあたった。大徳7年(1303)には、浙東宣慰使都元帥府の官署が婺州路から慶元に移動してきたため、より重層的な官僚機構が出現した。その結果、慶元に赴任する他地域出身の士人も増えていった。至大年間には、朝廷による儒学崇拝の姿勢が最も顕著に現れた時期として、近年注目を集めているが<sup>(44)</sup>、慶元では、至大2年(1309)に最初の倭寇事件(倭商の暴動)が起こり、火災によって慶元城内の多くの建造物が焼失した<sup>(45)</sup>。そのため、科挙が開始された延祐初、慶元路ではその中心部で復興・建設の事業がさかんに進められた。袁桷は、公署の再建にあたって立てる記念碑の執筆に携わるようになる一方で、中央での地歩を固めて、江南と中央を結ぶ紐帯的役割を果たす江南士人のひとりになっていた。

さて、袁桷の科挙に対する姿勢は一貫して肯定的なものであったと言える。南宋政権が崩壊した至元13年(1276)、十代だった彼の学習の目標は科挙から『宋史』の編纂に移ったという<sup>(46)</sup>。現実的な彼とその周囲の姿勢がうかがわれる。彼自身が元に出仕した至元～大徳年間には、無論、科挙は始まっていなかったため、推挙組織でもあった宣慰司による推挙に加え、中央官僚の推薦をもらう方法で、いきなり中央の文官(正八品)となった。彼を推薦した閻復・程鉅夫・王構の三人は、当時、それぞれ翰林学士・閩海道肅政廉訪使・翰林学士の任にあったと思われる。袁桷は、翰林院・宣慰司・肅政廉訪司などが担っていた元朝の推挙システムの中で出仕の機会を得たのである。しかし、彼は、一旦官僚になると積極的に科挙に関わっていった。科挙復活の際に、その実施方法について意見を出しているし、実施後には、試験官として何度も科挙試験に立ち会っている<sup>(47)</sup>。

科挙に対してどのような態度をとったのか、積極的・消極的、肯定的・否定的などの態度は、受験するか否かだけでなく、袁桷のように、科挙の実施にどのように関わっていくのかという側面をも考慮に入れる必要がある。つまり、国家が人材を求める際にその趣旨に沿った学問を教授する

とか、出題や採点などの試験官になるとかの行為は、職務の域をこえて科挙への積極性をも表していると言えよう。第一回科挙に合格した「南人」を例に挙げれば、平江路の干文伝(1276-1353)、婺州の黄潛(1277-1357)は、その後繰り返し科挙の考官になっている<sup>(48)</sup>。慶元路の程端学も、天曆2年(1329)郷試の考官を務めた。科挙登第者は、このようなかたちでも、科挙の継続に寄与していた。そして、南宋以来の名家に生まれた袁桷が、自身は推挙で出仕したにも関わらず、科挙に肯定的であったことは<sup>(49)</sup>、科挙は行われてしかるべきものという認識が、元の中期に至っても、宋末元初生まれの世代には、まだ存在していたのではないと思われる<sup>(50)</sup>。

袁桷が出仕した大徳年間には科挙が実施されていなかったからこそ、彼は推挙での出仕を選ばざるを得なかったわけで、科挙がもし行われていれば、彼は確実に受験していたものと思われる。宋代以来続く科挙制度礼賛の空気は、延祐年間から至治年間にかけても、袁桷のような士人の家に生まれ学問を当然のものとして育った人物の周りには、確実に存在していた。泰定初に慶元から複数の登第者が出たのも、宋代に緊密な士人社会を形成していた慶元士人社会が元代科挙開始後の状況に速やかに対応できた結果だと言えよう。

ここで注意すべきは、袁桷が推挙についても否定していない点である<sup>(51)</sup>。彼自身がその恩恵に与って出仕したこと、推挙制度の主体であった翰林院の官を長く務めたことも、もちろんその背景にあらう。だが、彼は、皇室との信頼関係によって仕官・昇進がかなう側面や、科挙制度だけでは有用な官員を十分に確保できていない現実の中で、推挙の持つ積極的意義を認めていたのではないだろうか。科挙が始まると、それまでの制度的な推挙は原則的に停止された<sup>(52)</sup>。しかし、実際には、科挙実施以後の官員の出仕や昇進にも、推薦や抜擢はつきものであった。科挙と推挙は、袁桷にとっては車の両輪のようなものと解されていたのであろう。

さて、袁桷自身の学問がはぐくまれた浙東の学風は、その地方志編纂の態度からも明らかになっているように、儒学的な古典の教養に根ざしつつも実用を重んじるものであった。彼の博識の背景には、先祖以来伝わる家蔵の書籍群があったのは事実である。だが、それに加えて慶元の学風も着実に存在していた<sup>(53)</sup>。博識を重んずる浙東士人たちの姿勢は、モンゴル時代の風潮であったという<sup>(54)</sup>。そこには、海に開けた浙東の地域的な風土が多分に影響していたと思われる。また、程端礼の『分年日程』も、最終的に博学に結びつく学習カリキュラムだった。多面的な知識がなければ、科挙での作文も思うようにいかなかったのである。袁桷や程端礼ら慶元士人は博学を旨として勉学に勤しみ、それを体得した上で成功を取めたのであった。博学だけが科挙の合格につながったのではもちろんないが、科挙合格を目指す慶元の士人たちは、程度の差こそあれ、このような風土の影響を強く受けていたと思われる。

すでに指摘されるごとく、慶元の科挙登第者が宋代に比して全国比で少なかった。これは、周辺の紹興や温州と傾向を異にする。また、一旦下がった慶元と科挙における地位は、明代に至って宋代の優勢を取り戻す<sup>(55)</sup>。この動きの背景には、南宋から元代にかけての慶元路の社会環境があったと考えられる。博学多識を重んじる浙東の中でも、とりわけ、日本などの海外との繋がりによって強められた慶元士人の生き方や考え方の多様性、そこからさらに広げて、社会結合や生活様式の多様性があったのではないだろうか。それに比例して、官僚になることを至上とする意識自体が若干薄れていたのではないかと、とも思われるのである。そのような様相は、元代も時代を下ると、さらに顕著に見えてくるようである。袁桷は、泰定初、史駟孫や程端学の出仕と入れ替わるように、中央官を辞して慶元に戻り、泰定4年(1327)に亡くなるまで、郷里の慶元で活躍した。これは一見、推挙の時代から科挙の時代への変化を象徴するようにも見えるが、現実にはそうはならなかった。天曆(1328-1330)から至正年間(1341-68)にかけての慶元士人について、本稿では、カルルク人の迺賢を中心に概観してみたい。

迺賢(1309-1368)、字易之は袁桷より40年ほど後れて生を受けた。彼が成年になってからの動向は、実に袁桷に接続し元末にまでいたる。迺賢については、陳高華氏による詳細な研究があるため[陳1990]、それを参考に議論を進めたい。



迺賢は色目人のひとつカルルクの出身であり<sup>(56)</sup>、南陽の人と自称しているが、祖父の代に河南南陽から慶元に移り住んでいた。南宋滅亡前後から慶元に駐屯した軍戸の末裔と考えられる。彼の兄は、泰定元年科挙合格者塔海であり<sup>(57)</sup>、迺賢の著作として『金臺集』・『河朔訪古記』が現存する。幼い頃についてはあまり資料がないが、青年時に国子監で学習したことが明らかになっている。後至元6年(1340)に大都から戻った後、至正5年(1345)までは慶元で過ごした。当時の慶元路では、元統2年(1334)に出された儒者の免役の詔を機に、疲弊・弛緩した儒学の立て直しが図られていたという<sup>(58)</sup>。その活動には、程端礼も積極的に関わっており、至正2年(1342)には郷飲酒礼も復活されるなど<sup>(59)</sup>、儒学をめぐる動きは盛んになっていた。迺賢はその状況下で数年を過ごしたことになる。

その後、迺賢は至正5年に華北に向かった。『河朔訪古記』はその時の見聞をもとに書かれた。迺賢はまず故郷の南陽に向かい、そこでしばらく滞在した。この時に旧友などと盛んに会合しており、慶元路の挙人莫倫赤とも会っている<sup>(60)</sup>。莫倫赤は同じ南陽出身のカルルクであり、至順3年(1332)と元統3年(1335)年に慶元から郷試に合格した。2度の下第の末南陽に戻っていたようである。その後、迺賢は、河南から大都までの行程で、黄河泛濫後の華北の窮状を見聞し、多くの詩を遺している。翌年大都に着いてから至正12年(1352)までは大都で過ごし、上都に出かけたこともあった。元末江南士人は大都に遊学するものが多く<sup>(61)</sup>、彼もその1人であったが、至正11年に起こった紅巾の乱の中で、官途への希望を失って慶元に戻ったという。彼が慶元を離れていた至正8年に台州で反乱を起こした方国珍は、15年には慶元を手中にし、18年からは慶元に幕府を開いて台州・温州を支配した。至正22年に翰林国史院編集官になるまでの迺賢は、方国珍が色目人を嫌ったこともあり、その生活はたいへん苦しいものだったが、劉仁本ら慶元士人の援助でひっそりと暮らしたという<sup>(62)</sup>。至正23年の出仕後、亡くなるまでの5年間に、南鎮・南岳・南海の代祀に赴くなど元朝の職を全うした。

迺賢は、一般的には元末の色目詩人としてとらえられることが多い。しかし、その経歴を見、またその著作『河朔訪古記』や、「新堤謡」・「売塩婦」・「新郷媪」など民間の疾苦や社会の暗黒部分を捉えた一連の詩を読めば、彼の多方面にわたる教養や興味、学識の幅がうかがえる。そこには、士人として詩作も行なうが、機会があればもっと早く官僚となり得たであろう政治的な問題意識も感じられる。また、彼の文集『金臺集』は明初まで活躍する危素(1303-1372)によって編纂され、歐陽玄・李好文・貢師泰という、元末士人中でも蒼々たるメンバーが序を寄せている。『金臺集』には、さらに程文・楊彝・危素の跋、泰哈布哈の題字、黄潛の題詞・張起巖・虞集の題詩もある。これら序跋等の多さやその内容の整合性の欠如は、『金臺集』の編修が何段階かに分けられることを示すと同時に<sup>(63)</sup>、当時の著名な士人たちが大都に来た迺賢と交友関係を持っていたこと、それだけ彼に社会的名望・地位があったことを物語っている<sup>(64)</sup>。

さて、彼の仕官に対する考え方はどうであろうか。彼は学問に励み大都に来て出仕を顧みなかったという記述が存在する<sup>(65)</sup>。しかし、彼が幼い頃から兄塔海と同じ先生に就いて学習を進めたため、その学問の方向性は科挙合格に合致したものであったことが想像される。彼らの師としては鄭覚民(1300-1364)と高岳が挙げられる。うち、鄭覚民は、南宋明州の代表的士人袁燮や楊簡の弟子たちも推す陸学者で、科挙合格を目指したが登第ならず諦めたという<sup>(66)</sup>。高岳について詳細はわからないが、迺賢は、科挙や仕官と関連づけて高岳を人に紹介したという<sup>(67)</sup>。さらに、彼の詩「新郷媪」や「潁州老翁謡」では、黄河泛濫後の惨状や地方官の収奪の様子が描かれ、それに対する中央の対応の悪さを批判しており、これらは明らかに政府への上奏を目指したものであった<sup>(68)</sup>。その他、詩の内容からは、彼が明確な仕官の意図を持って大都へ直接出かけ、6年間詩作や交友活動を繰り広げながら仕官への活動を行っていたことが明らかになる。少なくとも、彼は仕官に繋がる教育を受けて成長し、仕官を目指して動いていたことは確実である。だからこそ、後に翰林院の官に抜擢された際には、喜んで赴き生涯を元朝に捧げたのであった。

では、仕官にあたって科挙や推挙をどう見ていたのだろうか。迺賢は若い頃国子監で学んでおり、そこから出仕する道も閉ざされてはいない。また、明確な記事はないが、科挙を受験したこと

も、兄塔海との関係から見ても推測できる<sup>(69)</sup>。しかし、結果的に彼は科挙で合格するという結果には至らず、仕官を求めて大都で盛んに活動した。そして、至正22年の中書省臣からの上奏により、処士であった彼が官位を得たのである。彼が色目人であったことももちろん有利に働いたのであろうが、大都を中心に培った高官たちとの交友関係が、この推挙と結びついていたのは確実だろう。彼は自身の兄の傍らに居て、科挙によっての出仕が容易ではないことをおそらく認識していただろうし、だからこそ大都へ赴いたのである。兄のゆっくりとした昇進を横目に、仮に科挙に合格しても栄達への道が遠いとする、科挙不信の態度さえあったのかもしれない。

至正11年(1351)の資料として、元代の科挙において郷試に合格して会試に赴くことさえ難しい状況について、

我国家設科以来、聲教洽海宇。江浙一省応詔而起者、歳不下三四千人、得貢于礼部者、四十三人而已。出於三四千人之中而立乎四十三人之列、雖其知能得失有不偶、然蓋亦難矣。

と表現したものがあ<sup>(70)</sup>。これは、元朝で科挙が行われて以来、江浙行省下では膨大な応募者がいたことを表しており、ここから江南士人の科挙に対する期待が、前代と変わらず大きかったことがわかる。『分年日程』の出版は、至正5年(1345)頃まで続いており、その購買層が存在したことを考えれば、至正初までは、科挙に対する士人たちの期待もそれなりに大きかったことがうかがえる。しかし、同時期に、迺賢を初めとする江南士人は続々と大都に赴いて求職活動を行っていた。大都を目指す士人の動きは、仕官だけが目的ではなかったにせよ、元末江南士人に普遍的な事象で、危素(1303-1372)・王冕(?-1359)・陳基(1314-1370)・王禕(1322-1373)らはすべて大都に遊学した経験を持つ<sup>(71)</sup>。このような士人の様態は、対策書を傍らに置いて学習する宋代以前の典型的な士人とは明らかに異なって見える。また、先に挙げた莫倫赤は、2度の下第の末故郷に暮らしており、科挙による出仕をひとまず断念している可能性も高いだろう。このように、老年に至るまで科挙を受け続けるのではなく、どこかの段階で他の出仕手段や生き方を探る道もまた、この時期には明確なかたちで生まれていたと言えるのではないだろうか。

至正15年(1355)に慶元を落とした方国珍はその後元朝に投降し、その体制のもと、朱元璋軍に破れる27年まで4回の科挙が行なわれた。元末の科挙は、至正19年に流寓者に対する規定が設けられるほど、社会の混乱を考慮せざるを得なくなっていた<sup>(72)</sup>。当時、元朝への仕官を諦めておらずとも、科挙の受験や合格自体が難しいものとなっていた。また、政権自体が動揺する中、仮に科挙に合格したところで、元朝での安定した官僚生活が望むべくもないのは、明々白々に感じられただろう。資料の不足を考慮しても、元末科挙合格者の氏名で明らかな者が少ないのは、必然の結果とも言えよう。慶元における状況も例に漏れず、至正7年(1347)以降の進士・挙人は見いだせない。慶元路の科挙合格者が宋代に比べ少ない背景には、元末の混乱が多分に影響していると言えよう。

一方、慶元は南宋以来出版業が大変盛んで、元代には、杭州路とともに国家出版の相当部分を支えたという。慶元の学術ネットワークは慶元だけにとどまるものではなく、周辺の地域や士人とも密接に繋がりながら展開していた。方国珍の統治開始以後も、科挙登第者の劉仁本を中心とした文人官僚が協力する中、官庁や学校などの公共工事も盛んで、出版などの文化活動も盛況であった<sup>(73)</sup>。そこに、「元末の混乱で疲弊した」慶元の姿は見られない。科挙対策書の出版なども盛んであったことは、科挙を目指す購買層が依然として一定程度存在したことを示している。それにも関わらず至正後半に登第者が出ていないという状況を見ると、元末の科挙制度がどの程度有効に機能していたのかという疑問を改めて感じざるを得ない。元末の慶元士人文化の消長と科挙については、さらに士人たちの元朝に対する態度を中心に、今後も検討を続けていきたい。

## 注

1 『詳説世界史』山川出版社、2007年3月発行、107頁

- 2 『元史』巻81「選舉志1」科目、及び巻92「百官志8」選舉附録、科目所載の登第者数の合計。
- 3 張1988は、翰林院が推挙の機関としても機能したことを明らかにする。植松1989は、南宋の官僚が一部を除いてモンゴル政権でもそのまま任用されたことを説明する。宮紀子2001は、具体的な保挙の手続き過程を明らかにした。
- 4 宋元時代に関わるものは、Hilde De Weerd, *Competition over Content : Negotiating Standards for the Civil Service Examinations in Imperial China (1127-1279)*, Cambridge, MA: Harvard University Asia Center, 2007.11, 総508頁、蕭啓慶『元代的族群文化与科挙』(聯経出版、2008.1、総444頁)等に限られる。
- 5 元代の慶元については、すでに様々な側面から研究が積み重ねられているが、如上の関心から元代を通観した研究は見あたらないようである。李1998は修士論文ながら、元代慶元士人の生き方について、科挙への対応も含め多面的に考察している好論であるが、元代の中での時期的な変化にはあまり注意していないようである。その他の先行研究については、本稿の関係する各処で注記していく。
- 6 王元恭修、王厚孫、徐亮纂『至正四明統志』巻2「人物」、程端礼『畏齋集』巻4「四明鹿鳴宴序」。
- 7 袁桷『清容居士集』巻43「祭史(車)[東]父助教」に、「維昔外家過於侈盛、乾坤轉旋、咸謂其將不競矣。文治聿興、闔郡不薦者幾三挙。桷以譴薄考校輒与。而私以計、則曰我外家譜牒若是、計借之来、抑疑且自懼也」とある。
- 8 史晋等『蕭山史氏宗譜』(1918年続修本)巻5
- 9 歐陽玄「積齋程君(端学)墓誌銘」(程敏政『新安文献志』巻71「行実(儒碩)」)に、「会試経義・策冠場、試官為驚歎、白於宰相曰、「此巻非三十年学問不能成、使挙子得挾書入場屋寸晷之下未必能作、請置通榜第一。」後格於旧制、以冠南士置第二名」とある。以下、程端学の経歴については、主に歐陽玄撰の墓誌銘と注6前掲資料に拠る。
- 10 『元史』巻190「儒学伝2」韓性伝附程端礼・程端学伝
- 11 袁桷「慈溪県興造記」(馬沢修、袁桷纂『延祐四明志』巻8)に、「於是、命進士翁伝心為図、俾桷為之記」とある。進士とされるのは明らかに虚辞であるが、『建隆浙江通志』巻129「選舉7」で進士とされる根拠はこれであろう。
- 12 『至正四明統志』巻8「学校」慈溪県医学
- 13 黄潛『金華黄先生文集』巻37「丹陽県尹致仕薛君墓誌銘」、『至正四明統志』巻2「人物」
- 14 「丹陽県尹致仕薛君墓誌銘」に、「雅無意於仕進。自国家著取士令且十年、足不踐場屋。至治癸亥、有司迫使就試、遂名賢書。同里上春官者三人、其兩人並以進士教国子、而君以特科分教平江之常熟州、閭巷之人莫不以為榮」とある。
- 15 袁桷『清容居士集』巻23「送薛景詢教授常熟序」に、「泰定元年、吾里進士上南宮、曰薛君景詢・程君時叔・史君車夫。三人者、皆故宦家、所居皆在城東、志同道合聲聞同。意其歷階以陞、比肩而袂接也。未幾、独景詢下第。于時余編試殿廬、景詢不以咎、而余独恨景詢之不果遭也。天子新即位、推菴飛恩、授常熟教授以歸。將之官、求言以導其行」とある。
- 16 陶安『陶学士先生文集』(『北京図書館古籍珍本叢刊』第97冊)巻13「送天門劉山長序」に、「至順壬申秋、与貢江浙行省、後十有二年、為至正甲申、再与貢、然皆弗合于春官。当其得僑千万人間、而文芸恆有余、豈於三四拔一之頃、反有所不足耶。故朝議知下第之士坐以額沮、慮其遺才、悉授学官」とある。
- 17 『畏齋集』巻4「送郭芥庵婦永嘉序」に、「余友劉仲愚買山葬其親、甲可乙否、久不得葬。君与之定穴、衆咸服」とある。
- 18 宋代の史氏については、Davis1986; 黄1991を参照。
- 19 李1998:33-38
- 20 Davis1986:80-93
- 21 注8に同じ。
- 22 『宋元学案』巻85「深寧学案」
- 23 『元史』巻122「虎都鉄木禄伝」に、「既取宋、遣視宋故宮室、護帑蔵。諭下明・越等州」、巻132「哈刺歹伝」に、「(至元十三年)七月、宋昌国州・胸山・秀山戍兵舟師千余艘、攻奪定海港口、哈刺歹迎撃、虜其裨將並海船三艘。八月、宋兵復攻定海港口……」、巻131「懷都伝」に、「十四年、授鎮国上將軍・浙東宣慰使、討台・慶叛者」とある。
- 24 『延祐四明志』巻1「沿革攷」に、「皇元混一、改府為路、罷制置使、立浙東宣慰使司於紹興、後徙処、復徙婺。至元十六年、以正使趙孟頫・副使劉良分治於慶元、尋併於婺」とある。同書巻2「職官攷上」元・慶元路総管府、『元史』巻99「兵志2」鎮戍、巻132「哈刺歹伝」、毛2008:1-15を参照。
- 25 戴表元「松雪齋集序」(趙孟頫『松雪齋文集』巻頭)に、「吳興趙子昂与余交十五年、凡五見、每見必以詩文相振激。(中略)大德戊戌(2年、1298)仲春既望剡源戴表元敘」とある。彼らの出会いは、杭州においてだった(戴表元『剡源戴先生文集』巻10「楊氏池堂讌集詩序」)。
- 26 至元24年(1287)閏2月、国子監整備と歩調を合わせて、江南の11道に儒学提挙司が整備され、同年、集賢院も翰林院から独立する。翌年10・11月には、江淮行省治下の儒人差役免除と儒学の保護を謳った聖旨が出されている。森田1993:108-113、櫻井2000、櫻井2002を参照。
- 27 『延祐四明志』巻13「学校攷」。馮福京等撰『大徳昌国州図志』巻2「叙州・学校」に、「至元十七年各道設提学司、実正五品官、遂借擬教授董学事」とある。
- 28 『延祐四明志』巻13「学校攷」、申2007:562-568

- 29 『清容居士集』巻28「戴先生墓誌銘」、孫1968
- 30 『松雪齋文集』巻8「任叔実墓誌銘」
- 31 注7に同じ。
- 32 『畏齋集』巻4「送馮彦思序」に、「皇慶間、教池之建徳学、諸生洪允文・汪務能輩従学者四十余人(中略)。越二年、改元延祐、而設科取士之制行、喜与余之所教明經作義之法大略相同。盖科举取「貢舉私議」・漢左雄明經守家法之説。某經主某説、兼用古註疏、作義不拘格律、条舉所主所用之説、發明其於經旨之得失而論繼之也。将代余首遵科制、参朱子讀書法、以其先後本末節目、分之以年、程之以日、悉著於編、以為学校教法、蔵於六經閣」とある。牧野1979:65-73; 鈴木2000:106-114; 宮2003:381-385。
- 33 『金華黄先生文集』巻33「将仕佐郎台州路儒学教授致仕程先生墓誌銘」に、「先生所著有進学規程若干卷、国子監以頒于郡県学、使以為学法」とある。黄潛『畏齋程先生(端礼)墓誌銘』(『新安文献志』巻71「行実(儒碩)」)では、「讀書日程」、「中書復以聞而申教之、使遵行焉」とある。「積齋程君(端学)墓誌銘」、『元史』程端礼伝にも同内容の記事がある。鈴木2000:114-118を参照。
- 34 「積齋程君(端学)墓誌銘」に、「君早歳不屑為挙子業、朋友力勸之就試、及再戦再捷、素習者不能過之」とあり、科挙対策の学習期間は比較的短かつたと思われる。
- 35 彼自身の著作『春秋本紀』で、句読や発音を『經典釈文』と『分年日程』に拠るべきと書いていることも、根拠のひとつとなる。宮2003:382。
- 36 「積齋程君(端学)墓誌銘」、「将仕佐郎台州路儒学教授致仕程先生墓誌銘」、『元史』程端礼伝。黄震については、近藤2006:179-189を、慶元の陸学・朱子学については市来1993を参照。
- 37 陳旅『安雅堂集』巻5「程氏連理木詩後序」に、「程時叔先生在史館時、余助教国子、暇日数往来相好也。四子、仲曰徐、叔曰賚、皆国子生」とある。
- 38 『秘書監志』巻9「題名」、朱右『白雲稿』(四庫全書本)巻2「河清頌」、『明史』巻139「程徐伝」、巻299「方伎伝」袁珙伝、『兩浙金石志』巻18「元鄞県重修儒学碑」等。
- 39 『廟学典禮』巻1「歳貢儒史」
- 40 舒岳祥『閩風集』巻11「寧海県学記」、森田1999:219-220
- 41 蘇天爵『滋溪文稿』巻9「元故翰林侍講学士知制誥同修国史贈江浙行中書省参知政事袁文清公墓誌銘」(以下「袁桷墓誌銘」)、稲葉2002等を参照。
- 42 全祖望『鮚埼亭集外編』巻1「胡梅磻蔵書窖記」
- 43 『剡源戴先生文集』巻28「醉歌贈袁茂才」
- 44 宮1999など。
- 45 『至正四明続志』巻10「釈道」道観・道院、在城に、「玄妙観、至大二年火、道士呂震亨重建。奎章閣侍書学士翰林侍講学士虞集為碑銘」とある。榎本2007:120-124。
- 46 『清容居士集』巻4「修遼金宋史搜訪遺書条列事状」に、「自惟志学之歳、宋科举已廢、遂得專意宋史」とある。
- 47 「袁桷墓誌銘」に、「宗皇帝自居潜宮、深厭吏弊。(作)[及]其即位、乃出独断、設進士科以取士。貢舉旧法時人無能知者、有司率諮于公而後行。及廷試、公為讀卷官二、会試考官一、郷試考官二、取文務求実学、士論咸服」とある。
- 48 宋濂『宋文憲公全集』巻41「故翰林侍講学士中奉大夫知制誥同修国史同知經筵事金華黄先生行状」に、「(至正)九年夏四月、滄上紋緞賜之。始先生嘗預考江浙・江西・上都郷試、江浙則三往而一主其文衡。至是被上旨考試礼部、尋又為廷試讀卷官。前後所甄拔者、尽知名之士」とあり、『金華黄先生文集』巻27「嘉議大夫礼部尚書致仕干公神道碑」に、「江浙・江西郷闈、聘公同考試者三、主其文衡者四、所取士後多知名」とある。『三場文選』にも考試官として名前が挙がる。
- 49 袁桷よりやや年下の虞集(1272-1348、撫州出身)も、大徳6年(1302)に推挙で大都路学に出仕し、天暦年間まで中央で活躍したが、繰り返し科挙の試験官になっている(歐陽玄『圭齋文集』巻9「元故奎章閣侍書学士翰林侍講学士通奉大夫虞雍公神道碑」)。
- 50 袁桷の父袁洪は史浩系の女性を妻とし、袁桷は史駟孫を祭文中で「兄」と表現している(「祭史(車)[東]父助教」)。宋代慶元路内の勢家同士の婚姻戦略も、この時期までは生きていたことになる。李1998:116-118。
- 51 「袁桷墓誌銘」に、「公喜薦士、士有所長、極口称道」とある。
- 52 『元史』巻81「選舉志1・科目」、及び『大元聖政国朝典章』巻31「学校・儒学」科挙程式条目に、「科挙既行之後、若有各路歳貢及保挙儒人等文字到官、並令還赴本郷応試」とあり、ここでは科挙制度への一元化が求められている。
- 53 「袁桷墓誌銘」に、「嗟乎、昔宋南遷、浙東之学以多識為主、貫穿經史、考覈百家、自天官・律曆・井田・王制・兵法・民政、該通委曲、必欲措諸実用、不為空言。然百年以来、典刑風流日遠」とある。
- 54 宮2003:403-404。「袁桷墓誌銘」が「然百年以来、典刑風流日遠」と言うからには、北宋の胡瑗によって提唱された多識・実用重視の学問は、すでに南宋治下より始まっていたと言えよう。
- 55 詳細は蕭2001:577-613を参照。
- 56 出自がカルルクであるため、科挙では「南人」の左榜と異なり右榜となるなど、仕官の状況には違いがあったと思われる。左右榜の登第者の差異については、桂2001:第1章を参照。
- 57 陳1990:264-265、櫻井2009:174-175を参照。迺賢の生年から推して、塔海の登第はおそらく30余歳のこと

と考えられる。蓋苗「新郷媪跋」(迺賢『金臺集』(元人十種詩本)卷2)に、「右新郷媪一首、余同年塔海仲良宣慰君之仲氏迺賢易之之所作也」とある。蓋苗は至正10年(1350)頃58才で亡くなっているため、泰定元年(1324)頃は30余歳であった)。程端学の登第は47才のことであり、右榜が左榜よりかなり易しかったことが推測される。

58 宮2003:388-389

59 『畏齋集』卷3「慶元郷飲小録序」

60 『金臺集』卷11に「汝州園亭宴集奉答太守胡敬先・進士莫倫赤徳明」がある。

61 陳1990:272-275、李1998:110-114、丁2001、申2006、申2008

62 劉仁本については、檀上2001がある。

63 陳1990:280-283によれば、少なくとも三度は成書されていた。

64 『白雲稿』卷5「送葛羅祿之赴国子編修序」に、「壯則遊京師、歴燕薊上雲代、所至挾天下善士為之交際、求天下碩儒為之師友。日以詩歌自娛、遇可喜可愕、必昌於辞、則有金臺集。涉歴南北、覽古今靈文秘跡、必志於編、則有河朔訪古記」とある。

65 李好文「金臺集序」(『金臺集』附録)に「吾聞易之不喜祿仕、惟以詩文自娛。其來京師、特以広其聞見以助其詩也。今將帰隠于江淮之南、凡所与游者、皆戀戀不忍其去、則其志趣益尚矣哉」とある。

66 貝瓊「清江貝先生文集」卷28「求我集序」に「公生元大徳・延祐間、時方以科挙取士、嘗一試有司、不中、即棄去挙子業」とある。戴良「九靈山房集」卷21「求我齋文集序」。

67 劉仁本「羽庭集」卷5「樵吟稿序」、陳1990:266-267

68 『金臺集』卷1「新郷媪跋」、「潁州老翁詞」

69 朱右「送葛羅祿之赴国子編修序」に、「易之少小嶮学強記憶、与其伯氏從郷儒先游。伯氏既登進士第、為時名賢。易之泊然於進取、退遜句章山水間(中略)。夫人幼而学於宮、長而試於政、推此以往、將何施而不可也耶」とある。

70 『畏齋集』卷3「江浙進士郷会小録序」。これは至正11年(1251)の作とされるが、墓誌銘によれば、程端礼は至正5年には亡くなっている。彼の経歴と照らして、他の人物によって大都で書かれ、科挙に縁の深い彼の作とされたのではないだろうか。

71 慈溪県学教諭の履歴を持つ朱右(1314-1376)は、至正21(1351)の「黄河清」に際して、入京して頌文を献じている。中央でその祭祀を主催したのは、程端学の子程徐であった。

72 『元史』卷45「順帝本紀8」至正19年3月壬戌に、「詔定科挙流寓人名額、蒙古・色目・南人各十五名、漢人二十名」とある。卷92「選挙附録・科目」至正19年に詳しい。

73 宮2004:576-580を参照

## 【図表2】関係士人の生卒年一覧表

(参考:慶元路以外の江南士人)	
黄震(1213-1280)	
陳著(1214-1297)	
舒岳祥(1215-1298)	
王心麟(1223-1296)	
胡三省(1230-1302)	
戴表元(1244-1310)	
史蒙卿(1247-1306)	
任士林(1253-1309)	趙孟頫(1254-1322:湖州)
史駟孫(?-1326頃)	
薛覲(1265-1340)	
袁桷(1266-1327)	
程端礼(1271-1345)	虞集(1272-1348:撫州)
干文伝(1276-1353:平江)	
	黄潛(1277-1357:婺州)
程端学(1278-1334)	欧陽玄(1383-1357:潭州)
	程文(1289-1359:徽州)
翁伝心(?-1340以降)	貢師泰(1298-1362:寧国)

鄭覚民(1300-1364)	危素(1303-1372:撫州)
迺賢(1309-1368)	王冕(?-1359:紹興)
	陳基(1314-1370:台州)
	朱右(1314-1376:台州)
	王禕(1322-1373:婺州)

## 参考文献一覧

- ※本文中では姓と初出年代によって略記する。頁を数は、本一覧に頁数を示したものに拠る。
- ・牧野修二「元代の儒学教育 -- 教育課程を中心にして --」、『東洋史研究』37-4、1979.3、54-76頁。
  - ・孫善福『戴剡源先生表元年譜』商務印書館、1968.12、総150頁
  - ・Davis, L. Richard “Political Success and the Growth of Descent Groups: The Shih of Ming-chou during the Sung”, in P. B. Ebrey and J. L. Watson (ed.) Kinship Organization in Late Imperial China 1000-1940, University of California Press, 1986, pp.62-94.
  - ・張帆「元代翰林国史院与漢族儒士」、『北京大学学報(哲学社会科学版)』1988-5、1988.10、77-85頁
  - ・植松正「元代江南の地方官任用について」、『法制史研究』39、1989.3(同『元代江南政治社会史の研究』汲古書院、1997.6、222-270頁所収)
  - ・陳高華「元代詩人迺賢生平事迹考」、『文史』32、1990.3(同『陳高華文集』中国社会科学院學術委員文庫、上海辞書出版社、2005.5、同『元史研究新論』上海社会科学院出版社、2005.6、262-287頁所収)
  - ・黄寬重「南宋兩浙路社会流動的考察」、『興大歴史学報』創刊号、1991.2、59-74頁(同『宋史叢論』新文豊出版公司、1993.10所収)
  - ・森田憲司「至元三十一年崇奉儒学聖旨碑 -- 石刻・『廟学典礼』・『元典章』--」、梅原郁編『中国中世の法制と社会』京都大学人文科学研究所、1993.3(森田『元代知識人と地域社会』汲古書院、2004.2、100-135頁所収)
  - ・市来津由彦「南宋朱陸論再考 -- 浙東陸門袁燮を中心として --」、宋代史研究会『宋代の知識人 -- 思想・制度・地域社会 --』汲古書院、1993.1(同『朱熹門人集団形成の研究』創文社、2002.2、326-353頁所収)
  - ・李家豪『没落或再生 -- 論元代四明地区的士人与家族 --』国立台湾大学歴史学研究所碩士論文、1998、総156頁
  - ・宮紀子「大徳十一年「加封孔子制誥」をめぐる諸問題」、『中国 -- 社会と文化』14、1999.6月(同『モンゴル時代の出版文化』名古屋大学出版会、2006.1、271-301頁所収)
  - ・森田憲司「碑記の撰述から見た宋元交替期の慶元における士大夫」、『奈良史学』17、1999.12(『元代知識人と地域社会』213-232頁所収)
  - ・櫻井智美「元代集賢院の設立」、『史林』83-3、2000.5、115-143頁
  - ・鈴木弘一郎「程氏家塾読書分年日程」をめぐる、『中国哲学研究』15、2000.9、99-125頁
  - ・蕭啓慶「元朝南人進士分佈与近世区域人材昇沉」、同主編『蒙元の歴史与文化 -- 蒙元史學術研討會論文集 --』下、台湾学生書局、2001.2、571-615頁
  - ・丁崑健「從仕官途徑看元代的遊士之風」、『蒙元の歴史与文化』635-653頁
  - ・檀上寛「元末の海運と劉仁本 -- 元朝滅亡前夜の江浙沿海事情 --」、『史窓』58、2001.2、119-130頁
  - ・桂栖鵬『元代進士研究』蘭州大学出版社、2001.7、総228頁
  - ・宮紀子「程復心「四書章句」出版始末攷 -- 江南文人の保举 --」、『内陸アジア言語の研究』16、2001.9(同『モンゴル時代の出版文化』326-379頁所収)
  - ・稲葉一郎「袁桷と『延祐四明志』」、『人文論究』52-2、2002.9(同『中国史学史の研究』京都大学學術出版会、2006.2、589-610頁所収)
  - ・櫻井智美「元代の儒学提挙司 -- 江浙儒学提挙を中心に --」、『東洋史研究』61-3、2002.12、55-84頁
  - ・宮紀子「「対策」の対策 -- 科挙と出版 --」、木田章義編『古典学の現在 V』、特定領域研究「古典学の再構築」総括班、2003.1(『モンゴル時代の出版文化』380-484頁所収)
  - ・宮紀子「「混一疆理歴代国都之図」への道 -- 14世紀四明地方の「知」の行方 --」、藤井穰治・杉山正明・金田章裕編『絵図・地図からみた世界像』京都大学大学院文学研究科21世紀COEプログラム「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」15・16・17世紀成立の絵図・地図と世界観』2004.3(『モンゴル時代の出版文化』487-651頁所収)
  - ・近藤一成「南宋地域社会の科挙と儒学 -- 明州慶元府の場合 --」、土田健次郎編『近世儒学研究の方法と課題』汲古書院、2006.2(近藤『宋代中国科挙社会の研究』汲古書院、2009.3、171-190頁所収)
  - ・申万里「元代遊学初探」、『中国史研究』2006-2、2006.4、119-130頁
  - ・申万里『元代教育研究』武漢大学出版社、2007.1、総629頁

- ・申万里「元代江南儒士遊京師考述」、『史学月刊』2008-10、2008.10、41-50頁
- ・榎本渉『東アジア海域と日中交流 -- 9～14世紀 --』吉川弘文館、2007.6、総318頁
- ・毛陽光『元代寧波の歴史文化』中国文聯出版社、2008.2、総212頁
- ・近藤一成「黄震墓誌と王応麟墓道の語ること -- 宋元交代期の慶元士人社会 --」、『史滴』30、2008.12、141-163頁

原載 櫻井智美「元代カルルクの仕官と科挙」、『明大アジア史論集』13、2009.3、173-187頁  
(櫻井智美「元代慶元の士人社会と科挙」、「科挙制与科挙学国際学術研討会」平成21年8月27日、北海道、中国語報告論文の日本語版)

## 09 鶴成久章「明代の科挙制度と朱子学 -- 体制教学化がもたらした学びの内実 --」

### はじめに

本稿は題目に「朱子学」という語を掲げたものの、そもそも「朱子学」とは何か、また「朱子学を学ぶ」というのはどういうことか、という問題についてまずは具体的に説明せよと言われれば、正直言って論者はその任に堪えない。本稿では、少なくとも明人にとっての「朱子学」とは朱熹自身の著作あるいは門人の編著にあらわされた思想・学術の体系であり、「朱子学を学ぶ」ということは各種書物の中にまとめられている朱熹の学問を読書・思索を通じて学ぶことであるというその程度の前提で議論を展開している<sup>(1)</sup>。また、本稿の副題に「体制教学化」という表現を使っているが、本稿の議論においては、明代に朱子学が科挙制度の中に取り込まれ、朝廷の庇護を受けることでその教学上の権威が保証されたことをそう言っているに過ぎず、朱子学の思想内容が明朝の政治体制とどういう関係にあったのか、あるいは朱子学が体制維持のためにどういう役割を果たしたのか等々の観点には全く触れていない。

のっけから言い訳めいたことを縷々つらねて恐縮であるが、ともかく、本稿では、明代の科挙制度の科目と朱子学的教養との関係について概観した上で、官の側が科挙制度を通じて士大夫に身につけることを要求した朱子学的教養と、多くの士大夫が挙業としての読書に求めるものとの関係が乖離していった結果、士大夫の朱子学的学びのあり方が質的に変化していったと論者が考える状況について、主として明代中期すなわち成化・弘治年間(1465～1505)頃から嘉靖年間(1522～1566)前半あたりの時代に焦点を当てつつ若干の卑見を提示したいと思う。

### 一 明代科挙の科目と朱子学的教養

よく知られるように、朱子学的経書解釈が科目に取り込まれるようになるのは、元の科挙制度においてであり<sup>(2)</sup>、明の科挙制度は、基本的にその元の制度を踏まえているとされる洪武3年(1370)の「設科詔」<sup>(3)</sup>に基づいて開始された。この洪武3年に始まった明代の科挙は、一時期の中断を経て洪武十七年に再開され、その際には「科挙成式」<sup>(4)</sup>が制定されている。この「科挙成式」について特に注目すべき点は、「四書」学の重視と朱子学的経書解釈の偏重がより鮮明になったという事実である。そして、永楽13年(1415)に朱子学的経書解釈がほぼ全面的に採用された『五経大全』『四書大全』<sup>(5)</sup>が編纂されて各地の学校に頒布されると、科挙(郷試・会試)の第一場の「四書義」「五経義」の答案作成は、その内容に準拠することがほぼ自明のこととなり、ここに至って朱子学的経書解釈の権威は揺るぎないものとなった。また、上記両大全と同時に編纂された『性理大全』<sup>(6)</sup>は、宋・元の性理学説やその他の学術思想を集大成したものであり、明代科挙の科目のうち第二場の「論」や第三場の「策」の出題及び答案作成ととりわけ深く関わるものであった。内容的にかなり雑駁なところがあるのは否めないものの、この『性理大全』の編纂によって、明代の科挙制度においては経学だけでなく性理学等もおおむね朱熹の構想した方向で重視されることとなったのである。

このように朱子学的教養の修得を基本要件とした明代科挙の科目は、その後明末に至るまでとりたてて大幅な内容変革はなく、また、明朝における任官のルートはおおむね科挙一尊であったから、立身出世を望む者は必然的に朱子学的教養の修得に励まざるを得なかったわけである。それゆえ、明一代を通じて官僚予備軍のほぼ全てが、必然的に幼少期から『四書集注』をはじめとする朱子学関係書と向かい合っただけで受験勉強に明け暮れることとなり、その結果として、朱子学的教養は、その理解に浅深はあれ、明代の士大夫に深い影響を与えることとなったのである。その意味においては、科挙制度が明代の思想・学術における朱子学の地位を制度的に支え続ける役割を果たしたのは明らかであると言えよう。



## 二 出題及び答案の具体的内容 -- 『成化十一年会試録』を例として --

明代科挙(郷試・会試)の科目ではそもそもどういう内容が問われたのであろうか。また、受験生が答案を作成する際にはどの程度の朱子学的教養が要求されたのであろうか。この問題について、『成化十一年会試録』(北京図書館古籍珍本叢刊所収)によって具体的に検証してみることにする。

まずは第一場の出題内容から見てみたい。第一場においては、全受験生必修の科目である「四書義」が三問と「五経」から一経を選んで答える選択必修の「五経義」が四問出題された。その出題の方式については、例えば、成化十一年会試の「四書義」<sup>(7)</sup>の第一問を示せば次の通りである。

無為而治者、其舜也与。夫何為哉。恭己正南面而已矣。  
(無為にして治まる者は、其れ舜なるか。夫れ何をか為さんや。己を恭しくして正しく南面するのみ。-- 『論語』衛霊公篇)

このように「四書」のある一節がそのまま提示されるだけであるので、経文を完全に暗記しておかないと全く話しにならない。また、答案を書く際には、「四書」については朱熹の「章句」「集注」に基づくべきことが決まりであったので、注釈<sup>(8)</sup>についてもほぼ完全な暗記が必須であったはずである。実際、この出題に対して最も優秀な答案を提出した楊仕偉という受験生が書いたとされる程文<sup>(9)</sup>の冒頭部分を見てみれば、注釈の語句を踏まえることが答案作成上いかに重要であったかがよくわかるであろう。

不可見者、聖人為治之迹、所可見者、臨御敬徳之容。-- 破題<sup>(10)</sup>  
(見るべからざる者は、聖人治を為すの迹、見るべき所の者は、御に臨んで徳を敬しむの容なり。)

夫恭己者、敬徳之容也。聖人之治、既無迹之可見、則其所可見者、豈非敬徳之容、著於臨御之時者哉。-- 承題  
(夫れ己を恭しくすとは、徳に敬しむの容なり。聖人の治は、既に迹の見るべきもの無ければ、則ち其の見るべき所の者は、豈に徳に敬しむの容の、御に臨むの時に著わるる者に非ずや。)

破題については、「聖人為治之迹」という句が『四書大全』<sup>(11)</sup>の小字注に引く「或問」の「舜之所以為治之迹」を、また「敬徳之容」というのが、「集注」の「聖人敬徳之容」を踏襲しているであろうし、また、この対句の構え方も、『大全』の小字注に引く陳櫟の「人不見其有為之迹。可得見者、臨御敬徳之容耳。」という注釈の内容そっくりであると言っても過言ではない。さらには、そもそもこの陳櫟の注釈自体が、やはり『大全』の小字注に引く、饒魯の「集註、分兩節云々」という指摘にある通り、「集注」の説に基づいて展開されたものにほかならないのである。なお、承題以下は、破題の内容を承けて議論が組み立てられてゆくこととなるので、「集注」の説に則った内容となっていることは言うまでもない。

ところで、先引の程文に対して、この会試の同考試官を努めた林瀚という人物が書いた批語には、

この篇はひとえに伝注に基づいて文章を作っており、異論を立てて高踏ぶるものとは違ふ。……<sup>(12)</sup>

という評価が見られる。この事実から考えても、受験生が答案作成の際に「伝注」すなわち「集注」やそれを敷衍した注釈に準拠しているか否かが、答案審査の上で重視された観点の一つであろうことは想像に難くない。

続いて、第二場については、必修の「論」が一問、「詔、誥、表」の中から選択必修で一問、そして「判語」が必修で五問という内容になっていた。このうち朱子学的教養と最も深く関わるとされるのは、冒頭の「論」であった。この「論」は、宋代以降科挙制度に採用された議論の文章であり、そこで問われる内容は、少なくとも明代においては、「修己」「治人」に関するテーマが出題されることが多かった。つまり、基本的に朱子学の範疇に含まれるとみなされるようなテーマが問われる場合がほとんどであるため、受験生はここでも自己の朱子学理解が試されることを想定しておく必要が多分にあった。

なお、成化11年の「論」では、「学以至乎聖人之道」すなわちいわゆる「顔子好学」論が出題されている。いま程文については省略するが、程文に附せられた同考試官張泰の批語を見てみると、

この篇は、ひとえに程・朱の議論に基づいて、よく徹底して究めている。これは何と他の答案に抜きん出た境地であろう。誠にあやかりたい程のできである。<sup>(13)</sup>

という指摘がなされている。こういう出題に対して朱子学の理解抜きに試験官の評価に堪えうるようなまともな答案が書けるはずがないことは明らかであろう。

さて、最後の第三場では「策」が全部で五問出され、これは全受験生必修であった。この「策」においては基本的に、太祖朝・太宗朝を中心とする明朝の典故、経学、史学、性理学、時務等に関連する内容が問われるのが普通であった。成化十一年会試の第二問の場合は、荀子、董仲舒、揚雄、韓愈、欧陽脩、司馬光、蘇軾・蘇轍兄弟、胡安国・胡宏父子といった諸儒の性論の得失が生じた理由と、人の性が本来善であることの根拠とを考察して自己の見解を披瀝せよという内容の出題であった。策題及び対策の程文ともに長文であるので省略に従い、ここではこの策題に対する対策の程文に付された考試官の批語について見てみることにする。例えば、同考試官の一人であった李傑の批語には、次のような言葉が見られる。

性について論じたこの策題では、みな程子の説を引いて断を為すことを知っているものの、(他の)諸儒の言ったことについては、とりわけ理解が欠けている。<sup>(14)</sup>

この言葉が事実であるということであれば、彼が答案を審査した房の受験生の多くは程子の性論については知っていても、それ以外の諸儒の性論についてはほとんど知識がなかったということになる。一方、もう一人の同考試官傅瀚の批語には、

荀、揚、韓三子が性を語った言葉は知っている者が多い。欧陽、蘇、胡の言葉は、『孟子』の注の中に見えるので、これを知る者もけっこういる。だが、董子、司馬の説は、「史書」(『漢書』董仲舒伝)や『法言注』に見えるだけである。この答案だけがそれを理解している。思うに博学の士である。<sup>(15)</sup>

という非常に具体的な指摘が見られる。程文というのはあくまでも出題に対する最高の答案例であり、批語の評価もそれに対して書かれたものである。従って、これをもって受験生の一般的な水準とみなすことは当然出来ない。だが、これによって受験生における諸儒の性説についての知識のレベルがうかがえるとともに、試験官がどのような答案を好ましいと考えていたのかを推し量ることが出来る。先の例では、全ての受験生が試験官を満足させるような教養を身につけていたわけではないことを伝えているわけだが、それでも少なくとも程子の性説くらいは知っているのが普通であったことや、『孟子集注』を通じて欧陽脩、蘇軾、胡安国の性説についても知っている者がある程度いた、ということがわかる。この批語では、当時の人々が程文のような理想的な答案を書くための知識の拠り所まで明らかにしている点が甚だ興味深いと言えよう。

ちなみに、この科の第四問は、風俗を正そうとするならば學術を正す必要がある云々ということについて意見を述べさせる内容であり、「理道」を談ずる者として「董生、二程子、朱子」が問題文中に提示されている。こうして考えてみる限り、第三場の「策」についても、試験官の期待するような内容を具備した答案を書くためには朱子学的教養は必須であったと考えられるのである。

### 三 明代士人における挙業と読書

ところで、上述のような出題に対処するためにはいったいどのような読書・学習カリキュラムが必要とされたのであろうか。次にこの問題について考えてみたい。

明人の伝記資料を渉猟してみても、童蒙期から応試期の頃の学習内容を詳細に記録している例は決して多くはない。たとえある程度詳細に記録しているものがあったとしても、記された学習内容については個人差が大きい。全く無作為に学んだとは考えにくいものの、そこにある共通のカリキュラムを想定することは非常に難しい。明の科挙制度は元の制度を踏襲した部分が多いことから、元代に朱子学的教養を核に据えて挙業に従事することを目的に作成されたとされる程端礼(1271～1345)の『程氏家塾読書分年日程』が、明代においても教学の基本課程として用いられたのではないかという見方も当然出来よう<sup>(16)</sup>。確かに明初の士人の伝記資料等には『程氏日程』に基づく学習の記録やその内容に関する言及が間々見られ、『程氏日程』が一定の影響力を有したであろうことは否定できない。しかしながら、該書においては、朱子学的教養を基本に据えた極めて煩瑣な読書が要求されており、それを忠実に実践するためには非常に多くの種類の書物を読むことが必須である。そして、極めて根気のいる読書三昧の歳月をへながら指定された書物をマスターし、22、3歳から24、5歳で科挙に應ずることを想定しているのが『程氏日程』の読書課程にほかならない。その概要を示せば、次の如くである。

八歳未入学之前、読『性理字訓』。  
 自八歳入学之後、読『小学書』正文。  
 『小学書』畢、次読『大学』経伝正文、次読『論語』正文、次読『孟子』正文、次読『中庸』正文、次読『孝経刊誤』、次読『易』正文、次読『書』正文、次読『詩』正文、次読『儀礼』并『礼記』正文、次読『周礼』正文、次読『春秋』経并「三伝」正文。  
 前自八歳、約用六七年之功、則十五歳前、『小学書』『四書』諸経正文、可以尽畢。  
 自十五志学之年、即当尚志……、読『大学章句』『或問』、『大学章句』『或問』畢、次読『論語集註』、次読『孟子集註』、次読『中庸章句』『或問』、次鈔読『論語或問』之合於『集註』者、次鈔読『孟子或問』之合於『集註』者、次読「本経」。  
 前自十五歳、読『四書』経註、『或問』、「本経」伝註、性理諸書……。「四書」、「本経」既明之後、自此日看史。看『通鑑』、看『通鑑』、及参『綱目』……。「通鑑」畢、次読「韓文」。「韓文」畢、次読『楚辞』。「通鑑」「韓文」「楚辞」既看既読之後、約纔二十歳、或二十一二歳、……学作文、作科挙文字之法。専以二三年工、学文之後、纔二十三歳、或二十四五歳、自此可以应挙矣。

これは、何よりも朱子学的教養の修得を希求する者にとっては理想的な内容と言えるのであろうが、科挙試験に合格することこそが人生の第一目標であると考えられる者にとっては、こういうカリキュラムは迂遠なものとならざるを得ない。ましてや、受験競争が熾烈化の一途をたどった明代においては、『程氏日程』の読書課程は士人たちの挙業の現実に適合し得なくなっていく、やがてはその影響力を失っていったと思われるのである。この点に関しては、清代に『程氏日程』を復刻した朱子学者の陸隴其(1630～92)が、復刻本に附した跋文において次のように述べている。

明初の諸儒は、読書をするのにおおむね(この「日程」)を奉じて準則とした。だから、当時の人材の輩出ぶりは漢代や宋代には及ばなかったとはいえ、経義は明らかで、(士人達の)徳は修まっておき、文質ともに盛んであった。(ところが)中葉に至ると、学校が廃れ、家ごとに教育を行い、人それぞれに学習するようになると、この書物自体は存在しても、(これに)従う者はほとんどいなくなり、がさつでむちゃくちゃ(に学ばばかり)で、(学問の)拠り所を無くしてしまった。……<sup>(17)</sup>

この陸隴其の指摘は、明中期以降における『程氏日程』受用の実態に近かったであろうと思われるのである。管見による限りでは、明人が『程氏日程』に言及する事例は、成化年間頃まではある程度存するようであるが、弘治年間以降明末に至るまでの時期となるとほとんど見られなくなるのである。このように『程氏日程』の影響力が衰退していった要因について考えてみれば、一つには

その時期からして先述の「永楽三大全」編纂の影響は当然小さくなかったであろう。しかしながら、もっと重要な要因は他にあったのではないかというのが論者の考えであり、次節ではその点について考察してみたい。

#### 四 童子試の影響

『明史』卷六十九 選挙一に、「科挙は必ず学校に由る(科挙必由学校)」というように、明の制度では、例外がないわけではないが、基本的に国子監や各地方儒学(府学、州学、県学等)の生徒(生員)でなければ科挙受験が許されなかった。そして、この学校に入るための資格を得るには入学試験に合格する必要があった。その入学のための試験は童子試と称され、県試・府試・院試の三段階からなっていた。

ところで、この童子試は明代に始まったことが知られているが、その正確な開始の時期等については未詳である。だが、地方の学政を総督した提学官の設置の時期などを考慮すると、正統年間(1436~49)頃には制度が整えられていたものと思われる<sup>(18)</sup>。また、この童子試の試験の内容についても、まとまった資料が乏しくよくわからない点が多い。ただ、例えば明中期の人張文麟(1482~1548)の自叙年譜である『端巖公年譜』には、彼が弘治年間に身をもって体験した受験勉強の様子、試験制度の概要、さらには各種試験の出題に至るまでかなり詳細な内容が記録されており、当時の童子試の制度について極めて有益な情報を提供してくれている。そして、そこから得られる情報のうちとりわけ興味深いのは、童子試の試験科目は「四書義」「五経義」「論」「策」であり、郷試・会試の試験問題に比べて出題数こそ少ないものの、内容は基本的に同一であったという事実である<sup>(19)</sup>。このことは、明代においては、童子試の受験年齢に至るまでに、科挙受験とほぼ同じ内容の学習を済ませておかねばならなかったことを意味している。童子試の受験年齢は一定しないが、管見の範囲で明人の伝記資料に徴する限り、12、3歳頃から受験を始めて20歳前後で合格するのが理想だったように思われるから、その頃までには受験の準備を一通り終えておく必要があったわけである。

つまり、明代の士大夫は童蒙期から運良く進士に挙げられるかあるいは受験を断念するまで、「四書義」「五経義」「論」「策」のための挙業に没頭することになったわけである<sup>(20)</sup>。とりわけ「四書義」と「五経義」すなわち時文(いわゆる八股文)の学習は、答案審査の際の比重が最も重かったとされる<sup>(21)</sup>ことから、童蒙期の学習においても特に多くの労力が割かれたものと思われる。ともあれ、『程氏日程』式の読書が次第に敬遠されるようになったのには、明代科挙の科目と『程氏日程』のカリキュラムとに齟齬が生じていたこと、また、科目に相即した内容を寄せ集めた「永楽三大全」が流布したという事実が密接に関わることは言うまでもない。しかしながら、それに加えて、童子試の制度の発達に伴う受験勉強の低年齢化が、極めて重大な影響を及ぼした点にも十分注意を払う必要があるのである。

そこで、童子試対応の受験カリキュラムが間違いなく確立していたであろう明代中期以降の例を示すものとして、常州府無錫県の人で、万暦四年応天郷試の解元となった顧憲成(1550~1612)の年譜(顧枢等撰『顧端文公年譜』)を見てみたい。

(嘉靖)三十四年乙卯六歳、始就塾  
 三十五年丙辰七歳、受『大学』『中庸』。  
 三十六年丁巳八歳、師省齋俞先生、受『論語』。  
 三十七年戊午九歳、受『孟子』及「虞書」。  
 三十八年己未十歳、受「夏書」「商書」「周書」。  
 三十九年庚申十一歳、……読「韓文」……。  
 四十年辛酉十二歳、始習「対聯」。  
 四十二年癸亥十四歳、日課多有餘、稍去而有於「諸子百家」。  
 四十四年乙丑十六歳、師澄泉石先生、習挙子業。師教作「破題」、授筆立就。三日教作「承」。又三日、教作「起講」「対比」。公請自為之、如宿習然、先生大驚。

隆慶四年庚午二十一歳、補邑庠生。……応府県試及院試、皆第一。……

入塾後まもなくして、まずは必修の「四書」を『大学』『中庸』『論語』『孟子』の順に学び、続いて専經の『書経』を「虞書」「夏書」「商書」「周書」の順に学んでいる。そして、その後は文章作法の学習に取りかかり、それらの基本を修得し終わると本格的な挙業に着手して、いわゆる八股文の作法を学び、その五年後には童子試を受験して生員となっている。「論」「策」への具体的な言及が見られないが、恐らくは「読韓文」「習挙子業」といった記述の中に含まれると考えるべきなのであろう。ともかく、これを見るに、基本的な学習カリキュラムは、童子試受験に即応可能なかたちに組み立てられていることは明らかである。

## 五 考試官による出題の形骸化

明代科挙の科目は洪武十七年以降大幅な変革がなく、おおむね制度的に安定していたと言える。また、中途から導入された童子試の科目が、基本的に郷試・会試の科目と重なるものであったこともあって、挙業に従事する受験生の側にとってみれば、学習の目標が非常に立てやすかったと考えられる。あまつさえ、官学としての朱子学の権威も厳格に保証されていたので、士人たちは既存の朱子学解釈の枠内で挙業に従事すればよかった。

しかしながら、挙業のための学とほぼ完全に一体化したことにより、明人の学びにおける朱子学的教養の位置づけは形式主義に墮することを免れなかった。一般の士人にとってみれば、科挙受験を前提とする以上、朱子学を真摯に学ぶということは、官のお墨付きを得た朱熹の学説を完全に暗記したうえで、それをすぐれた文体を用いて忠実に敷衍出来るよう励むことであり、つまりは記誦詞章の学でしかなかった。朱熹の学説に対して、疑問を差し挟んだり、自己の思索の成果を批判的にぶつけたりすることは、受験の場では基本的にマイナスに作用し、要は挙業での成功を放擲する行為でしかなかった。

科挙試験の場で問われる朱子学が単なる挙業のための学に惰し、いかに形骸化したかを示す事例を考試官の側についてみると、それはまず出題の形式・内容の面に顕著にうかがうことができる。例えば、第一場の冒頭の「四書」の出題については、明初には決まったパターンは見られず、試験の都度試験官が自己の裁量で出題する經書を選択することが可能であったのに対して、明代の中期頃には出題のパターンが完全に固定化してしまった。すなわち、『論語』『中庸』『孟子』の組み合わせか、あるいは『大学』『論語』『孟子』の組み合わせ以外の出題は無くなるのである<sup>(22)</sup>。これは朱熹の構想した「四書」学を尊ぶ姿勢とはどういえないであろう。それだけではない。ある經書の中から題目として選ばれる箇所まで形骸化の様子が窺えるのである。顧炎武は、『日知録』卷十六「擬題」において、

今日の科場の弊害は、(受験生の)出題予測の問題よりひどいものはない。いま經文について言えば、初場では学習した本經について四問が試験されるが、試験場で出題が可能な題目というのは、数十に過ぎない。……ただその出題可能な篇と、それに対応する数十題の程文とを暗記するだけである。……<sup>(23)</sup>

と述べたあと、「五經」各經の中の出題が忌避された篇が具体的に指摘されている。顧炎武の指摘はもとより明末清初の状況を踏まえてのものであるが、このような状況は明末になって突如として出現したわけではなく、明中期頃から徐々に進んでいった事態にほかならない。試験官が過度に皇帝の意向に配慮したり、不適切な出題による弾劾を恐れて自己保身につとめるようになると、出題される箇所は極度に制限されてしまい、その結果、受験生の中には、出題可能な限られた篇と出題されそうな經文に対応した模範答案を暗記していればよいという態度に出る者も当然現れてきたのである。

さらに、丘濬(1418~95)は『大学衍義補』卷九「清入仕之路」において次のような指摘をしている。

……近年では、試験官が、受験生の知らない問を出して苦しめて、自己の学識をひけらかそうとしている。初場の経書題を出すのに、しばしばわかりにくさを追求して、無理矢理に句読を切って経文を破碎したり、続けてはいけないうところを続けたり、切つてはいけないうところで切つたりして、学ぶ者に投げ所を失わせ、本来費やす必要の無い方面に余計な労力を費やさせ、かえって経書の綱領や要点の理解をいい加減にさせてしまった。……<sup>(24)</sup>

丘濬が言わんとするところは、思想的に重要なテーマ、ということは敬虔な朱子学者である彼にとっては朱子学の体系からして喫緊の課題を問うのではなく、受験生があまり熱心に学んでいないと想定されるような箇所を敢えて出題したり、あるいは受験生が気づきそうな箇所であれば、わざと句読を変えて見わけにくくして出題したりするといったような、受験生をはぐらかすことをひたすら追求した出題の増加が目に見えようになってきたというのである。

それでも、「四書義」「五経義」といった経書題の場合は、経書の中のある部分を選び出して出題するので、試験官の裁量の範囲は、経文の選定ということに限られるが、第二場の「論」や第三場の「策」に至っては、試験官が自己の意のままに出題を行うことは一層容易であった。このような試験官の側の態度は、篤実な朱子学的学びと科挙での成功は必ずしも一致するわけではないという現実認識を多くの士人たちに与えることとなったのではないかと思われる。

## 六 明人における学びの変質

以上に見てきたように、少なくとも明中期頃の一般の士人達にとってみれば、もはやはじめに朱子学ありきなのではなく、まずは挙業があってその挙業の主要な内容が朱子学であったということに過ぎなかった。朱子学的教養の獲得そのものが目的なのではなく、朱子学的教養をマスターしたと認定されることによって付与される学位の方が重要であった。そして、このように考える者達が従事する学習が、朱子学的教養の理解をより深める方向へと展開していくのではなく、童子試も含めた明代の科挙制度の内実に沿うかたちで収斂していったのは当然の成り行きであった。ここに至って、科挙の科目とは直接関係のない書物が学習の対象からはずされるようになるのは決して驚くべき話しでもない。

例えば、嘉靖年間に受験生活を過ごした李樂(1568年進士)は、『見聞雑記』巻八において、次のようなことを述べている。

私が童子の時、村の塾に入ると先生が子供に教えるのに、往々にして『小学』『孝経』を読むことが多かったが、私が四十歳を過ぎた頃には、(これを)読む者がほとんどいなくなった。<sup>(25)</sup>

『小学』は朱子学入門の書として重要な書物であり、『程氏日程』でも八歳入学の後最初に読むことになっていた。一方、『孝経』も儒教教育の重要な経典として元末から明初にかけての時期には童蒙教育に多用されていた。しかしながら、これらの書物の内容は、明代の童子試や科挙の試験内容とは直接関わらないため、敢えて学ばなくとも受験そのものに大きな影響はない。『小学』にしろ『孝経』にしろ格別難解あるいは大部な書物とは言えないが、元来、童子に効率的に字を覚えさせ受験勉強の基礎を養成するための教材として編まれたものではなかった。当時民間には、『千字文』『幼学詩』をはじめ童蒙教育の教材としてはもっと使いやすい教材が少なからず流布しており、これらを使う方が学習はより効果的であったと思われる<sup>(26)</sup>。

恐らく、大勢から言えば、通俗的な識字教科書で一通り字をおぼえと、直ちに童子試や科挙を受験するための準備に取りかかるのが一般的であったのではなかろうか。眼前に受験という明確な目標があって、そのために必要な学習内容も自明であった以上、学びは効率化に向かわざるを得なかったと思われるのである。このような学びの効率化は、本格的に挙業に取り組むようになると、より一層露骨なものとなっていったと思われる。先に引いた李樂の『見聞雑記』には、先の発言に続けて次のような指摘が見られる。

晩年になってから、また袁黄の「四書」を見たが、(それは)朱子の注を全く用いていなかった。さらには、墨塗りの「四書」も目にした。それは、(朱子の注釈以外の)圈外の注は全て塗りつぶしていた。(朱熹の)正注についても『大学』『中庸』は十分の一、二を、『論語』『孟子』は十分の四、五を塗りつぶしてしまっていた。ああ、太祖や太宗の時代であれば、こういった人々が刑に服したことは疑いない。このようなことが生じる理由は、末世の人々は子弟をしっかりと教育せず、科挙の合格を急ぐから、それで、みだりに(教育を)簡略化してかえりみず、結局(学問には)一字ですら修改してはならないものがあるというのがわかっていないのだ。(27)

この証言は、試験での成功を求めるのに急なあまり、子弟の教育が都合のいいようにゆがめられていく様子を如実に伝えていると言えよう。また、同様の嘆きとして、嘉靖中期頃の貢生であった何良俊は、『四友齋叢説』巻3において次のように述べている。

そもそも伝注を用いて科挙合格をかすめ取ろうというのは、これは30年前のことであった。今時の学者は、ただ経書にざっと目を通し、さらに旧文千編を読めば、高官になること、地面に落ちているちりを拾うようなものである。千編の旧文を読めば、すぐに高官になれ、直ちに栄達して親の名誉を輝かせて、世間に名声をとどろかせることができるのである。しかるに、聖經を体認しようとする者は、長年こつこつと苦勞して白髪頭になって、飢え凍え老いて死に至るまで、結局何も成し遂げられない。人々はどのように容易で安楽なことにをやらずに、困難で苦しいことをやるであろうか。人々がみな旧文を読んで経伝を体認しないとすれば、「五経」「四書」は尽く廃絶してよからう。ああ、天下の責任者は厳しく対処すべきではあるまいか。(28)

こういった受験生の側の墮落という趨勢には、出版業に代表される受験産業の隆盛という要素も深く関わっていたことは周知の通りである(29)。雑多な挙業書が汗牛充棟の如くに出版され、受験生に広く行き渡るようになると、それらを巧みに用いて受験テクニックを磨く者が合格者の多数を占めていくことになったと思われるのである。勿論、安直な挙業書の流行を禁ずる命令は朝廷の側からも繰り返し出されている。ただ、そのような禁令がいくら出されようと、世の習いは容易に改まらなかった(30)。というより、こういう弊害は、むしろ明末になってその極に達したことはよく知られており、そのことを伝える資料は枚挙にいとまがない。例えば、顧炎武は『日知録』巻十六「三場」において、次のように嘆いている。

……そもそも昔の(科挙における)三場というものは、帷を下ろすこと十年、読書千巻でなければ、(第一場、第二場、第三場という)三場(の合格)はあり得なかった。今では手っ取り早い合格に努めて、「四書」と一經の中から出題を一、二百題推し量り他人が書いた文章を盗み取って暗記するに過ぎない。試験場に入場した日に、一通り(それを)写してしまえば、直ちに運良く合格してしまう。そうして本經の全文を読まない者もいるのである。天下(の子弟を)をなべて速成を求める童子ばかりにしてしまっている。学問はここから衰退し、心術はここから壊れてしまうことになる。(31)

選択必修の專經すら読まない者もいたなどというのはかなり極端な事例なのではないかとも思うが、受験生が「四書」及び專經の中から出題されそうな箇所を推し量った上で、それに対応する内容の程文や墨文といった模範答案の類を読んで草卒に受験テクニックを磨き、あとはそれを試験場でうまく発揮できればただちに合格したというのはあながち誇張とは言えまい。

科挙試験は学習の過程は問わず結果のみを問う競争試験であるから、このような要領のよい受験生を試験官がふるい落とすことは難しい。答案が朱子学の学説に合致するか否かははかされても、それを書いた受験生が朱子学を真摯に学んだのかどうかを判定するのは不可能に近いからである。真摯に朱子学を学んだと自他共に認める者が退けられ、射倖心に駆られ受験対策に専念した者が栄達を射止めるような矛盾が顕著になってくれば、聖賢を希求してひたむきに朱子学を学び、そうして朱子学的教養を修得した者だけが官僚として政治に参与するのが許されるという建前はもはや通用しなくなる。ここにおいて、士人達にとって朱子学的学びのもつ意義が揺らぎ始

めるのは必至であった。

## おわりに

明代の科挙制度が、多くの士大夫を朱子学的学びに導くのに多大な貢献を果たしたことは否定しようのない事実である。しかしながら、科挙制度に取り込まれて体制教学化した朱子学は、もはや士人たちにとっては自発的な学びの対象としてではなく、明朝の官僚として政治に参加するための必須条件として、強制的に学ばされるものとなってしまったと言えるのである。つまり、朱子学は科挙のための学問として朝廷の手厚い保護を受けたことにより、朱熹が理想とした「為己の学」の要素を希薄化し、朱熹が最も警戒した「為人の学」としての色彩を強めることとなったわけである。ここに至って、それを学ぶ士大夫たちの学びが形骸化の様相を帯びていったのも故無しとしない。

もっとも、これまでに述べてきたような問題をもって、朱子学的学びの形骸化と言うのであれば、実はそれは「明代の科挙制度」と「朱子学」との関係に特有の現象とも言えないであろう。要するに、それは試験制度というものが本質的に内包する問題であって、すなわち、「明代の……」「朱子学の……」という限定なしに起こり得ることであろう。

こうして改めて考えてみると、本稿は「明代の科挙制度と朱子学」と題してはいるものの、(冒頭で言い訳したとおり)「朱子学」という学問の特質や「明代の科挙制度」に特有の事情にまで深く踏み込んだ考察になり得ていないことを危惧する。大方の寛恕を冀う次第である。

## 注

- (1) なお、書物を通じて朱子学を学ぶということに関しては、小島毅「思想伝達媒体としての書物 -- 朱子学の「文化の歴史学」序説 --」(『宋代社会のネットワーク』、汲古書院、1998年)に興味深い考察が見られる。
- (2) 『元史』巻八十一 選舉一 科目「考試程式、蒙古、色目人、第一場、經問五条、『大学』『論語』『孟子』『中庸』内設問、用朱氏章句・集註。其義理精明、文辞典雅者、為中選。第二場、策一道、以時務出題、限五百字以上。漢人、南人、第一場、明經疑二問、『大学』『論語』『孟子』『中庸』内出題、並用朱氏章句・集註、復以己意結之、限三百字以上、經義一道、各治一經、『詩』以朱氏為主、『尚書』以蔡氏為主、『周易』以程氏・朱氏為主、已上三經兼用古註疏、『春秋』許用三伝及胡氏伝、『礼記』用古註疏、限五百字以上、不拘格律。……」
- (3) 『皇明詔令』巻一 設科詔 鄉試會試文字程式「第一場、試五經義、各試本經一道、不拘旧格、惟務經旨通暢、限五百字以上。『易』、程・朱氏註、古註疏。『書』、蔡氏伝、古註疏。『詩』、朱氏伝、古註疏。『春秋』、左氏・公羊・穀梁・胡氏・張洽伝。『礼記』、古註疏。四書義、一道、限三百字以上。第二場、試礼樂論、限三百字以上。詔、誥、表、箋。第三場、試經史時務策一道、惟務直述不尚文藻、限一千字以上。……」
- (4) 『明太祖実録』巻百六十「洪武十七年三月戊戌朔」「鄉試、八月初九日第一場、試四書義三道、每道二百字以上。經義四道、每道三百字以上。未能者許各減一道。四書義、主朱子集註。經義、『詩』主朱子集伝、『易』主程・朱伝義、『書』主蔡氏伝及古註疏、『春秋』主左氏・公羊・穀梁・胡氏・張洽伝、『礼記』主古註疏。十二日第二場、試論一道、三百字以上。判語五条、詔、誥、章、表、内科一道。十五日第三場、試經史策五道。未能者許減其二。俱三百字以上。次年礼部會試、二月初九日、十二日、十五日為三場。所考文字与鄉試同。」
- (5) 拙論『四庫全書総目提要』『永樂三大全』の研究(『福岡教育大学紀要』56号、2006年)参照。
- (6) 前半は、周敦頤撰『太極図説』一卷・『通書』二卷、張載撰『西銘』一卷・『正蒙』二卷、邵雍撰『皇極經世書』七卷、朱熹撰『易学啓蒙』四卷・『家礼』四卷、蔡元定撰『律呂新書』二卷、蔡沈撰『洪範皇極内篇』二卷が収録されており、後半には諸儒の群言を拾い集めて、「理氣」「鬼神」「道統」「聖賢」「諸儒」「学」「諸子」「歴代」「君道」「治道」「詩」「文」の十三目に分かって収録している。
- (7) なお、「五經義」については、出題の方法も答案の様式も「四書義」と全く同じであるので、省略に従う。
- (8) 注釈について言えば、「大全」に収める注釈のうち小字注は相当に煩瑣であり、それをどの程度まで暗誦する必要があったかは未詳である。勿論、理想は全てそらんじることであっただろうが、例えば薛瑄のような篤実な学者でも、余力があれば読めば良い(若伝註精熟之余、有余力、而参看之、可也。)といっているのは興味深い。『読書録』巻四参照。
- (9) ちなみに、たてまえとしては程文の作者は受験生であったが、実際は試験官の代作が普通であった。この問題については、拙論「明代の「登科録」について」(『福岡教育大学紀要』55号、2005年)参照。



- (10) 明代の「四書義」「五経義」の答案の書式(いわゆる八股文)については、当時その形式がはっきりと定められていたわけではなく、作成上かなりの幅がみとめられていたように思われる。但し、冒頭の破題と承題の部分のように、必須の構成要素もあった。なお、ここに示した破題、承題は、あくまでも論者の考えである。
- (11) 『論語集註大全』巻十五「衛霊公第十五」(集註)無為而治去声者、聖人徳盛而民化、不待其有所作為也。独称舜者、紹堯之後、而又得人以任衆職、故尤不見其有為之迹也。恭己者、聖人敬徳之容。既無所為、則人之所見如此而已。(小字注)或問、恭己為聖人敬徳之容、以書伝考之、舜之為治、朝覲、巡狩、封山、濬川、挙元凱、誅四凶、非無事也、此其曰無為而治者、何耶。朱子曰、即書而考之、則舜之所以為治之迹、皆在摂政二十八載之間、及其踐天子之位、則書之所載、不過命九官十二牧而已、其後無他事也。雖書之所記、簡古稀濶、然亦足以見當時之無事也。○双峰饒氏曰、集註分兩節、一節説聖人徳盛而民化、不待其有所作為、此是衆聖人之所同。一節説、舜紹堯之後、又得人以任衆職。故尤不見其有為之迹。此是舜之所独。称舜与無憂者其惟文王乎相似。○新安陳氏曰、人不見其有為之迹。可得見者、臨御敬徳之容耳。胡氏謂、敬徳之容、由外而知其内、是也。」
- (12) 此篇、一本伝註成文、非立異以為高者。……
- (13) ……此篇、一本程・朱緒論、融而貫之。是何胸次之出群也。欣羨、欣羨。
- (14) 論性一策、皆知引程子説為断、而諸儒所言、殊欠記憶。……
- (15) 荀、揚、韓三子言性、人多知之。歐陽、蘇、胡言、見於『孟子』註中、亦間有知者。惟董子、司馬之説、見於「史」与『法言』註。此卷独能得之。蓋博學之士也。
- (16) 寺田隆信「近世士人の読書について」(『中国史と西洋世界の展開』、みしま書房、1991年)、佐野公治『四書学史の研究』(創文社、1988年)序章参照。
- (17) 明初諸儒読書、大抵奉為準繩。故一時人才、雖未及漢・宋之隆、而經明行修彬彬盛焉。及乎中葉、學校廢弛、家自為教、人自為学、則此書雖存、而繇之者、鮮矣。鹵莽滅裂、無復準繩。……
- (18) 趙子富『明代学校与科挙制度研究』(北京燕山出版社、1995年)第2章第1節参照。
- (19) 拙論「明代の受験事情 -- 『端巖公年譜』を読む --」(『福岡教育大学紀要』53号、2004年)参照。
- (20) なお、この四科目は教師の考覈の際の試験科目にもなったようである。例えば、『(万曆)明会典』巻十二「吏部十一・考覈・教官」に「正統九年……又奏准、考試考滿教官、初場考四書、本經義各一篇、二場論、策各一道。……」とある。
- (21) 『日知録』巻十六「三場」に「明初三場之制、雖有先後、而無輕重。乃士子之精力、多專於一經、略於考古。主司閱卷、復護初場所中之卷、而不深求其二三場。」という。また、佐野氏前掲書第七章参照。
- (22) 拙論「明代科挙における「四書義」の出題について」(『九州中国学会報』41巻、2003年)参照。
- (23) 今日科場之病、莫甚乎擬題。且以經文言之、初場試所習本經義四道、而本經之中、場屋可出之題、不過數十。……止記其可以出題之篇、及此數十題之文而已。……
- (24) ……近年以來、典文者、設心欲窘孳子以所不知、用顯己能。其初場出經書題、往往深求隱僻、強截句讀、破碎經文、於所不當連而連、不當断而断、遂使学者無所拠依、施功於所不必施之地、顧其綱領体要処、反忽略焉。……
- (25) 予為童子入郷塾、蒙師訓其弟子、往往多讀『小学』、『孝經』。迨予四十以後、読者鮮矣。
- (26) 池小芳氏「明代的的小学」(『中国教育制度通史』4巻、山東教育出版社、2000年)参照。
- (27) 至晩歳、又見有袁黄「四書」、全不用朱夫子註。又見塗抹「四書」、凡圈外註全塗抹。其正註『学』『庸』十塗一二、『論』『孟』十塗四五。嗟乎、若当二祖朝、此等人服上刑奚疑。所以然者、末世人不善教子、急于進取。故妄為簡省而不顧、竟不知其有一字不容增損者在也。
- (28) 夫用伝注以剽取科第、此猶三十年前事也。今時学者、但要讀過經書、更讀舊文字千篇、則取青紫、如俯拾地芥矣。夫誦千篇舊文、即取青紫、便可榮身顯親、揚名当世。而体認聖經之人、窮年白首、饑凍老死、迄無所成。人何不為其易且楽、而独為其難且苦者哉。人人皆讀旧文、皆不体認經伝、則「五経」「四書」可尽廢矣。嗚呼、有天下之責者、可不痛加之意哉。
- (29) 大木康『明末江南の出版文化』(研文出版、2004年)、井上進『中国出版文化史 -- 書物世界と知の風景 --』(名古屋大学出版会、2002年)等を参照。
- (30) 井上氏前掲書第13章参照。
- (31) ……夫昔之所謂三場、非下帷十年、読書千巻、不能有此三場也。今則務於捷得、不過於「四書」、一經之中、擬題一二百道、竊取他人之文記之、入場之日、抄謄一過、便可僥倖中式、而本經之全文、有不読者矣。率天下而為欲速成之童子。学問由此而衰、心術由此而壊。

#### [附記]

当日コメンテーターを務めて下さった大木氏からは非常に示唆に富む有益なご助言を沢山頂いた。その内、若干の問題について、論者の理解し得た範囲で言及させて頂く(※文責論者)。

大木氏は、まず、たとえ形骸化の様相が見られるようになったにしても、あれだけ多くの士人達が朱子学の書物を読んで勉強したというのは、実に驚異的なことではないか。それが可能となったのは朱子学がスタンダードと成りうるようなかつちりした学問であったからであろう。論者が指摘した朱子学的学びの形骸化がもし事実であるとすれば、それまで朱子学的学びに傾注されていたエネルギーはどこに向かったのかという問題。また、科挙の場で表出できない朱子学説への疑問や、自己の思索の成果が発散された場として、科場以外の文芸・著述活動に見いだすことは出来ないのか。さらには、明清時代の「八股文」という答案書式の成立と

その展開過程を朱子学という学問との関係から捉えると、どういう問題が指摘できるのかという、論者にはにわかにはとても考察の及ばないような宿題も頂いた。及ばずながら、今後の研究を通じて大木氏のコメントを有効に取り込むとともに、与えられた宿題に対する論者なりの解答を探求したいと思う。

さて、謹んで御礼申し上げたい。

(36)なお、大木氏のコメントの内容については、のものであり、あくまでもにある。したがって、これが氏のコメントの全てではないし、誤解・曲解を含むであろうことをお許し頂きたい。

(37)大木康『原文で楽しむ 明清時代の小品世界』(中国書店、2006年)第1章「試験問題で遊ぶ」に、その一例をうかがうことができるであろう。

原載「明代の科挙制度と朱子学 -- 体制教学化がもたらした学びの内実 --」『中国 -- 社会と文化』22 2007年  
6月

## 10 鶴成久章「明・張朝瑞撰『皇明貢挙考』の資料価値について」

### はじめに

科挙制度に関する最も基本的な資料の一つにいわゆる「登科録」がある。明代では、郷試の記録である「郷試録」、会試の記録である「会試録」、殿試の記録である「進士登科録」がそれぞれの試験の終了後に編纂された。また、これら官撰の記録の他にも、同年の進士及第者が相互扶助等の目的によって私的に編纂した「同年録」「同年齒録」等もあった。

「登科録」は現存する資料からして、宋代には編纂が始まっていたことがわかるが、宋代、元代の「登科録」で伝世のものはごくわずかである。しかしながら、明代の「登科録」は幸いにも非常に多くのもが現存している。では何故多数の「登科録」が伝わったのか、その主たる要因は、范欽（字は堯卿、鄞の人、嘉靖11年進士）が意識的に「登科録」を蒐集し、その蔵書楼である天一閣に大切に保管していたからにほかならない。現存する明代の「登科録」のおよそ八割が寧波の天一閣の所蔵であり、その内のおよそ九割は天下の孤本である。ところが、天一閣が蔵する明代の「登科録」は、これまで基本的に外部に非公開であり、一部の例外を除き研究者の利用は不可能であった。もっとも、幸いなことに、天一閣が蔵する「登科録」は既に影印出版による公開が始まったと聞く<sup>(1)</sup>。

他方、天一閣の蔵書以外で閲覧可能な「登科録」は、中国大陸をはじめ、台湾、日本、米国の漢籍所蔵機関にも少なからず蔵されているが、『明代登科録彙編』（台湾学生書局 1969）所収の「登科録」を除けば、一般に利用しやすい状況にあるとは言い難い。

できれば「登科録」そのものを見るのが最善であり、今後はその可能性も大いに高まるものと期待するが、少なくとも現時点では上述のような状況である。ただ、仮に運良く「登科録」が閲覧できたにしても、明代の「登科録」は現存するものだけでも五百種を超えるため、そのあらゆる情報にくまなく目を通すにはかなりの困難が伴う。そこで、「登科録」に記載されている情報を簡便に取得出来るような書物の存在が望まれることになる。そして、そのような書物の筆頭に明の張朝瑞撰『皇明貢挙考』が挙げられるのではないかと、というのが本論の主旨である。本論では管見を通じて得られた該書に関わる若干の知見をもとに、その有用性について論じてみたいと思う。

### 一 編者について

『皇明貢挙考』の編者である張朝瑞(1536～1603)は、焦竑撰「中憲大夫南京鴻臚寺卿鳳梧張公墓表」によると、字は子禎、淮安府海州の人で、隆慶2年(1568)進士、官は歸徳府鹿邑県の知県をへて、南京鴻臚寺卿に至ったという(『澹園集』巻二十七)。

ところで、いま原著を閲覧すれば、『皇明貢挙考』が張朝瑞の編著であることは疑い無いと言えるのだが、黄虞稷撰『千頃堂書目』巻九「明貢挙考八巻」の注には、「南京礼部儀制司郎中隆昌郭元柱彙輯、鹿邑知県海州張朝瑞同輯。起洪武四年辛亥、迄万曆八年庚辰科。」とあって、張朝瑞は「同輯」で、主編は南京礼部儀制司郎中の郭元柱(万曆5年進士、隆昌の人)ということになっている。張朝瑞は万曆年間に応天府丞を務めていることから南京の礼部官僚と関係があっても不思議はないし、また後述のように、『皇明貢挙考』は資料として「登科録」を多数利用していることから、そのための協力者の存在が必須であるとすれば、両者の間に何らかの関係があったことは想定できよう。だが、『千頃堂書目』が何を根拠に上記のように記しているのかは未詳であり、待考。

『明史』巻七十三「藝文二」には、「張朝瑞『皇明貢挙考八巻』『明歴科殿試録七十巻』『歴科会試録七十巻』」といい、彼には『皇明貢挙考』の他にも、科挙関連の編纂物があったとされるが、『千頃堂書目』巻九には『明歴科殿試録七十巻』、又『歴科会試録七十巻』というように、書名は挙がっているものの編者の姓名は記されていない。一方、『千頃堂書目』には、張朝瑞の上記以外の著作が多数掲載されている。すなわち、巻一に『禹貢本末』、巻三に『孔門伝道録十六巻』巻七

に『鹿邑県括地志』、巻八に『鄒魯水利』、巻九に『常平倉紀』、『金華荒政』、『南国賢書六卷、又前編二卷』、『宋登科録』、巻十に『忠節録五卷、考誤一卷 一名表忠彙録』、『族譜九卷』が載録されており、その旺盛な著述活動の様子が窺える。『明史』が挙げる『明歴科殿試録』『歴科会試録』や『千頃堂書目』が挙げる『宋登科録』は佚書のようなのであるが、『皇明貢舉考』以外の科挙関連の著作としては、『南国賢書』<sup>(2)</sup>が伝存している。この書は応天府郷試の詳細な記録であり、『皇明貢舉考』と同様明代の科挙制度について調べる際に大変有益な文献の一つである。

## 二 版本等について

『四庫全書総目提要』史部三十九政書類存目一に「明貢舉考九卷」の提要があり、「浙江鮑士恭家蔵本」すなわち知不足齋の蔵書による知見が示されている。提要の指摘によれば、内容は洪武3年(1370)科から万暦17年(1589)科までを収めるものの、目録は万暦11年科までで終わっているので、恐らくは万暦14年科以降を順次増補したのであらうと言う<sup>(3)</sup>。

現在、閲覧が割合容易な『皇明貢舉考』の版本としては、『四庫全書存目叢書』(第269冊)、『続修四庫全書』(第828冊)所収の影印本がある。どちらも底本は同じで、北京大学に蔵する万暦刻本の九巻本であり、目録、本文ともに万暦11年科までを収めている。なお、巻頭に置く万暦6年の紀年のある田一儁(字は徳万、大田の人、隆慶2年進士)序には、「是書凡八巻」とあるから、田が序を撰する際に目にした本は八巻本であったことがわかる。この八巻本は、『中国古籍善本書目(史部)上』(上海古籍書店 1991)によれば、中国科学院に万暦刻本を一部蔵しており、また台湾中央研究院の傅斯年図書館にも万暦刻本を一部蔵しているようであるが、未見。なお、巻八の終わりまでであれば万暦五年殿試までの記録が収められていることになる。

一方、日本の内閣文庫本には『皇明貢舉考九巻、首一卷』(全16冊 紅葉山文庫本 史95-7)が蔵されている。この本は、目録は万暦十一年科までであるが、本文は万暦十七年科までとなっていることから、恐らく四庫館臣が見た版本と同じものであると思われる。但し、この内閣文庫本は嘉靖14年(1535)から26年までの六科の内容を完全に佚し、また欠葉もある。

上記のほか、台湾国家図書館には九巻本(万暦刊本)と十巻本(万暦刊本)が蔵されており、このうち、九巻本の方は未見であるが、以前マイクロフィルムによって閲覧した十巻本は、その巻九までに万暦十九年殿試までの記録を収め、巻十には万暦二十二年郷試から二十三年殿試までの記録を収めている<sup>(4)</sup>。

ところで、上述の版本の内、管見に及んだいずれの版本も、目録の末葉の版心に「十三之十四」と記されており、続く冒頭の『貢舉紀略』の首葉の版心には「十五」と記されている。これは、半葉十行として、つまり、郷試、会試、殿試を三十科分近くは目録に増補可能なかたちにしていることになる。

さらに、極めて興味深いのは、北京大学本と内閣文庫本の各巻の冒頭には、ほぼ全て「海州張朝瑞 輯」と記してあるが、北京大学本の巻六の巻頭にだけは、

賜同進士出身河南歸德府鹿邑県知県 海州張朝瑞  
鹿邑県教諭 清豊陳熙雍 輯  
訓導 隴西孫懷  
漢川尹衣 閱  
鹿邑県生員 霍九成 馬驥才  
鄭時行 張信度  
崔応春 李太和  
操策 梁繼志  
李龍門 陳良輔 同閱

と記されている事実である。恐らく、これは原刊本の体裁が再刊の際にそのまま保存されたものと思われる。つまり、『皇明貢舉考』は元来、張朝瑞が鹿邑県の知県を勤めていたときに、鹿邑県学の教諭、訓導、生員等を動員して作成した書物であった。ところが、後に増補を加え再刊した際には、協力者の名前を全て削除し、「海州張朝瑞 輯」と自分の名前だけにしてしまったのである。他の版本にも同様の痕跡が残されているのかどうか未詳であるが、少なくとも北京大学本の巻六の部分にはどういう事情によるのか、原刊本の体裁が残されてしまったようである。

### 三 内容構成

『皇明貢舉考』の構成は、冒頭に田一雋、陳文燭(字は玉叔、沔陽の人、嘉靖44年進士)、李楨(字は維卿、安化の人、隆慶5年進士)の序が冠せられており、続いて、「凡例」、「目録」、そして附録の『貢舉紀略』となっている。

『貢舉紀略』の内容は、「三試皆元」「会元登状元」「解元登状元」「解元中会元」「三試元魁」「状元早達」「会元早達」「状元晚達」「会元晚達」「五世甲科」「父子巍科」「父子同登」「兄弟同登」「父後子登」「兄弟巍科」「祖孫巍科」「三代尚書」「父子尚書」「兄弟尚書」「祖孫尚書」「父子賜諡」「兄弟賜諡」「祖孫賜諡」「郷科廩士」「甲科廩士」となっている。

この『貢舉紀略』の後には巻一から巻九まで、本書の核をなす部分が続いている。

このうち、巻一は、「場屋事例」であり、「凡例」に言うとおりの、明代科挙の一般的な事柄、及び歴代の朝廷が公布したり臣下が奏上した事例を分類して載録している<sup>(5)</sup>ほか、先儒の論奏で科挙の事例を明らかにする上で有益なものを分類して附録し、さらに張朝瑞自身の見解も必要に応じて付け加えている<sup>(6)</sup>。

その細目は、「開科詔令」「試士之期」「取士之制」「文体限字附」「取士之地」「試士之地」「郷試取士之数」「会試取士之数」「南北取士教北方附」「入郷試之人事附」「入会試之人事附」「郷試考試官同考試官附」「会試考試官同考試官附」「郷試執事官」「会試執事官」「試卷筆墨硯附」「文字廻避」「墨紅青筆」「懐挾軍官舉人講問代冒附」「席舎図」「給燭」「掲曉」「不第喧鬧之禁」「匿名文書之禁」「殿試」「殿試事例」「殿試在喪」「殿試免黜落」「賜進士」「賜宴」「上表謝恩」「糶菜」「立石題名」「五魁」「三元榜眼探花附」「一甲進士選格」「二甲三甲進士選格」「選進士為諸吉士」「進士觀政」「進士開選」「進士守部」「進士依親」「進士読律」「進士理刑」「進士就教」「回部進士」「年少進士」「坊牌」「会試録」「(会試録序)」「考試官執事官」「三場題目」「中式舉人」「舉人程文」「後序)」「進士登科録」「(玉音)」「恩榮次第」「進士家状」「制策」「進士対策」となっている。なお、「目録」の記載とは若干の相違がある。

巻二以降については、版本によって収録範囲の下限が異なるが、ここでは内閣文庫本に拠って概要を示すと、次の通りである。

- 巻二 洪武三年郷試～永樂十年廷試 [郷試十三科、会試十一科、殿試十一科]
- 巻三 永樂十二年郷試～正統七年廷試 [郷試十科、会試十科、殿試十科]
- 巻四 正統九年郷試～成化八年廷試 [郷試十科、会試十科、殿試十科]
- 巻五 成化十年郷試～弘治十五年廷試 [郷試十科、会試十科、殿試十科]
- 巻六 弘治十七年郷試～嘉靖十一年廷試 [郷試十科、会試十科、殿試十科]
- 巻七 嘉靖十三年郷試～嘉靖四十一年廷試 [郷試十科、会試十科、殿試十科]
- 巻八 嘉靖四十三年郷試～万曆五年廷試 [郷試十科、会試十科、殿試十科]
- 巻九 万曆七年郷試～万曆十七年 [郷試四科、会試四科、殿試四科]<sup>(7)</sup>

これらの部分が『皇明貢挙考』の大部分を占め、かつ最も利用価値が高い部分であると考えるので、以下に具体的な記述を取り上げながら見てみることにする。

例えば、巻五の成化十年(1474)郷試を見てみると、まず、

「甲午成化十年兩京十三藩郷試」と表示して、その後に各省の「解元」<sup>(8)</sup>の姓名、学籍、専経、進士登第年が、

順天府馬中錫 故城県学生 易 乙未  
 応天府王鏊 蘇州府学生 詩 乙未  
 浙江謝遷 餘姚県学生 礼記 乙未  
 (※以下略)

のように記されている。この後に、各省の郷試において特筆する事例があった場合には、双行の小字でそのことを簡略に述べている。但し、何も記されていないことも多い。

郷試の部分は以上に過ぎず、かなり簡単な記録になっている。

続いて、会試の記録の例として、成化十一年会試の部分を見てみると、

「乙未成化十一年会試」という表示の後に、考試官の官職、姓名、字、籍貫、進士登第年が、

少詹事兼侍講学士徐傳 時用 南直隸 宜興県人 甲戌進士  
 侍読学士丘濬 仲深 広東 瓊山県人 甲戌進士

のように記されている。なお、ここに記録されるのは主考官のみで同考試官については全て省略されている。

この後、第一場から順次会試の「題目」が全て記録されている。但し、第三場の「策」だけは題目がかなり長文であるため、その概略を記すにとどめている<sup>(9)</sup>。第一場の最初の出題である「四書」を例に取り上げれば、

無為而治者 面而已矣 刊  
 思事親 不知天 刊  
 周公兼夷狄 百姓寧 刊

というかたちで記されている<sup>(10)</sup>。これ以下、第一場の「易」、「書」、「詩」、「春秋」、「礼記」、第二場の「論」、「詔、誥、表」、「判語」、第三場の「策」の順に続く。試題の直後に小字で「刊」という文字が記されている場合には、その題目に対する模範答案である「程文」が「会試録」に印刷されていることを示している。

会試の題目の後にも郷試と同様、関連する記事が双行の小字で記載されており、それはほぼ全ての科に記載がある上、おおむね郷試の場合よりも記述が詳細である<sup>(11)</sup>。なお、この部分の記載が特に有益であるのは、会試参加者及び及第者の人数が記録されている点である。これによって、その科の会試の合格者の比率が明らかとなる<sup>(12)</sup>。

この後には「中式挙人」の人数が掲げられ、続いて「五経魁」の姓名、学籍、専経が、

中式挙人三百人

王鏊 南直隸蘇州府学生 詩 金楷 南直隸嘉定県学生 書  
 謝遷 浙江余姚県学生 礼記 楊茂元 浙江鄞県人監生 易  
 楊仕偉 福建建安県人監生 春秋

のように記録される<sup>(13)</sup>。以上が、会試の部分の記載内容の全てである。

会試の記載が終わると、そのすぐ後に殿試の問題である「制策」が記載されている。会試の「策」が抄録であるのに対して、こちらは全文を収録し、しかも、擡頭の部分を空格にして示すなど、努めて正確に記録しようとする姿勢がみてとれる<sup>(14)</sup>。

「制策」の直後には、郷試、会試と同じように殿試に関連する記事が双行の小字で記されている。ここには、殿試参加者の人数と状元の姓名が毎科記されるのに加えて、父子、兄弟等が同時に登第した者<sup>(15)</sup>、「理学名臣」あるいは「名臣」等と認定される者、侯や伯に封贈された者<sup>(16)</sup>達の姓名、それに庶吉士の員数等についても、その科の状況に応じて記録されている。弘治17年(1504)殿試を例に取り上げれば、

時廷対士二百九十八人、賜王華等進士及第出身有差。華偶書宋朝家法過漢唐八事于扇。及殿試命是題、敷衍詳悉、擢第一。官至南京礼部尚書。子守仁、弘治己未学会試第二。為名臣。是科、張吉、為理学名臣。宋端儀、理学有名。陶琰、艾璞、俱有名。

の如く、状元の王華とその子守仁をはじめ、著名な登第者の説明が見られる。

そして、この記事の後には、登第者の姓名が合格順位に従って全て掲載されている<sup>(17)</sup>。

第一甲三名賜進士及第  
 王華 浙江余姚県 黄珣 浙江余姚県  
 張天瑞 山東清平県  
 第二甲九十五名賜進士出身  
 [※略]  
 第三甲二百名賜同進士出身  
 [※略]

全ての登第者は、姓名とともに籍貫が記録されている。また、もし姓や名を改めた者があれば、もとの姓や名を録した上で、改めた後の姓や名を注している<sup>(18)</sup>。

#### 四 基づいた資料 甲 --「登科録」--

さて、『皇明貢舉考』が基づいたと考えられる資料のうち最も重要なのは、いわゆる「登科録」の類である。張朝瑞は基づいた資料についてまとめた説明は記していないが、前節で触れた会試、殿試に関わる記事の中に、「進士登科録」「会試録」の残存状況について指摘した記述が見られる。いまそれをまとめると以下ようになる。

洪武四年会試	[※記述無し] <sup>(19)</sup>
同殿試	[※記述無し]
洪武十八年会試	部本缺。
同殿試	部本缺。湖本不全。此拠愈振才本録之。
洪武二十一年会試	部本缺
同殿試	部本缺。閩本存。

洪武二十四年会試	部本缺。
同殿試	部本缺。閩本不全。湖本、誤以韓克忠榜、充之。愈振才本姓氏存。
洪武二十七年会試	愈振才本……今因之。部本缺。
同殿試	部本缺。
洪武三十年会試	部本缺。
同殿試	部本、湖本俱缺。愈振才本詳。
覆試	部本、閩本俱缺。湖本雖存、誤充辛未榜、缺。
建文二年会試	部本缺。
同殿試	部本缺。湖、閩本俱存。
永樂二年会試	部本缺。
同殿試	部本缺。閩、湖本俱存。
永樂四年会試	部本缺。
同殿試	部本缺。……閩本止載一甲三篇。蓋脱略也。
永樂七年会試	部本缺。
永樂九年殿試	[※記述無し]
永樂十年会試	部本缺。
同殿試	[※記述無し]
永樂十三年会試	[※記述無し]
同殿試	[※記述無し]
永樂十六年会試	部本缺。
同殿試	部本缺。
永樂十九年会試	部本缺。
同殿試	部本缺。
永樂二十二年会試	部本缺。
同殿試	部本缺。
宣德二年会試	部本缺。
同殿試	部本缺。
宣德五年会試	[※記述無し]
同殿試	[※記述無し]
宣德八年会試	部本缺。
同殿試	[※記述無し]
正統元年会試	[※記述無し]
同殿試	自此以後、諸科二録、部本俱存。而閩本以曹鼐榜為是科取士、誤矣。

ここに言う「部本」というのは、礼部で刊行した「進士登科録」「会試録」の刊本のことである。洪武年間、永樂年間の「登科録」がほとんど残存していないことは知られているが<sup>(20)</sup>、まさにそれを反映した記録となっている。一方、正統元年以降は「進士登科録」「会試録」ともに全て残存しており、その情報が利用可能であったということのようである。

礼部刊本以外には、「湖本」「閩本」「愈振才本」「田汝成本」等の名称が現れる。李濂(字は川父、祥符の人、正徳9年進士)撰「国朝河南進士名録序」によれば、「湖本」とは、景泰年間に湖広の布政使が刊行した明初以来の歴科の進士総録のことであり、「閩本」とはこれをさらに建陽の書



坊が刊行した本を指すようであるが<sup>(21)</sup>、その詳細については未詳である。また、『皇明進士登科考』に冠せられた劉寅(字は彦亮、大庾の人、正徳9年進士)の序によれば<sup>(22)</sup>、「閩本」に対して田汝成(字は叔禾、钱塘の人、嘉靖5年進士)が校訂を加えた本が「田汝成本」であり、一方、俞憲(字は汝成、無錫の人、嘉靖17年進士)が「湖本」を底本にして諸本と校合して知見を附したのが『皇明進士登科考』であるということである。但し、「俞振才本」についてはどの資料にも説明がなく、未詳である。恐らくは、俞振才(字は仲才、新昌の人、成化11年進士)が所蔵したかあるいは校勘を加えた本があったのであろう。

ところで、このように張朝瑞が記す「進士登科録」「会試録」の残存状況は、実は俞憲撰『皇明進士登科考』の記録とほぼ完全に一致する。その『皇明進士登科考』の記述はおおむね以下の通りである。

洪武四年	二録、部本俱存。
洪武十八年	藩王靖難師起以奸党戮之、仆碑削籍。故部本不伝。湖本拋其可考者増入三十四人、閩本以其多湖人疑而不録。
洪武二十一年	部本缺。閩本刻制策一篇、对策一篇、一甲盧原質、二甲卓敬及三甲沈玄、盧義、李範之下各一人、永樂中皆坐事磨去其名、「題名記」止存九十二人。……此皆范本云然。
洪武二十四年	部本不伝。湖本、訛以韓克忠榜、充之。閩本止存一甲二名。……
洪武二十七年	部本缺。湖本一甲缺二名。
洪武三十年	是榜部本、湖本俱缺。
覆試	部本、閩本俱缺。湖本雖存、誤充辛未榜、缺。
建文二年	部本缺。閩本、湖本今俱存。
永樂二年	部本缺。閩本、湖本俱存。
永樂四年	部本缺。……而閩本止載一甲三篇。蓋脱略也。……范云、是科「題名記」二甲李岳閩、三甲曹閩、皆磨去名籍。
永樂九年	是録部本久缺。嘉靖八年、儀制司郎中陸銓、購得「登科録」、重刻之。「会試録」猶未備也。
永樂十年	部本久缺。郎中陸銓、購刻之。
永樂十三年	田本云、二榜部録久缺。嘉靖十年、儀制司郎中陸銓、購得「登科録」、。十一年、予購得「会試録」、刻之。……
永樂十六年	部本缺。
永樂十九年	部本缺。
永樂二十二年	田本云、部本元缺。嘉靖十九年、予入閩中購得抄本「登科録」、刻之。
宣徳二年	[※記述無し]
宣徳五年	廷会二録、部本俱存。
宣徳八年	「会試録」、部本缺。「登科録」、郎中陸銓、購刻。……閩本缺。
正統元年	自此以後諸科二録、部本俱存。而閩本以曹鼎榜為是科取士、誤矣。

張朝瑞が『皇明進士登科考』を利用していることは事実であるので、少なくとも洪武四年科から正統元年以前の科の「進士登科録」「会試録」に関する知見は、該書を十分に活用した上で記したはずである。その一方で、彼が当時残存していた「登科録」類をどういう手段でどの程度実見したのかは定かでないが、ただ、『皇明貢舉考』と『皇明進士登科考』の本文を比較してみると、「会試録」の部分はそもそも『皇明進士登科考』に記載は無くもとより典拠とすることはできないし、また「進士登科録」の部分についても、単純に前者が後者を踏襲したとみなすことはできず、明らかに張朝瑞は独自に資料を閲読してそれに基づく知見を増補している。

ちなみに、『皇明進士登科考』の編者俞憲は、嘉靖29年(1550)に該書の内容を増補した際に、洪武年間の三科については范氏天一閣の蔵書から抄録したことを自序で述べているが<sup>(23)</sup>、張朝瑞は天一閣の蔵書のことについては何も触れていない。

## 五 基づいた資料 乙 --「登科録」以外の文献 --

『皇明貢挙考』の編纂には、各種「登科録」以外にも幾多の文献が利用されている。ただ、全巻を通してその悉皆調査は行っておらず、ここでは最も多くの文献が引用されている巻一の「場屋事例」に限って言及することとする。

巻一の内容については、既に第三節でその細目を示したが、そこでも触れた「凡例」に言う、明代科挙の一般的な事柄、及び歴代の朝廷が公布したり臣下が奏上した事例<sup>(24)</sup>については、「登科録」のほか各種文献の記録を分類して引用した上で、小字により典拠となる文献名を注記している。但し、当然と言うべきか、版本や巻数等に関することは一切記していない。また、同じく第三節で言及した「凡例」に言う、先儒の議論・奏上で科挙の事例を明らかにする上で有益なもの<sup>(25)</sup>については、原則としてその文章を書いた人物の姓名を掲げるかたちで典拠を示しているが、姓名がわからない場合には書名を記している<sup>(26)</sup>。

先儒として名前が挙がっているのは、明人では、宋濂、丘濬、董璣、何洛文、王鏊、俞憲、顧清、李廷相、韓士英等である。それに対して、『憲章録』『双槐歳抄』『孤樹哀談』『殿閣統記』『瑣綴録』等について書名のみを掲げているのは、「其の名を知らざる者」の例なのかも知れないが、王鏊の議論を姓名を冠して引用する一方で、『(震沢)長語』を書名を冠して引いて例もある。

『皇明貢挙考』巻一に書名に見える文献を、便宜的に『千頃堂書目』の配列によって示すと以下の通りである。

- 巻二「三礼類」--『周礼』『衍義補』
- 巻四「正史類」--『吾学編』
- 「編年類」--『皇明通紀』『憲章録』
- 巻五「別史類」--『双槐歳抄』『孤樹哀談』『長語』『瑣綴録』『野記』
- 巻六「地理類」--『襄陽志』<sup>(27)</sup>
- 巻九「職官類」--『諸司職掌』『殿閣統記』『吏部職掌』
- 「典故類」--『会典』『登科考』『状元考』
- 巻十二「小説類」--『水東日記』

該書の内容からして当然のことではあるが、引用文献は史部の書物が中心であり、現在においても明代の科挙制度について考察する際には必ず参照すべき文献ばかりである。なお、上記のほかにも、『書言』『詩学』等、未だ文献が特定出来ていないものもある。

## 六 科挙資料としての価値

これまでに述べてきたことからわかるように、『皇明貢挙考』は、「郷試録」「会試録」「進士登科録」といった基本文献はもとより、『皇明進士登科考』『状元考』<sup>(28)</sup>をはじめとする様々な文献の中から関連資料を博搜して編纂した書物であり、明代の科挙制度を概観する際には極めて有益な書物であると言える。ただ、いわゆる「登科録」類が科挙制度に関する一次資料であるのに対して、『皇明貢挙考』はつまるところ二次的な編纂物にすぎないのも事実である。では、この編纂物は明代の科挙制度に関する情報を獲得する上で、どの程度の資料価値を有するのであろうか。

『四庫全書』は『皇明貢挙考』を存目にとどめているが、『提要』ではその内容に対して一定の肯定的評価を与えている。巻一の「場屋事例」に対しては、科挙制度の沿革に関わる事例につい

て、かなり詳細に記していると評価し<sup>(29)</sup>、また、巻二から巻末に至る郷試、会試、殿試の記録部分については、その体例を取り上げて、かなり詳細な考証がなされている<sup>(30)</sup>と評価している。思うに、こういった四庫館臣の評価は正鵠を射ており、本書の価値は、第一にその考証の詳細さが挙げられるであろう<sup>(31)</sup>。

そして、それに加えてその意義を改めて指摘しておきたいのは、『皇明貢挙考』編纂のために張朝瑞が「登科録」類を多数閲覧して、その情報を取り込んでいると判断される点である。礼部刊本を閲覧する際に、果たしてどこの蔵書をどういう手段で利用したのかは未詳であるが、「登科録」類を見なければ容易に得られないような情報が『皇明貢挙考』の中には極めて多く含まれているのである。

ところで、既述のように洪武4年から宣徳8年に至るまでの科の「進士登科録」「会試録」については、張朝瑞の当時、礼部刊本が散佚していた科がほとんどであり、彼は礼部刊本を利用できなかったはずであるから、いま可能な限り「進士登科録」「会試録」を直接参照することでその欠陥を補うことができるのではないかと、とも思える。そこで、洪武4年から宣徳8年までの全十九科において、張朝瑞が「部本缺」と指摘している科の「進士登科録」「会試録」の中で、現在閲覧できる可能性があるものがあるかどうか調べてみると、管見による限り、「進士登科録」については、

『建文二年殿試登科録』 一卷 明鈔本 『明代登科録彙編』第一冊  
同 同 清抄本 [上海図書館]

の二本のみのようであり、「会試録」についても、

『建文二年会試録』 一卷 明鈔本 『彙編』第一冊  
『宣徳八年会試録』 一卷 明抄本 [天一閣]

の二本に過ぎないようである。

ところが、これとは逆に張朝瑞が「自此以後、諸科二録、部本俱存。」と述べている正統元年以降の科でも、「進士登科録」「会試録」が伝存していないと思われる科が若干あって、「進士登科録」については、

『成化二十年進士登科録』  
『正徳九年進士登科録』  
『嘉靖五年進士登科録』  
『万暦十四年進士登科録』  
『万暦十七年進士登科録』  
『万暦二十年進士登科録』  
『万暦二十三年進士登科録』

が既に散佚してしまっている可能性が高く、「会試録」については、

『嘉靖五年会試録』  
『嘉靖十七年会試録』  
『万暦十七年会試録』  
『万暦二十年会試録』

が散佚してしまった可能性が高い。このように、「進士登科録」「会試録」が散佚して残存していないと思われる科については、とりわけ『皇明貢挙考』の記録が重要な意味を持つことになるはずである<sup>(32)</sup>。

最後に、これは『皇明貢挙考』の欠点というべき問題でもなかろうが、事実として該書は、最も多

くの科を載録している十巻本でもその記録が万暦23年で終わっているため、万暦年間の後半から天啓年間、崇禎末年に至るまでの明末の全ての科の情報を欠いている。それでは、この明末時期の「進士登科録」「会試録」というのは現在どのくらい残っているのだろうか。管見による限り、この時期の「進士登科録」は、

『万暦二十六年進士登科録』 一卷 万暦刻本 [上海]  
 『万暦二十九年進士登科録』 一卷 清抄本 [浙江図書館]  
 同 不分巻 万暦二十九年刊本 [傅斯年図書館]  
 『万暦三十二年進士登科録』 一卷 万暦刻本 [上海]  
 『万暦三十五年進士登科録』 一卷 万暦刻本 清潘祖蔭跋 [北京国家図書館]  
 『万暦三十八年登科録』 不分巻 万暦三十八年刊本 [傅斯年図書館]

の六本しか所在を知らず、一方「会試録」については、

『万暦二十六年会試録』 一卷 万暦刻本 [上海][吉林大学]  
 『万暦二十九年会試録』 一卷 万暦刻本 [吉林大学]  
 同 一卷 万暦刊本 『彙編』第二十一冊  
 『万暦三十二年会試録』 一卷 万暦刻本 [吉林大学]  
 『万暦四十一年会試録』 一卷 万暦刻本 [北京大学]  
 『万暦己未[四十七]会試録』 一卷 万暦刊本 『彙編』第二十二冊  
 『天啓二年会試録』 一卷 天啓刻本 [上海]

の七本しか所在を知らない。天啓年間には「会試録」が一本だけであり、崇禎年間に至っては「進士登科録」「会試録」とも一本もその所在を確認できていない<sup>(33)</sup>。しかも、上記の「進士登科録」「会試録」の所蔵機関は各地に分散しており、決して閲覧が容易な状況にはない。こうして考えてみると、もしも『皇明貢舉考』の記録が崇禎末年まで増補されていたとしたら、きっと大変貴重な資料となったはずである<sup>(34)</sup>。

そもそも「登科録」の類は蔵書としては一般にあまり重宝されない書物だったのか、残存する明代の「登科録」は天一閣に偏在している。このことは、つまり范欽が「登科録」を精力的に蒐集していなければ、現存する「登科録」の数はもっと極端に少なかったということを意味しているであろう<sup>(35)</sup>。少々逆説的な言い方をすれば、もし天一閣がなければ『皇明貢舉考』の資料価値は格段に高まったはずである。

それはともかく、『皇明貢舉考』は、張朝瑞が可能な限り多くの文献を渉猟して明代科挙制度に関わる記事を蒐集し、さらには自己の知見をも随所に盛り込んで<sup>(36)</sup>作り上げた労作<sup>(37)</sup>であり、明代の科挙制度を概観する上で甚だ有益な書物であることは間違いない。勿論、既に触れたように、『皇明貢舉考』の内容は明代の科挙制度に関するあらゆる情報を網羅しているわけではなく、利用に際しては自ずと限界もあるであろう<sup>(38)</sup>。だが、そのような限界を考慮するにしても、『皇明貢舉考』の有用性は否定できないのではないかと思うのである。

## おわりに

中国から海を渡って我が国に将来された漢籍は大変な種類と数量にのぼる。そのうち、明版の書物はかなりの部分を占め、四部の各方面にわたって様々な書物が現存している。ところが、その豊富な明版の中にいわゆる「登科録」の類は意外にも少ない。これは、「登科録」が、元来営利目的で出版された書物ではないという事情もあるであろうが、それだけではなく当時の日本人の漢籍への興味のあり方が深く関わっているのではあるまいか。

報告者が、2004年6月に天一閣を訪問した際に、天一閣所蔵の「明代登科録」の影印本が近刊であるとの説明を聞き、影印済みの一部の書物を実見したが、その後2年以上過ぎても出版の情

報は伝わってこず、出版のことはいつしか脳裏から消えかかっていた。したがって、本論の構想の段階では、天一閣の蔵書の公開が現実のものとなることなど全く想定外のことであった。

天一閣が蔵する「登科録」が今後陸続と公開されることになれば、明代の科挙制度研究をめぐっては、「文献資料学の新たな可能性」が大いに開けるものと期待するが、そのような状況においても、本論が取り上げた張朝瑞撰『皇明貢舉考』は「登科録」類と相補的な関係にあってその独自の意義を保ち続けるであろうと思う。

## 注

- 1 昨年の12月中旬に、東北大学において開催された応用科挙史学研究会において、三浦秀一氏から『天一閣明代科挙選刊』の出版の情報をご教示頂いた。また、この研究会のために来日した廈門大学の劉海峰氏は、天一閣の「登科録」の出版計画について最新の情報を提供して下さい。既に複数の書店の目録が、『天一閣明代科挙選刊・登科録(線装8函47冊)』(寧波出版社 2006年12月)を載せているが、2007年3月上旬の時点で、論者は未見。
- 2 原著は万曆二十六年序刊。尊經閣文庫には崇禎五年補刻本が蔵されている。
- 3 ……二卷以下、則起洪武三年庚戌、迄万曆十七年己丑。其目錄止於万曆癸未。蓋丙戌以後、又以次而増也。
- 4 その他、版本については、『アジア歴史事典 三』(平凡社 1960)「皇明貢舉考」(藤井宏氏稿)に「清刊本も2, 3種ある」と言い、『中国史籍解題事典』(燎原書店 1989)の「皇明貢舉考」(山根幸夫氏稿)にも「他に清刊本もある」と言うが、未詳。
- 5 「凡例一」科挙常行事体、及歴年朝廷頒降臣下奏准事例、俱分類録於首卷。「凡例」の通し番号は、便宜的に報告者が附したものである。
- 6 「凡例二」儒先論奏有可以發明科挙事例者、依類附之。間有己意亦窃附焉。
- 7 上述のように、卷九以降は版本によっては増補がなされており一定でない。
- 8 「凡例四」郷試中式挙人、不能全尽録、止録解元。なお、嘉靖元年の条に、「正徳以前、解首名貴皆真、科分或有誤者。嘉靖以後、科分亦真矣。」という注がある。
- 9 「凡例三」会試題目全録。惟策問頗長、録其大都。
- 10 ちなみに、『四庫提要』經部三十一春秋類存目二「春秋三伝事実広証」に、「觀張朝瑞『貢舉考』備列明代試題、他經皆具經文首尾、惟『春秋』僅列題中兩三字、如『盟密夾谷』之類。其視經文不為輕重、可知矣。……」という指摘があるように、第一場の『春秋』題のみは記し方がやや特殊である。
- 11 「凡例六」会試、廷試題目後、各有附録。先叙科挙時事、次叙会状履歴、終叙是科人物。其会試人物、則總叙於廷試之後。
- 12 これは、通常「会試録」の序文に記されている情報である。なお、福沢氏(1967、1968)はこの情報を表にまとめている。
- 13 「凡例五」会試止録考官、及中式挙人之魁五經者。
- 14 「凡例三」廷試制策全録。重王言也。
- 15 「凡例十」父子兄弟同登者、録之。其伯叔姪從兄弟翁婿舅甥等同登者、不能尽録。
- 16 「凡例八」凡載『理学名臣録』者、称理学名臣。載『名臣録』『名臣記』及『憲章録』等書者、称名臣。載『名臣記』附録、及『憲章録』等書所称不甚顯著者、称有名。載『遜国臣記』等書者、称死難。其封贈侯伯者、亦摛実録之。瑞非敢有褒貶也。
- 17 「凡例五」至廷試進士、依次全録。
- 18 「凡例十一」進士更名者、録其原名、注其更名。凡有称谓、俱依所更之名、復姓者亦如之。
- 19 「※記述無し」としたものについては、後述する『皇明貢舉考』と照合すればわかるように、復刻本も含めて礼部刊本が残存していて、張朝瑞が閲覧可能であったことを意味しているものと考えられる。
- 20 朱国禎撰『湧幢小品』卷七「試録」によると、礼部には明初の「会試録」は洪武4年のものだけが伝わり、18年から30年に至る科のものはみな欠けており、その理由は、この期間に進士になった者の中には建文帝に殉じた者が多いため、永楽朝では「会試録」を尽く毀損したのだという。(『湧幢小品』卷七「試録」「礼部所存国初会試録、止洪武四年一本。自十八年至三十年皆缺。想建文諸臣死難者、多係是科以後進士。故尽毀之。文皇震怒為此。……」)同様の指摘は少なくない。
- 21 『嵩渚文集』卷五十四「……我朝景泰間、湖広藩司始刻国初以来歴科進士総録、而建陽書坊亦嘗梓之。……」なお、『国朝河南進士名録一卷』は嘉靖刻本が天一閣に蔵されている。
- 22 湖、閩旧有登科録類、刻出自儀部。至田叔禾氏、始就閩本綜緝、更名曰考。二書並行。而湖本久益殘脱。因与学憲喬景叔氏、謀新之。喬君曰、讐校論著、非專罔就、非静罔專。楚有遷人俞汝成氏、間散可任、宜属焉。俞君乃參摛諸本、別加叙訂為考十有一卷。……
- 23 是録参考湖閩諸本而成、至是三易梓矣。歲戊申、予謫楚、梓于楚。己酉、移越、梓于越。顧洪武所亡三科、猶為闕典、覽者有余憾焉。今年秋、明人章貞叔過予曰、予有是本、而今逸矣。当為君移荀范堯卿氏、

可得也。已而果如約。予乃取校入梓、悉補厥亡。……

24 注5参照。

25 注6参照。

26 「凡例十二」引用先儒議論、俱称名者、蓋君前臣名之義。不知其名者、以書名冠之。

27 『千頃堂書目』には未掲載である。

28 『千頃堂書目』巻九に、『明状元考四巻』を載せるが、編者は未詳である。

29 是書專考明代科舉之制。首為場屋事例一卷。於沿革之故、言之頗詳。……

30 ……二巻以下、則起洪武三年庚戌、迄万曆十七年己丑。……每科載會試考官、試題、及所刻程文之目、殿試之榜、首尾全録。會試之榜、則惟録前五人、鄉試之榜、則惟録各省第一人。其有名臣碩儒足傳於後者、皆附注於制策之末。名姓籍貫之異同、亦附注焉。其考拠頗為詳核。

31 但し、提要には、『貢舉紀略』は体例が穩当でないという批判や、「場屋事例」の中にも蕪雜な記述を含んでいるという批判の言葉も見られる(惟『貢舉紀略』載狀元年老年少之類、類乎説部、於体例為未安。第一巻事例之中、雜引諸儒之論、至於引桂有三種、紅為狀元、黃為榜眼、白為探花、以証鼎甲三人名、所自起尤為蕪雜矣。)

32 もっとも、北京大学本は万曆11年、内閣文庫本は万曆17年で記録が終わっているので、『皇明貢舉考』の版本によっては得られる情報に限界もある。なお、散佚の問題について言えば、「郷試録」に至っては当然もっと多い。

33 例えば、『中国古籍善本書目(史部)上』を見ると、「郷試録」や「同年齒録」「進士履歴便覽」については、若干のものが伝存しているようである。

34 ちなみに、『南国賢書』の方は後人によって天啓年間まで増補がなされている。

35 天一閣に范欽の生前最後の殿試であった万曆十一年科より後の科の「登科録」が残っていないのは象徴的であると言えよう。

36 書中至る所に、「按……」「瑞曰……」のかたちで自己の識見が披瀝されている。

37 但し、第二節で取り上げたように、『皇明貢舉考』の編纂を彼単独の仕事に帰することできない。

38 万曆47年までの京省主考官や解元、会元、状元の伝記については、張弘道(字は成儒、武進の人)、張凝道(字は明儒)同撰『皇明三元考』によって別途情報を得ることができるし、また『皇明貢舉考』の記録が途切れる万曆後半から天啓、崇禎年間にかけての郷試、會試、殿試の主考官や解元、会元、状元の姓名、それに郷試と會試の「四書題」については、清の黄崇蘭(字は学崇、懷寧の人、乾隆年間舉人)撰『明貢舉考略』が有益な情報を与えてくれる。その他にも『皇明貢舉考』が欠く情報を補ってくれる文献はもとより少なくない。

## 参考文献一覧

大野晃嗣「明代の廷試合格者と初任官ポスト --「同年齒録」とその統計的利用 --」(『東洋史研究』第58巻第1号 1999)

錢茂偉『国家、科舉与社会 以明代為中心的考察』(北京図書館出版社 2004)

福沢宗吉「明の張朝瑞の『皇明貢舉考』について」(『熊本大学教育学部紀要』第15号 1967)

同 「同(二)」(同 第16号 1968)

駱兆平『天一閣叢談』(中華書局 1993)

原載「明 張朝端撰『皇明貢舉考』の史料価値について」『大阪市立大学東洋史論叢』15 2007年

## 11 飯山知保「稷山段氏の金元代 -- 11～14世紀の山西汾水流域における「士人層」の存続と変質について --」

### 問題の所在 -- 金元交替期華北における「士人層」の連続性 --

北宋代における科挙の制度的確立を背景として、北宋末から南宋代にかけての江南を中心とする中華地域China properの南方では、史料上「士人」「士子」と呼ばれる官学生・科挙応募者ら在地知識人層に対する役法・裁判上での優免特権が確立する一方、彼らは在地社会の指導者層として勢威を振るい、また「士」たるべき規範の模索も顕著となる<sup>(1)</sup>。いわゆる「士人層」とは、こうした在地知識人層に対する、現代の研究者による呼称であるが、かかる士人層の交流関係や社会的地位はモンゴルの征服を経ても存続し<sup>(2)</sup>、やがて保挙制度や国子監・科挙が整備・実施され、儒学教養に基づく出仕経路が提供された<sup>(3)</sup>。

一方、筆者は同時期の華北に対する幾つかの考察を行ない、金初の戦乱時に河南・陝西などの士人層は甚大な打撃を受けたが、契丹(遼)・北宋代から金代への王朝交替を経ても、科挙応募への意欲は減退しなかった点、女真は基本的に北宋の科挙・学校制度を継承し、士人層はむしろ北宋代以上に拡大して、猛安・謀克制度の行き詰まりにより経済的・社会的困難に直面した中下層女真人も科挙に応試した点などを明らかにした<sup>(4)</sup>。その後のモンゴル時代の科挙に関しては、進士及第者の事例収集や、モンゴル時代独特の戸計制度である「儒戸」、漢人軍閥・モンゴル政権の漢地統治への漢人知識人の役割、そして進士及第者の出身・昇進や文学活動などに対する研究がすでに行われている<sup>(5)</sup>。

しかしながら、モンゴル時代華北「士人層」を考える上で最も基礎的な土台となるべき、金代士人層との連続性についてはいまだに明確な知見を欠く。11～14世紀華北における科挙応募者数は、金代章宗朝にその頂点を記録するが、続くモンゴル時代にはその半数程度にまで減少したと考えられる<sup>(6)</sup>。また、各種『登科録』などによれば、科挙再開後の華北での及第者では、一般的に金代士人層との関連性の強い儒戸よりも、むしろ軍戸・民戸などの戸計出身者の割合が高い<sup>(7)</sup>。無論、儒戸以外の戸計に分類された金代士人層も多数存在したことは確かであるが、かかる現象はむしろ、科挙が実施されなかった数世代の間に、元来の金代士人層が少なからぬ変動を経験したことを示している。

だが、ごく局地的な県レベルでの事例研究<sup>(8)</sup>を除き、金代士人層がモンゴルの侵攻に端を発する動乱のもとにあった華北在地社会にあって、どのように変容したのか、あるいはどの程度存続する余地があったのかという点については、実証的な研究が行なわれていない。

残念ながら、具体的な数字を挙げて金代士人層のモンゴル時代への連続性を論じることは、史料的な限界から不可能である。そこで本稿では、金代に進士及第者を輩出し、モンゴル時代にも「儒学を以て顕姓為り<sup>(9)</sup>」という立場を保持した、山西汾水(汾河)下流域の稷山県段氏を対象とし、彼らの成功とその背景に対する分析を通じて、華北士人層が金代からモンゴル時代へと勢力を維持する上で直面した問題を、その他の在地有力者層の動向を踏まえて分析する。

なお、本稿では前述の「士人層」に属す家系を「士人家系」と呼び、「儒学習得による出仕(主に科挙応募)のため、積極的に子弟に高度な儒学教養の学習をさせる家系」と定義する。

### 一 汾水流域の地勢的特質と北宋代の稷山段氏

今日、一般的に汾水流域は、①源流から呂梁山脈を流れ下り太原蘭村に至るまで、②太原蘭村から洪洞石壁に至る平野部、③洪洞石壁から万榮黄河河口に至る、姑射山と烏嶺山・中条山脈に挟まれた平野部、に大別される(地図を参照)。唐宋代では①の地域は北方の遊牧勢力との

接壤地帯であった。他方、②③の地域は華北でも有数の農耕地帯であり、山西から陝西・河南に通じる主要な交通路でもあった。唐代から多くの有力家系が勃興し、北宋代には華北有数の進士及第者輩出地域となる<sup>(10)</sup>。女真・モンゴルの支配時期(以下、「金元代」と呼ぶ)においても、③の地域は最も多くの関連史料が伝存する。本稿では、かかる史料的原因から③の地域を「汾水流域」と呼び、主要な考察対象地域として設定する。

段氏が拠点とした稷山県は、汾水流域にあって、平陽府(モンゴル時代:晋寧)・河中府(同:河津)と並ぶ人口密集地域である絳州に属し、汾水沿いの交通路に位置する。『山右石刻叢編』巻22「段季良墓表」によると、この段氏の始祖は、北宋代に稷山県に定住した「司理参軍」段応規であった(以下、稷山段氏の系図については、稷山段氏系図を参照)。彼は県城附近に住み、その一族が集住して田畑を相伝する集落は後に「司理莊」と呼ばれるなど、稷山県では有力な家系であったらしい<sup>(11)</sup>。遅くとも応規の四世孫の世代には、そこからの収入を学費に充当する田畑を備え、子弟の能力をみて家財管理と科挙応試を行なわせている<sup>(12)</sup>。そして、「段季良墓表」によれば、第五世代(北宋末)には段整なる人物が太学への入学に成功し、知太平県事に任じられている<sup>(13)</sup>。

この段整は司理参軍応規の五世孫にあたり、応規以降、稷山段氏で初めて官途についた人物であった。正確な年次は記されていないが、その世代からみて彼が太学に入學したのは北宋末、おそらくは三舍法が実施された徽宗朝であると考えられる。科挙及第者は出していないが、愛宕元氏が研究した臨淄麻氏<sup>(14)</sup>と同じく、州県の官属である始祖を持ち、大土地所有を行なう家系を出自とする官僚であり、北宋代華北における新興官僚の家系の一典型ともいえよう。

だが、間もなく北宋は滅亡し、段整も史料上から姿を消してしまう。この栄光から一転しての挫折とともに、段氏の金元代は幕を開けるのである。

## 二 女真の征服と金代の段氏

靖康の変における金軍の行軍路は、太原を制圧した後、潞州・沢州を攻略し、太行山脈の隘路を抜けて黄河の北岸に出るものであり、汾水流域の主要都市である河中府が陥落するのは、金軍による華北征服が本格化した後の天会6(1128)年2月、平陽府(晋寧軍)は同7年2月である<sup>(15)</sup>。これ以降、大規模な戦闘は行なわれず、汾水流域は比較的速やかに女真の支配下に入った。

こうした中、北宋末の挫折を乗り越え、稷山段氏は整の次世代も科挙応試を続ける。前章で述べた太学生整の従弟矩(1097～1133)の息子3人のうち、鈞と鐸(1130～1201)は科場での名声により京師で「稷山二段」と呼ばれる<sup>(16)</sup>。鈞は早世したが、鐸は正隆3(1158)年に第五人で進士及第することに成功し、後に中奉大夫・華州防禦使在任中に死去している。鐸の次兄鏞とその子女翼は鐸の恩蔭により県商酒同監に任じられ、鐸の5人の息子のうち、汝楫・汝霖・汝嗣は早世したが、惟忠・惟孝も県商酒都監となった。

鐸の子の世代にはさらなる進士及第者はおらず、孫の世代も「皆な詞賦をなりわいとし、しばしば廷試に達し」<sup>(17)</sup>だが、やはり進士及第者は現れない。しかし、そのご曾孫の世代の克己(1196～1254)と成己(1199～1279)が正大年間(1224～1231)に相継いで進士及第する。金1代で3人もの進士及第者の輩出は、金代華北でも稀な事例である。

中央官界での人脈についても、李愈(「段季良墓表」「段矩碑」)や張万公(「段鐸墓表」)といった名だたる文人官僚が段氏に関連する墓表の撰者となっているほか、段克己・成己兄弟は、趙秉文から詞賦の才能を高く評価されて「二妙」と讃えられており<sup>(18)</sup>、北宋代と較べてその差は歴然としている。



大定年間(1160～1189年)以降、科挙・学校制度を積極的に整備・拡張した金国の政策の下、汾水流域でも科挙応試により繁栄する同様な家系が多く確認される。段氏の周辺でも、稷山の隣県であり、絳州の寄郭県である正平県の李氏では、李愈が前述の段鐸とほぼ同時期の正隆5(1160)年に詞賦科で進士及第している<sup>(19)</sup>。また、科挙応試の実績のない家系も積極的に子弟に応試を行なわせた。稷山県の陳氏は代々農業を営んでいたが、陳規が郷先生に師事してから州学に進学し、明昌5(1194)年に進士及第して、中議大夫・中京副留守にまで昇進した<sup>(20)</sup>。そもそも、金代華北でも、汾水流域は有数の進士及第者輩出地域であり<sup>(21)</sup>、洪洞県では、地域の有志が共同で経・史・子および類書・字学に至るまでの書を備えた蔵書楼が建立された<sup>(22)</sup>。この地域の士人層は北宋代に劣らず、金代にはさらなる増大をみたといえよう。稷山段氏はそうした中でも最も成功した家系の1つであった。

### 三 モンゴルの侵攻と在地有力者層の再編成

1211年のモンゴルの侵攻開始以来、汾水流域はモンゴル・金国の間で争奪の対象となり、幾多の軍事行動が展開されるが、1220年代中盤までにはモンゴルが完全に制圧する。その後は、聞喜県にはフウシンのタガチャルが駐屯する<sup>(23)</sup>など、四川・河南方面への出軍に備える部隊が多く駐屯した<sup>(24)</sup>。

こうした中、宋金以来の在地有力者層の衰亡が顕著となり、金代に進士及第者を出して繁栄した士人家系は、動乱の中でほとんど史料から姿を消してしまう。例えば、前章で挙げた稷山陳氏の場合、『山右石刻叢編』巻25「陳規墓表」(至元11(1274)年立石)に、金末元初の状況が次のように記される。

[明昌5年に進士及第した陳規の]以前の著述や上奏は金末の戦乱の後にはほとんど失われたが、ただその始終全うされた大いなる節義ははっきりと人々の耳目に残っている。潁川郡君蘇氏を娶ったが、公(陳規)に先立って亡くなり、[後添えの]趙氏は戦乱の中で歿した。蘇氏との間には3人の子供がいたが、一人息子は汴京から燕京に赴いて亡くなった。2人の娘のうち、長女は寧氏の息子南容に嫁ぎ、次女は燕人趙遵周に嫁いだが、遵周が亡くなると女冠師となった。いま公を葬るのはこの次女である。知柔・知剛という2人の甥は早くに公の恩蔭で出仕したが、相次いで歿した<sup>(25)</sup>。

現在、本稿で設定した汾水流域にほぼ相当する晋南(臨汾・运城)地区に数多く分布する、北宋代以来の木造レンガ造り(木構磚室)の地下墳墓の多くの造営時期は、金末を下限とする<sup>(26)</sup>。例えば、稷山県馬村の「稷山金墓」は、14の玄室を備えた晋南でも最大規模の宋金地下墳墓であるが、この墳墓の最後の玄室の造営時期も金代後期とされる<sup>(27)</sup>。このことも、宋金以来のこの地域の在地有力者層が、モンゴルの侵攻によりいかに多くの影響を被ったかを端的に示すだろう。

このように、旧来の士人層が没落してゆく一方、動乱による混乱への対処、あるいはモンゴルによる新制度への順応により官員を輩出し、頭角をあらわす家系が史料に頻出するようになる。本章では、現存史料にみられるモンゴル時代の汾水流域において任官者を出した家系を、ひとまず便宜上、最初に出仕した族人の出仕方法によって、次の4類型に分けて分析する。なお、科挙及第による出仕については、第五章で別に考察する。

#### 類型A「モンゴルに帰附して官職を与えられた家系」

金末の軍官や在地の武装集団を統率する家系がモンゴルに帰附した場合が多く、汾水流域にも多数存在した。モンゴルにより根拠地周辺の地方官職を安堵され、クビライ政権により漢人軍閥の民官職承襲が禁止されると、軍官として南宋などへの遠征に従軍するか、または吏職・縁故により出仕して官職保持を試みる。汾水流域において史料に現れるかかる家系は次のとおり。

- ① 靳氏(曲沃、『山右石刻叢編』巻26「絳陽軍節度使靳公神道碑」、成化『山西通志』巻196「靳孝子墓碑」)
- ② 史氏(河津、『二妙集』「故河津鎮西帥史公墓碣銘」)
- ③ 楊氏(翼城、乾隆『翼城縣志』巻28「楊県尹墓表」)
- ④ 陳氏(河津、乾隆『韓城縣志』巻12「元韓城尹兼諸軍奧魯陳公墓塔銘」)
- ⑤ 張氏(石樓、『張忠文公文集』巻18「晋寧張氏先塋碑銘有序」)
- ⑥ 徐氏(平陽、『山右石刻叢編』巻27「故河東南路提挙常平倉事徐君墓碣銘并序」、『黄文献集』巻10上「御史中丞贈資政大夫中書右丞護軍追封平陽郡公諡文靖徐公神道碑」)
- ⑦ 程氏(洪洞、『秋澗集』巻56「平陽程氏先塋碑銘」)
- ⑧ 張氏(晋寧、『金華黄先生文集』巻38「嘉議大夫武昌路総管致仕張公墓誌銘」)
- ⑨ 鄭氏(石樓、『僑吳集』巻11「石樓鄭氏先德碑」)

モンゴルに帰附して鎮西帥に任じられた陳千世の4人の息子が、それぞれ浮山令・河津令・河津諸軍奥魯・監河津課という、本拠地周辺の官職に就いた④河津陳氏などは、この類型に属す家系の典型例である。ただし、時宜を得てモンゴルに帰附しても、その地位がモンゴル時代を通じて安泰であるという保証は必ずしもなかった。例えば⑤石樓張氏の場合、金代に鎮西副元帥であった祖父を継いだ張大亨がモンゴル支配下で石樓県尹となったが、その息子禄は父職を承襲できず、晋寧路吏在任中に早世してしまう。この家系の史料が現在に残るのは、禄の甥の徳聚が詹事院掾として出仕した後に、皇太弟時代のアユルバルワダに仕える機会を得、その即位後に昇進を重ねて奉議大夫・礼部侍郎にまで至り、墓誌銘の執筆を張養浩に依頼したからである。

また、モンゴルに帰附した当主が死去した場合も、その官職・権益の承襲は必ずしも保証されなかった。⑦洪洞程氏では、金末に撰行洪洞県令であった人物を父に持つ程玉が壬午(1222)年にモンゴルに帰附し、陝西攻撃に従軍し、総西京工匠に任じられる。だが、程玉は早世してしまい、この家系は既得の官職を失ってしまう。ただし、程玉の遺児の瑞がシレムンの帳幕に隸し、グユク・モンケの治世には襄漢で互市官となる。彼が1259年に鄂州攻撃に参加して功績を挙げ、クビライの厨房を司った後、累進して武略將軍・同知南陽府事に至ったため、その先塋碑が記されたのである。

このように、モンゴルに首尾よく帰附した家系でも、済南張氏などの大軍閥は別格として、その前途は概して不安定であり、官員を輩出するためには、吏員・縁故などによる出仕に注力する必要があった。⑥平陽徐氏は、その代表的な成功例である。己卯(1219)年にモンゴルに帰附して元帥府都提控に任じられ、河東南路提挙常平倉事にまで至った徐玉であるが、その長子は出家して道士となって平陽道官に至り、次子の徳挙は尚書省掾として出仕し、太原路塩使司提挙で致仕する。徳挙の息子毅(1254～1314)は、弱冠で□□掾に辟され、同知檀州事時代にクビライに名を知られて監察御史となり、累進して僉枢密院事にまで至る。この後、さらにアユルバルワダの知遇を得、その即位後に江南行台侍御史に任じられたのを皮切りに、資善大夫・参議中書省事にまで至った。その息子の宗義は、おそらく父の恩蔭か縁故により出仕し、亞中大夫・衡州路総管にまで至ったことが確認できる。

## 類型B「吏職からの出仕者を出した家系」

金末の戦乱で首尾よくモンゴルに帰附して官職を得られずとも、13世紀末までは冗官問題が深刻化しておらず、吏職は中級以上の官職にも到達しうる出仕経路の1つであった<sup>(28)</sup>。この類型に属す家系は次の1例であるが、前述したように、この他の類型に属す家系でも、吏職からの出仕は盛んに行われた。

- ① 崔氏(絳州翼県、『申斎集』巻9「湘陰知州崔架之墓誌銘」)

崔棟(1264～1334)は弱冠で江西鈔提挙司・行泉府司理問所の吏員となり、提控富州安福州撫州案牘、歴大都人匠都総管府留守司少府監知事や州同知などを歴任した後、奉議大夫・湘陰州知州で致仕し、その長子の思誠は国子生から承事郎・番禺県尹にまで至っている。

なお、崔棟は地方官衙の吏員として出仕したが、できれば中央官衙の吏員として出仕した方が、その後の昇進速度や人脈形成に有利であった<sup>(29)</sup>。このため、次に挙げる民国『濰県志』巻41「故高公墓誌銘」のように、わざわざ大都まで出向いて吏職を求める事例が、モンゴル時代の史料には少なからずみられる。

北海の高君(高顯)が淮安路の照磨官となった翌年、私に請うて言った。「…私の家は代々農業を行い、出仕者はいませんでした。今の世の中は太平であり、官員となる者の多くは賢俊です。かりに[そうした賢俊で出仕に耐えうる]者がいなければ、どうやって家門を拡げて一族を庇護することができるでしょうか。そこで[一族は]資金と荷物をととのえ、私を京師に派遣して吏員としての実務を学ばせたのです。[その結果、出仕する]順序に則って大都路吏に就き、□州吏目に昇進して、任期満了後に将仕佐□として今の職位(淮安路照磨)を授けられたのです」。<sup>(30)</sup>

モンゴル時代初期にモンゴルとの結びつきを築けなかった家系にとっては、この吏職からの出仕は、官員を出す最も一般的な手段であったと考えられる。そして、かかる求職活動による吏職獲得は、その形態からみて、次の類型Cと密接な関係にあっただろう。

### 類型C「縁故を得て出仕者を出した家系」

この他の類型に分類した家系でもやはり頻見される類型で、モンゴル時代に最も盛行した出仕方法の1つといえる。よりよい縁故を求めて京師に上る事例が多い。『道園類稿』巻43「王伯益墓表」(大名の王伯益(1266～1313)の墓表)は、縁故による出仕の実情を次のように詳細に記す。

伯益の字は執謙、大名の人であった。幼くして郷校に入り、1ヶ月で他の子供が読む書を全て学び、難しいところを教師に問うた。…そこで[教師は]父に勧めて[伯益を]州学に送らせたところ、数ヶ月もせずに郷校と同じく同級生を凌駕した。[伯益が]成長すると、父は資金を与えて京師に遊学させた。当時、中書平章ブクム(Buqumト灰木)と翰林承旨唐公(唐仁祖)の名は世に名高く、人材発掘を自らの任務と考えた。伯益に会うと2人とも「奇才だ」と言い、敢えて通常の進用経路を用いて伯益を損なうことはせず、皇上に進言して館閣の重要な地位に就けるよう勧めようとした。[だが、]しばらくたっても2公の望みどおりにはならず、尚方符宝典書となった。3年の任期を満了すれば四品官に就けるはずであったので、伯益を符宝典書としたのであるが、3年たっても四品官に就くことはできなかった。2公は相継いで世を去っており、伯益のために口利きしてくれる者もいなかったが、[その後]柳唐佐(柳貫)が平章政事張子有(張九思)に口を利いてくれた。平章は隆福宮に仕えて権要に近く、また文士を好み、伯益を上客として礼遇し、自らの幕府に留め、徽政院照磨とした。[それから、]真定録事と陵州判官に任じられ、将作院照磨に転任した。<sup>(31)</sup>

同時代史料で「徼倖」「僥倖」と表現されて批判の対象となるのは、まさしくこうしたモンゴル王侯や高官との個人的な関係に基づいた出仕であるが、汾水流域でも同様な事例が5件みられる。

- ①姚氏(稷山、『秋澗集』巻51「大元中奉大夫参知政事稷山姚氏先德碑銘」、『山右石刻叢編』巻34「姚忠肅公神道碑」、乾隆『直隸絳州志』巻14「大都路総管姚公神道碑銘」)
- ②李氏(絳州月城塞、『道園類稿』巻45「河東李氏先塋碑」)
- ③楊氏(洪洞、『山右石刻叢編』巻37「贈平陽万戸翼千戸楊公墓碑」)
- ④曹氏(平陽、『道園類稿』巻47「曹同知墓誌銘」)
- ⑤陳氏(平陽、『雪樓集』巻21「故平陽路提学学校官陳先生墓碑」「故河東両路宣慰司参議陳公墓碑」、『松雪齋文集』巻9「故嘉議大夫浙東海右道肅政廉訪使陳公碑」)

①稷山姚氏は、縁故による最初期の成功例である。おそらく北宋代に絳州觀察判官を出したとするこの家系は、しかしその後は出仕者を出さずにモンゴル時代を迎えた。姚天福(?～1302)が懐

仁県に推挙され吏となり、モンケの治世にクビライがたまたま懐仁を訪れると、葡萄酒を給仕する手際をみとめられてそのケシクに入る。そして、至元年間初めに懐仁県丞となり、丞相タガチャルらにみとめられて、至元5(1268)年に御史台架閣庫管勾兼獄丞に抜擢され、その後は監察御史や各地の按察使・肅政廉訪使・行省参知政事など華々しい官歴を歩んでから、最終的に通奉大夫・参知政事・行京尹事にまで至り、その3人の息子もみな出仕している。

この稷山姚氏の場合はカアンの子が自ら任地に訪れる幸運に恵まれたのであるが、通常は前掲「王伯益墓表」が記すように、縁故を求めて京師に上った。

④平陽曹氏の曹章は、中統年間初めに京師に遊び、経緯は不明ながら勸農知事の職を手にした。その息子天錫は湖南宣慰使元帥府掾として出仕して承務郎・福州永福県尹に至り、天錫の長子憲(?～1343)も広東帥府奏差として仕え、武徳將軍・同知松江府事で致仕する。縁故と吏職出仕の組み合わせにより、この家系は世代を越えて官員を輩出したのである。なお、曹憲の長子祖仁は「河東郷貢進士」から江東肅政廉訪司令史となっているが、これについては第五章で触れる。また、③洪洞楊氏の場合、14世紀初頭まで出仕者は存在しなかったが、楊温(1269～1347)が商人として江淮川蜀で商売をした後、息子2人と京師に上り、孫の「卓越者一人」を選んで、「筮仕の方」を指導しつつ、日々「貴近」と交遊した。その甲斐あって、孫の徳明は、詳細は不明ながら「宿衛」に入り、年勞により忠翊校尉・杭州上都翼千戸に任じられる。

官員との縁故は、地方官衙への出仕へも重要な役割を果たしたと思われる。②絳州李氏では、李安生が至元7(1270)年に聞喜に占籍し、平陽ダルガのジャライル(□□alayir札刺児)の「客」となってから、安生の息子英(1244～1288)が河東宣慰使により稷山税務大使に任じられ、後に絳州税務提領に転任した(在任中に死去)。この場合、平陽ダルガとの縁故が李英の出仕に何らかの影響を及ぼした可能性は高いだろう。なお、英は生前に、他人が州ダルガにした借金の保証人となり、結局財産のほとんどを失っている。かかる難局の中、その息子の思敬は12,3才で絳州の賈茂之に師事した後、京師への遊学を選択する。縁故を得ての出仕を望んでのことだろうが、彼が京師で成功することはなかった。だが、延祐丙辰(1316)年に陝西で兵乱が起きると、母を氣遣って帰郷したことが評判となり、孝廉として河東肅政廉訪司令史に任じられ、後に監察御史にまで至った。この事例も、縁故などによるより良い出仕の機会を掴むため、京師へと上る当時の人々の傾向を示すものであろう。

## 類型D「モンゴル王侯の位下・投下での出仕者を出した家系」

モンゴル時代の汾水流域には安西王の權益地(解州の塩利など)が点在しており<sup>(32)</sup>、その管理機構に出仕する事例もみられる。

### ①樊氏(臨晋、『山右石刻叢編』卷31「樊氏先塋之記」)

この家系は金代以前に官吏を出したとの記述がないが、樊玉(1222～1289)はクビライの治世初期に転運司の檄をうけて、具体的な官職名などは不明であるが、解州塩池の塩禁を管理した。そして、おそらく父と塩池(安西王の權益地の1つ)との関連により、その息子の珪は安西王の命を受け、吉州路人匠提挙に任じられ、延祐元(1314)年には忠翊校尉・管領崇慶等処怯憐口民匠長官を宣授されている。

以上、本章で確認したように、モンゴル時代に入ると、出仕経路の多様化・多岐化が急激に進展する。この知見をふまえ、次章では、かかる状況下で稷山段氏がいかにその名声を保持したのかを考察する。

## 四 モンゴル時代の稷山段氏

稷山段氏では、金末に進士及第した克己と成己がモンゴルに出仕することはなかった。そして、

克己の死後、その子供たちは成己に教育され、その中から出仕者(辟召への辞退者を含む)が出た。すなわち、克己の次子の思誠は、大徳8(1304)年、承旨閻復の推薦を受け、河中府儒学教授に推されるも辞退。克己の三子思温(1239～1288)は安西王マンガラから記室参軍に辟されるも、やはり辞退。成己の子思義(1241～1306)は大徳8年、同じく閻復の推薦を受け、冀寧路儒学教授に就き、そのご韓城に移住して学問に専念。思真(具体的な血縁関係は不明)は大徳8年に国史院に出仕し、おそらくその時に面識を得た閻復が「河東文献故家」たる段氏を訪問し、思誠と思義をそれぞれ前述の職位に推薦した。思義の任官は、その没年からみて在任期間が長くても1年足らずであり、本格的に職務に従事したとは考え難い。おそらくは顕彰目的の名目上の官職授与に近いものであったと思われる。思誠の任官辞退も、同様な職位授与に対する辞退であろうか。ただし、思温が安西王マンガラの辟召を辞退した背景は不詳である。

克己・成己の孫の世代では、思温の子の輔が応奉翰林として出仕し、西台御史・南台御史・中台御史・兪燕南河北道肅政廉訪司事・国子司業・太常礼儀院判官を歴任。思義の子である孚・彝・循も、輔の恩蔭などによりそれぞれ猗氏県尉・寧□□儒学教授・軌屋県尹に任じられている。曾孫の世代では、承祚が国子監に入学し、国子学正に就いた。このようにモンゴル時代の稷山段氏が金代に引き続き官員を輩出した背景には、次の諸要因が挙げられる。

## A モンゴル配下の軍閥・地方官による庇護

克己・成己の文集の合集である『二妙集』では、詩文の応酬者の大部分は身分が不明か医者であるが、その中でひとときわ眼を引くのが、3ヶ所に登場する「総管李侯」「万夫長李侯」という者たちである。これは、モンゴルの金国侵攻に最初期から参加し、1220年代から30年代にかけて平陽を拠点とした李氏兄弟(李守忠、李守賢(1189～1234):平陽知府、李守正:河東南路兵馬都元帥)を指す。東平嚴氏、沢州段氏のように、モンゴルの華北支配初期の漢人軍閥の中には、支配地の学芸復興に尽力する事例が散見されるが<sup>(33)</sup>、平陽の李氏兄弟も、『榘庵集』巻6「段思温先生墓誌銘」に「万戸晋寧李侯は菊軒(成己)を迎えて学館を開いて授業をさせ、学者が四方から集まった(万戸晋寧李侯、迎菊軒闢館授徒、学者四集)」、成化『山西通志』巻15「贈太平尹西溪先生段君墓表」に「国初、郡侯の李姓の者が菊軒を迎えて〔平陽府の〕北廓に学校を開き、〔菊軒は〕そこを家とした(国初、郡侯李姓者迎菊軒、闢庠北廓、而遂為家)」と記されるように、稷山段氏兄弟、とくに成己の庇護者となった。

つまり、他の士人家系が戦乱の中で没落する中、稷山段氏は在地の支配者の庇護を受けており、これは動乱期を乗り越えて「儒学を以て顕姓為り」「河東文献の故家」との地位を保持する上で極めて重要であったと考えられる。稷山段氏が汾水流域で保ち続けた名声は、布衣ながら成己が撰述した公の建造物(祠廟・学校)に関する碑刻が現在でも当該地域で見られる点、同じく成己が朝廷から平陽提學学校官の職位を提示された点<sup>(34)</sup>、克己の三子思温が安西王マンガラから記室参軍(親王府の正八品の職位<sup>(35)</sup>)に辟された点からも分かる。

## B 詞賦学から道学への転換

金代の段氏は詞賦のみをなりわいとしたが、成己の子の世代になると、前掲「段思温先生墓誌銘」に次のように記されるように、道学への転換がみられる。

先生(思温)は読書して大義に通じていたが、世学が継承されないことを常に恐れ、感極まって涙を流すことさえあった。菊軒(成己)に従って学業を終えたいと欲し、かさねて寒暑を忍んで〔努力した〕。母夫人はその意を察し、「学問を好むことは段氏の福です」と励ました。菊軒もまたその志を嘉し、教え導いた。そこで先生は学業に励み、寢食を忘れるほどであった。経史の要義は、必ず手ずから書き記した。初めは詞賦を学んでいたが、ここに至ってことごとくそれを捨て去り、古の聖賢問学の根本を求め、張載・程顥・程頤・朱熹の伝を究めた。…菊軒はその才能を高く評価し、つねに「我が家

系を引き継ぐのはこの者だ」と語った。<sup>(36)</sup>

金代科挙では詞賦科が本流であり、金代に進士及第者を輩出し著名であった家系の多くは、詞賦の学を家学として伝承した<sup>(37)</sup>。前述したように、稷山段氏も金代には代々詞賦を学んでいる。だが、モンゴル時代に入り、詞賦の学が実用的価値を減じると、新たな状況への適応に失敗した家系は学問の家としての評価を徐々に失い、その多くは史料から姿を消す。段思温の転身と、それを支持した成己の理解により、稷山段氏は、この転換期を乗り越えたといえよう。

### C 段思真の国史院への出仕と閻復による推挙

前述した克己・成己の次世代の出仕は、実質的に全て大徳8年の閻復の推挙による。その契機と思われるのが、思真が同年に翰林国史院に「職を隸した」点である。前掲「贈太平尹西溪先生段君墓表」は、その様子を次のように記す。

大徳八年、思真は国史院に勤務し、承旨閻文公(閻復)が河東文献の故家を訪れた。当時、遯庵(克己)はすでに歿しており、芹溪(思誠)と先生(思義)を朝廷に推挙し、ともに学校官を授けられた。芹溪は河中〔府儒学教授〕、先生は晋寧〔路儒学教授〕であった。<sup>(38)</sup>

明確な記述はないが、思真の国史院への出仕と閻復の稷山訪問との間には、何らかの関係があったと読める文脈である。翰林国史院の官員として、段思真の名は『元史』をはじめその他の史料に一切みられない。その後の官歴も明記されないことから、おそらく翰林国史院付きの吏として出仕し、栄達することがなかったと思われる。その出仕の契機は不明であるが、京師に上って求職活動をしたか、実家の名声を利用して庇護者を得た可能性も十分あろう。

ともかく、中央官衙に族人を送り込み、そこで高官の縁故を得たことが、モンゴル時代中期以降の段氏の家運に大きな影響を与えた可能性が高い。なお、思真らの次世代にあたる段輔の出仕は「文行を以て、応奉翰林に選ばれる(以文行、選応奉翰林)」(同治『稷山県志』巻8「段氏阡表並銘」と記され、記述からみて何らかの保挙によると思われる。輔は応奉翰林から西台御史・南台御史を経て、延祐3(1316)年12月には監察御史に在任しており<sup>(39)</sup>、その出仕時期は1任3年あるいは1考30ヶ月として1307～8年頃となる。年代からみて、この任官にも閻復が関与している可能性が十分に想定できよう。

以上の要因から段氏の成功の背景は、次のようにまとめられる。すなわち、モンゴル時代の史料上では、金代から続く「学者」の家系としての段氏の姿が賞賛される<sup>(40)</sup>。だが実際には、金国の滅亡とモンゴルの華北支配の進展におけるその時々々の保身・出仕傾向に的確に対応し、官員を輩出し続けていた。段輔が栄達した後も、その次世代の承祚は国子監に入学し、結局は栄達することなく帰郷したが、学官として出仕には成功している。

このように、金代に進士及第者を出し、モンゴル時代にも引き続いて官員を輩出した家系は、管見の限り例外なくモンゴル支配下の新たな行政・出仕制度に順応している<sup>(41)</sup>。一方で、こうしてモンゴルの支配に順応する機会・能力のなかった金代士人家系は、半世紀に及ぶ戦乱と強固な中央政府の不在を乗り越え、在地有力者としての地位の保持が困難であったことは十分に推察されよう。

## 五 科挙再開とその影響

前章まででは、金末元初の動乱とモンゴルの新出仕制度の出現が、在地有力者層のあり方に多大な変動を与えたことを確認した。そこで次に、かかる状況に科挙再開(1313年)がいかなる影響を与えたのかを考察する。モンゴル時代、汾水流域の科挙応募者は、全ての河東の応募者

とともに太原での郷試に赴いたが、その合格定員は蒙古5人、色目4人、漢人7人であった<sup>(42)</sup>。前述した他の出仕経路とくらべ、その隘路ぶりは際立っている。

それでは、科挙応募者とは一体どのような人々だったのだろうか。汾水流域で、同時代史料でその実在が確認される進士及第事例は次の7例である。

- ①王士元(延祐2(1315)年及第、臨汾出身、『山右石刻叢編』巻37「慶奉寺佛像碑」、『至正集』巻41「晋寧路郷賢祠堂記」)
- ②劉尚質(泰定4(1327)年及第、曲沃出身、嘉靖『曲沃県志』巻3 人物志、『元史』巻45 順帝本紀至正十八年五月是月条)
- ③趙承禧(至順元(1330)年及第、晋寧(平陽)出身、『燕石集』巻13「趙宗吉真贊」、『玩齋集』巻3「送趙宗吉赴河間太守」)
- ④許寅(元統元(1333)年及第、臨汾出身、『元統元年進士録』、『青陽集』巻3「梯雲荘記」、『秘書監志』巻9)
- ⑤エセンブカ(Esenbuqa 也先溥化、元統元年及第、太平出身、『元統元年進士録』)
- ⑥エセントイン(Esentoyin 野仙脱因、河東県出身、『元統元年進士録』)
- ⑦靳栄(及第年不詳、曲沃出身、成化『山西通志』巻196「靳孝子墓碑」)
- ⑧孫抑(及第年不詳、洪洞出身、『元史』巻198 孫抑伝)

まず、出仕経路としてみたモンゴル時代科挙の最大の特徴は、『至正集』巻32「送馮照磨序」における許有壬(延祐2年進士)の認識に言い尽くされる。

士(科挙応募者)は数枚の紙を持って家を出て、都合11篇の文章さえ書けば、それで立派な官職を得、一般の民より抜きん出ることができるのだ。かの輩(推挙・縁故などによる出仕者)は万単位の財物を費やしてようやく任官することができ、そのうちまた[その官職を]失うのに、われら(科挙及第者)は[財物など]全く費やすことはない。胥吏の輩は出仕してから何度も遷転して[ようやく]俸給を得、[それから]20年以上してようやく資品官に流入することができるのだが、われらは郷試から及第までわずか10ヶ月のみ。われらがこの恩遇にこたえるには、いったいどうすればよいのだろうか。

(43)

すなわち、科挙は儒学教養という比較的明確な基準で選抜が行なわれる上、吏員出仕のように冗官問題に悩まされることがなく、また縁故のように庇護者の権勢の変転に左右されることもなく、及第後はすぐに従六品から正八品(例外的に正九品)の職位に任じられ<sup>(44)</sup>、その後も順調に昇進すればかなりの高官に到達可能であった。さらに、第1回の科挙実施に際しては、吏員出身者の昇進は従七品にとどめ、前職の任期が満了し、従七品以上の職位への任官を審査中の者は、品階を降して任命するという措置がとられている<sup>(45)</sup>。無論、最多でも1回100名に過ぎない進士及第者にこれほどの特権を突然与えることが官僚機構に大きな混乱をもたらすことは明白であり、至治3(1323)年12月には、吏員出身者の昇進制限が正四品に引き上げられるが<sup>(46)</sup>、ともかくこの一連の優遇措置は、出仕志望者の科挙応募への意欲を刺激したであろう。

また、モンゴル時代の科挙に関しては、及第以外にもそれに付随する出仕経路が存在したことも看過できない。まず、第1回の科挙では、会試に不合格であった受験生には、その年齢と出身に応じて、もれなく従七品致仕・学校官(教授・山長・学正)の職位、そしてすでに出仕している者には昇進での優遇が与えられた<sup>(47)</sup>。これは第1回の科挙に限った特例措置とされたが、実際にはその後も会試・郷試落第者への救済措置が講じられ続け、至正元(1341)年の科挙再開に際して定例となる<sup>(48)</sup>。さらに、会試落第者には中央吏員への出仕経路<sup>(49)</sup>が開かれ、国子監の伴読となる経路も設置されていたと推測される<sup>(50)</sup>。

このように、進士及第はできずとも、会試に進めば、下級官とはいえ出仕が可能であったが、こうした任官機会それ自体を出仕経路としてとらえるべきことは、つとに指摘されている<sup>(51)</sup>。前々章

で触れた平陽曹氏の曹祖仁が「河東郷貢進士」(郷試に合格したことを指すのか、ただ単に応試したことを指すのか不詳)から江東肅政廉訪司令史に任じられことも、かかる出仕の一例である。

総じて言えば、適当な縁故がない任官希望者にとって、非常な難関ではあるが、科挙応試は考慮すべき選択肢の1つであった。実際、汾水流域の事例のうち、過半数を占める事例(①②③⑦)では、応試者の父祖に出仕者がおらず、高官やモンゴル王侯との縁故も認められない。当時の冗官傾向からみて、長年に亘り吏員として勤務したり、さしたるつてもなく大都に上って縁故を探すよりも、及第すれば資品官に確実に到達できる科挙応試に賭けてみたとの想定も、十分に妥当であろう。また、父祖に出仕者がいた場合でも、後述するように承廕・承襲資格者は通常1名であり、次男以下は出仕を望むならば他の経路に因る必要があった。例えば、⑥エセントインは父が武略將軍を帯びていたが、自らは次男であった。かかる状況を考慮して、この家系がエセントインに儒学を習得させた可能性は十分にあるだろう。④許寅も軍戸出身で、同様の経歴をもつ。なお、13世紀末から顕在化する軍戸の昇進機会の激減をうけて、軍戸の中で科挙応試を選択する家系が増加したであろうことは、すでに別稿で指摘した<sup>(52)</sup>。

また、⑤エセンブカは軍戸出身で、□□使の曾祖父、州同知の祖父をもったが父は出仕していない。さらに、⑦靳榮は第三章の類型A①曲沃靳氏の出身であるが、この家系は榮の曾祖父和(1198～1265)が己卯(1219)年にモンゴルに帰附し、絳州を守備し、その子の用は敦武校尉・榮河尹から同知晋寧路総管府事にまで至ったが、その次の世代は出仕者を出しておらず、榮の世代には恩廕や縁故などの出仕への手がかりを失った状態にあった。こうした家系でも、科挙応試は当然選択肢として浮上しただろう。なお、かかる進士及第事例に、金代士人家系からの連続性は看取されない。

ただし、やはり進士及第の定員は圧倒的に少なく、また科挙応試に必要な儒学習得には当然相応の資産的余裕が必要であった。また、前述した吏員出身者の昇進制限についても、モンゴル王侯や高官の縁故を得、かかる制限に束縛されずに栄達する吏員出身者の事例は史料上頻見され、実質的には骨抜きに近い状況であったと考えられる。そのような科挙応試をめぐる実情は、『元史』巻142 徹里帖木兒伝に記される、後至元元(1335)年に行なわれた科挙廃止をめぐる次の議論に象徴的に示される。

〔許有壬が言うには、〕「現在、通事などは天下に3325名、1年に456名〔が任用されます〕。エウデンチ・太医・控鶴は、みな資品官に流入します。また路吏出身や恩廕もあり、出仕経路は多様です。今年の4月から9月まで、無位無官から宣授をうけ任官した者(縁故による出仕者)は72名なのに対し、科挙は〔1回の及第者数を3年で割れば、〕1年にわずか30余名しか登用しません」。<sup>(53)</sup>

このように、あくまで科挙はその他の出仕経路の1つであり、その再開により金代の状況が再現されたとは考え難い。前述したように、モンゴル時代の科挙応試者は金代の半数以下と考えられることも、この想定と符合しよう。

こうした中、稷山段氏は進士及第者を出していないが、前章で述べたように国子監へ子弟を入学させた。これは、国子監で上舎生まで至り、学内の選抜試験に合格すれば、郷試免除で会試受験が可能であり、その上、上舎生には推挙などによる任官経路も開かれていた状況<sup>(54)</sup>を考慮してのものであろう。国子監への入学資格は、七品官以上の子弟であるか、三品以上の朝官の推薦を得ることであったが、首尾よく七品以上の官僚(段輔)を出した段氏としては、郷試からの受験よりも、明らかに国子監入学の方が進士及第者を出す捷路であった。やはり稷山段氏は、出仕経路の変遷に順応しつつあったといえよう。

しかし、国子監を卒業して国子学正に就任した承祚は、老母の侍養を理由として帰郷してしまう。そしてこれ以降、段氏の族人が吏職・縁故で再び出仕に成功した形跡もなく、段氏の官員は、明代洪武年間に稷山県学訓導から秦州典宝に就任した、克己の五世孫の段密<sup>(55)</sup>を除き史料から姿を消す。なぜ承祚が突然帰郷したのか、その理由は史料に一切記されない。ともかく、モンゴ



ル時代の恩蔭は五品以上の官員1人につき1件のみ<sup>(56)</sup>であり、閻復の死後、有力な縁故をもたなかったとおぼしき段氏は、承蔭資格を得られなかった承祚の世代以降は安定して官員を輩出する土台を失い、その状態から再起できなかつた可能性が高い。

このように、モンゴルや高官との縁故を持たない場合、モンゴル時代において安定して官員を輩出する上で、1つの躓きが致命的となることすらあった。縁故による出仕がモンゴル時代を通じて盛行する一方、科挙応試者数が前代の水準を回復することがなかつた背景の1つには、こうした状況に直面して、より有利で安定した出仕基盤を求める当時の人々の思惑があつたと思われる。

## おわりに

本稿で得られた知見をまとめると次のようになる。まず、北宋代から金代にかけての汾水流域では、女真の征服という戦乱があつたものの、華北有数の進士及第者輩出地域の地位を保持し続け、士人層の活発な活動が看取される。しかし、金末元初の戦乱により科挙制度を保証した金国が崩壊し、それに取って代わつたモンゴルの新制度が出仕経路の多岐化を招来したため、この一連の変動に対処・順応できなかつた多くの金代士人家系が没落する。そして、モンゴル支配下の新興在地有力者層は、モンゴルの中華地域支配が進展する中で変化してゆく出仕状況により、南宋征服への従軍、吏職・縁故の獲得、位下・投下での勤務など、多様な経路を通じて官員輩出を希求した。また、科挙再開が華北の在地有力者層に与えた影響はおそらく限定的であり、科挙応試に積極的であつた家系も、その数は金代の最盛期を大きく下回つたと考えられる。こうした中、金元代を通じて「儒学を以て顯姓為り」という地位を保持し続けた稷山段氏も、実際にはかかる出仕状況に的確に対応していた。

士人層の連続性という点に関して、総じて言えば、北宋代・金代の汾水流域では、金代章宗朝を頂点として科挙受験者層が増加し続けたが、モンゴルの侵攻を境として金代士人家系の多くが没落し、モンゴル時代に再び勢力を回復することはなかつた。金代とモンゴル時代の士人層の間には、明らかな断絶が存在する。また、かかる断絶を経た後、延祐の科挙再開により現れたモンゴル時代の応試者層も、その数が金代の水準を回復することはなかつた。

これが儒学教養の権威が否定された結果でないことは、稷山段氏が「儒学」の伝承により名声を博した点からも明らかである。むしろ、モンゴル時代の段氏の経歴に端的に示されるように、儒学教養を出仕に活かす方途が科挙のみでなくなつた点、すなわち科挙制度の相対化が、かかる事態を招いたといえよう。金代とモンゴル時代の「士人層」には、それを構成する家系の顔ぶれのみならず、出仕経路に対する志向にも大きな差異が存在したのである。

またこの知見は、士人層に関する中華地域の南北差異を考える上でも興味深い。先に繰り返したように、南宋代の南方社会では士人層に対する役法・裁判上の優免慣習が存在していたが、同時期の華北士人層は科挙制度に基づくそうした優免慣習を持たず<sup>(57)</sup>、南方の士人層とは社会的立場に少なからぬ差があつた。モンゴル時代に入つても、少なくとも汾水流域では科挙応試に対する志向はむしろ大いに減退し、従つて科挙制度に由来する優免慣習が確立した蓋然性は低い。実際に、同時代史料において、そうした慣習の存在をほのめかす記述は管見の限りみられない。すなわち、本稿での知見が示唆する限り、科挙制度が王朝と社会とを結ぶ紐帯となり、社会においても有力者の地位を保証する威信の源となるという「科挙社会」は、汾水流域においてはモンゴル時代に中絶したと考えるほかないのである。

これは汾水流域の歴史上においてモンゴルの支配が社会に与えた影響の重要さを顕示するとの同時に、科挙制度確立後の中華地域の社会構造の変遷を、南方社会を基準に、明清時代へと単線的に想定することの難しさをも示すように思われる。あるいは、明初の科挙での華北士人の劣勢の背景についても、学術水準や科挙応試に対する習熟度の差異だけではなく、11～14世紀の華北と南方が辿つた歴史的経緯の差異に由来する、応試者層の数量・社会的地位の格差も存在した可能性も、考慮すべきかもしれない。これらの点についてさらに考察を進めるためには、モンゴル時代華北における出仕形態の変遷をより総合的に把握した上で検討する必要がある。

今後の課題としたい。

## 注

- 1 高橋芳郎「宋代の士人身分」(『史林』69-3、1986。後に同氏『宋—清身分法の研究』北海道大学図書刊行会、2001に収録)、中砂明德「士大夫のノルム形成—南宋時代」(『東洋史研究』54-3、1995)などを参照。
- 2 村上哲見「武臣と遺民—宋末元初江南文人の亡国体験—」(『東北大学文学部研究紀要』43、1993)、蕭啓慶「元朝科挙と江南士大夫之延続」(『元史論叢』7、1999)、森田憲司「碑記の撰述からみた宋元交替期の慶元における士大夫」(『奈良史学』17、1999。後に『元代知識人と地域社会』汲古書院、2004に収録)。
- 3 櫻井智美「元代集賢院の設立」(『史林』83-3、2000)、宮紀子「程復心『四書章句』出版始末攷—大元ウルス治下における江南文人の保挙—」(『内陸アジア言語の研究』XVI、2001。後に『モンゴル時代の出版文化』名古屋大学出版会、2005に収録)。
- 4 拙稿「金初華北における科挙と士人層—天眷二年以前を対象として—」(『中国—社会と文化』19、2004)、同「金代漢地在地社会における女真人の位相と「女真儒士」について」(『満族史研究』4、2005)、同「科挙・学校政策の変遷からみた金代士人層」(『史学雑誌』114-12、2005)、同「楊業から元好問へ -- 10~13世紀晋北における科挙の浸透とその歴史的意義について --」(『東方学』111、2006)を参照。
- 5 以上、モンゴル時代の科挙及びそれに関連する先行研究については、渡辺健哉「近年の元代科挙研究について」(『集刊東洋学』96、2006)を、儒戸・儒人に関する先行研究については、拙稿『モンゴル時代漢地在地社会における儒人戸』(富士ゼロックス小林節太郎記念基金、2007)1~2頁を参照。
- 6 拙稿「女真・モンゴル支配下華北における科挙受験者数について」(『史観』157、2007)を参照。
- 7 蕭啓慶「元朝多族士人圈的形成初探」(『元朝史新論』允晨文化実業公司、1999。初出は『第二届宋史学術研討会論文集』中国文化大学、1996)、同「元代科挙と菁英流動:以元統元年進士を中心」(前掲『元朝史新論』。初出は『漢学研究』51、1997)。
- 8 拙稿「金元代華北社会における在地有力者—碑刻からみた山西忻州定襄県の場合—」(『史学雑誌』112-4、2003)。
- 9 『榘庵集』巻6「段思温先生墓誌銘」「段氏世居晋寧之稷山、以儒学為顯姓」。
- 10 Chaffee, *The Thorny Gates of Learning in Sung China: A Social History of Examination*, Albany: State University of New York Press, 1995, Appendix3を参照。
- 11 「降及前宋、則我司理參軍出焉。參軍諱應規、鄉於絳之稷山、門族蕃大、連薹接耐、相望屹然、邑人号司理莊以別之。爾後、埋光種德、疆畝相承、不替其緒者累葉矣」。
- 12 「四世孫季良、字公善、乃故贈中奉大夫武威郡侯矩之父也。故華州防禦使鐸之祖也。昆季五人、兄曰季先・季亨、弟曰季昌・季連、姪五人、徹・整・衡・術・衍、量材授事、各有所主、或私門幹蠱、或鬻宇治經、俾皆不失其性分。…故而已人有勸其仕進者、笑而不答、私謂所親曰、丈夫居世、豈能以太倉一粒為人所役哉。姑山之陽、汾水之曲、世有善田數頃許、足以香祭祀、奉甘旨、備歲時伏臘之禮、給子孫詩書之費」。
- 13 「季亨之子整、与賓貢之書、升於太学。絳之距荷、不啻千里。始我往矣、琴書僕馬、無不畢備。及至之日、津遣以時、俾忘倦游。整亦不負叔父之志、曉窗夜燭、克尽其業、為時間人。…後以文芸擢知太平県事」。
- 14 愛宕元「五代宋末の新興官僚—臨淄の麻氏を中心として—」(『唐代地域社会史研究』同朋舎、1997。初出は『史林』57-4、1974)を参照。
- 15 『金史』巻3 太宗本紀の天会6年から7年の記事を参照。
- 16 『山右石刻叢編』巻22「段鐸墓表」「已与兄鈞同遊場屋、□□争先振華發藻、難弟難兄矣。都人呼為稷山二段、其声價有如此者」。
- 17 『山右石刻叢編』巻22「段矩碑」「孫五人、曰厦、曰恒、尤為翹楚者、皆業詞賦、屢達廷試」。
- 18 同治『稷山県志』巻8「段氏阡表並銘」「克己・成己之幼也、礼部尚書趙公秉文識之、名之曰二妙」、『榘庵集』巻6「段思温先生墓誌銘」「初未奏名、既謁礼部趙公某、使誦所業賦、公嗟愕久之、起書「双飛」二大字以贈」。
- 19 『金史』巻96 李愈伝「李愈、字景韓、絳之正平人。業儒術、中正隆五年詞賦進士第、調河南澠池主簿」。
- 20 『山右石刻叢編』巻25「陳規墓表」「曾大父某、大父某、父密、皆畜德不耀晦跡農畝。公貴贈大父某官、父中議大夫。中議公娶梁氏、□生三子、長曰□、其季即公也。幼童遲不与余兜群、始知讀書、月開日益、不煩戒飾。鄉先生崔邦憲教以課試法、無幾何時、進業出諸生右。始任戴冠、補州学生、提舉学校田彦実、以芸学聞天下、識公為遠器、徵登于門、俾誨其子。年廿有四、擢明昌五年進士第」。
- 21 前掲拙稿「科挙・学校政策の変遷からみた金代士人層」6頁を参照。
- 22 『金文最』巻28「蔵書記」を参照。
- 23 松田孝一「河南淮北蒙古軍万戸府考」(『東洋学報』68-3、1987)及び堤一昭「元代華北のモンゴル軍団長の家系」(『史林』75-3、1992)を参照。
- 24 『甘水仙源録』巻6「棲真子李尊師墓碑」「時方進取、国制未定、戎馬營屯星散汾晋間、劫攘財物賤害人命、在所有之、有司莫敢誰何。歲庚寅、太宗皇帝南伐、……」。

- 25 「平昔著述諫藁、乱後所存無幾、独其始終大節表表、在人耳目者如此。配潁川郡君蘇氏、先公卒、趙氏沒於乱。蘇氏三子、男一人、汴至燕而亡。女二人、長嫁寧氏子南容。次嫁燕人趙遵周、遵周卒、為女冠師。今葬公者是也。二姪知柔・知剛、早以公廩仕、相次以沒」。
- 26 山西省考古研究所編『平陽金墓磚彫』(山西人民出版社、1999)「緒言」を参照。
- 27 山西省考古研究所「山西稷山金墓發掘簡報」(『文物』1983-1)56頁を参照。
- 28 牧野修二『元代勾当官の体系的研究』(大明堂、1979)「結語」を参照。
- 29 前掲牧野『元代勾当官の体系的研究』167～179頁を参照。
- 30 「北海高君照磨於淮安路之明年、請於余曰、「……則吾家世力農、不樂仕進。今世道昇□、□官者多賢俊、苟無人焉、將何以大門閭而庇宗族乎。於是備資裝、遣余詣京師、習吏事。以次轉大都路吏、進□州吏目、滿以將仕佐□授今職」。
- 31 「伯益、名執謙、大名人。生數歲、入鄉校、旬月中已能習盡群兒所讀書、問難其師。…因勸其父某、送詣郡學、未數月、又絀其同舍生如鄉校。及長、其父資之游京師、時中書平章卜灰木・翰林承旨唐公有重名當世、以人材為己任。一見伯益、皆曰、「奇才也」。不敢以進用常秩洵伯益、將言於上摺館閣優重地薦之。久之、不得如二公志、尚方符寶典書。滿三年、當得四品官、即以伯益為符寶典書、三年竟不得四品官。二公相繼去世、無為伯益言者。柳唐佐為言於張子有平章、平章事隆福宮、最貴近而雅好文士、禮伯益為上客、留署其府、為徽政院照磨。調真定錄事・陵州判官、改將作院照磨」。
- 32 松田孝一「元朝期の分封制 -- 安西王の事例を中心として --」(『史學雜誌』88-8、1979)64～69頁を参照。
- 33 陳高華「大蒙古國時代の東平嚴氏」(『元史論叢』6、1996)を参照。
- 34 同治『稷山縣志』卷8「段氏阡表並銘」「成己已登ママ進士第、主宜陽簿。及內附、朝廷特授平陽提學學校官、不起」、成化『山西通志』卷15「贈太平尹西溪先生段君墓表」「世皇興起斯文、璽書即家拜平陽等路提學學校官、竟弗居職」。
- 35 宮紀子「觀山文庫所蔵の『事林廣記』写本について」(『史林』91-3、2008)26頁を参照。
- 36 「先生雖已能讀書、通大義、恒恐世學不嗣、感激或至泣下。欲從菊軒卒業、重違温清。母夫人察其意、勉以好學為段氏福。菊軒亦嘉其志、樂以啓告。先生遂肆力於學、至忘寢食。經史要義、必手籍之。始猶攻辭芸、至是盡棄去、求古聖賢問學之本、究閩洛考亭之傳。…菊軒深器之、嘗曰是能世吾家者」。
- 37 前掲拙稿「金初華北における科擧と士人層」を参照。
- 38 「大德八年、思真隸職國史院、承旨閻文公訪河東文獻故家。時遜庵有瑕已沒、以芹溪與先生並薦於朝、皆授校官。故芹溪得河中、先生得晉寧」。
- 39 『元史』卷27 英宗本紀1「延祐三年十二月丁亥、立為皇太子、授金寶、開府置官屬。監察御史段輔・太子詹事郭貫等首請近賢人摺師傅、帝嘉納之」。
- 40 同治『稷山縣志』卷8「段氏阡表並銘」「嗟夫、昔宋失中原、文獻墜地。蓋為金者、百數十年、材名文芸之士、相望乎其間。至明道正誼之學、則或鮮者矣。及其亡也、禍亂尤甚、斯民之生存無幾。況學者乎。而河東段氏之學、独行乎救死扶傷之際、卓然一出於正。不惑於神怪、不画於浮近、有振俗立教之遺風焉」。
- 41 前章で挙げた類型C⑤平陽陳氏は稷山段氏と同じく、北宋代から官員を輩出し続けた家系であるが、その出仕形態はやはり北宋代・金代は科擧、モンゴル時代は縁故・吏職の組み合わせとなり、新たな状況・制度への速やかな適応が看取される。
- 42 『元典章』礼部卷4 典章31 學校1「科擧条制」を参照。
- 43 「士出門持數幅紙、始終綴文才十一首、即得美官、拔出民上矣。彼輦金舟粟費以万計得一命、尋復奪之、而吾一毫無費也。胥吏輩自執役幾轉而得祿、少不下二十年始出官、而吾自鄉試至竣事才十月爾。則吾之報稱、宜何如哉」。
- 44 植松正「元代江南の地方官任用について」(『元代江南政治社会史研究』汲古書院、1997。初出は『法制史研究』38、1989)256～259頁を参照。
- 45 『元史』卷25 仁宗本紀 延祐元年十月乙未「勅、吏人轉官、止從七品、在選者降等注授」。
- 46 『元史』卷29 泰定帝本紀 至治三年十二月乙酉条「〔乙酉、〕定吏員出身者秩正四品」。
- 47 『元史』卷81 選舉志1 科目「若夫會試下第者……」以下を参照。
- 48 『元史』卷81 選舉志1 科目「泰定元年三月……」以下を参照。
- 49 前掲牧野『元代勾当官の体系的研究』第五章「令史と掾史」を参照。
- 50 王建軍『元代國子監研究』(澳門周刊出版有限公司、2003年)31～312頁を参照。
- 51 前掲植松「元代江南の地方官任用について」、李治安「元代鄉試与地域文化」(『元代文化研究 國際元代文化學術研討會專輯』1、北京師範大學出版社、2001)を参照。
- 52 拙稿「金元代華北における外来民族の儒學習得とその契機—モンゴル時代華北駐屯軍所属家系の事例を中心に—」(『中国 -- 社会と文化』22、2007)を参照。
- 53 「今通事等天下凡三千三百二十五名、歳余四百五十六人。玉典赤・太医・控鶴、皆入流品。又路吏及任子其途非一。今歳自四月至九月、白身補官受宣者七十二人、而科擧一歳僅三十余人」。
- 54 前掲王建軍『元代國子監研究』294～333頁を参照。
- 55 同治『稷山縣志』卷5 人物志・明「段密、……克己五世孫。洪武中、任本縣學訓導、陞秦州典史。所著有衡齋集」。
- 56 『元史』卷83 選舉志33 選舉3 銓法中を参照。

57 前掲拙稿「科挙・学校政策の変遷からみた金代士人層」14頁を参照。

原載「稷山段氏の金元代-- 11～14世紀の山西汾水下流域における「士人層」の存続と変質について --」  
宋代史研究会編『宋代中国』の相対化』汲古書院 2009年7月

## 12 党宝海「元代江南学田と地方社会 -- 碑刻にあらわれる学田訴訟事件を中心として --」

学田は、古代中国政府による国営学校教育を支えるための重要な仕組みである。宋代より、政府は様々な方法により、一部の土地を学校に配分し、田租により学校教育を維持し、教師と学生の生活を助け、或いは改善させた。これらの土地が学田と呼ばれている。学田は南宋の江南地域において大きな発展を遂げ、多くの学校が非常に大きな学田を所有していた<sup>(1)</sup>。しかし、学田の財産権をめくり、日常的にもめごとが発生し、訴訟に発展することもあり、政府により土地の帰属を裁定する必要があった。このような土地訴訟は宋代に既に多く出現し、学田を侵奪しようとするものは地方で強い財力と社会影響力を持つ、豪民・官僚・寺院などであることが多かった<sup>(2)</sup>。

宋元交替により、江南社会では宋代には見られなかった幾つかの新しい現象が出現した。モンゴル諸王・貴族らの勢力が江南に伸張する一方、大量の元朝官僚・軍人が南宋滅亡の後、江南に到り行政管理・軍事駐留を行った。これらの新たな社会集団の出現は、学田に関するもめごとや争奪に新たな特徴をもたらした。急速に複雑化する土地訴訟において、元朝政府の担う審査・裁判などはいっそうその重要性を増すこととなった。

本発表は、江南の慶元・鎮江両地の元代碑刻上の学田訴訟案を中心として、学田をめぐる争いに関わったものたちを分析し、それにより元代江南社会の学田の変動、社会関係、及び元朝政府の機能を理解することを試みるものである。

誤りなどあれば、ご指摘をお願い致します。

### 一 慶元の学田訴訟事件

浙江寧波の天一閣にある尊経閣の庭園の東壁に、1つの石碑が埋め込まれている。額には「慶元路学洋山砂岸復業公拋」と篆書されている。碑文は漢文により書かれ、標題は無く、計三列である。前の二列には洋山砂岸復業公拋の全文が書かれ、計32行であり、末尾にはパクパ字により1行が記されている。公拋の頒行時期は、篆体のパクパ文字により表され、漢語では「延祐二年五月日」とある<sup>(3)</sup>。第三列には、慶元路儒学学正杜世学が新任儒学教授薛基の求めに応じて作った記文が記され、学田復業の始末が叙述されている。大字25行、行18字、正書である。記文によれば、この碑は延祐三年(1316)の立石である<sup>(4)</sup>。

章国慶氏により洋山砂岸学田に関する考証がなされており、砂岸はまた「平原海岸」と称される。元の慶元路儒学洋山岙砂岸は昌国州(至元十五年県から州に昇格する)に属し、「一説では古蓬萊郷(元大徳『昌国州図志』)、現在の舟山市岱山・嵎泗二県の内に相当する。一説では県の東北一百里(宋乾道『四明図経』)にあるが、具体的な地点は考証を待つ。」<sup>(5)</sup>とされる。

「慶元路学洋山砂岸復業公拋」は慶元路儒学が洋山岙学田を回復した次第を詳細に記述しており、我々が当地の学田の状況を知る上で重要な史料となっており、この碑文によって、事態の推移を完全に復原することが可能である。

公拋碑において、学田が儒学教育に果たす重要性は入念に強調されている。

諸処学校皆有贍学地土、慶元僻在海隅、則有砂岸租利。  
四明郡学、在昔甲于浙左、田谷充裕、佐以海租、士游其中、恃有所養、得以安心術業、豈小補而已。

地方志の記載によれば、洋山岙沙田は慶元儒学の学田の一部分に過ぎない<sup>(6)</sup>。それは「隶昌国州、山七百余畝、地四十九畝三十八步、海浜漲涂不可畝計。」とされる。この部分の土地は、早く

も宋代には政府により学田とされるとともに、土地帳簿にも明確に記録が残されている。

宋咸淳間、有司給以贍学、籍可考也。  
亡宋咸淳三年底籍内有管昌国県洋山畧砂岸壹所、系丁徳誠等佃、抱年納官錢陸伯貫。

これらの学田は「元是沿海制置司慶元府断没物業」であったが、咸淳三年(1267)ごろ「発付儒学養士」とされた。慶元路儒学が保存した文書によっても、これらの土地が確かに学田であったことが証明される。これらの土地は小作人に貸し出され、地租として貨幣が収められた。

本学見存亡宋官司印押学籍数内、明載昌国州洋山砂岸系本畧住人丁徳誠毎年抱納陸伯貫、以充養士。

一般的には、これらの土地の財産権には論議の余地はない。しかし、宋元交替によって、儒学は長期にわたり洋山畧の支配権を失うこととなった。

縁為隔涉大海、帰附之初、学舎失于經理、遂為彼処陳大猷等乗時占拠。始則恐為他人所攘、求売買韓忠。

陳大猷らは、儒学の経営の盲点を利用し、宋末の激動する情勢に乗じて、学田を占拠した。但し、彼らは土地が実際には儒学の所有であることをはっきりと理解しており、「向后学中必来争討」であることから、土地の名義を韓忠のものへと変更してしまった。この韓忠という人は「元于趙沂王府管干<sup>(7)</sup>、拠昌国州住」という人物であった。陳大猷らの意図は、「洋山砂岸投托沂王府名色遮庇」「梯媒仮借趙府声勢」にあった。しかし、宋朝が滅亡したことにより、沂王府は韓忠に十分な庇護を与えることは出来なくなってしまった。儒学による土地の奪回を恐れた韓忠らは、至元十九年(1282)四月、「韓忠又行投献蕭元帥」という行動をとった。この蕭元帥は碑文中では石抹昭毅と称され、元朝が江南に駐留させた海翼万戸である。「昭毅」とは人名ではなく、正三品武散官昭毅大將軍の簡称である。元帥、沿海翼万戸、昭毅大將軍などの肩書き、及び蕭、石抹という姓氏によって、この人が、大蒙古国時代の重要な軍人である石抹也先のひ孫である石抹良輔であると判断することができる。『元史』によれば、石抹良輔について「襲黑軍総管、至元十七年以功累升昭毅大將軍、沿海副都元帥。二十一年、改沿海副都元帥。大德十一年、告老。」<sup>(8)</sup>とある。又、石抹也先の一族は「蕭」姓を名乗っており、『元史・木華黎伝』の中の大將蕭也先はすなわち石抹也先である<sup>(9)</sup>。上述の官職・姓氏に関する史料を総合すれば、「公拠碑」上の蕭元帥(石抹昭毅)は石抹良輔であると確定できる。宋の滅亡から皇慶元年に到るまで、沿海翼万戸は慶元に駐留していた<sup>(10)</sup>。地理的な位置から考えても、韓忠の石抹良輔へ献田は容易な面があっただろう。

自身の利益を守るための必要から、この土地献上に関しては、様々な人間が異なる供述を残している。保証人(所謂「立売契画字人」)である周瑞は「韓忠虚立価鈔肆佰貫、書写売契、是瑞為保、付与蕭元帥下」と供述している。周瑞はまた韓忠についてこのように証言している。「將儒学砂岸投献蕭元帥、虚立売契」。そうであれば、この土地譲渡は明らかに非合法的取引であるということになる。一方、蕭万戸の子、石抹武徳の言い分は以下のようである。

父昭毅于至元十九年四月内、凭周瑞為保、用鈔肆佰貫、買到紹興路余姚州韓忠元買到昌国州洋山陳大猷等祖業洋山砂岸管業。

石抹武徳は、すなわち石抹良輔の子、武徳將軍(正五品武散官)・沿海副都元帥である石抹繼祖である<sup>(11)</sup>。石抹繼祖の陳述のなかで、彼の名義である洋山砂岸の土地にはなんの法律的問題はないとされている—それは元来は陳大猷の祖業であり、のちに韓忠が買い取り、周瑞が保証人となり、韓忠から四百貫鈔で買い取ったものである。これは全て「合法的」に行われたのである。

慶元路総管府の官員は調査を行い、関連する物証を手に入れた。

取得韓忠改抹親書献状稿子現存。  
追出韓忠在日元書投献状草及虚立文契。

更に彼らは、韓忠が蕭万戸に土地を売却した事実などないことに気付いた。

追照得韓忠元売文契止曾売与蕭元帥下王総領、縁何却系蕭万戸自作己名出売？  
中間捏合投献明白。

これらの関連文書の物証により、周瑞が全ての真相を供述していない、或いは彼は韓忠の「取引」に関して全てを知っているわけではない、そして蕭万戸（石抹継祖）の供述は完全に嘘であることがわかった。

但し、この「取引」は慶元儒学に阻止されたわけではなく、訴訟問題も起きなかった。その原因は幾つかあげられる。まず、元朝初期には慶元儒学の学田経営と管理に不備があり、学田が奪われ併呑されるという自体を招いたことである。

縁為隔涉大海、帰附之初、学舎失于經理。  
至元丙子(13年/1276)后、蠹蝕滋多、学計廢落。

次に、学田を占拠しようとした者は、多く地方の豪民あるいは元朝において高い権力を持つ官員であり、儒学がそれらをはばかり恐れたからである。

学計廢落、豪民乘隙各拠、既又依凭有力者為之主。

実際に洋山學学田手を伸ばしたのは、沿海翼蕭元帥（石抹良輔）であり、「倚恃鎮守軍勢占拠」し、学租を納めないこと、「如是且三十年」にわたった。この三十年の間、蕭万戸家は元来韓忠の献上した土地に対して、砂岸契書・税由・砧基など、各種の証明文書を準備し、非合法的な土地献上を合法化しようと試みた。そしてこの間、慶元儒学が洋山砂岸の土地帰属問題を政府に訴えることなかった。

皇慶二年(1313年)、慶元儒学教授卓琰、学正郭仁杰、学録嚴鐘孫らはずいに慶元路総管府に告訴を申し立てた。この告訴の直接の原因は、少し前に蕭万戸（石抹良輔）の子、石抹継祖が非合法に手に入れた洋山砂岸の土地を「朦朧作己業」とし、法に背き「売与録事司富戸胡珙為業」としたからである。

告訴を受け、録事司は胡珙、胡君載父子に対して取調べを行った。胡珙父子が言うには以下のようであった。

蕭万戸將洋山砂岸一半委令經理、不曾承買。  
胡君載状結、蕭万戸止令伊父看管經理。

しかし、万戸石抹武徳の供述はそれとは全く異なっていた。

皇慶元年十月十五日、父親身故、闕少盤纏、將上項砂岸契書・税由・砧基共參紙、于胡珙处抵当鈔兩用度、就令權管、未曾取贖、不曾売与本人為業。

胡君載の証言には、蕭万戸が契約書・税由・砧基などを抵当に入れたこと、金銭を与えることを前提として、胡家が土地を管理することに関する詳細などは見受けられない。そのため、録事司は再び胡氏父子を取り調べた。今度の胡珙の供述によれば、

蕭万戸將上項砂岸作価錢中統鈔壹百定、売与為業。見有本官売契存照、即非抵当。

胡珙は自身の利益のため、ついに事実を話したのである。但し、売買手順からだけ見ても、この土地売買は非合法なものである。録事司は胡珙が「前後所供不一」であることから、関連土地文書を審査・照合した。その結果は「査照各項契凭不明」であった。録事司は彼らの土地売買には大きな問題があると考えた。

蕭万戸既是止将上項砂岸一半売与胡珙、縁何蕭万戸不干韓忠元売文契上明白批  
鑿、俱将韓忠上首赤契交付胡珙收管？

その結果、胡珙は罪を認め、「不合与蕭万戸違例成交、買過上項砂岸。」と供述し、続いて「捏合詞因」の罪を認めた、そして「情願吐退与儒学管業」と願いでた。

状況がここまで展開したことで、水落ち石出でずのごとく、真相は明らかになったかのようにみえた。しかし、実際の状況は更に複雑なものであった。

皇慶二年の初めごろ、昌国州の王伯秀は、胡君載が高値で洋山砂岸の土地を購入し、法律違反の取引をしたと告訴した。

皇慶二年三月二十八日、先拠昌国州申「王伯秀告。故父王文喜買到陳復興等洋山砂岸一半、起屋在下居住、有連至山地。陳復興父陳英等、投托蕭万戸求庇、被在城胡君載高価攬買、違例成交。」

陳復興は既に土地を王文喜に売却しているのだから、更に蕭万戸に献上することはできず、ましてや胡君載に転売することなどできないはずである。この献上・転売の過程において、当然のごとく王伯秀家の利益は侵害されたのである。

では、陳英・陳復興は洋山砂岸の所有権を持っていたのであろうか。陳復興が言うには「洋山砂岸委系祖業、至元二十七年(1290)、作復興戸名、抄数在官」ということであった。昌国州の調査の結果は「元系陳復興祖業」であった。このために、慶元路架閣庫も子細な調査を行い「照勘得、籍冊内即無陳復興抄数戸名、取訖陳復興虚誣招詞。」という結論をだした。陳復興が自白するにはこのようであった。

洋山巖海畔有儒学砂岸涂地、因本学無人前来經理、不合虚指系是祖業、至元二十七年抄数入戸、致蒙照勘得不曾抄籍、誣官罪犯。

陳復興は明らかに洋山砂岸の半分の土地に対する財産権は持っていなかったにも関わらず、その土地を自分のものとし、不当な方法により利益を得ていたのである。

既に述べてように、王伯秀が胡君載が非合法に洋山砂岸の土地を購入したことを告訴したとき、彼の父である王文喜は陳復興らから洋山砂岸の半分の土地を購入し、家屋を建て居住していたと語っていた。しかし、慶元路総管府が公文書を読み調べたところ、王伯秀の訴えの内容には、二つの疑問点があること指摘した。

参照得本路行卷、王伯秀元告既是伊父王文喜在日買過陳復興等衆分洋山砂岸一半、縁何陳復興父陳英等又将上項砂岸投托蕭万戸占庇？此時王伯秀不行争理、每年亦納蕭万戸賃錢中統鈔伍定？

総管府の疑問は理にかなったものであった。仮に王文喜と陳復興の土地取引が合法的なものであったならば、自ら所有する土地を何故他人にそれを献上されるがままにし、告訴をしなかったのであろうか。なぜ自らの土地を耕作しながら、現地地の軍人である蕭万戸に毎年借料を納めていたのであろうか<sup>(12)</sup>。

公拠碑はこの事件の詳細を我々に伝えてはくれないものの、これらの疑問点から事態がどのように推移したかを整理することが出来た。慶元儒学が洋山砂岸学田に対し「無人前来經理」という



態度をとったことから、陳英・陳復興父子はそこを不法に占用し、一定の利益を獲得できるという前提のもと、王文喜に使用させた。彼らの学田の不法占有を確実なものとするため、陳英父子は「洋山砂岸委系祖業、至元二十七年作復興戸名、抄数在官」などと言い立てただけでなく、土地を蕭万戸に託し、その庇護を受けた。王文喜・王伯秀父子は引き続き洋山砂岸の土地を使用していたが、蕭万戸（石抹継祖）が土地を売却し、「在城胡君載高価攬買」したことから、根本から王氏父子の利益を脅かすにいたった。これが彼らに昌国州政府対し告訴を行わせた動機となったのである。

洋山砂岸学田の訴訟が起きた最も直接的な原因は、沿海翼万戸石抹継祖が非合法に得た学田を富戸胡珙に売却したことにある。但し更に分析を進めれば、学田の流失には二つの道筋があったことがわかる。1つは、陳大猷が宋元交替期の社会変動に乗じて、一部の学田を占拠し、宋沂王府の差人韓忠に譲渡したことである。宋朝の滅亡により、至元19年に、韓忠はその土地を沿海翼万戸蕭元帥（石抹良輔）に献上した。この後、石抹良輔の一族は、長期にわたり、それら学田の一部の土地を占拠しており、それは皇慶二年に良輔の子石抹継祖が胡珙・胡君載父子に土地を売却するまで続いた。慶元路儒学は学田を維持するため、路総管府に対して告訴を行った。

学田流失の二つ目の道筋は、陳英・陳復興が他の一部の洋山砂岸の学田を不法に占用し、王文喜、王伯秀父子に使用させていたことである。学田の不法占有を確実なものとするため、陳英父子は土地を蕭万戸石抹良輔に託した。皇慶二年、万戸石抹継祖が土地を高値で胡珙・胡君載父子に売却したことから、王伯秀は、自らの利益を守るため昌国州に告訴を行った。

調査により証拠を掴んだ慶元路総管府は、事態の真相を把握した。この事件の結果は以下のようであった。胡珙・陳復興らは罪を認めた。

自願退還本学管業、権擬免罪。

不法占拠していた学田についてもいかなのようになった。

吐退与儒学管業、擬令儒学依旧管業、収租養士、従本路印押公拠給付儒学執照。  
将追到契凭毀抹、附卷相应。

注意すべきは、この事件において蕭万戸石抹継祖は如何なる損害も受けていないということである。胡珙は、地価として中統鈔100定を支払ったにも関わらず、土地は儒学に返還している。しかし、蕭万戸が受け取った金銭は、政府にも没収されず、胡珙にも返還されていない。

学田の帰属に関する基本的事実は複雑なものではない。しかし、この事件の審理には長い時間がかかった。慶元路の儒学が訴状を差し出したのは皇慶二年(1313)8月であったが、真相究明がなされ、土地が返還されたのは、延祐二年(1315)五月のことであった。しかも、そこには監察機関である浙東海右道肅政廉訪司の介入があった。

延祐二年、教授孔文植、学正趙文、学录吕合申言于憲司、乃属同知総管府事張侯伯延、推官賀侯貞覈其事。二侯公正不撓、閱得其实、于是吞者伏辜、改者退業。廉訪副使董公璧是其議、官給拠凭、仍歸于学。<sup>(13)</sup>

ここでいう「官給拠凭」とは、即ち我々が、碑刻上で見た「慶元路学洋山砂岸復業公拠」である。訴訟が始まってから、審理が終わり判決が下されるまで、二年近くにわたる時間が費やされ、その間、紆余曲折もあったが、事件の結末に大きな影響を与えることはなかった。

この訴訟事件から、以下の現象を見ることができる。

第一に、学田の流出は宋元交替期に起きており、慶元路儒学の学田に対する管理に破綻が生まれたことから、豪民が土地を奪い取る機会を与えたといえる。

第二に、学田を占拠した豪民は、合法的な財産権を持っていなかったことから、各種の手段を講じてその不法占有を長期化させ、或いは合法化させようとした。但し、宋元期の土地売買や財産権の移動に関する法律・政府の帳簿・公文書などは非常に厳密であり、「合法化」への道筋は非常に険しかった。そのため、それらの豪民にとって最も効率的な方法は、土地を高官に献上してその庇護を得ることにより、不法占有と使用を長期化させることだった。

第三に、他人を欺くため、土地の献上・譲渡には、政府の一般的な審査に対応できるように、土地売買に関する文書が用意された。政府高官の権勢を前にして、地方儒学は告訴をはばかり、地方政府も公正な法の執行をためらった。しかし、この様な状況は不変ではなかった。権力者の勢力が弱まると、儒学によって学田の財産権に対し全面的な調査を行うことが提起され、地方政府によりそれが遂行された。そして、この過程において地方監察機構は大きな機能を果たしたのである。

## 二 鎮江の学田訴訟事件

繆荃孫等により編纂された『江蘇通志稿』には、「延祐二年鎮江路総管府旨揮」、「延祐三年中書省札付」、延祐四年「鎮江路儒学復田記」<sup>(14)</sup>、延祐四年「鎮江路儒学復胡鼻庄田本末」など、鎮江路儒学の丹徒県胡鼻庄学田に関する一連の石刻史料が収められている。四編の文字数は五千字弱であり、学田の財産権の帰属を巡って発生した十余次にわたる訴訟を詳細に叙述している。そのなかでも特に「鎮江路儒学復胡鼻庄田本末」の語る内容が、最も明晰且つ詳細である。ここでは、この史料を中心として、事態の推移と結末を紹介する<sup>(15)</sup>。

鎮江路儒学の胡鼻庄学田は、丹徒県第十都に位置した。「上至胡鼻石觜、下至孔家湾中山石觜、東北至江」とあるように、早くも宋代には、この地は政府により鎮江路儒学に割り当てられ、「贍学芦場」となった。だが、当時既に近隣の豪民が学田を狙い、その奪取を企んだ。

自罷三舍之后<sup>(16)</sup>、又経兵火、為豪民聂宗義冒占。紹興丁卯[宋高宗紹興17年/1147]、宗義与徐其姓者互争、経有司自陳后帰于学。自后困而成田、凡三頃五十畝、歳納沙田租錢四十七貫。然歳久江潮走坍、止有田七十七畝有奇、而沙田租錢仍旧納僉判庁。<sup>(17)</sup>

南宋の咸淳九年(1273)、隣田の住民趙一飛が胡鼻觜一帯の河原223畝を占有したことから、鎮江路学は告訴し、鎮江府通判主管沙田事は府学にその管理を命じ、「立下文凭為照」した。ここでいう「立下文凭為照」とは、砧基冊などを置き、土地の帰属とその範囲をつぶさに記録するものである。もし、政府の証書よるこの財産権の保証がなければ、恐らく儒学はこの後学田を失っていたことだろう。

至元十六年(1279)、丹徒県平昌郷十二都九保の豪民丘永崇は、趙一飛之子趙允成の田地を私的に購入し、鷄冠觜一帯儒学の「古迹四至内灘地侵奪一千六百餘畝」となった。至元17年に儒学は激しく告訴しこのようになった。

丹徒県行下十都里正夏沢、并委董巡檢、廖主簿俱各勘当得、委系本学産業、被丘永崇用倖占頼。本学節次申告、断付還学。

これが学田を巡る一度目の訴訟である。

至元二十四年、行大司農司が開かれると<sup>(18)</sup>、丘永崇等はこのような行動をとった。

乘勢作系官邊江漲沙田地、起納官租奪占。

それに対して儒学は、

屢経上司陳告改正間、例革本司衙門<sup>(19)</sup>。丘永崇等以納官糧為由占拠。

元貞元年(1295)、儒学の黄教授が着任し告訴したことにより、江浙行省は官員を派遣し鎮江路の官員とともに調査照合した結果、このようになった。

各執凭驗彩画地形図本、逐一查勘、根究得。丘永崇等并無当元得産根因、亦無告給困田公拠、又無兌佃堪信文凭。追問出侵占学田一千八百余亩、取訖丘永崇等備細招准断罪、断田還学、推割官租。

以上が学田を巡る2度目の訴訟である。

大徳元年(1297)、丘永崇等は学田を実際には金銭の授受は無かったにも関わらず、契約書を偽造し、中統鈔53定で、鎮南王位下の養爺である下歳哥に貸し与えた<sup>(20)</sup>。大徳三年正月、中書省の答刺罕丞相が鎮江を通ったとき<sup>(21)</sup>、儒学の耆儒朱勉等は告訴し、「取訖丘永崇等占拠学田招伏、枷項示衆、各断五十七下、断田還学。」となった。これが学田を巡る3度目の訴訟である。

丘永崇等は、法を恐れず、収穫の時期が訪れると、下歳哥等とともに、学租を強奪し、官糧を攙納した<sup>(22)</sup>。大徳五年、儒人の俞尚志等が中書省に赴き告訴し、江浙行省に移咨され、命により処理された。これが学田を巡る4度目の訴訟である。

大徳九年、歳哥は丘永崇の名を騙り、

詐冒妄経省府争告、蒙委王照磨追問。本官不行参照根脚系亡宋官司元撥旧存贍学地土、亦不遵詳中書省答刺罕丞相元断還学事理。徇私偏向、令丘永崇等佃種納糧。

これが学田を巡る5度目の訴訟である。

鎮江路の儒生章同孫等は江南諸道行御史台に赴き告訴し、御史台に移咨され、中書省に転呈され、行省に咨文が送られ、命により処理された。大徳十年、丘永崇の子、丘徳仁は、「前項学田根脚系亡宋官司撥付贍学地土、蒙官司断付還学、本家并不曾經官陳告、系是歳哥妄作本家名字告争。今将元占学田二千余畝并下脚涂灘出首還学。」と密告した。鎮江路は省の札符を奉じ、断田還学した。これが学田を巡る6度目の訴訟である。

既に「断田還学」とされたにも関わらず、学田は鎮南王位下の養爺歳哥により以前と変わらず占拠されていた。大徳十一年十一月、江浙行省の丞相が鎮江を訪れた<sup>(23)</sup>。儒人の孔槐等は告訴し、省の札符を受けこのようになった。

歳哥強占学田、如今次更不回付、将本人断罪。

これが学田を巡る7度目の訴訟である。

しかし、学田は儒学には返還されず、なお歳哥により占拠されていた。儒学は逐次告訴したため、中書省により行省に咨文が送られ、詳細に調査され、命により処理された。その結果このようになった。

累蒙照勘、取問明白、系是贍学地土、断付還学。

これが学田を巡る8度目の訴訟である。

皇慶元年(1312)八月、丘永崇の子丘徳仁は、学田を自らの身内の圖山北永安庄田1800余畝であると偽り、中統鈔300定で鎮南王位下に貸し出し、占拠させた一方<sup>(24)</sup>、丘徳仁は王傅の札付を

受け、管庄官に任ぜられた。

計会丹徒県捏合文拠、倚恃氣力占奪学田、強収子粒。

その年の9月、儒人蕭去病等は淮東道宣慰使司に赴き告訴し、このようになった。

蒙札付本路断田還学、及移咨王傅照驗。

これが学田を巡る9度目の訴訟である。

その後、丘徳仁は曹奉御とともに学田を占拠し続けた。蕭去病は逐次行省、御史台、監察御史、肅政廉訪司を訪れ陳訴し、このようになった。

蒙本路取訖丹徒県官典司吏不応擅給公拠違錯招伏。

本学官の郭教授を派遣し、原告の蕭去病等を丹徒県趙県尹、献田人丘徳仁らとともに引きつれてその地を訪れ、占拠されていた学田は2895畝であると測量した結果、

蒙本路達魯花赤太平嘉議、総管段太中従公追問得、委系儒学産業、丘徳仁妄献、已是明白。

とされ、断田還学とすることが決定された。延祐元年九月、江浙行省は討議した。

前項田土鎮江路儒学見有亡宋元撥公拠、収租贍士、積有年矣。丘永崇等私自冒占困裏成田、要訖交佃錢鈔、取訖妄献招伏。擬合断付儒学、依旧管業、送納官粮。丘徳仁等元要鈔定、即系私相交易、理合回付。移咨中書省照詳、札付本路、令儒学收租依例納官。及下王傅照驗。

丹徒県は儒学のものとなされ、通知状が発給され、儒学が収租し、税粮を送納することとなった。これが学田を巡る10度目の訴訟である。

延祐2年正月、聖旨が下され、期限を定めて田粮を管理することが命じられた<sup>(25)</sup>。儒学は、胡鼻庄の学田について事実を報告した。

蒙官司復驗、帰類造冊、作数在官。丘徳仁又作伊馬田新困田土争告。計会丹徒県官靖主簿詣地相視、買囑里正主首人等扶同捏合文字、妄指系伊田土。

このために、儒学は、丹徒県經理田粮官張県尹の関に依拠し、

照勘得丘徳仁止将水站弓手民田四十五畝五分經理、別不曾将所告田土自実供報。已将儒学見報田土經理、通類作数外、即不系丘徳仁馬田新困田地、請行移本県施行。

儒学は丹徒県に関を備し、省に申し、「委經理田粮官照驗」とされたものの、丘徳仁はなお学田を占拠していた。その年の四月、両浙江東奉使宣撫が巡視のため鎮江路を訪れると<sup>(26)</sup>、儒学教授の王将仕は儒人孔克懋、蕭去病等を率いて陳訴した。蕭去病は官員と会い、つきあわせ証明してみせ、丘徳仁が再び学田を占有していることを明らかにしてみせた。

「蒙奉使宣撫取訖丘徳仁招詞、枷項、発下本路、断訖四十七下、及取丹徒県靖主簿不応扶同相視招伏、并里正、主首、社長、地隣種戸許富二等十五名、俱各断罪。拠丘徳仁元管佃学田、擬合行下儒学、別行招佃。」鎮江路移准鎮南王傅関「延祐二年七月二十四日、王傅官月烈朶儿赤等启奉鎮南王令旨、断田帰学、取発丘徳仁赴王傅、追征元関工本錢鈔。」

これが学田を巡る11度目の訴訟である。

丘徳仁のおじである汪羊羊(汪成海)については以下のものであり、

「于王傳妄告、前項学田曾用工修葺、意在又行占頼。備関本路、并差忽都帖木儿前来本庄奪占。其汪羊羊詐称汪舍人、糾合平昌郷住人朱勝宗、妄作鎮南王位下校尉、将帶杜受九等、攪擾阻当、扇惑佃客、不令送納学租、強占学田。本学申、蒙本路差委丹徒県達魯花赤詣地捉拿到杜受九、取訖招詞、枷項示衆、断訖二十七下。将汪羊羊拘解赴路、取訖強占学田逐節不応招伏。欽遇释免。本路備坐申奉省札、発下榜文、地所張挂、禁約諸人毋得似前攪擾、如有違犯之人、所在官司取問是実、依例断罪。」

そして、仁宗は延祐二年十二月に頒詔し、次のように規定した。

「田粮經理事畢、已行造冊。比聞無頼之徒往往告訐、害及良民。今后并行革撥、違者治罪。」

ここに丘徳仁による延祐「經理」を利用し、学田を占拠しようとした試みは完全に失敗したのである。これが学田を巡る11度目の訴訟である。

延祐三年十一月、鎮南王王傳は鎮江路に移関した。

「并差朝儿前来、以拿管田宗文義等為由、意在似前攪擾侵奪贍学田粮。」儒人孔克懋、蕭去病等将累断事理告、「蒙本路照到上項田土已蒙省府断田帰学、移咨中書省照詳、丘徳仁已関収管了当、回関王傳照驗。」

延祐三年十二月、鎮江路は省の札付を奉じて、

丘徳仁占献学田、回准中書省咨、依准部擬、断付鎮江路儒学為主、依例納租外、丘徳仁等明知贍学官田、私相交佃、罪經革撥、拋未給田价、即系不応、合追没官、田价解省。

鎮江路は、丘徳仁等のところから徴収した中統鈔153定を解省した。これが学田を巡る13度目の訴訟である。

これら一連の訴訟事件には、慶元路儒学学田をめぐる訴訟事件と似た特徴が見られる。

まず、学田を占有した豪民たちがその占有の合法化に手を尽くしていることである。至元二十四年、行大司農司が設置されると、丘永崇等は「乘勢作系官邊江漲沙田地、起納官租奪占」し、「以納官粮為由占拠」とした。延祐二年に期限を定め、田粮を管理することが命じられるとこのようにした。

丘徳仁又作伊馬田新困田土争告。計会丹徒県官靖主簿詣地相視、買囑里正主首人等扶同捏合文字、妄指系伊田土。

同年七月には、丘徳仁のおじ汪羊羊は、鎮南王王傳に、「学田曾用工修葺、意在又行占頼」と誣告した。但しこれらの行動が実を結ぶことは難しかった。なぜなら、財産権の確立には、凭驗彩画地形図本・告給困田公拠・兌佃堪信文凭などの関連証明書が必要となったからである。それらが無ければ、土地の所有権を証明することは出来なかった。

第二に、豪民は長期にわたって学田を占有・使用するため、虚偽の契約を結び、権力者の部下などに貸し出したり、廉価で土地を権力者自身に「献佃」することにより、自身の学田の占有を維持しようとした。これらの方法により、権力者の庇護得て、儒学や地方政府、果ては中央政府に対

抗したのである。

第三に、他人を欺くため、土地の貸し出しと転売には、政府の一般的な審査に対応できるよう、土地売買に関する文書が用意された。例えば、大徳元年(1297)、丘永崇等は学田を実際には金銭の授受は無かったにも関わらず、契約書を偽造し、中統鈔53定で鎮南王位下の養爺である下歳哥に貸し与えた。皇慶元年(1312)八月、丘永崇の子丘徳仁は、学田を自らの身内の圖山北永安庄田1800余畝であると偽り、中統鈔300定で鎮南王位下に貸し出し、占拠させた一方、丘徳仁は王傳の札付を受け、管庄官に任ぜられた。

計会丹徒県捏合文拠、倚恃氣力占奪学田。

第四に、学田を占拠したのは法を軽視する非常に大きな勢力を持つ地方豪民であり、更に鎮南王の勢力の介入もあったことから、学田に関する訴訟事件の扱いをめぐる地方官員の態度は様々であった。権力者にひれ伏し、賄賂を受け法を曲げることをいとわない官員がいる一方、強者を恐れず、公平に法を執行しようとした官員もいた。法をゆがめた事例としてはまず大徳九年、省府の王照磨が「不行参照根脚系亡宋官司元撥旧存贍学地土、亦不遵詳中書省答刺罕丞相元断還学事理、徇私偏向」としたものがある。つぎに皇慶元年に、丹徒県の官員が証文を偽造し、丘永崇に“占奪学田、強収子粒”させることを可能にしたことが挙げられる。また、

延祐二年經理田粮、丘徳仁「計会丹徒県官靖主簿詣地相視、買囑里正、主首、社長、地隣種戸許富二等十五人扶同捏合文字、妄指系伊田土。

としたことなどがあげられる。これらのことから、上は行省の官員から、下は一般の農民にいたるまで、全て偽装に関わっているのがわかる。これらの官民と、公平に法を執行しようとした官員とは鮮やかな対比をなしている。例えば、至元十七年の丹徒県董巡検、廖主簿、十都里正夏沢、大徳三年の中書省答刺罕丞相、大徳十一年の江浙行省丞相、皇慶元年の丹徒県趙県尹、鎮江路達魯花赤太平嘉議、総管段太中、延祐二年の丹徒県經理田粮官張県尹、兩浙江東奉使宣撫官員などである。13度にわたる訴訟事件の状況からみて、法を守ろうとした官員は決して少ないことがわかる。注目すべきは、鎮南王府典地錢鈔を処理した案件である。延祐二年に、鎮江路は王傳府の関文により、丘永崇は土地の「献佃」により得た金銭を王傳府に返還するよう裁定している。但し、延祐三年になり中書省が下した判決は、省により没収するとされた。この判断は明らかに鎮南王府の横行跋扈を抑制するためである。

鎮江学田のケースについては、慶元学田のケースと異なり、以下の二点について注意が必要である。

第一に、元朝による土地管理制度の変更が、豪民に対して学田強奪の機会を与えたということである。鎮江学田について言えば、このような状況は二度発生した。最初のものは、至元二十四年に行大司農司が設置された際に、丘永崇等が「乗勢作系官邊江漲沙田地、起納官租奪占」し、それに対して儒学は「屢經上司陳告改正間、例革本司衙門。丘永崇等以納官粮為由占拠」としたものである。もう一つは、仁宗期の延祐經理である。延祐二年正月、聖旨が下され、期限を定めて田粮を管理することが命じられた。その際、丘徳仁このような行動をとった。

作伊馬田新開田土争告。計会丹徒県官靖主簿詣地相視、買囑里正主首人等扶同捏合文字、妄指系伊田土。

実際の状況は以下のものであった。

丘徳仁止將水站弓手民田四十五畝五分經理、別不曾將所告田土自実供報。

しかし、丘徳仁は經理に乗じて、学田を「依前用倖執占」とすることができたのである。

第二に、鎮江儒学は、学田を極めて重視したことである。豪民が学田を占拠しようと試みるた

び、儒生や学官の抵抗や告発にあっている。碑文中にも何度も告訴を行った者の名が挙げられている。例えば元貞元年の黄教授、大徳三年の耆儒朱勉、大徳五年の儒人俞尚志、大徳九年の儒人章同孫、大徳十一年の儒人孔槐、皇慶元年の儒人蕭去病、延祐二年・三年の儒学教授王将仕、儒人孔克懋、蕭去病等である。それに比べて慶元路儒学の学田權益を守ろうとする態度は、非常に消極的であった。

### 三 汾水下流域の地勢的特質と北宋代の稷山段氏

『元史』巻14「世祖紀十一」至元二十三年二月条に元世祖の詔書が載せられている。それには「江南諸路学田昔皆官に隸す。詔して復た本学に給し、以って教養に便せしむ」と述べられている<sup>(27)</sup>。この言葉が我々に与える印象は、元朝が南宋を滅亡させたとき、江南の学田は通常の官田とされ、各政府機関により管理されていたが、至元二十三年(1286)になってようやく士を養うため学田が学校に返還された、というものである<sup>(28)</sup>。しかし、鎮江路儒学碑の記載によれば、至元十三年から二十三年の間にも、儒学は学田の財産権を所有している。至元十六年(1279)、丘永崇は鷄冠髯一帯の儒学「古迹四至内灘地」1600畝を占拠した。対して儒学は十七年に告訴した。

丹徒県行下十都里正夏沢、并委董巡検、廖主簿俱各勘当得、委系本学産業、被丘永崇用倖占頼。本学節次申告、断付還学。<sup>(29)</sup>

ここから見れば、『元史』における上述の記載は正確ではないとわかる。『廟学典礼』によれば、至元十三年から十九年まで、「依寺觀例、自行収支接統養士」とあるように、学田は終始儒学に帰属していたことがわかる。至元二十年に、中書省は以下のように規定した。

江南贍学田産所収錢粮、令所在官司拘収見数、明置簿籍、另行収貯。如遇修理廟宇、春秋释奠、朔望祭祀、学官請給住坐生員食供、申覆有司、照勘端的、依公支用。若有耆宿名儒実無依倚者、亦于上項錢内酌量給付養贍。毋令不応人員、中間虚費錢粮。拋収支見在備細数目、每上下半年申報行省、年終類咨都省照驗。所在官司亦不得侵支違錯。<sup>(30)</sup>

至元二十三年の政策は、主としてこの至元二十年の政策への調整といえるだろう<sup>(31)</sup>。

元朝は「属学校的田地、水土、貢士庄、不揀是誰、休争占侵犯者。」<sup>(32)</sup>としていた。しかし、実際には、上述の豪民や権力者だけでなく、仏寺・道觀も学田の占拠をおこなった。一部の儒学の学田は、寺院により奪い取られたのである<sup>(33)</sup>。慶元路を例に挙げれば、路学鄞県の涂田はこのような状況にあった。

籍存而佃非、歳為近境育王大慈寺所拋、以磽易腴、指熟為歉、租入仅為鈔七十二贯。数十年間、或納或否、田几干没。<sup>(34)</sup>

学田が奪われた重要な原因のひとつに、学官が職務を軽んじたということがあった。

近年以来、儒学提举司不依元例、恣意濫保、年高德劭之士不得聞達、年少德薄之人奔竞冒進。<sup>(35)</sup>  
委任不得其人、教養之道寂然無聞、侵蠹之風相扇成俗。其視学廩不啻己物、營私規利、侵破不存、坐視廟学隳頽、不顧祭器損闕、絰板散失、略不修完、在学有聖像、書籍、盜移馳送官員。甚者將学舍拆毀、田粮隱瞞、枵腹而來、飽載而去。随路雖有設立学校、所在官司敦勸之道視以為常、各処学官与夫提举司官、務以濫保人員分差教諭、專為己任、于人品之賢否、学校之興廢、何嘗究心。<sup>(36)</sup>

学官も元朝の官員考査の制度に従って昇格が行われたが、学校の財産に責任を持たない学官も

存在し、豪民と結託し、学田を利用し利益をあげるものまで現れた。慶元路儒学の学田が流出した状況は、このようである。

職教或匪其人。宮墻伝舎、籍固有田、惟利之趨、莫詰佃之誰某、如是者踵相接、藩籬不密、以召外侮、寇攘侵削、為今通患。若斯田者、豈惟豪黠朶頤攘臂、得視為穀中物、抑由吾党士嗜利忘義、推而与之之為可罪耳。(37)

慶元儒学と鎮江儒学は、学田の占拠に対して非常に異なった対応をした。鎮江儒学の学官と儒生は、学田の維持につとめ、鎮南王勢力の威圧にも屈せず、学田を守りとおした。それに比べ、慶元路儒学は「失于經理」、「蠹蝕滋多、学計廢落」という状況であった(38)。

地方官は、学田を保障する責任をおった。宋元時代、政府は土地取引と土地帳簿の管理に関して、相当完全な制度を備えており、多くの学田は史料により確認することができる。そうであっても、学校は所有する土地に対して強制的に処罰を行う権限はなく、政府により保護されるのみだった。そのため、地方官が法を公正に執行しなければ、学田は豪民や権力者に占拠されたのである。元代の人は、当時すでにこのように指摘している。

田之蕪治、租之有無、祭祖廩膳之充欠、則系于長吏之善不善、用意与不用意。(39)  
学校之所以隳、由教養之缺而弗周也；教養之缺而弗周、以守令之弗能尽心厥職也。  
(40)

官員が政府を只の腰掛けとみなし、職務を昇進のための階段とみなしたとき、彼等は権力者の怒りを買ってまで危険を犯し、儒学の為に正義を貫こうとはしなかつたろう。

元代人の記述からみて、学田は儒学教育にとって極めて大きな意味を持った。ある地域では、学田の損失により、儒学が「歳入不足、士始失所養」という状況におちいった。ある儒学は「廩入不足、春秋糶糴、取給臨時、稍食弗充、教養失実」となり、またある学校は「衆散而去、弦歌之音不聞久矣」(41)という状況に陥った。

学田の得失は、直接に儒学教育の質に関わるものである。本文で扱った二つの訴訟事件では、様々な紆余曲折を経ながらも、学田は最終的に儒学に返還されている。学田をめぐる訴訟には、江南における儒学・地方豪民・貴族高官・各政府機関の間の錯綜する利益関係が鮮明に反映されている。また元朝の土地政策の変動も、学田の帰属問題に直接的な影響を与えた。江南学田の研究は、様々な領域に関わるものであり、元代江南における教育の発展を理解する上で役立つだけでなく、元代江南社会全体を理解するうえで大きな助けとなるものなのである。

## 注

- 1 姜密『宋代“系官田産”研究』(中国社会科学出版社、2006年)50～53頁。
- 2 孟繁清「元代的学田」(『北京大学学報』1981年第6期)。申万里『元代教育研究』(武汉大学出版社2007年)349～356頁。
- 3 yin(\*yen) njw zi nin (\*nèn) u 'ue ziと転写可能である。パクパ字の研究と明晰な図版については以下を参照。照那斯図、羅・烏蘭「釈“慶元儒学洋山砂岸復業公拋”中的八思巴文」(『文物』2008年第8期)74～75頁。
- 4 完全な図版と録文については以下を参照。章国慶『天一閣明州碑林集録』(上海古籍出版社、2008年)。
- 5 前掲章国慶『天一閣明州碑林集録』、39頁。
- 6 『延祐四明志』卷13「学校考上」本路儒学(中華書局影印『宋元方志叢刊』本)6303頁。また前掲孟繁清『元代的学田』51頁を参照。
- 7 沂王、宋徽宗の子が始めて封ぜられる。『宋史』卷246「宗室伝三」(中華書局点校本)8727頁を参照。宋理宗(1205-1264)は若くして寧宗の弟沂王の嗣子に立てられ、貴誠の名を賜った。1224年に寧宗の皇子に立てられ、南宋第五代皇帝となった。理宗との関係によって、沂王府は江南において比較的大きな権勢を誇っていたはずである。『宋史』卷41『理宗紀一』783～784頁を参照。
- 8 『元史』卷150「石抹也先伝」(中華書局点校本)3543頁。
- 9 『元史』卷119「木華黎伝」2931頁を参照。



- 10 前引『延祐四明志』巻3「職官考下」沿海翼万戸府、6177頁。
- 11 事跡については『元史』巻188「石抹宜孫伝」の記載が非常に詳しい。以下はその抄録である。「繼祖、字伯善、襲父職、為沿海副万戸。初以沿海軍分鎮台州、皇慶元年、又移鎮婺、処両州。馭軍嚴肅、平寧都寇、有戦功；且明達政事、講究塩策、多合時宜。為学本于経術、而兼通名法、縦横、天文、地理、術数、方技、釈老之説、見称荐紳間。」4309頁を参照。
- 12 王伯秀が訴えを起こしたのは皇慶二年のことであり、これより前には毎年「納蕭万戸賃銭中統鈔伍定」とされていた。そうであれば、この蕭万戸とは皇慶元年に他界した石抹良輔だろう。
- 13 公拋碑中の「提調学校官同知張奉議、推官賀承德、参照卷凭、従公追問、明白擬定、行移本路」は、同一のことを述べている。
- 14 元人愈希魯編『至順鎮江志』巻11「学校」儒学部分にもこの文が収録されている。江蘇古籍出版社1999年点校本、446～447頁を参照。
- 15 録文は『江蘇通志稿』「芸文志三・金石十九」(北京図書館出版社2003年『遼金元石刻文献全編』本)を参照。また、北京大学図書館古籍部が上述のすべての石刻の拓片を保有しており、筆者はそれらの拓片によって『江蘇通志稿』の録文に対して校訂を行った。
- 16 「罷三舍」とは北宋の宣和三年(1121)に人材登用考査のための三舍法を廃止したことをいう。以下を参照。『宋史』巻22「徽宗紀四」407頁。巻155「選舉志一」科目上、3623頁。また「経兵火」とは、北宋末南宋初の宋金戦争をいう。
- 17 前引愈希魯編『至順鎮江志』巻11「学校」儒学、445頁。
- 18 行大司農司の職務は以下のようなものである。「巡行勸課、拳察勤惰、歳具府、州、県勸農官実迹、以為殿最。路経歴官、県尹以下并听裁決。』『元史』巻15「世祖紀十二」308頁を参照。大司農司の設置は元世祖後期における桑哥の理財政策の重要な一環であり、その目的は土地の徹底調査、生産の戒飭などであった。しかし実際の効果からみれば、その業績は芳しくなかったといえる。植松正『元代江南政治社会史研究』(汲古書院、1997年)32～44頁を参照。
- 19 『元史』巻18「成宗紀一」によれば、行大司農司は元貞元年五月に廃止されている。393頁を参照。
- 20 この時、忽必烈の第九子脱歓が鎮南王であった。至元二十一年に封ぜられ、揚州に出鎮した。大徳五年に他界。『元史』巻108「諸王表」、2736頁を参照。鎮南王の江淮、両浙地区での権勢と影響については、李治安『元代政治制度研究』(人民出版社、2003年)481～493頁を参照。養爺とは子供の世話や養育を行う男性の使用人のことをいう。参看劉堅・江藍生主編『元語言詞典』(上海教育出版社、1998年)378頁を参照。
- 21 この答刺罕丞相とは蒙古斡刺納儿氏の哈刺哈孫である。彼は「大徳二年入朝上都、成宗拜光祿大夫、江浙行省左丞相。視政七日、征拜中書左丞相。」となった。大徳三年正月に中書左丞相を拜するため大都に向う途中で鎮江を通過したのだろう。記載によれば哈刺哈孫は「雅重儒術」であった。彼が鎮江路学による学田の回収を支持したことも、それと合致する。哈刺哈孫の簡略な事跡については、『元史』巻136「哈刺哈孫伝」3291～3295、3307頁を参照。
- 22 これについて「鎮江路儒学復田記」は以下のように記す。「每夏若秋、輒鳩合歳哥、擁嫖忽猛鷲男子、控弦臂鷹隼、嘯歌騰突、動数十騎至、遇儒生撈辱之、驅迫農民、旦莫奮励、摽掠麦禾、絶江西去、衆拱手無能前者。」
- 23 この江浙行省丞相についてはなお考証を待つ。劉如臻の「元代江浙行省研究」に附属された「江浙行省丞相一覧表」内にもこの時の丞相は記されていない。『元史論叢』第六輯(中国社会科学出版社、1997年)100～101頁を参照。
- 24 この時の鎮南王は脱歓の子老章ではないかと考えられる。老章は大徳五年に鎮南王位を継いだ。そのご王位は老章の弟脱不花によって継承されたが、その明確な時期は不詳。泰定三年、脱不花の弟帖木儿不花が鎮南王となった。詳しくは『元史』巻108「諸王表」2736、2750頁。同巻117「帖木儿不花伝」2912頁を参照。所謂「献佃」とは実際の売買ではなく、質としての性質を持っていた。
- 25 ここでいう「立限経理」とは、所謂「延祐経理」をいう。江南の経済に対して極めて大きな影響があった。詳しくは以下を参照。『元史』巻93「食貨志一」経理、2352～2353頁。陳高華氏「元朝的土地登記和土地籍冊」(同氏『元史研究新論』上海科学院出版社2005年)35～38頁。
- 26 この度の奉使宣撫は延祐二年正月に派遣されたものである。「詔遣宣撫使分十二道問民疾苦、黜陟官吏、并給銀印。命中書省臣分領庶務。』『元史』巻25「仁宗紀二」568頁を参照。この奉使宣撫の江南地区における詳細な状況について、現状で僅かなことしか知りえない。前引李治安『元代政治制度研究』549～577頁を参照。
- 27 『元史』287頁。『元史』巻81「選舉一」にも至元二十三年二月のこととして記載される。「江南旧有学田、復給之。」2032頁。詔書の原文については以下を参照。『大元聖政国朝典章』巻31礼部四・儒学「種養学校田地」(中国広播電視出版社、1998年影印本)1184頁。『廟学典礼』巻2「江南学田与種養」(浙江古籍出版社、1992年王頌点校本)28頁。
- 28 前引孟繁清「元代的学田」50頁。
- 29 前引「鎮江路儒学復胡鼻庄田本末」。
- 30 前引『廟学典礼』巻1「都省復還石国秀等所献四道学田」、「省台復石国秀、尹応元所献学田」、巻4「廟学田地錢粮分付与秀才每為主」19～24、73頁。
- 31 石渡克彦「廟学典礼」にみる元代の学田経営」(『立正史学』90輯、2001)が既にこの問題について検討

している可能性がある。但し、遺憾ながら未見である。

32 前引『大元聖政国朝典章』卷31礼部四・儒学「整治学校」1185～1186頁。

33 前引孟繁清「元代的学田」54頁。また前引『廟学典礼』卷3「郭僉省咨復楊総撮元占学院産業」も参照。

34 「慶元路儒学涂田記」、前引章国慶『天一閣明州碑林集録』41頁を参照。

35 前引『廟学典礼』卷6「廉訪分司举明体察」130頁。

36 前引『廟学典礼』卷4「教官任滿給由」、「完顔僉事請令文資正官兼提举学校職銜」90、92頁。

37 「慶元路儒学涂田記」、前引章国慶『天一閣明州碑林集録』41頁を参照。

38 前引「慶元路学洋山砂岸復業公拋」、章国慶『天一閣明州碑林集録』36～38頁。

39 虞集『道園学古録』卷8「滕州学田記」(『四部叢刊』初編本)。

40 『越中金石記』卷10「余姚州儒学覈田記」、前引『遼金元石刻文献全編』本。

41 蘇天爵『滋溪文稿』卷2「揚州路学田記」。『越中金石記』卷10「余姚州儒学覈田記」。陸文圭『墙東類稿』卷7「吳県学田記」。詳しくは前引孟繁清「元代的学田」54～55頁。

# 2009年奈良大学図書館展示 「陞官図－中国の出世スゴロク」解説

## はじめに

この展示をご覧になる方のほとんどは、「陞官図」という言葉をご存じないと思う。

まず、壁面の「陞官図」を見ていただきたい(0-01a)。まさに「官」を「陞(のぼ)る「図」で、大きな紙に書かれているのは、清朝時代の官職とその官職に相当する官位のみだ。今から30年以上前、台湾で「陞官図」を見つけた輸入書籍屋さんが、「清代官制資料」と銘打って広告したのも無理はない。しかし、じつは、これは「すごろく」で、参加者は独特の賽や独楽を使って、出世を競う。言わば、中国の官僚の人生ゲーム。このゲームは、少なくとも唐代にはおこなわれていたようであり、今でも遊ばれていることは、最近発売の「陞官図」を展示しているのを見ていただければわかるとおりで。さらに、日本や琉球、朝鮮にもこのゲームは伝わり、それぞれの土地でバリエーションを生み出した。北京に住む朝鮮族の老人は、子供のころ遊んだことがあると教えてくれたし、朝鮮総督府の郷土娯楽の調査報告には、各地でその存在が報告されている。

今回の展示では、陞官図を中心に、中国のすごろくのいろいろを見ていただくとともに、陞官図を生み出した中国の人々の心＝「昇官発財」、「加官・晋禄」の世界を、史学科所蔵の中国の民間版画、「年画」などで紹介したい。科挙をとりまく出版などの社会文化現象を、中国では「科挙文化」と呼ぶが、今回の「陞官図」も「科挙文化」の1つの要素と言えるだろう。

展示にあたっては、図書館資料だけではなく、史学科所蔵資料や個人所蔵の資料を用いたが、さらに、奈良大学社会学部芹沢准教授、文学部東野教授をはじめ、学内外の皆さんから情報を提供していただいた。これまでの筆者の北京での収集調査にご協力いただいた在住邦人のみなさんともども、あわせてお礼申し上げたい。

2009年7月  
奈良大学 史学科 森田憲司

## 付記

この展示では、壁面の展示ケースと、4つの見込み展示ケースを使用する。観覧される方の参照の便を考え、展示番号は、壁面は0-、展示ケース1以下は1-、2-、などとした。

なお、今回の展示は、文部科学省科学研究費特定領域研究A「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成」(通称 [にんぷろ](#)) A01-02「中国科挙制度からみた寧波士人社会の形成と展開」の分担研究者としての研究成果の一部を一般の方々に公開するものである。

## 追記(2010.2)

この「解説」は、奈良大学図書館で2009年7月11日から8月31日まで開催された展示会「陞官図－中国の出世スゴロク」のために書かれたものである。今回の電子版作成に当たっては、なるべく展示解説の原形をとどめたが、「壁面参照」などのようにこの版では文意が通じない箇所や、その後気がついた誤植を訂正するなどしている。

## 壁面展示から

### 「陞官図」のおこりと展開

「はじめに」に書いたようにわれわれにはあまりなじみのない「陞官図」だが、中国では広く遊ばれていたようだ。「陞官図」の歴史を概説したものとして、清代を代表する考証学者の一人趙翼(1727-1814)の随筆集『陔余叢考』巻33「陞官図」の項があり(0-01b)、趙翼は、唐の房千里の「骰子選格序」(『[文苑英華](#)』巻378)という文章に、サイコロを投げてその出目で官位を上下するゲームのことが、開成3年(838)の話として書かれていることを紹介している。また、同じ頃の人である李邵が始めたという記事も、宋代の『事物紀原』(巻9)や『郡齋讀書志』(巻5上・采選

集)に見える。したがって、少なくとも唐の時代には存在したと考えていいであろう。

やがて、さまざまなバリエーションが出現してきたようで、すでに唐代や北宋時代には各種作られていたことを、当時の文献によって知ることができ、大きな官制改革があるたびに、その官制にあわせたものが作られたようだし、過去の史書を研究して、各王朝ごとの「陞官図」を作った人や、易の卦を用いた「周易彩戯図」を作った人もいるという。また、道教の教義に基づいて、修養の過程をスゴロクにした「選仙図」(徽宗皇帝にこれを詠んだ詞がある)、同じく仏教の「選仏図」(\*[ケース3参照](#))なども、宋代からある。時代が下がって、清朝の乾隆帝は、仙人たちを用いた「群仙慶寿図」をみずから作って遊んだと伝えるし、最初に出た目で、文人、道士、剣客、美人、漁師、僧侶の役を割り振られ、全国の名勝をめぐる「攬勝図」というものもあったという。

ちなみに今回の展示品の中にも、『紅樓夢』(\*[ケース2参照](#))、京劇の俳優(\*[ケース1参照](#))などの「陞官図」がある。

## 遊び方の基本

この遊びには、特製の独楽([1-01b](#))かスゴロクを用いる。一般的にはサイコロは1つだけだが、3つ、4つのサイコロを用いる大掛かりなものもある。目は、徳、功、才、臧(庄)の4つが普通だが、6つの場合もある。そのために専用のサイコロが作られたり([0-02c](#))、サイコロのどの目をどれに当てはめるかを決めたりする。

起点は、白丁(平民、無位無官)で([0-03b](#))、はじめのうちはサイコロの目に従って科擧のステップを進んでいくが、任官してからは、官僚としてのルートを昇降していく。サイコロの目が言わば勤務評定で、キャリアの超特急ルートに乗る場合もあるし、キャリアに進む目が出なくてノンキャリアの低いポストをうろろうしたり、順調に行っていた人が臧(不正)が続いて没落することもある。最後は、中央にある最高位、三公(太師、太保、太傅)の地位にまで昇りつめ、「榮歸」(めでたく引退)すれば、上がりとなる([0-03c](#))。ただし、これは基本的な遊び方で、大がかりなものの場合、複数のサイコロを使い、その目の出方の組み合わせで、より官僚制度の実際に近い複雑な進み方をする。今回展示した中でも、台湾の「清朝陞官図」([2-01a](#))などは、解説書を読んでも理解できないくらい複雑だし、『紅樓夢』の陞官図([2-02a](#))では、スゴロクの赤い目が出ると、「紅」なのでいい進み方ができたらしい。また、こうしたゲームの常として、賭博としての要素もあり、ルールには、「籌」(点棒のようなものか)のやり取りについても書かれているから、お金のやり取りもあったことだろう。ここでは、[0-05](#)として、90年代に香港で売られていた陞官図のルールの部分をアップした。また紅樓夢の陞官図のルールについては、[2-02c](#)に該当する部分をアップした。

## 陞官図は今も生きている

2008年10月に、北京の骨董市場、潘家園の露店で「古代科擧仕途知識棋」というゲームを買った([0-02](#))。その風景の写真も展示しておいた([0-04](#)、2009年1月撮影)。これは、ゲームとして商品化された陞官図で、箱には、「北京華図文化伝播有限公司出品」と書かれている([0-02a](#))。箱の中には、図盤のほかに、説明書、プラスチックの駒が4つ、それにサイコロが入っていた([0-02b](#))。言うまでもなく、サイコロは6面だが、陞官図は、徳、才、功、臧の4つの目でゲームが進む。面が2つ余る。才と功が2面で、進み方の早い徳と、後ろに下がる臧とが、1つずつになっている。値段は10元(150円)。

今でも陞官図が遊ばれていることは、数年前に買った、紅色のガリ版の陞官図([0-03a](#))によってもわかる。手書きの挿絵が入ったこの陞官図は、革命の色である紅いインクを使っている。おそらく、文化大革命からほど遠くない時代に手作りして遊ばれたものだろう。最近では、WEB上に「陞官図」のサイトを作成している人もあり、詳しい遊び方が解説されているし、これをもとにしたPCゲームもあるらしい。

## アジア諸国での陞官図(※この項の図版は省略)

中国で発達した陞官図は、周辺諸地域にも伝播した。

まず、朝鮮では、朝鮮の官制に対応した「陞卿図」(「従卿図」、「政纏図」ともいう)が広く遊ばれたようで、朝鮮総督府による郷土娯楽の調査、『朝鮮の郷土娯楽』(朝鮮総督府 1941)では、各地からの報告が載せられている。また、ソウルの国立民俗博物館には、ゲーム風景が人形

で再現、展示されており、同館出版の『韓国の紙の文化』(1995)に2種類の陞官図の図版が掲載されているので、今回展示した。展示した図版は手書きのものだが、『朝鮮の郷土娯楽』には印刷された「陞卿図」の写真が掲載されている。なお、朝鮮のサイコロは5面の棒状のものであるのが、中国とは異なっている。

また、増川宏一氏の『すごろくII』(ものと人間の文化史79-II 法政大学出版局 1995)によれば、琉球では、「聖人上り(しーじん あがい)」と呼ばれる、琉球の官制に対応した官位スゴロクがあったという。さらに、日本にも、「官位すごろく」、あるいは「職原すごろく」、江戸幕府の官制に対応した「大名すごろく」、さらには仏教の教義を説いた「仏法すごろく」、あるいは「証果増進之図」、などがあることが紹介されている。

## 麒麟送子

壁面展示の最後には、優れた人材を麒麟が送り届けてくれるという、「麒麟送子」を描いた手彩色の木版画を、天津楊柳青製(0-12)のものと『鳳翔木版年画選』(0-13a)所収の鳳翔のもの(0-13b)を、めでたく展示した。ちなみに、楊柳青は天津近郊の村、鳳翔は陝西省西安の西にある県で、いずれも年画(ケース4で説明)の名産地。

科挙を出発点に官位を昇進し、めでたく引退するまでを、スゴロクにするという、いかにも中国らしいこのゲームから、旧中国の社会の一端をお知りいただければ幸いである。

以下、各ケースの展示を紹介したい。

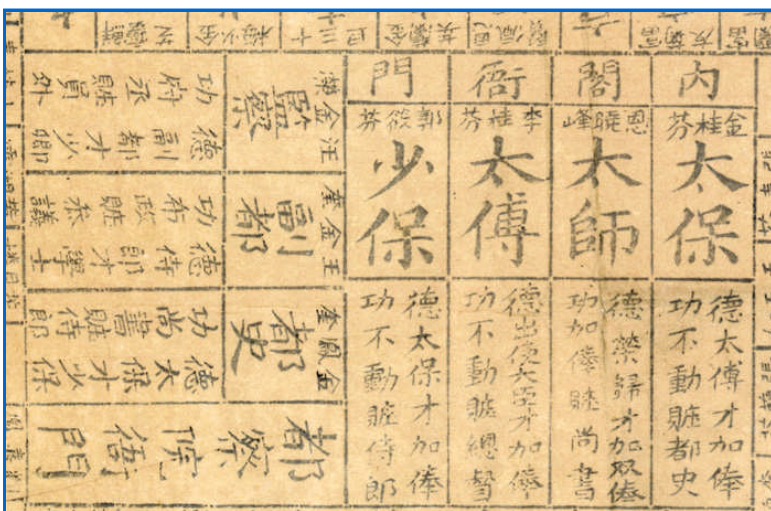
## ケース1

### 陞官図各種

ここには、4点の陞官図を展示した。

1-01は、河北省武強(ここも年画の名産地)で作られた、古い版木を用いての再版(1-01a)。木版の陞官図の典型と言えよう。1-02は年代不明のもので、かなり痛んでいるし、墨による書き込みが多いのでわかりにくい、もともとは多色木版刷りで、かなり華やかなものであったと思われる(1-02)。1-03は、民国年間の作と思われる石版印刷の陞官図(1-03)。

これら3点は、ゲームとしての内容には、ほとんど違いはない。1-04も、中国ではあまり使われない薄い水色の印刷であることを除くと、一見したところ、これまでの3つと変わらないのだが、よく見ると、各官職に人名が付されている(1-04)。これらは、民国年間の京劇の俳優たちの名前で、いわば、京劇俳優スゴロクになっている。





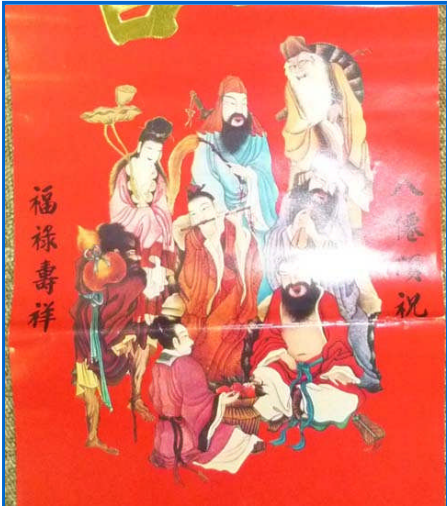
### ※八仙とは

八仙は、広く中国の庶民に愛された8人の仙人で、生きていたとされる時代はそれぞれ異なるが、8人がひとまとまりで、縁起のいいものとされる。なお、それぞれに決まりの持ち物があり、それだけでも、それぞれの仙人を示す。これを、「暗八仙」という。このすごろくに登場する人物でも、持ち物からそれとわかるのが少なくない。[3-03](#)は、かなりデフォルメされているが、持ち物を見ると、やはり八仙だろう。

漢鍾離(芭蕉扇)、鉄拐李(胡蘆)、藍采和(花籃)、何仙姑(荷花)

呂洞賓(劍)、韓湘子(笛)、張果老(魚鼓)、曹国舅(玉板、笏)

次に掲げたのは、80年代の台湾で売られていた、開店祝い用のポスターだが、八仙のイメージがお分かりいただけるだろうか([3-05](#))。



## ケース4

### 加官晋禄と昇官発財 年画の世界

科挙の受験をスタートに官界入りし、出世していくのが、「陞官図」の世界だが、ケース4では、年画を中心にその世界をビジュアルに見せてくれるものを展示した。年画とは、中国の民間で作られていた版画で、春節には、新年を祝う縁起のいい図柄や、邪気を避ける図柄、あるいは芝居の一場面や二十四孝などの故事をテーマにした年画が、民家の内部や扉に飾られる。最近では、金やホログラムを使ったり、立体化した、「現代的」な年画が主流で、さらに彩りを増している。奈良大学史学科は、1980-90年代到北京で活躍された故高橋正毅弁護士が収集された年画を、ご夫人から寄贈いただいたものをコアに、その後も若干ながら収集を続けている。その一部を今回展示した。

次の図版は、近年到北京で購入したものだが、カラー印刷に金彩などを使い、華やかな現代年画([4-01a](#))。

向き合う2人のうち、左の「晋禄」は、手の上に鹿を乗せてささげている。これは、「鹿」=「禄」の音通で、「禄」すなわち給料が晋むことを表している。また、右の「加冠」は「冠」=「官」を差し出しており、「官が加わる」を意味している。つまり、どちらの絵柄も、出世を表現した縁起物なのである。ちなみに、30年ほど前に台湾で収集したものも図版を用意した([4-01b](#))。印刷が、豪華華麗になっていることがおわかりいただけるであろう。あわせて、門神をはじめとする飾り物が貼られた北京の民家の写真を併せて掲げる([4-01c](#))。



さらに、同じ意味の、「加官進爵」と「加官進禄」を、『鳳翔木版年画選』に所収の年画から、見ていただく(4-02)。右の人が持つのは「爵」。これは本来酒器であるが、古代には、地位を示すために王から与えられたとされ、地位のシンボルとなる。日本などの「爵位」もこれに由来する。左の人物は、やはり鹿を持つ。

次に、山東省濰坊市楊家埠の年画を3点展示した。濰坊も年画の産地として有名な場所。まず、「麟吐玉書」(4-03)は、やはり麒麟送子の図柄。そして、「状元遊街」(4-04)と「一門三状元」(4-05)、いずれも、1990年前後の製作と思われる。まず、「状元遊街」を見てみよう。「状元」は、科挙の首席合格者のこと。街を練り歩く状元、前を行く先触れは、「状元合格」、「連中三元」の旗を持つ。「連中三元」は、科挙の三段階の試験の全部を首席に通った、という意味。彼が向かう先にある「状元坊」とある門は、合格者の名誉を称えて立てられる「坊表」と呼ばれるゲート。門には、「聖旨」(皇帝の詔)と書かれた額が上がっている。ちなみに、空中で雲の上にいるのは、科挙、学問の神様である「文昌帝君」だろう。文昌帝君については、森田の『元代知識人と地域社会』(汲古書院 2004)参照。一方、「一門三状元」は、文字どおり一家から三人の状元が出るという縁起ものだが、今まさに合格通知をもった使者が到着し、一族の者が、使者にお祝儀の銀を差し出している。また、家の中では、次の世代を担うべき子供たちが勉強に余念がない。



そして、最後に2つ、少し変わったものを見ていただきたい。まずは、縁起物のお金「厭勝銭」のうち「状元及第」(4-06)。そして、最後に展示したのは、今も南京夫子廟の名物、状元豆(4-07)。

実は、2008年秋、北京で中国の30代と40代の中堅歴史研究者と食事した際、「陞官図」の話をし、今回展示した「知識棋」を見せたのだが、2人とも「陞官図」そのものを知らなかった。一



方、このゲームを売っていた露天商は自分たちで遊んでいたが、どこまでこのゲームの意味を知っていたのだろうか。最近、中国の学界では、科挙研究が盛んで、専門誌まで出るようになっている(4-08)。中国の受験事情の厳しさが「科挙ブーム」の背景にあるのだろうが、果たして、このゲームの出現まで関係があるのかないのか。

## 【参考文献】

- 『朝鮮の郷土娯楽』(村山智順編 朝鮮総督府 1941)
- 『玩具の系譜』(遠藤欣一郎著 日本玩具資料館 1988)
- 『続・玩具の系譜』(遠藤欣一郎著 日本玩具資料館 1990)
- 『中国民間木刻版画』(湖南美術出版社 1990)
- 『双六・福笑い』(多田敏捷編 京都書院 おもちゃ博物館6 1992)
- 『鳳翔木版年画選』(陝西鳳翔鳳怡年画社 1992)
- 「中国の盤上遊戯」(増川宏一『東方』1993年11月号)
- 『すごろくII』(増川宏一著 法政大学出版局 ものと人間の文化史79-II 1995)
- 『韓国の紙の文化』(国立民俗博物館 1995)
- 『北京を見る読む集める』(森田憲司著、大修館書店 あじあブックス63 2008)

**【展示リスト】**(これは図書館で展示した際のリストで、上の解説とあわないものもある)

## 壁面

- 0-01 木版陞官図(年代不明)  
参考 陔余叢考卷33「陞官図」
- 0-02 古代科挙使途知識棋(2008年、骰、函、ルール)
- 0-03 ガリ版の陞官図(現代、複製)
- 0-04 潘家園写真(2008年10月撮影)

## アジア諸国での陞官図

### 朝鮮

- 0-06 陞卿図(『韓国の紙の文化』国立民俗博物館・ソウル 1995)
- 0-07 陞卿図(同)

### 琉球

- 0-08 聖人上り(しーじん あがい)  
『すごろくII』(増川宏一著 法政大学出版局 ものと人間の文化史79-II 1995)

### 日本

- 0-09 官位すごろく  
『双六・福笑い』(多田敏捷編 京都書院 おもちゃ博物館6 1992)
- 0-10 仏法すごろく(同)
- 0-11 御大名出世双六(沙羅書房古書目録よりコピー)

## 麒麟送子2種

- 0-12 木版手彩色年画「麒麟送子」(天津楊柳青?)
- 0-13 木版年画「麒麟送子」(鳳翔木版年画選[陝西鳳翔鳳怡年画社、1992] 史学科所蔵)

## ケース1

### 陞官図各種

- 1-01 木版陞官図(民国期の版木による再版、河北省武強)
- 1-02 多色木版陞官図(年代不明)
- 1-03 石版陞官図(民国期)
- 1-04 京劇役者の名入り陞官図(木版、民国期)

## ケース2

### 陞官図のバリエーション

- 2-01 清朝陞官図(台湾・老古出版社 1978)
- 2-02 紅樓夢陞官図(仮題、北京・文宝齋南紙店 1920)

## ケース3

### さまざまなスゴロク

- 3-01 選仏図(満洲国仏教総会浜江支部発行 1943)
- 3-03 捻捻転(八仙と十二支)
- 3-04 捻捻転(八仙と十二支?)  
参考 八仙過海と水滸伝の捻捻転(『中国民間木刻版画』よりコピー)

## ケース4

### 加官晋禄と昇官発財 年画の世界

- 4-01 加官・晋禄(北京・2000年代後半)
- 4-02 加冠進爵と加冠進禄(鳳翔木版年画選[史学科所蔵])
- 4-03 麟吐玉書(濰坊楊家埠年画、1990年前後 史学科所蔵)
- 4-04 状元遊街(濰坊楊家埠年画、1990年前後 史学科所蔵)
- 4-05 一門三状元(濰坊楊家埠年画、1990年前後 史学科所蔵)
- 4-06 厭勝銭「状元及第」(史学科所蔵)
- 4-07 状元豆(南京・夫子廟)
- 4-08 科挙学論叢 2008年第1輯

\*この目録中の文字、画像について、編者に無断での複写転載を禁じる



明皇與楊妃彩戲將北惟四可解有一子旋轉未定連  
叱之果成四上悅顧高力士令賜緋遂相沿至今云按  
李洞詩曰六赤重新擲印成六赤亦骰子名也又曰穴  
骰又曰明瓊袁文夔牖閒評作投子蓋取投擲之義俗  
作骰非也骰本股字耳南唐劉信於義祖前爲博戲擲  
六骰於手曰信不負公當一擲遍赤投之果六子皆赤  
此卽所謂六紅也

### 葉子戲

品外錄唐國昌公主會常氏族于廣化里常氏諸家好  
爲葉子戲歐陽公亦云唐人宴聚盛傳葉子格袁文謂  
此唐之識也葉子二字拆其字上半乃廿世字餘木字

湊下子字作李字乃是廿世李正合有唐二十帝之數  
馬令南唐書李後主妃周氏又編金葉子格卽今之紙  
牌也遼史稱爲葉格見第三卷則紙牌之戲唐已有之  
今之以水滸人分配者蓋沿其式而易其名耳

### 陞官圖

世俗局戲有陞官圖開列大小官位於紙上以明瓊擲  
之計點數之多寡以定升降按房千里有骰子選格序  
云以穴骰雙雙爲戲更投局上以數多少爲進身職官  
之差豐貴而約賤有爲尉掾而止者有貴爲將相者有  
連得美名而後不振者有始甚微而倏然於上位者大  
凡得失不係賢不肖但卜其偶不偶耳此卽陞官圖所

由本也東坡文云流俗經營尙來惴惴惟恐後於他人  
何異擲骰者心動於中而色形于外也王逢原彩選詩  
云卒無及第效徒有高人氣昏昏忘其大擾擾爭其細  
見黃常明詩話可見此戲唐以來已有之王阮亭謂彩  
選始唐李邵宋尹師魯踵而爲之元豐官制行有宋保  
國老又更定之劉貢父則取西漢官秩爲之又取本傳  
所以陞黜之語註其下其兄原父喜而序之此所述尤  
爲詳備而趙明遠亦有彩選格見沈作喆寓簡又宋時  
有選仙圖亦用骰子比色先爲散仙次爲上洞以漸至  
蓬萊大羅等列仙其比色之法首重緋四次六與三最  
下者么凡有過者謫作採樵思凡之人遇勝色仍復位

王珪宮詞有云盡口窻間賭選仙小娃爭覓列盆錢上  
籌須占蓬萊島一擲乘鸞出洞天亦彩選之類也今陞  
官圖一名百官鐸有明一代官制略備以明瓊擲之定  
遷擢有職則降罰相傳爲倪鴻寶所造又有忠佞陞官  
圖有嚴嵩楊椒山諸人則以人品優劣定勝負矣又有  
判爲三教者各以彩色定進身之途則亦選仙之流也  
遼史興宗晚年倦勤用人不能自擇令各擲骰子以采  
勝者官之則真以骰子選官矣見卮言

### 不倒翁

兒童嬉戲有不倒翁糊紙作醉漢狀虛其中而實其底  
雖按捺旋轉不倒也吳偉業集中有詩考之撫言則唐

者易生嫌而退身者易為譽易生之嫌不足貶也易為之譽不足多也集作亦辨其所處而已

骰子選格序

房千里

古之序班位列爵祿非獨以理萬民惣百事且用以別白賢不肖堯為君舜為相其下有共鯀焉成王為君周公為相其下有管蔡焉舜周公之貴非幸也宜也共鯀管蔡之殛放非不幸也宜也故賢者宜進之雖已貴益其祿厚其爵不為幸不肖者宜退之雖已賤奪其廩削其秩不為歎由是人用自勵遷善去惡強奮自篤後代表微升於上者不必賢沉於下者不必愚得不必功失不必過賢者知其善不足恃耻比肩而趨故賢未嘗進不肖者知其惡不果

文苑英華 卷一百一十八

七

藝

棄文粹有惟字奮臂而逞故不肖未嘗退有賢者退人雖心知之卒無奈何且曰非人也命也有不肖者進人雖心知之又文粹有益字無可奈何亦曰非人也命也以是善不勸而惡不悛率曰付文粹作賦諸命而已矣果如是聖人所謂仁誼忠信者何足道哉姑徵其有命無命耳悲夫斯後代之不可復古豈不由是也開成三年春予自海上北徙舟行次洞庭之陽有風甚急繫船野浦下三日遇二三子號進士者以六文粹作體雙雙為數文粹作戲更投局上以數多少為進身職官之差數豐貴而約賤卒局座客有為尉掾而止者有貴為相臣將臣者有連得美名而後不振者有始甚微而歎升于上位者大凡得失酷似前所謂不繫賢不肖但卜

其偶不偶耳達人以生死為勞息萬物為一焉果如是吾今之貴者安知其不果賤哉彼真為貴者乃數年之榮耳吾今貴者亦數刻之樂耳雖久促稍異其歸於偶也同列禦冠叙穆天子夢遊集作事字近者沈拾遺述枕中事彼皆異類微物且猶竊爵位以加人或一瞬為數十歲吾果斯人也又安知數刻之樂果不及數年之榮耶因條所置進身職官遷黜之目為骰子選格序

植蘭說

楊夔

或種蘭荃鄙不遘茂乃法圃師及穢以溉而蘭淨荃潔非頓乎衆莽苗既驟悴根亦旋腐噫貞哉蘭荃歟遲發舒守其元和雖瘠而茂也假雜壤亂天真雖沃而斃也守真介而擇祿者其蘭荃乎樂淫亂而偷位者其雜莽乎受莽之偽爵者孰若龔勝之不仕耶食述之僭祿者孰若管寧之不位耶嗚呼業圃者以穢為主而後見龔管之正

止妬

梁武平齊盡有其內獲侍兒十餘輩頗娛於目俄為郝后所察動止皆有隔抑拘其憤恚殆欲成疹左右識其情者進言曰臣嘗讀山海經云以鶴鷓為膳可以療其事使不忌陛下盍試諸梁武從之却茹之後妬減殆半帝愈神其事左右復言曰願陛下廣羞諸以遍賜群臣使不才者無妬於有才挾私者不妬於奉公濁者不妬其清貪者不忌其廉俾其惡去勝忌則皆知革心亦助化之一端也帝深

文苑英華 卷一百一十八

八

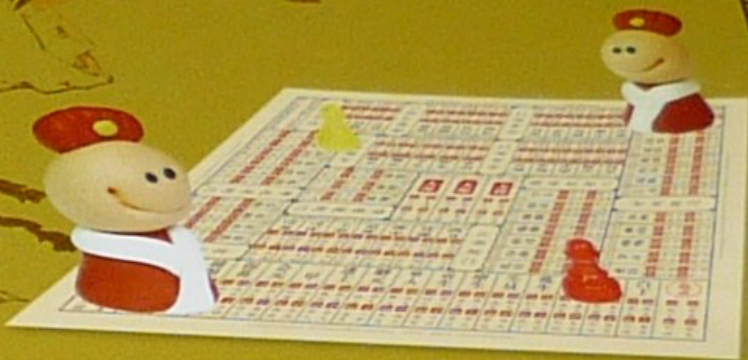
林



古代科举仕途

科举文化系列产品

# 知识棋



北京华图文化传播有限公司出品

公司销售部地址：北京市海淀区世纪城远大园5区4号楼3单元1B

电话：010-51988149/51988150









童生

德生員  
才滋生  
功業者  
朕不幼

身

德滋生  
才業者  
功業者  
朕不幼



德為尊  
尊為貴  
功為尊  
朕不幼



太師  
功成身退  
德高望重



太師  
功成身退  
德高望重



太師  
功成身退  
德高望重



凡行是圖用色子四顆而四為德兩六為才兩五為功兩三為良兩二為柔兩公為賦兩公帶有一四免行賦若三四五六為穿花已仕者作軍功舉貢生監作召試如大挑教習候選併主考學政同考大計項下各條並各差俱作一才如休致革留交部軍臺以及予告俱作軍功復任●凡起手時每人用牌一對以一張押本位遇有大計軍功各差另以一張押之以便查對過後收回每人曉局各出壹百籌存公以便各項支取●凡一二品過全四得王爵全六得公爵全五得侯爵全三得伯爵全二得子爵全公得男爵如太醫院欽天監在從二品上擲全色作正二品大賀不得論封●凡自三品以下及舉貢生監進士並各差優叙處分等處全四作四德全六作三德全五作兩德一才全三作兩德一功全二作兩德全公作一德一才●凡有願捐者京官至郎中止外任至道止每級五籌入公注京官捐外官准作加一級報捐如醫生天文生不願當者准其加捐醫生天文生已行者不准復捐如願下場者亦聽如舉貢生監遇勝錄教習等項不願當者聽其自便如貢生即照貢生行跡做此●凡京外各官屬員遇上司各出見禮五籌品級相當者免●凡過公差支公注五籌如在各差上過賍除追回公注外另從重罰十籌●凡總裁主考同考學政過賍除追回公注外另從重罰十籌●凡第一家大賀者在局各賀三十籌不再行得大賀在先者不必賀後得之家第二得賀者不必賀第三得之家餘皆做此局完所餘公注照股均分●凡大賀予告休致各照原品將本位之牌移押品級考上如尚書大賀押榮祿大夫上俟各家行完後視相去高下一級出五籌以次遞加如正一與從二相去三級出十五籌與正一者得如末後一家係按察即押通謀大夫不再行若在革留須捐復交部須贖罪方算品級如不捐復贖罪無級可較仍照每級五籌之例算級得買之家如賀者係從一應以十七級算凡詞科及鴻傳過德出身者俱作正途●筆帖式出身及經任滿缺者作滿員

粵稽唐虞建官惟百而有三考黜陟之條周官三百六十而有六計弊吏之典我國家陳綱立紀官制秩然誠萬古不易之經有志之士所當孜孜也今遵會典制為品級全圖備滿員漢員之制別正途異途之分非遊戲也誠使稽官階識資格展圖了然良有裨益至於知已偶來晴窗暇逸出是圖違典亦足繼雅歌投壺之韻事耳若官名間有遺漏運轉容有未週所望大雅君子起而訂正之實為厚幸也夫

品 級 六 殿 閣 內 廷



鳳翔木版年畫選

張仃題





送子



世興局

**狀元**  
與來出仕俱送  
童生  
白丁

**察首**  
監生  
生員  
廩生  
貢生

**舉人**  
解元  
進士  
二甲

**會元**  
探花  
榜眼  
狀元

**五品**  
五品  
五品  
五品  
五品

**六部衙門**  
尚書  
侍郎  
郎中  
員外  
主事  
司庫  
司務

**都察院衙門**  
都察院  
都察院  
都察院  
都察院

**京縣**  
京訓  
京典  
布政司衙門

**五品**  
五品  
五品  
五品  
五品

**京府**  
京府  
京府  
京府  
京府

**九卿衙門**  
九卿  
九卿  
九卿  
九卿

**參政**  
參議  
布政  
布政  
布政

**五品**  
五品  
五品  
五品  
五品

**外縣衙門**  
外縣  
外縣  
外縣  
外縣

**按察司衙門**  
按察司  
按察司  
按察司  
按察司

**總督**  
總督  
總督  
總督  
總督





同衙門者小與大送禮  
後與先送禮俱一分

外府衙門

德府尹才道台  
功府丞駐檢事

知府

德同知才知州  
功史筆駐評事

通判

德京輔才主事  
功守副駐京經

教授

德京輔才主事  
功守副駐京經

經歷

德京輔才主事  
功守副駐京經

巡檢

德京輔才主事  
功守副駐京經

驛丞

德京輔才主事  
功守副駐京經

外州衙門

德知府才參議  
功檢事駐京經

知州

德知州才主事  
功京列駐州判

州同

德州同才知縣  
功京丞駐訓導

州判

德州同才知縣  
功京丞駐訓導

學正

德知縣才檢計  
功京經履履

吏目

德照屬才司  
功上軍軍

童生

德照屬才司  
功上軍軍

案首

德照屬才司  
功上軍軍

監生

德照屬才司  
功上軍軍

翰林院衙門

德高書才知文  
功侍部郎正印

學士

德照屬才司  
功上軍軍

侍讀

德照屬才司  
功上軍軍

編修

德照屬才司  
功上軍軍

翰林院衙門

德高書才知文  
功侍部郎正印

學士

德照屬才司  
功上軍軍

侍讀

德照屬才司  
功上軍軍

編修

德照屬才司  
功上軍軍

外縣衙門

德知州才京列  
功通判駐學正

知縣

德知縣才京列  
功學正駐司檢

縣丞

德知縣才京列  
功學正駐司檢

訓導

德知縣才京列  
功學正駐司檢

主簿

德知縣才京列  
功學正駐司檢

典史

德知縣才京列  
功學正駐司檢

京府衙門

德府尹才巡檢  
功正印駐少卿

府尹

德府尹才正卿  
功參政履監察

府丞

德府尹才正卿  
功參政履監察

治中

德府尹才正卿  
功參政履監察

京判

德府尹才正卿  
功參政履監察

京經

德府尹才正卿  
功參政履監察

外省衙門

德總督才高書  
功都吏履巡撫

總督

德總督才高書  
功都吏履巡撫

巡撫

德總督才高書  
功都吏履巡撫

道台

德總督才高書  
功都吏履巡撫

按察司衙門

德按察才高書  
功府尹履府丞

按察

德按察才高書  
功府尹履府丞

副使

德按察才高書  
功府尹履府丞

檢事

德按察才高書  
功府尹履府丞

司獄

德府尹才高書  
功本營駐州同

評事

德府尹才高書  
功本營駐州同

寺副

德府尹才高書  
功本營駐州同

寺正

德府尹才高書  
功本營駐州同

少卿

德府尹才高書  
功本營駐州同

正卿

德府尹才高書  
功本營駐州同

九卿衙門

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政

德府尹才高書  
功本營駐州同

參政



新編 職官 年表

料資究研官職史歷

臺灣通志圖

料資究研官職史歷









境

以侍者

總才木居士  
情住過亭一

天上人間

焚稿

德警幻  
情大觀

才榮禧

懷馨

德警幻  
情大觀

才榮禧

選侍

德警幻  
情大觀

才鳳藻

遠適

德警幻  
情大觀

才榮禧

苦節

德警幻  
情大觀

才癡夢

入定

德警幻  
情榮府

才度恨

了緣

德警幻  
情大觀

才癡夢

皈禪

德警幻  
情大觀

才榮禧

籤悟

德警幻  
情榮府

才度恨

畫荻

德警幻  
情大觀

才榮禧

締姻

德警幻  
情大觀

才榮禧

遺愛

德警幻  
情榮府

才度恨

玉人不見

闌隱

德警幻  
情癡夢

才榮禧

雲外天香

黛玉

德焚稿  
情哭杖

才葬花

寶釵

德懷馨  
情拂蠅

才論畫  
過姑均薄命

元春

德選侍  
情省親

才賜和

探春

德遠適  
情製履

才徵社

湘雲

德苦節  
情卧茵

才爭咏

妙玉

德入定  
情美感

才辨琴  
過姑均薄命

迎春

德了緣  
情錯配

才結稿

惜春

德皈禪  
情懷信

才繪圖

熙鳳

德籤悟  
情惜屏

才承歡  
過姑均結怨

李纨

德畫荻  
情憶珠

才評詩

巧姐

德締姻  
情依劉

才認字

可卿

德遺愛  
情詭夢

才善運  
過姑均得一

我見猶憐

寶玉

德闌隱  
情砸玉

才題園



# 選佛圖

[Text columns at the top of the page]											
[Text columns in the upper middle section]											
[Text columns in the middle section]											
[Text columns in the lower middle section]											
[Text columns at the bottom of the page]											



別教聖位門

增上進學門

藏教位次門

法道進學門

第一學位

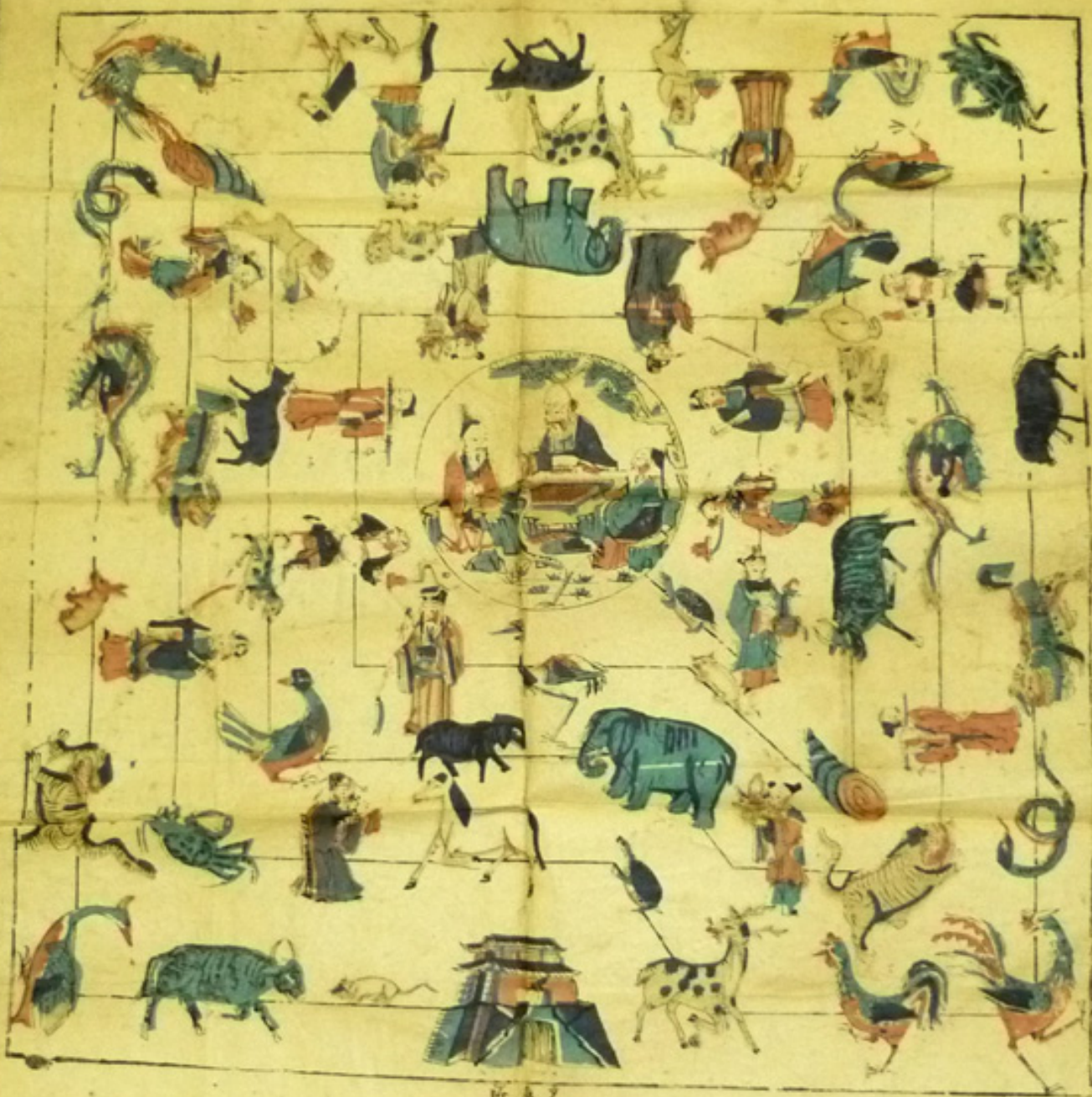
第二學位

第三學位

第四學位

第五學位









# 開王大吉



福祿壽祥

八仙賀祝



晋祿



加冠







加官進爵



加官進祿

書 吐 玉 麟



狀元遊街



喜 一 的 門 三 元 狀 元 的 父 是 九 子 登 連 竹 大 旗 兩 邊 豹 立 頭 錦 子 列 東 狀 元 府 公 出 府 元 狀 元 公 孫 賢 讀 五 經 進 考 場 中 頭 名 公 義









2007

# 科举学论丛

第一辑

上海中国科举博物馆 上海嘉定博物馆 编



线装书局